



品川区長期基本計画

平成21年度(2009年度)～平成30年度(2018年度)

品川区



輝く笑顔  
住み続けたいまち  
しながわ

# 品川区



品川区長期基本計画  
平成21年度～平成30年度  
(2009年度～2018年度)

平成21年4月

※古紙を配合した紙を使用しています。

輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ  
品川区長期基本計画

平成21年度(2009年度)～平成30年度(2018年度)

## 品川区民憲章

制定 昭和57年10月1日

品川区は、東に東京湾を擁し、西にはるか富士を望み、国際都市東京の表玄関に位して、江戸の昔から交易の拠点となり、我が国文化と産業の発祥地として、あまねく都民の心のふるさとであります。

わたくしたちは、この輝かしい歴史と伝統を誇りとし、文化の香り豊かな近代都市への発展を目指して、ここに区民憲章を制定いたします。

- 一、わたくしたちは、自由と平等を基本理念として、住民自治を確立し、進んで区政に参加します。
- 一、わたくしたちは、心の触れ合いを大切にして、互いに人権を尊重し、人間性豊かな環境をつくります。
- 一、わたくしたちは、古きよき歴史と伝統を守り、さらに生活文化を発展させ、これを後世に伝えます。
- 一、わたくしたちは、自然を大切にして、生活との調和をはかり、健康で豊かな区民生活を目指します。
- 一、わたくしたちは、自立と連帯の精神に支えられた、思いやりと生きがいのある地域社会をつくります。

# 輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ



交通の要衝 暮らしが息づく国際都市 品川区



品川のまちに根ざす伝統と文化、歴史  
(小山神輿連合会の夜間渡御)



様々な区民の手で作る勝島運河護岸のお花畑  
(しながわ花海道プロジェクト)

## 新品川区長期基本計画の 策定にあたって



このたび、平成21年度から平成30年度までの10カ年を計画期間とする新たな品川区長期基本計画を策定いたしました。この計画は、昨年策定した品川区のまちづくりのための区民と区との共同指針である品川区基本構想を実現するためのものです。

策定にあたり、学識経験者、各団体の代表の皆さま、公募区民や区議会議員の方々の参加を得た品川区長期基本計画策定委員会にて自由闊達な議論が行われました。そこから、生活に根付いた意見や様々な活動の中から得られた考えなどが出され、いろいろな角度からの意見を盛り込んだ長期基本計画素案の答申をいただきました。

また、事業所3,000社にお願いしました昼間区民世論調査の結果や、一昨年区民6,000人にお願いしましたアンケート調査結果などを参考にし、より多角的なご意見を踏まえたものとなりました。さらにタウンミーティングや区政モニター集会にて幅広い視点での議論、パブリックコメントでは300件を超えるご意見をいただきました。

審議にご努力をいただいた策定委員会の委員の方々をはじめ、いろいろな場面で貴重なご意見をお寄せくださいました皆さまに対し、厚くお礼申し上げる次第です。

この長期基本計画は、区民の皆さまと共につくり上げた計画であり、品川区にとって大きな力となるものです。品川区のまちの底力である「国際都市東京の表玄関としての地の利」、「品川のまちに根ざす伝統と歴史」、「品川区民の皆さまの元気とやる気」をこの計画をもとにまちづくりに活かしていきたいと考えています。

私はこれからの区政運営において、基本構想の大方針のもとで、「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現をめざし、この長期基本計画を誠実に実行していくことが使命と考えておりますので、区民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

平成21年4月

品川区長 濱野 健



品川区長期基本計画策定委員会  
委員長 青山 侑  
(明治大学大学院教授)

品川区は20年ぶりに基本構想をつくり変え、その具体的な内容を示す長期基本計画をつくりました。

基本構想は、品川区の新たな都市像を「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」としています。昼夜間人口比率が約1.5すなわち夜間人口の1.5倍もの人がここで働き、あるいは訪れています。活気に溢れ国際性に富んで発展するまちは、多くの人に働く機会をもたらすとともに、福祉や教育、まちづくりのための財源を確保します。そういうまちでこそ、人々の笑顔が輝き、住み続けたいと思うでしょう。

この都市像をめざして、基本構想は「暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる」「伝統と文化を育み活かす品川区をつくる」「区民と区との協働で、『私たちのまち』品川区をつくる」という3つの基本理念を示しています。この基本理念の内容を説明しましょう。

### 1 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる

品川区はもともと都心に近く、商工業の立地に有利なうえに、品川駅に東海道新幹線が止まるようになり、羽田空港の国際化が進むなど、国際都市東京の表玄関としての機能がますます強くなっています。

品川区の良いところは、そうして国際都市としての機能が強くなる一方で、良好な住宅地が確保され近隣商店街が栄え、生活都市としての機能が守られていることです。

中世ヨーロッパの都市は、国王の権力から都市同士の通商の自由を守り、都市を振興させ、自分たちの事業と生活を確保するために発達しました。ロンドンのシティの区役所をシティホールと呼ばず今でもギルドホール(同業組合事務所)と呼ぶのもそういう歴史があるからです。

「暮らしが息づく国際都市」は、品川区の国際都市としての機能が発展していくことが区民生活の向上をもたらすまちをつくっていくという考え方を示しています。

基本構想は、品川区の都市像を「だれもが輝くにぎわい都市」「未来を創る子育て・教育都市」「みんなで築く健康・福祉都市」「次代につなぐ環境都市」「暮らしを守る安全・安心都市」という5つの分野にまとめました。

この都市像はいずれも、経済と社会、社会資本と社会保障、都市と生活が、互いに高めあう、区民にとって理想的な関係を築いていくことを表現しています。

### 2 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる

荏原や大井という地名は、1000年以上も前から古文書に記録されています。品川は江戸をつくった太田道灌の拠点でした。今も昔も人の移動そして情報や物流の拠点となっています。そういう地域特性から、豊富な伝統と文化が育ってきました。

伝統とは、単なる歴史ではなく、誇ることができる歴史のことです。品川区は、今でも全国の自治体に対して先駆的な政策を発信する自治体として知られています。基本構想は、そういう誇ることができる品川区の伝統と文化を育み活かしていくことをめざしています。「未来を創る子育て・教育都市」は、子どもたちが品川区の伝統と文化に誇りをもつところから始まります。

観光は21世紀日本の基幹産業のひとつになります。観光振興のためには英語表記や広告宣伝、もてなしの心も大切ですが、それだけでは人は来ません。観光は、光(文化)を観(み)ると書きます。本質的な魅力がそこにあると人が見にくるのです。豊富な伝統と文化を有し、交通の結節点にある品川区は、日本の観光の核となる地域です。

品川区の区民自身が「住み続けたいまち」と思う、魅力的なまちをつくっていくことが観光振興にもつながります。「伝統と文化を育み活かす品川区をつくる」という基本理念は、「子育て・教育都市」をはじめ「にぎわい都市」「健康・福祉都市」「環境都市」「安全・安心都市」という5つの分野の都市像全体を通じて実現していくこととなります。

### 3 区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

品川区の基本構想は、今後も増え続け複雑になっていくたくさんの課題に対して、区民と区との協働によって取り組んでいこうという考え方をとっています。協働の「協」という字は、たくさんの力を合わせることを意味します。「働」は、知恵や口を出すことに加え、自ら行動することを意味します。

すなわち協働は、区民と区とが互いに知恵や力を出し合うことを意味します。

自助・共助・公助という言葉があります。自助は自分でできることは自分でする、共助は皆で助け合う、公助は税で役所が行う、という意味です。協働は、自助・公助はきちんと行いながら、共助を育んでいこうという考え方です。

これから増えていく課題に対しては、まちづくり、教育、福祉、環境、安全、その他いずれをとっても、地域で区民の活動を主体に取り組んでいくことが大切です。品川区には、永く受け継がれてきた地域の助け合いの伝統があります。基本構想と長期基本計画も、多くの区民の協力を得てつくられました。品川区だからこそ、区民と区との協働による地域の発展を全国に発信していくことが期待されています。

平成21年4月

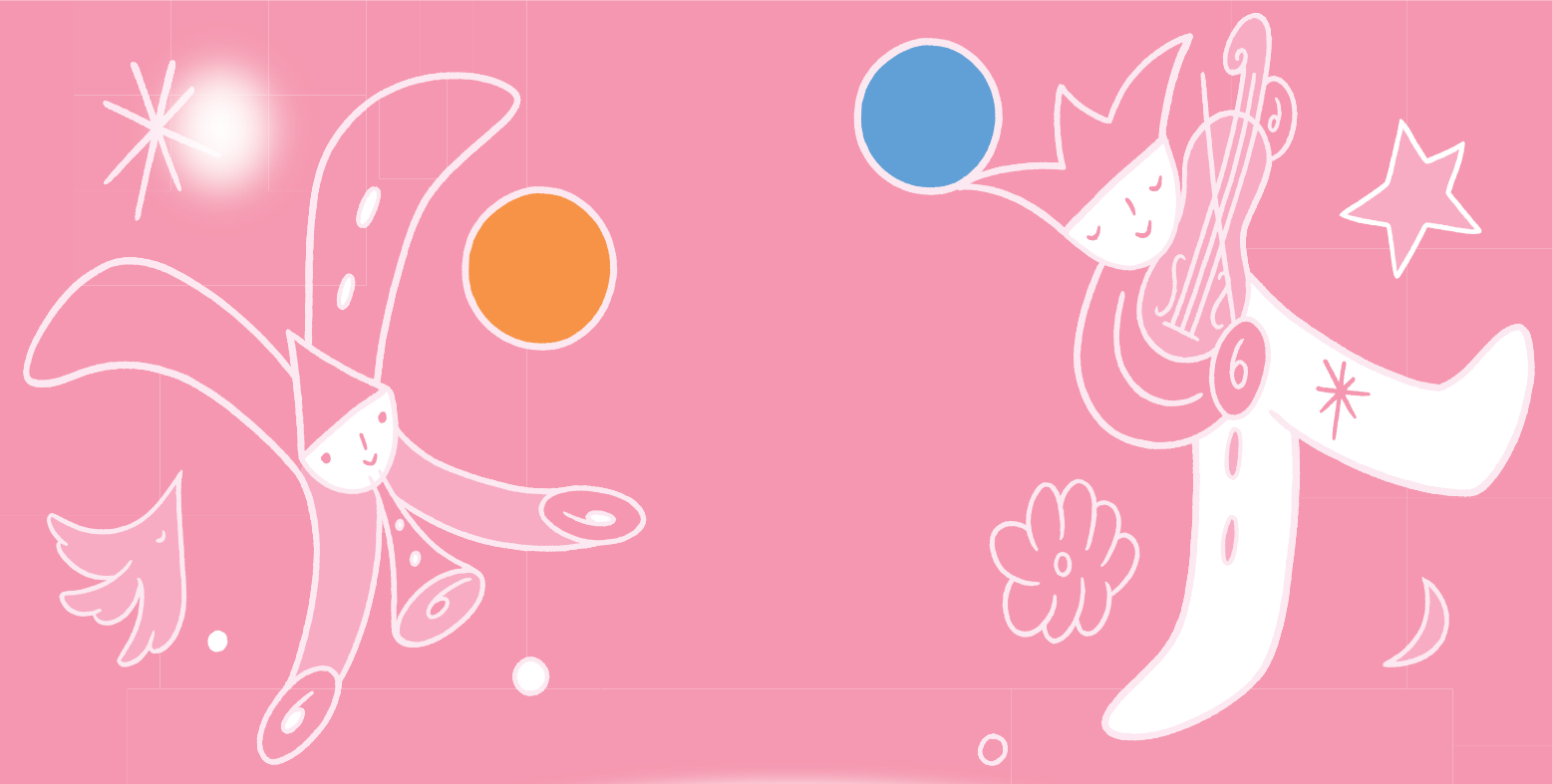


長期基本計画案答申

# 目次

新品川区長期基本計画の策定にあたって	品川区長 濱野 健
(特別寄稿)「輝く笑顔 住み続けたいまちしながわ」をめざす3つの基本理念	品川区長期基本計画策定委員会 委員長 青山 侑
<b>第1部</b>	
3つの理念と5つの都市像実現プロジェクト	1
<b>第2部</b>	
<b>第1章 基本構想の実現をめざして</b>	
1.長期基本計画の策定	16
2.計画の基本	17
3.計画の位置づけ	18
4.計画の期間	19
<b>第2章 品川区の現状と主要課題</b>	
1.区の概要と変化の動向	
(1) 人口の動き	22
(2) まちのようす	24
(3) 区民の声	26
2.この計画における主要課題	
(1) 地域活動・産業振興	27
(2) 子育て・教育	28
(3) 健康・福祉	29
(4) 環境・景観	30
(5) 安全・安心	31
<b>第3章 新しい都市像の実現に向けて</b>	
施策の体系	34
1.だれもが輝くにぎわい都市	37
1-1 区民活動が活発な地域社会を築く	38
1-2 産業の活性化を図る	42
1-3 都市型観光を推進する	50

1-4 伝統と文化の継承と発展を図る	53
1-5 生涯学習・スポーツを振興する	58
1-6 国際交流を推進する	64
<b>2.未来を創る子育て・教育都市</b>	69
2-1 子育て、親育ちを支援する	70
2-2 学校教育の充実を図る	78
2-3 次代を担う青少年を育成する	84
2-4 平和で人権が尊重される社会をつくる	88
<b>3.みんなで築く健康・福祉都市</b>	93
3-1 区民の健康づくりを推進する	94
3-2 高齢者福祉の充実を図る	101
3-3 障害者福祉の充実を図る	114
3-4 地域福祉を推進する	122
<b>4.次代につなぐ環境都市</b>	129
4-1 水とみどりの豊かな都市をつくる	130
4-2 やすらぎとにぎわいの都市景観を形成する	138
4-3 環境再生のまちをめざす	141
4-4 環境コミュニケーションを充実する	149
<b>5.暮らしを守る安全・安心都市</b>	155
5-1 災害に強いまちをつくる	156
5-2 魅力的で住みよい市街地を整備する	165
5-3 便利で安全な交通環境をつくる	171
5-4 区民生活の安全を確保する	178
<b>第4章 区政運営の基本姿勢</b>	
6-1 協働による区政運営を推進する	184
6-2 行政改革を継続的に推進する	188
6-3 基礎自治体としての基盤を確立する	193
<b>第3部 地区別計画</b>	197
<b>第4部 財政計画</b>	209
<b>付属資料</b>	213
( 品川区の財政状況・第18回 品川区世論調査あらまし・品川区基本構想・ 品川区長期基本計画策定委員会審議経過・品川区長期基本計画策定委員会委員名簿 )	



第 1 部

3つの理念と  
5つの都市像実現プロジェクト



## 基本構想の **3** つの理念

暮らしが息づく国際都市、  
品川区をつくる



大井どんたく(国際交流フェスタ)

伝統と文化を育み活かす  
品川区をつくる



国指定重要無形民族文化財「江戸の里神楽」

区民と区との協働で、「私たちのまち」  
品川区をつくる



災害時要援護者避難誘導ワークショップ



NPOが運営する「みんなの食育ステーションin大井」

### 国際都市東京の表玄関としての地の利

生活都市と国際都市の両面をもつ个性的な都市となる地勢上の優位性を十分発揮し、暮らしやすさと繁栄のための政策を推進します。

#### 主な事業

- 外国人の暮らしの支援事業の実施
- 国際都市・品川区にふさわしいまちなみ整備
- 国際都市・品川区をめざした庁内体制づくり
- 地域と在住外国人との交流促進
- 姉妹・友好都市交流の推進
- 産業振興分野での都市間交流
- アジアの大都市との交流
- 都市活性化拠点の形成
- 新しいサイン計画の策定

### 品川のまちに根ざす伝統と文化

由緒ある伝統・文化を育む活動を支援し、新しい文化とともに次代に引き継いでいきます。

#### 主な事業

- 文化芸術・スポーツ振興ビジョンの策定
- 品川区芸術祭の実施
- 文化芸術拠点施設の整備
- 新修「品川区史」の刊行
- 子どもへの伝統文化の普及
- 文化財・伝統文化の活用
- 地域スポーツ活動の充実
- 景観まちづくりの推進
- 都市景観形成事業の推進

### 品川区民の元気とやる気

社会参加意識の継続的な発展をめざして、協働によるまちづくりを進めます。

#### 主な事業

- 町会・自治会活動の支援
- 協働のしくみづくり
- すまいるスクールの充実
- 認知症サポーター制度の充実
- コミュニティレストランの整備
- 区民や地域と進める介護予防事業の充実
- 孤立死防止など地域での見守り体制のしくみづくり
- 企業の社会貢献活動との連携
- ふれあいサポート活動の推進
- ほっとサロンの拠点整備
- 資源の集団回収の促進
- 自然再生活動の推進(蝶の道プロジェクト)
- 早川町里山再生事業の推進
- 涼しさ回復プロジェクトの充実
- 災害時要援護者の支援
- 区民の自主的なまちづくりの支援
- 地域住民が主体となった防犯対策の推進
- 子どもを見守る地域ネットワークの拡充
- 地域情報の収集と発信の充実

# だれもが輝くにぎわい都市

## 産業の活性化

### 大崎駅周辺ものづくり産業支援施設の開設



ものづくり産業支援施設イメージ

大崎駅周辺の再開発地域に東京のものづくり産業を先導するビジネスサービスセンターをはじめとして、多様なビジネス支援を展開する施設を開設するとともに、多くのエンジニア等が交流する「(仮称)大崎ビジネススクエア」の創設をめざします。(平成25年オープン予定)

- ◆ビジネスサービスセンター
- ◆レンタル会議室
- ◆創業支援型オフィス
- ◆試作研究型エンジニアオフィス
- ◆多機能型ホールなどを設置する予定です。

### 海外取引の支援



海外での展示会等の様子

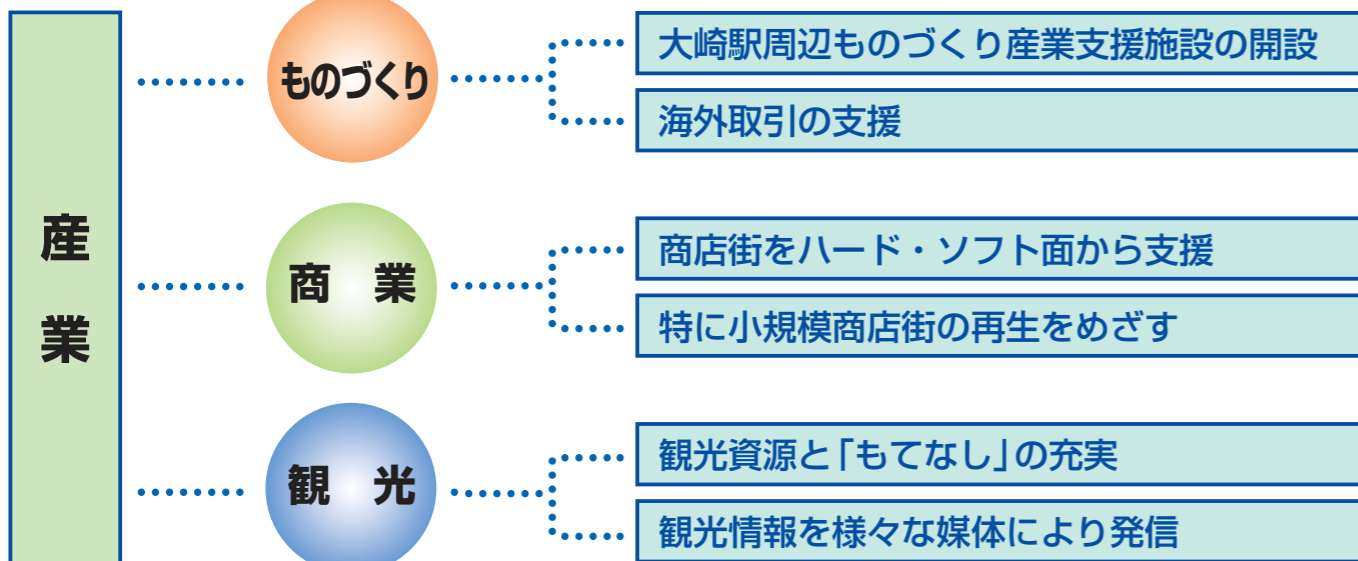
自社製品パンフレットの翻訳や通訳の派遣等、海外取引に関する総合的なサポートを提供するとともに、特にアジア地域を中心とした海外市場の販路開拓を支援します。

### 小規模商店街再生モデル事業



商店街でのイベントの様子

お客様のニーズを調査・分析し、そのニーズに対応できる小規模商店街の機能回復と活気づけに向けた取り組みを総合的に支援します。



## 文化芸術・スポーツの振興

### 文化芸術・スポーツ振興ビジョンの策定

- ◆区民の文化芸術・スポーツ活動を総合的に支援
- ◆文化芸術・スポーツを担う人材の育成
- ◆文化芸術・スポーツ顕彰の実施
- ◆施設の充実
- ◆産業との連携
- ◆創造・発信拠点の整備
- ◆まちづくりに活かす
- ◆伝統芸能の保存育成



五反田地区教育総合施設完成予想図

### 施設の拡充

#### ●五反田地区教育総合施設 (平成22年10月 オープン予定)

- ◆五反田文化センター
- ◆五反田図書館
- ◆第一日野小学校
- ◆幼保一体施設
- ◆教育センター

※小学校と幼保一体施設は平成22年4月開校・開設予定



#### ●区民活動交流施設(旧八潮南小学校跡) (平成22年度 オープン予定)

- 幅広い世代に対応した生涯学習・スポーツ活動拠点
- 多様な区民活動等の拠点

#### ●文化芸術・スポーツ活動拠点施設(平塚小学校跡) (平成24年度 オープン予定)

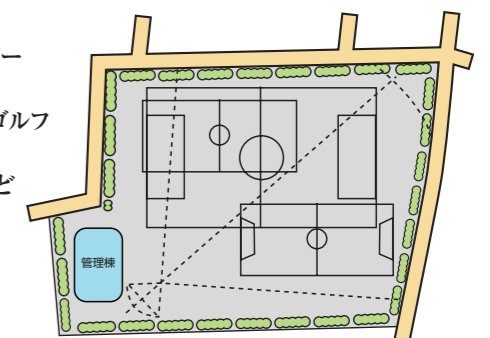
- ◆舞台・ホール
- ◆イベントホール
- ◆スポーツ室
- ◆防災広場
- ◆会議室
- ◆幼保一体施設
- ◆などの複合施設



平塚小学校跡施設 整備イメージ図

#### ●多目的広場(荏原平塚中学校跡) (平成23年度 オープン予定)

- 少年野球
- 少年サッカー
- フットサル
- グラウンドゴルフ
- 防災広場
- など



荏原平塚中学校跡多目的広場 整備イメージ図

すべての子どもたちの健やかな成長を

妊娠期	就学前	小学生	中・高生
<p><b>保育園・幼稚園</b> チャイルドステーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て体験（乳幼児の在宅子育て支援）</li> <li>● 子育てプラン</li> </ul>	<p>● 乳幼児教育の充実 ● 保幼小交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼保一体施設の設置推進</li> <li>● 乳幼児育成の充実 （専門講師による指導 ・保育課程の作成と研修の充実）</li> <li>● 短時間就労対応型保育 ● 預かり保育</li> <li>● 多様な保育サービス （延長保育・夜間保育・休日保育・年末保育 ・病児保育・病後児保育）</li> <li>● 育児休業後の入園予約制度 ● 一時保育</li> <li>● オアシスルーム ● 地域交流室</li> <li>● 地域子育て支援センター</li> <li>● 親育ち支援の促進（のびのびダイアリーの活用）</li> <li>● キッズ館の設置推進</li> </ul>	<p>● 小中一貫教育の推進</p> <p>● すまいるスクール</p>	
<p><b>児童センター</b> チャイルドステーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 登録して交流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談機能の充実</li> <li>● 親育ち支援（親育ちワークショップ・父親の子育て参加促進事業・中高生と赤ちゃんとのふれあい事業・大学出張セミナー）</li> <li>● 食育 ● ティーンズプラザの充実</li> </ul>	 <p>ティーンズミュージカル(ティーンズプラザ富士見台)</p>	
<p><b>保健センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 二人で子育て ● マタニティクラス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て安心事業 ● すくすく赤ちゃん訪問</li> <li>● 親子健康支援クラス ● 乳幼児健診</li> <li>● ツインキッズ(多胎児クラス)</li> </ul>		
<p><b>地域</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ファミリー・サポート活動 ● 子育て交流ルーム</li> </ul>		
<p><b>経済的支援</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもすこやか医療費助成</li> <li>● すこやか児童手当</li> <li>● 私立幼稚園入園料・保育料助成</li> <li>● 認証保育所保育料助成</li> </ul>		
<p><b>虐待防止</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こども家庭あんしんねっと協議会（・全体会・地域分科会・ケース会議）</li> <li>● 虐待防止支援訪問</li> </ul>		

### ■ 小中一貫教育の推進



荏原西地区小中一貫校完成予想図

#### ● 施設一体型小中一貫校の開設

平成18年 日野学園（大崎地区）  
平成19年 伊藤学園（大井地区）  
平成20年 八潮学園（八潮地区）

#### 開設予定

荏原西地区小中一貫校  
品川地区小中一貫校  
荏原東地区小中一貫校

#### 小中一貫教育要領

● 施設分離型連携校での取り組み

#### 区独自採用教員

#### 確かな学力の定着

基礎・基本／学ぶ意欲

#### 豊かな社会性・人間性の育成／市民科

人間関係／規範意識

#### 一人ひとりの発達段階を踏まえた指導の充実

#### 特別支援教育の推進



中学生の小学生への読み聞かせ（日野学園）

### ■ 良好な教育環境づくり

#### ◎ 安全対策

近隣セキュリティシステム・83運動

#### ◎ 施設整備

プール整備・校庭整備等を計画的に実施していきます。

#### ◎ 校舎改築・耐震化

計画的に実施していきます。



運動会（伊藤学園）

チャイルドステーション



チャイルドステーションは保育園・幼稚園・児童センターの愛称です。育児についてのいろいろな相談を行っています。また、授乳やおむつ交換などの場所としてご利用ください。



子どもからお年寄りまで健康で住み続けるために

自助・共助・公助のしくみづくり

3つの理念と5つの都市像実現プロジェクト



介護予防のためのトレーニング(いきいきラボ関ヶ原)

### 高齢者

- 在宅介護支援システム
- 一人暮らし等高齢者支援
- 小規模多機能型居宅介護サービス
- 虐待防止ネットワークの推進
- 外出支援サービス
- 介護予防

### 住まい・施設

- 要介護高齢者のための住まい(ケアホーム)
- 認知症高齢者グループホーム
- 特別養護老人ホーム
- 老人保健施設
- 高齢者住宅
- 住情報センター



西大井ほっとサロン

### 助け合い

- コミュニティレストラン
- 認知症サポーター
- 孤立死防止のための見守り
- 地域福祉の担い手との連携
- ふれあいサポート
- ほっとサロン
- 成年後見センター

### 障害者

- 相談支援
- 地域における障害者の居住支援
- 障害者自立訓練センター
- 重度障害児・者の療育支援体制
- 障害者地域生活サポート事業
- 災害時助け合いシステム
- 就労機会の拡充

### ひとり親

ひとり親家庭・就労支援

### 子ども

- 小児夜間診療の充実
- 子ども発達支援事業



高齢者とふれあい  
グラウンドゴルフ(浜川小学校)

### 生きがい

- シルバー人材センター
- サポしながわ
- 趣味やボランティアによる社会参加
- 世代間交流・子どもとの交流

### 人材

- 福祉カレッジ
- 福祉人材ネット

### まちづくり

- すべての人にやさしいまちづくり
- ユニバーサルデザイン
- 道路バリアフリー



55歳からの無料職業紹介所  
サポしながわ

### 健康

- 地域健康づくり
- 各種健康塾
- 食の安全
- 食育を通じた健康づくり
- 成人歯科健診
- 健康診査・保健指導
- 各種がん検診
- 新型インフルエンザ対策
- 結核・その他感染症対策
- 難病対策
- こころのケア
- かかりつけ医・歯科医・薬局
- 医療安全支援



シルバー成年式での輪投げ体験



東大井地域密着型多機能ホーム・品川保育園(外観イメージ)



敬老の日、祖父母との交流会(清水台保育園)



# 次代につなぐ環境都市

### 環境にやさしく水とみどり豊かな品川区にするために

#### 蝶の道プロジェクト

大都市では希少となりつつある蝶の生息環境づくりを行ない、蝶を増やす活動により都市の自然を再生します。



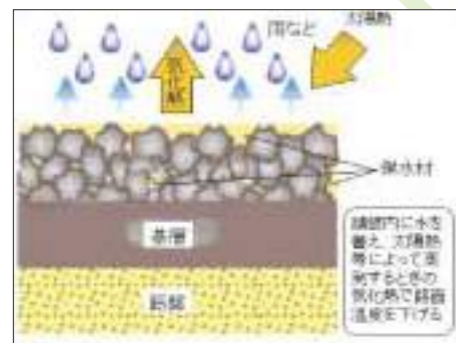
ジャコウアゲハの幼虫が見つかった (鯉浜小学校)



ジャコウアゲハの成虫

#### 涼のみち整備事業

ヒートアイランド現象の緩和に向け、舗装表面の温度上昇を抑えられる保水性舗装・遮熱性舗装を進めます。



保水性舗装イメージ

#### みどりと花のあるまちづくり

##### ◆みどりと花のボランティア

地域の公園や道路にさらに親しみと愛着をもっていただくために、区民の自主的な公園や道路の清掃、土と直接ふれあえる花壇管理を進めます。



みどりと花のボランティア (五反田公園)

#### しながわ打ち水大作戦

エネルギー使用量が大きくなる夏期に、伝統的な「打ち水」で涼をとる取り組みを通じて、区民が地球温暖化・ヒートアイランド現象を考える機会とします。



山王銀座商店街での打ち水

#### プラスチック製容器包装の回収

新たに開始した汚れていないプラスチック製容器包装と蛍光灯の資源回収を推進します。



資源回収の様子 (大崎地区)

#### 目黒川・立会川の水質改善対策の推進

##### ●立会川 浄化対策実施前



##### ●浄化対策実施後



ニオイも改善されました

#### 景観まちづくり推進事業

区内全域で良好な景観形成を誘導するために、品川区が景観行政団体となり「景観計画」を策定し、区民とともに有効性のある取り組みを進めます。

- 景観計画、景観条例、地区計画の策定
- 地区景観ルールの策定 (5地区程度)
- 景観シンポジウムの開催

##### <有効性>

- ①地区の特性を活かした快適でうるおいのある都市景観の形成
- ②シンポジウム等の開催による景観まちづくり意識の醸成



旧東海道界わいの路地の石畳

#### 自然エネルギーの活用

地球温暖化対策を進めるため、太陽エネルギーの見本市を開催するほか、住宅での太陽光発電設備を助成します。



太陽光パネル (品川区資源化センター 八潮1丁目)



# 暮らしを守る安全・安心都市

「災害に強いまち」 「犯罪から区民を守る」

「安全で便利な交通網」 「市街地整備」

3つの理念と5つの都市像実現プロジェクト

## ■ 災害に強いまちをつくります

- ★建物が倒れない、燃え広がらないまちづくり
- ★地域の防災力強化



道路拡幅整備と不燃化促進(百反通り坂上)



消防訓練  
(大崎中学校の生徒による放水訓練)



防災広場の整備  
(弁天通り公園 中延5丁目)



耐震相談  
(まちづくり事業展 平成20年)

## ■ 安全で便利な交通網を整備します



東急目黒線連続立体交差事業



補助第205号線  
歩車分離により交通の安全性が向上  
(西大井1丁目光学通り)



交差点改良  
(交差点の色付け・  
停止線前のすべり止め  
舗装 戸越5丁目)



参加体験型高齢者交通安全教室(大井競馬場)

## ■ 先進の技術と体制で区民を犯罪から守ります

子どもを見守る「まもるっち」(芳水小学校)・「83運動」



「83運動」ポスター

まちを見守る「我が町パトロール」  
(荏原地区)



## ■ 魅力的な市街地整備を推進します

- ★都市活性化拠点や地域生活拠点の形成など地域特性を活かしたまちづくり



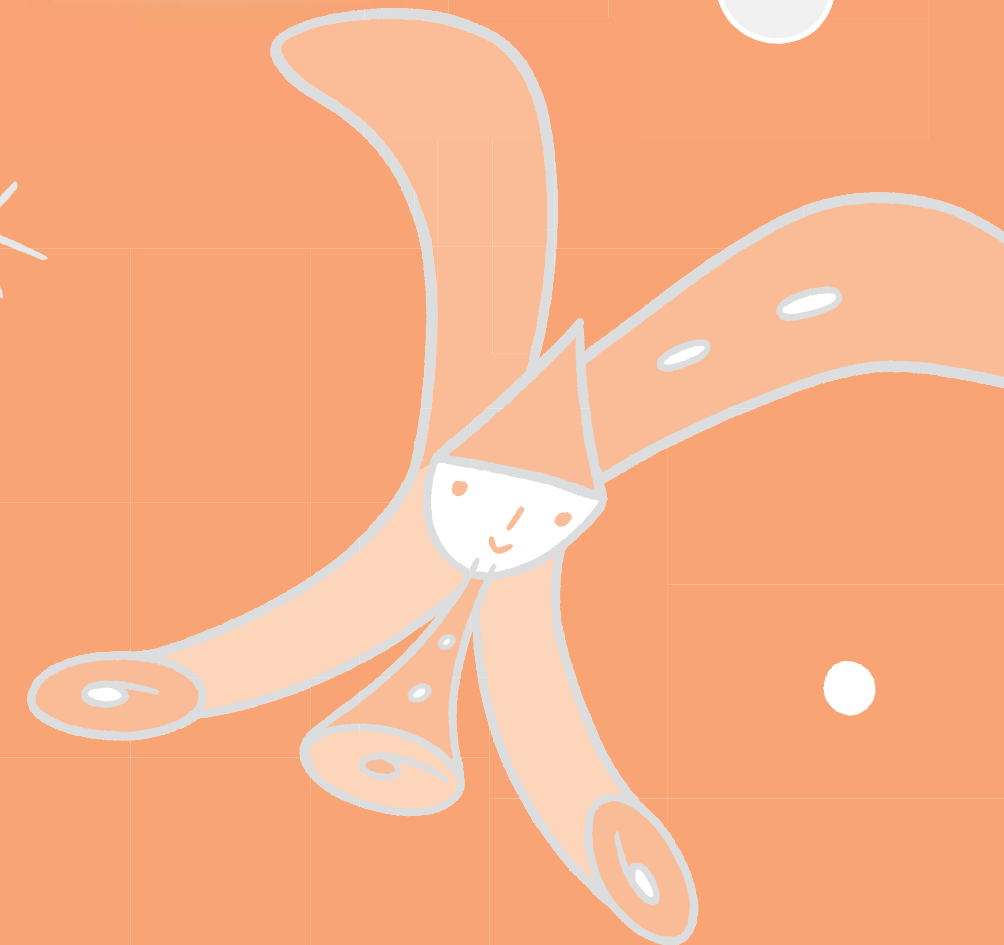
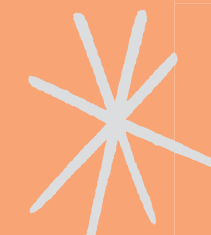
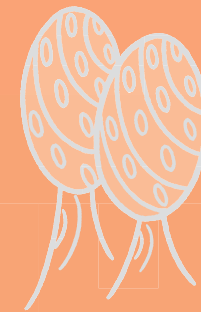
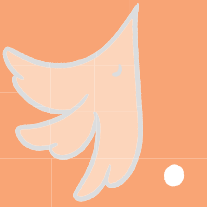
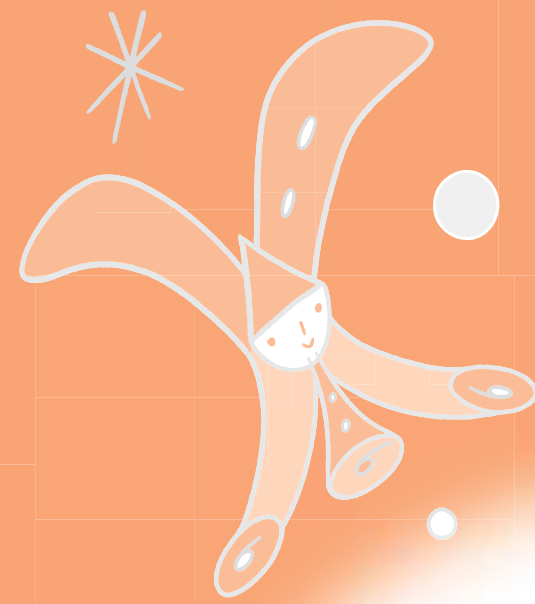
大崎副都心の整備



## 第2部

---

### 第1章 基本構想の実現をめざして



# 1. 長期基本計画の策定

品川区は、昭和63年(1988年)4月に「品川区基本構想」を定め、その後第二次、さらに第三次品川区長期基本計画を策定し、「平和で活力ある緑ゆたかな住みよいまち」の実現に向けた施策を着実に進めてきました。代表的な例として、近隣セキュリティシステム<sup>\*1</sup>や小中一貫教育<sup>\*2</sup>などの先進的な事業が挙げられます。

一方、この間区政を取り巻く社会・経済環境は大きく変化してきました。もっとも大きな変化の1つとして、人口減少社会の到来が挙げられます。わが国全体での人口はいよいよ減少局面を迎えています。都区部では、バブル経済の崩壊により、都心回帰の傾向が強まったことから、近年人口増加の傾向が見られますが、長期的には人口の減少が予測されています。加えて、少子高齢化は引き続き進行しており、品川区でも平成26年(2014年)には高齢者人口が21%を超える超高齢社会の到来が予測されています。こうしたことから、子育て環境の整備をはじめとした、少子化対策を進めるとともに、高齢化による福祉ニーズへの対応や健康政策の充実などが、より大きな課題となっています。

また、阪神・淡路大震災以降、都市の防災に関する意識が急速に高まってきました。加えて平成14年(2002年)頃までの急激な犯罪の増加や凶悪化などにより、区民の不安感が増大しており、安全・安心に対する意識の高まりが見られます。このため、引き続き区民の安全・安心を確立するための方策が求められています。

さらに、環境問題は深刻さを増し、地球温暖化対策や省エネルギーの推進などに対する区民の関心が高まっています。この政策分野は区民一人ひとりのライフスタイルとも密接に関連することから、区民や企業などとの連携による政策の推進が重要な課題となっています。

一方、日本の経済は、バブル経済の崩壊後の長い低迷から脱却し、平成14年(2002年)以降、景気回復が続いてきましたが、平成20年(2008年)の半ばからは後退局面が顕著になり、先行きの不安感が広がっています。

このような社会経済の動向に加えて、「新しい公共」<sup>\*3</sup>といった概念が注目されるなど、区民や企業が地域社会において果たすべき役割が大きくなっています。品川区内でも、新しいボランティアやNPO<sup>\*4</sup>、企業の社会貢献活動が盛んになっており、こうした活動とともに、地域コミュニティの核としての町会・自治会活動を支援して、区とともに地域の課題の解決を図ることが求められています。

品川区は、こうした社会経済環境の変化とこれからも守るべき伝統や文化、助け合いの心などの普遍的価値を踏まえて、平成20年(2008年)4月に、区民と区との共同指針として新しい基本構想を策定しました。

この基本構想では、「輝く笑顔 住み続けたいまちしながわ」を将来像とし、「暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる」「伝統と文化を育み活かす品川区をつくる」「区民と区との協働」<sup>\*5</sup>で、『私たちのまち』

品川区をつくる」の3つを基本理念として品川区が今後進むべき方向を示しています。また、将来像を具体化した5つの都市像として、「だれもが輝くにぎわい都市」「未来を創る子育て・教育都市」「みんなで築く健康・福祉都市」「次代につなぐ環境都市」「暮らしを守る安全・安心都市」を掲げています。

これらの都市像を、3つの基本理念のもとで着実に推進していくため、基本的な政策や具体的な施策の方向を明らかにするものとして、この長期基本計画を策定します。

# 2. 計画の基本

「品川区基本構想」は、3つの基本理念として、品川区の力の源泉を示しています。

第1の理念「暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる」

生活都市と国際都市の両面をもつ個性的な都市となる地勢上の優位性

第2の理念「伝統と文化を育み活かす品川区をつくる」

由緒ある伝統・文化とそれを次代に伝える新しい可能性

第3の理念「区民と区との協働で、『私たちのまち』品川区をつくる」

町会・自治会をはじめとする多くの社会貢献活動が活発に展開されている自発性と自主性

この長期基本計画は、これらの力をさらに発展させつつ、基本構想の定める「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」をめざして、次の5つの都市像を実現するための道筋を示すものです。

- 第1の都市像 **だれもが輝くにぎわい都市**
- 第2の都市像 **未来を創る子育て・教育都市**
- 第3の都市像 **みんなで築く健康・福祉都市**
- 第4の都市像 **次代につなぐ環境都市**
- 第5の都市像 **暮らしを守る安全・安心都市**

この5つの都市像の実現に向けて、この計画では、第3章以降で具体的な施策の内容を明らかにします。

※1： **近隣セキュリティシステム** 区内全小学校に防犯ブザー付緊急通報装置（通称：まもるっち）を配布し、通報時に近くの協力者が駆けつけ、子どもの安全を確認する品川区独自のシステムです。

※2： **小中一貫教育** 様々な課題が浮き彫りとなっている義務教育6-3制を児童・生徒の現状から捉え直し、小・中学校の壁を克服した9年間の系統的・継続的な教育内容で「確かな学力」と「豊かな人間性」を育む品川区独自の教育です。

※3： **新しい公共** 行政への住民、市民団体の人材の登用や、公共サービスの市民団体への委託、市民団体が行う公益的活動の促進・支援など、市民が主体的に公共サービスの担い手となる取り組みです。

※4： **NPO** NonProfit Organizationの略で、一般に営利を目的としない民間の団体を指します。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

※5： **協働** 区民、町会・自治会、企業、NPO・ボランティア団体、区などの様々な主体が、お互いの立場や特性を尊重し合いながら、連携・協力して継続的にまちづくりを進めることです。

これからは、地域における教育、福祉、環境、まちづくり、安全など様々な課題に対する取り組みにおいて、地域の区民活動が主役になると考えられます。



園児と東京湾



北の天王祭



夕暮れのゲートシティ

（「ちょっと素敵なしながわのまち」写真コンクール参加作品）

### 3. 計画の位置づけ

この計画は、基本構想を実現するためにどのような施策をどのようなスケジュールで推進するかということについて、その基本を定めたものであり、区政運営の指針であるとともに、総合実施計画の上位計画となるものでもあります。また、国や都、民間団体などが品川区に関わる事業を進める際には、この計画はその

指針となります。

なお、この計画の中には、事業の性格上、区の権限外のものも含まれていますが、区民の生活にも大きな影響を与えることが予測されるものについては、事業主体に対する要請として取りまとめています。

#### 基本構想

区の将来像と基本方針を明らかにしたもので、長期基本計画と総合実施計画の指針となるものです。

基本構想は、

「輝く笑顔 住み続けたいまちしながわ」をめざして、次の3つの理念を掲げています。

- 1.暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる
- 2.伝統と文化を育み活かす品川区をつくる
- 3.区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる



#### 長期基本計画(10年間)

基本構想を具体化するために行う施策と、実現の方向を明らかにしたもので、次の5つの都市像を掲げています。

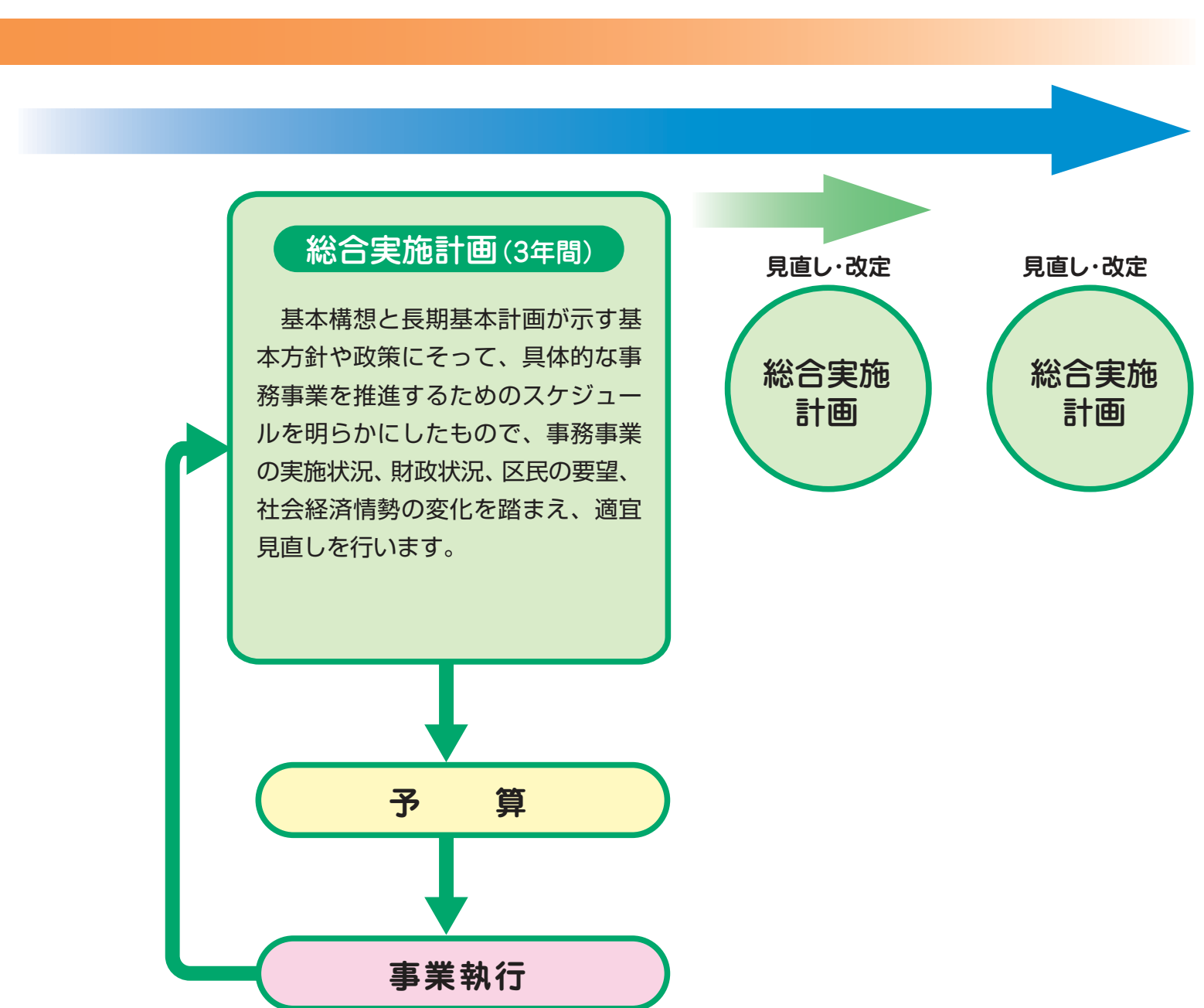
- 1.だれもが輝くにぎわい都市
- 2.未来を創る子育て・教育都市
- 3.みんなで築く健康・福祉都市
- 4.次代につなぐ環境都市
- 5.暮らしを守る安全・安心都市



### 4. 計画の期間

この計画は、平成21年度(2009年度)を初年度とし、平成30年度(2018年度)を目標年度とする向こう10年間の計画です。また、社会経済環境の変化に

迅速かつ柔軟に対応するため、5年を目途に見直しを行います。





## 第2部

---

### 第2章 品川区の現状と主要課題

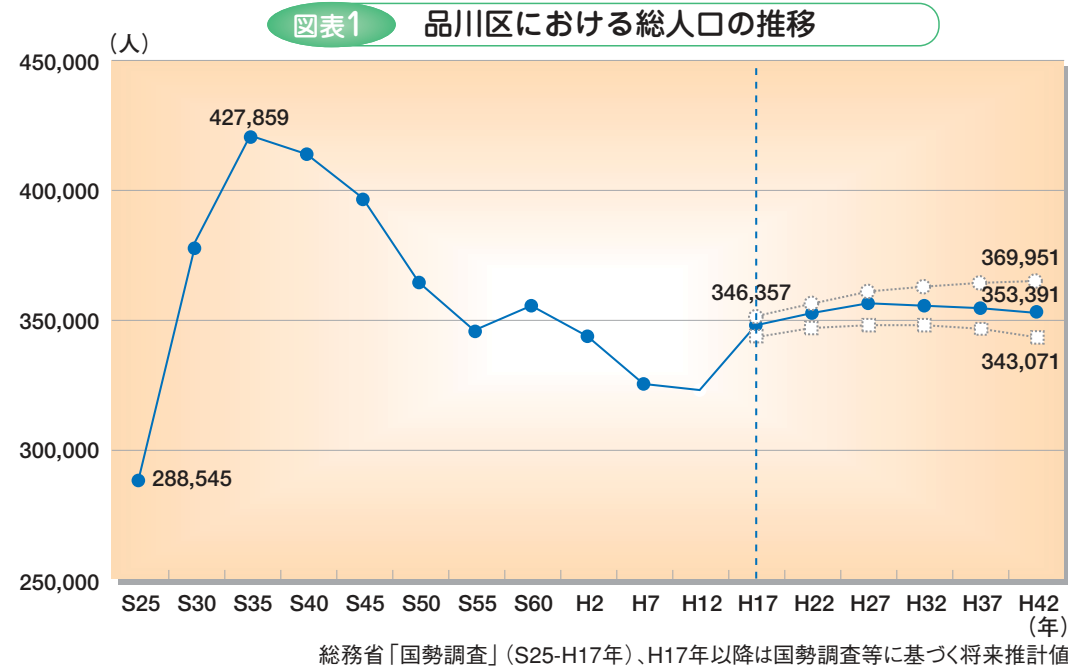


# 1. 区の概要と変化の動向

## (1) 人口の動き

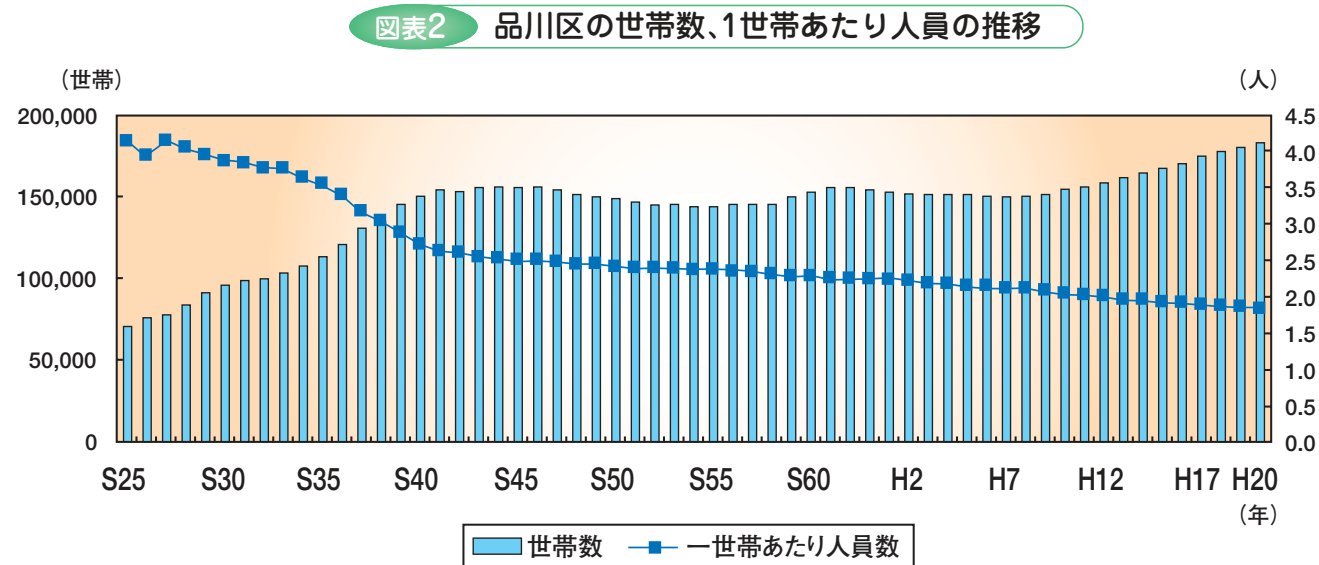
### ①人口の推移

昭和35年(1960年)の42万7,859人をピークに品川区の人口はおおむね減少傾向でしたが、平成12年(2000年)以降、再び人口が増加に転じています。今後、品川区の総人口は微増傾向で推移するものの、少子高齢化の進展により、平成32年(2020年)を境に減少するものと予測されます。



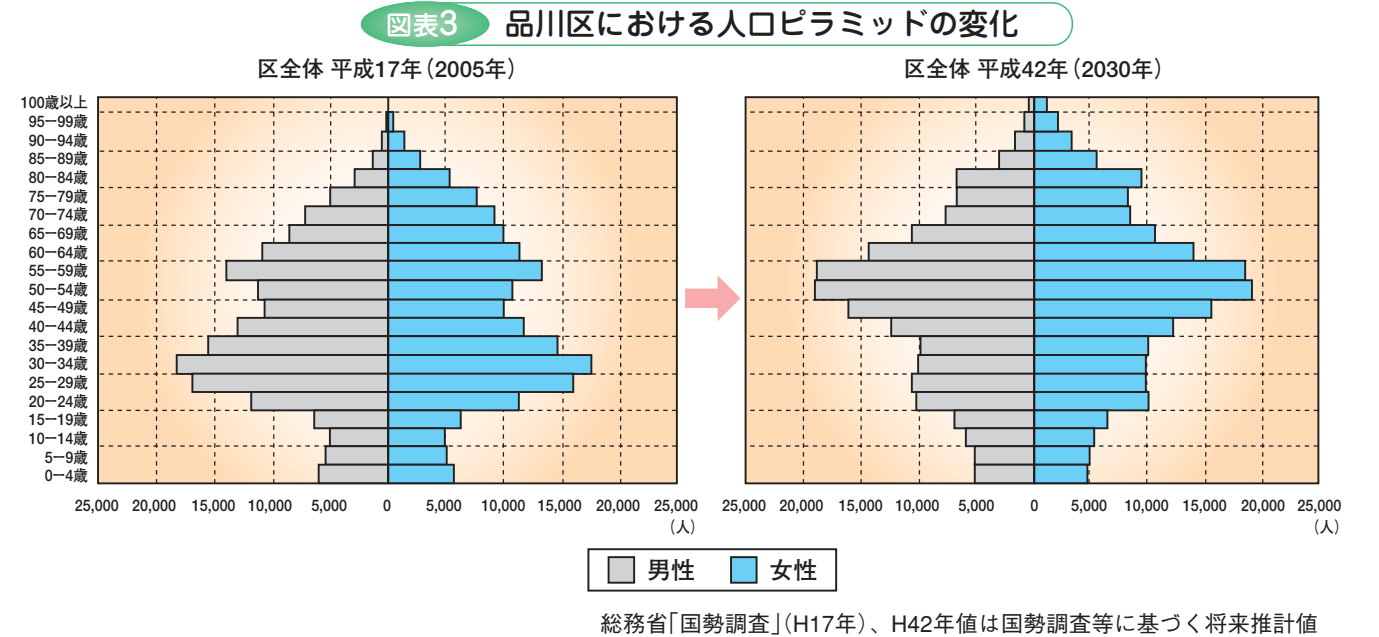
### ②世帯の動向

核家族化や単身世帯の増加により、品川区では1世帯あたりの人員数が減少しており、平成20年(2008年)には1.85(人/世帯)となっています。また、今後、高齢化の進展にともない、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加していくことが予測されます。

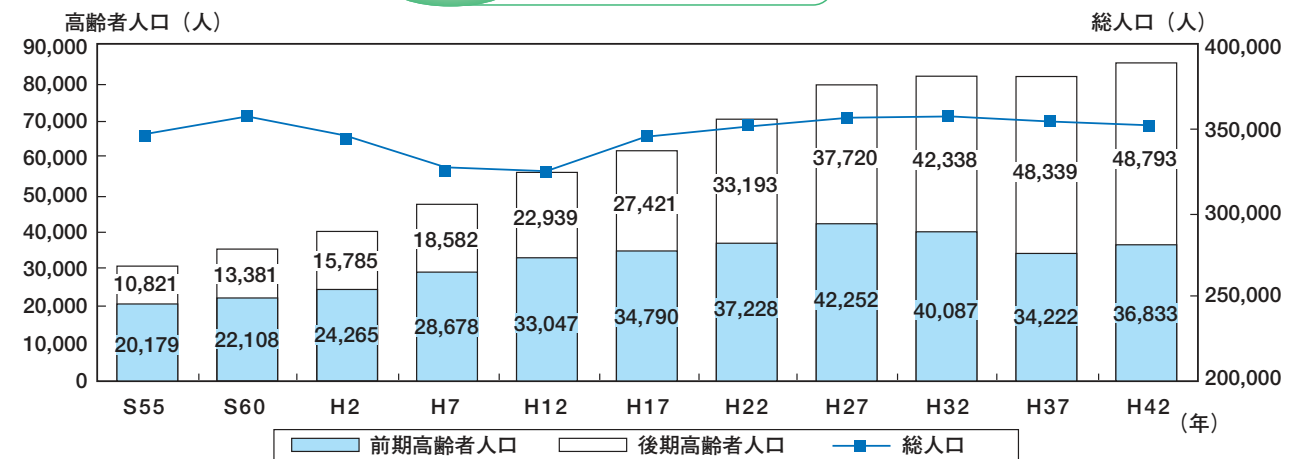


### ③年齢構成

平成17年(2005年)現在、品川区には55~59歳の団塊世代、25~34歳の団塊ジュニア世代の居住者が多く、平成42年(2030年)には当該層が高齢期になり、平成17年(2005年)に18.0%であった高齢者人口比率が24.2%になることと見込まれます。



### 図表4 高齢者人口の推移



	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H32	H37	H42
総人口(人)	346,247	357,732	344,611	325,377	324,608	346,357	353,446	357,412	357,761	355,883	353,391
高齢者人口比率(%)	9.0	9.9	11.6	14.5	17.2	18.0	19.9	22.4	23.0	23.2	24.2
前期高齢者人口比率(%)	5.8	6.2	7.0	8.8	10.2	10.0	10.5	11.8	11.2	9.6	10.4
後期高齢者人口比率(%)	3.1	3.7	4.6	5.7	7.1	7.9	9.4	10.6	11.8	13.6	13.8

総務省「国勢調査」(S55-H17年)、H17年以降は国勢調査等に基づく将来推計値

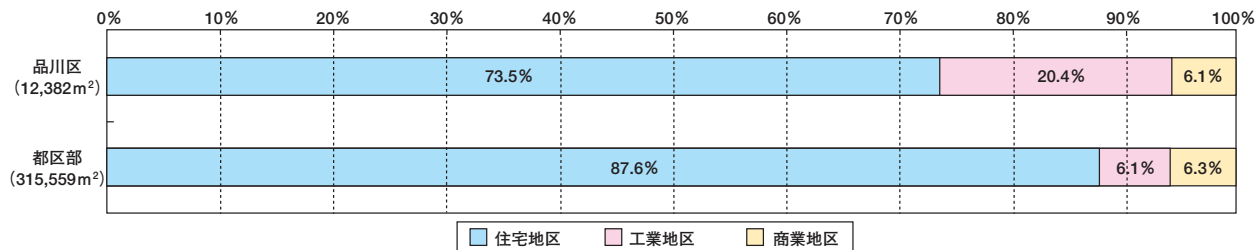
# 1. 区の概要と変化の動向

## (2) まちのようす

### ①土地利用

これまで住工商混在型の市街地として発展してきた品川区は、住宅地区が全体の約3/4を占め、続いて工業系が約2割を占めるなど、都区部全体と比べ工業系の土地利用の比率が高くなっています。

図表5 民有宅地の用途別の利用状況

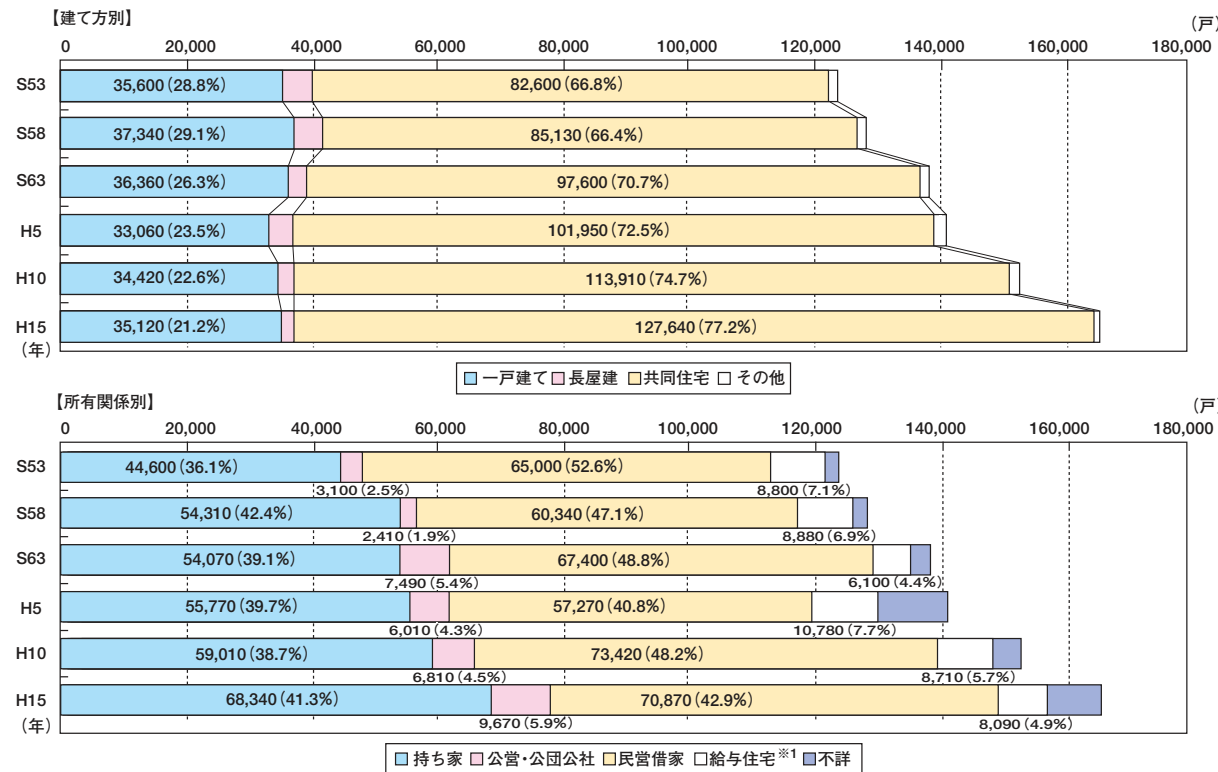


東京都「東京の土地2006」より

### ②住宅

品川区内の住宅戸数は平成15年(2003年)時点で約16.5万戸となっており、うち約8割が共同住宅です。所有関係においては、持ち家と民間借家がそれぞれ約4割を占めています。

図表6 建て方別、所有関係別の住宅戸数



総務省「住宅・土地統計調査」(各年)より

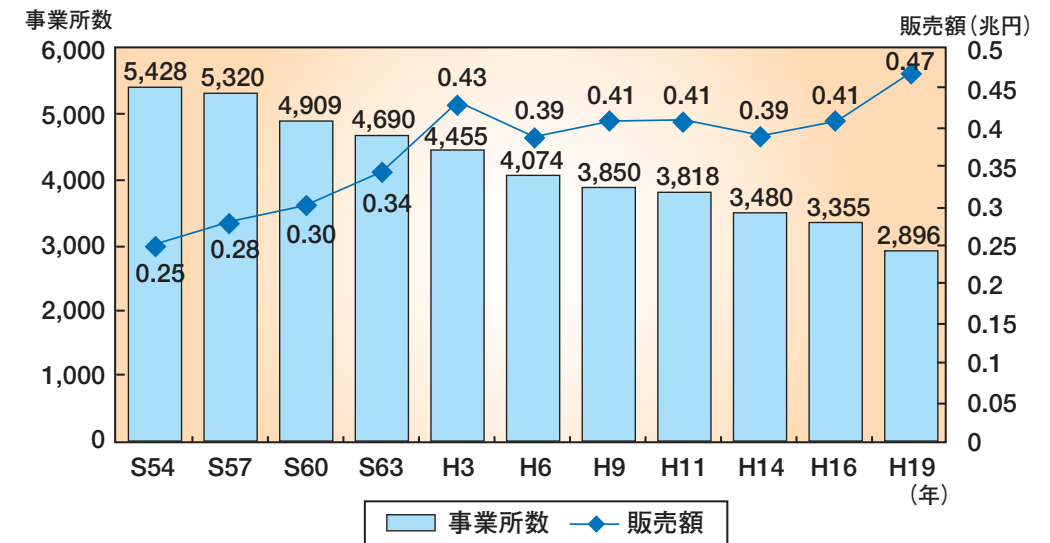
※1：給与住宅 社宅、公務員住宅などのように、会社、団体、官公庁などが所有または管理して、その職員を職務の都合上または給与の一部として居住させている住宅です。

### ③産業

品川区内の産業は、商業(卸売業・小売業)を中心ににぎわいを見せており、特に小売業では事業所数はここ数年減少しているものの、販売額は増加傾向にあります。また、従業者数はここ数年増加傾向にあり、特に情報通信業が大きく伸びています。

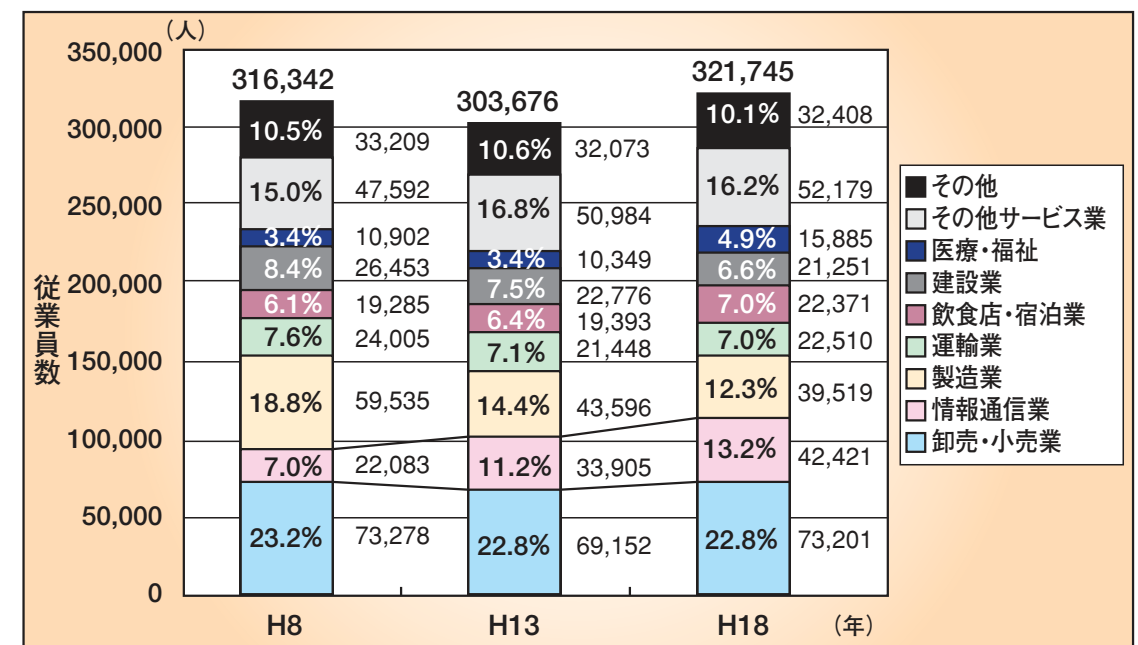
なお、平成20年(2008年)の半ばから、景気の後退局面が顕著になってきています。

図表7 小売業の事業所数・販売額の推移



経済産業省「商業統計」(各年)より

図表8 品川区における産業別従業者数の推移



品川区資料より(産業分類ごとの比率は四捨五入しているため合計しても100%にはなりません。)

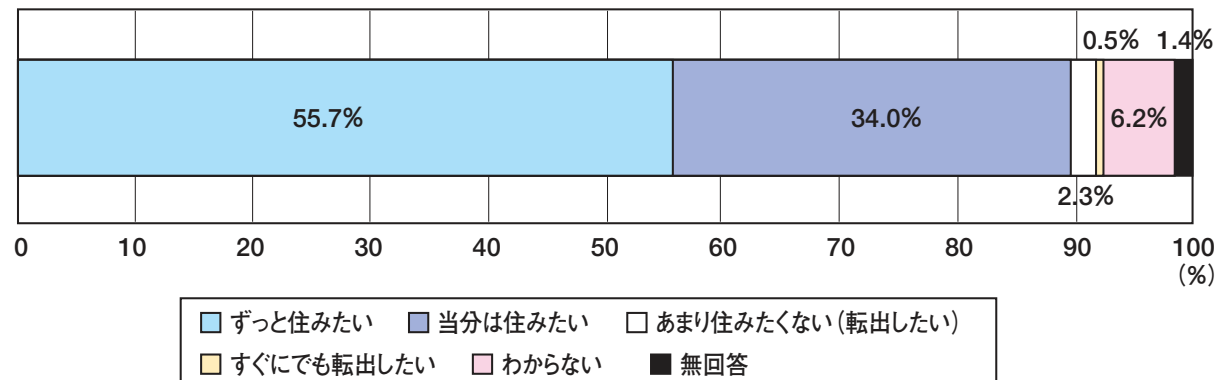
## 1. 区の概要と変化の動向

### (3) 区民の声

#### ① 定住意向

今後の定住意向について、約55%の区民が「ずっと住みたい」と回答しており、「当分は住みたい(34.0%)」とあわせると、約9割の区民が今後も区内に居住することを希望しています。

図表9 区民の定住意向

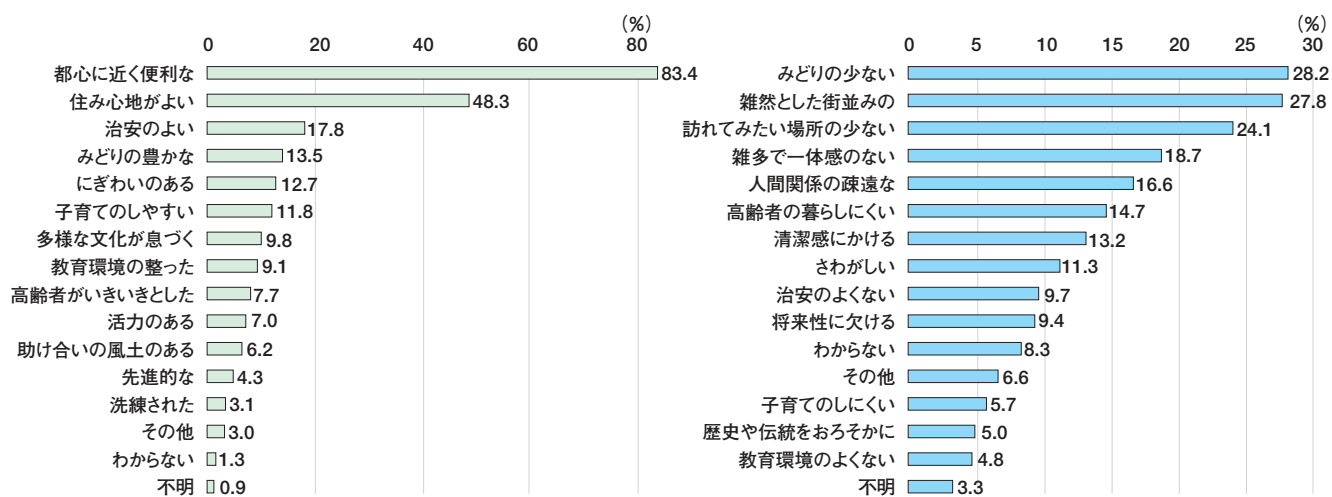


品川区「『明日の品川』に関するアンケート調査」結果(H19年実施)より  
(項目ごとの比率は四捨五入しているため合計しても100%になりません。)

#### ② 品川区のイメージ

品川区のよいイメージ、アピールしたいイメージとして、8割強の区民が「都心に近く便利」を挙げ、続いて「住み心地がよい」を挙げる区民が多くなっています。一方、改善されるべきイメージとして、「みどりの少ない」を挙げる区民がもっとも多く、続いて「雑然とした街並みの」「訪れてみたい場所の少ない」となっています。

図表10 区民が考える品川区のよいイメージ・改善されるべきイメージ



品川区「『明日の品川』に関するアンケート調査」結果(H19年実施)より

## 2. この計画における主要課題

### (1) 地域活動・産業振興

#### ① 区民の自発的・自主的な活動の活性化

品川区には町会・自治会を中心とした地域のつながりが全体としてしっかりと根付いていて、主体的な活動が進められています。また、多数のNPOが事務所を設置し、様々な活動を実施しているなど、テーマ型コミュニティ組織\*1は増加傾向を示しています。

今後とも、区民の行政に対するニーズがより一層多様化してくることや、家庭における子育て・介護などへの対応力が低下していることから、地域コミュニティの活性化に向けて、地縁型組織\*2やテーマ型コミュニティ組織とのネットワーク化を進め、共助のしくみを構築していきます。

#### ② 地域産業の発展

商業については、消費者ニーズの変化や経営環境の変化により、商店の減少などが見られます。工業についても高い地価や立地規制もあり工場数は減少しています。一方で、情報通信関連産業の集積や、福祉・



つまみ食いウォーク(荏原町商店街)

教育関連産業や飲食店が増加するなど地域産業の構造変化が急速に進展しています。また、産業構造の変化に適応した区内事業所の従業員数は増加し続けています。

産業構造等の変化に的確に対応するため、個性的な商店街の支援や、中小企業においても高い付加価値を有する製品開発を可能とするような技術力の向上支援など、既存産業の支援を進めるほか、区内産業集積の高度化・活性化のため起業を促進することが重要です。

#### ③ にぎわいの創出

品川区には神社仏閣や祭りなどのほか、水辺空間や伝統工芸、商店街、工業など様々な観光資源が存在します。

こうした観光資源に磨きをかけ、効果的なPRを図るとともに、これらの資源を有機的に結びつけることで新たな魅力を創出し、人びとが訪れ、にぎわうまちを創出していきます。

#### ④ 地域の伝統文化の継承と創出

文化芸術は区民が豊かな生活を送るうえで重要なものです。品川区には地域に根ざした様々な文化資源が存在しているとともに、文化活動を実践する多くの団体が存在しています。これらの活動をとらえて古くからの伝統文化を継承し、さらに、新たな地域文化を創り出していくことが求められています。

今後、文化芸術の振興に関する考え方を明確にして、文化財の保存・活用や文化芸術活動に対する支援を行い、地域文化の振興を図ります。



江戸の里神楽

#### ⑤ 学習・スポーツなど区民の多様な活動の支援

シルバー大学など生涯学習に関連する講座等で学んだ方々が地域貢献活動に取り組むなど、自主的な活動が拡がりつつあります。生涯学習施設の利用者や、図書館の個人貸出総数も増加傾向にあります。また、生涯学習施設・スポーツ施設などの整備を望む声も大きくなっています。

今後も区民のニーズの多様化が進むと考えられることから、生涯学習やスポーツの機会のあり方を検討する必要があります。また、こうした区民の活動を支える拠点として、文化センターや図書館、スポーツ施設の活用をさらに進めます。

\*1：テーマ型コミュニティ組織 NPOやボランティア団体など特定の目的を果たすために設立された組織・団体

\*2：地縁型組織 町会や自治会などの地縁に基づく組織・団体

## 2. この計画における主要課題

### ⑥地域の外国人との交流や多様な国際交流事業の推進

品川区は海外3市と姉妹・友好都市提携を行い、青少年のホームステイ相互派遣などの国際交流事業を推進しています。

また区内の外国人居住者が平成2年(1990年)以降増加傾向にあることを踏まえ、外国人にも住みやすいまちづくりを進めます。さらに、外国人参加型の事業を展開するなど地域での国際交流を推進します。

## (2) 子育て・教育

### ①子育て環境の充実

品川区は、妊娠期からの相談をはじめ、新生児訪問や乳幼児健康診査などあらゆる機会をとおして、子育ての不安を解消するための対応を行うとともに、親同士の交流や学びの機会・場を提供し、親育ちの支援を進めています。

また、就労と子育ての両立支援として、保育園待機児童の解消や、延長夜間・休日・病児保育などの充実に努めるほか、在宅子育て支援として一時保育を実施するなど、子育て支援の多様なニーズに対応しています。

一方、子育てを地域の互助のしくみで支えるファミリー・サポート事業については、人材確保の点で課題が見られます。

今後とも、子育ての不安を解消するため、子育て・親育ちの機会を設け、親と子がともに学び成長していける環境づくりを進めるとともに、子育てを地域で支え合う取り組みを進めます。



中高生のための体験学習(荏原保育園)

### ②学校教育の充実

品川区は平成11年(1999年)以降、「品川の教育改革『プラン21』」に基づいて学校選択制をはじめとした様々な施策を推進し、特色のある学校づくりを進め、平成18年(2006年)には小中一貫教育を開始しました。こうした施策による成果は着実に現れていますが、一方で少子化により学校の小規模化傾向が顕在化するなどの課題もあります。

教育改革の取り組みをより一層推進するとともに、保護者や地域と一体となり、教育プログラムの評価・検証を行い、学校と家庭・地域の信頼関係、連携を進めます。また、教育を支える教員の資質向上を図るとともに施設整備も行います。

### ③健全な青少年の育成

少年非行や不登校、ひきこもりやニートと呼ばれる若者の問題など、若者の社会的自立を支援する必要性が高まっています。品川区は青少年の意識啓発事業等や各種スポーツ事業による交流の促進を行っており、青少年の活動の場である児童センター・ティーンズプラザは全体的に活発です。

今後、児童センター等の拡充を図り、地域社会における異年齢・異世代間の交流を促進する機会と場を提供します。また、青少年に対する各種普及啓発・指導については、学校教育だけではなく家庭・地域と一体となった取り組みを推進します。

### ④平和と人権の尊重

品川区は、平和や人権の大切さを伝える普及啓発に取り組み、「非核平和都市品川宣言」および「人権尊重都市品川宣言」は区民の間に着実に浸透しつつあります。また、男女共同参画についても、性別役割分業を否定する意見が過半数を超え、男女がともに社会に参画していく意識が定着しつつあります。

引き続き、平和の大切さや人権尊重について理解を深めるため、様々な機会の提供や意識啓発を推進します。



「平和のモニュメント」(しながわ中央公園)

## (3) 健康・福祉

### ①区民の主体的な健康づくりへの取り組み

近年、わが国においては、生活習慣病で死亡する人の割合は、全死因の過半数を占めるに至っており、品川区も例外ではありません。今後、高齢化が進展する中で、日頃から健康に留意した生活習慣を身に付けなければ、この傾向はさらに高まることが予測されるとともに、要支援、要介護者<sup>※1</sup>の大幅な増加を招く懸念があります。

すべての区民が、いつまでも健康で元気に暮らすことができるようにするためには、区民一人ひとりが日頃から主体的に健康づくりに取り組むとともに、生活習慣病などの予防も必要です。そこで、区民が健康づくりに取り組みやすい環境および病気の早期発見と適切な治療が可能な環境を整備します。

### ②生涯にわたって安心して暮らせる地域づくり

品川区の人口に占める高齢者の割合は平成20年(2008年)1月時点の19.3%であり、今後、その割合は高まっていくと見込まれます。また、こうした動向にとともに、要支援者および要介護者数は、介護予防をめざした取り組みにより増加の伸びをおさえることが期待されるものの、確実に増えることが予測されます。

高齢者福祉を充実し高齢者が生きがいをもって暮らせるよう、高齢者の就業や地域活動への参加を促進、支援するとともに、心身に支援や介護が必要な状態になっても安心して暮らせる環境を整備します。

### ③誰もが社会に参加することのできる地域づくり

高齢者や障害者が社会の中で普通に暮らせるような条件を整え、互いに支え合って生きる社会こそが当たり前であるというノーマライゼーションの理念が普及する中で、区においても、障害のある人びとの安定した生活の支援とともに、障害の有無に関わらず、いきいきと社会に参加できる環境の確立が求められています。

平成18年(2006年)4月に施行された「障害者自立支援法」に基づき、障害の種別に関わらず、必要なサービスを一元的に提供する体制を整備、充実します。

### ④互いに支え合いながら暮らす地域社会の絆づくり

都市化や価値観の変化、また高齢化の進展などにより、地域における人と人とのつながりや支え合いが今後薄れていくことが懸念されています。高齢者や障害者など支援を必要とする人びとを地域で支え、ともに暮らしていく地域福祉の充実が求められています。

安心して暮らすことのできる地域の生活環境を守るうえで、地域における支え合いが今後ますます重要となっており、町会・自治会や地域に住む人びとはもちろん、そこで活動するボランティアやNPOなども含めた地域の支え合いのしくみを充実、強化します。

※1：要支援、要介護者 介護保険ではどのくらいの介護が必要か認定が行われ、必要に応じ介護予防や介護のサービスが受けられます。

(4) 環境・景観

①水とみどりを守り、育む取り組み



写真コンクール参加作品

立会川のアオアシス(勝島運河)

水辺やみどりをもつ多面的な機能は、区民の生活にうるおいをもたらすだけでなく、生活環境の保全や防災などの観点からも重要です。平成6年(1994年)からの10年間で緑被地面積が約41ha増加するなど、品川区のみどりは着実に増加しています。公園面積もこの10年間で2ha以上増加しましたが、区の総面積に対する公園面積の割合は区部平均を下回っており(平成19年(2007年)時点、区部平均6.20%、品川区5.62%)、今後も区民に身近なみどりをより豊かにする取り組みを進める必要があります。

今後、区民や企業等と区が一体となって、身近な生活環境の中で水辺とみどりの環境を守り、新たなみどりを育む取り組みを進めます。

水辺環境については、下水道の普及や下水高度処理水の放流などにより以前に比べ大幅に改善されてきました。しかし、合流式下水道<sup>※1</sup>では、雨天時に雨水で薄められた汚水の一部が雨水吐口やポンプ所から、河川や運河に越流することから、水質悪化、悪臭の発生が問題となっており、区民と水とのふれあいを回復させる環境整備や浄化対策を推進する必要があります。

河川・運河の水質改善を図るため、合流式下水道の改善について東京都に要望を行うとともに、立会川・目黒川の水質浄化の取り組みを積極的に進めます。

②豊かな景観資源を活かした積極的な景観政策の展開

品川区は、自然環境や歴史的・文化的資産など、豊かな景観資源を有しています。「景観法」<sup>※2</sup>の施行により、区の主体的な景観政策の展開が可能となったことから、こうした資源を活かし、にぎわいのある都市やうるおいややすらぎを感じるまちなみなど、地区の特性に応じた豊かな都市景観を区民とともに形成することが求められています。

区民や企業等の理解と協力を得ながら、34万人を超える区民が暮らし、50万人を超える人びとが活動する生活都市として、また、高度な交通利便性を背景とした国際都市東京の表玄関としての位置づけにふさわしい、魅力的で個性的な都市景観の形成を進めます。

③地球環境にやさしい地域社会づくり

地球温暖化対策をはじめとして、地球環境への負荷の軽減がわが国全体の大きな課題となる中で、品川区においても、省エネルギー対策やごみの排出抑制、リサイクルの推進など、区民生活や企業等の活動にともなう地球環境への負荷を低減することが強く求められています。

区庁舎での省エネルギー、省資源への取り組みなどに区が率先して取り組むとともに、区民や企業等への環境問題に関する情報提供や啓発を充実、強化していきます。また、区民や企業等の環境問題への取り組みを促進、支援し、生活や活動の全般において、地球環境にやさしい価値観と行動が確立された地域社会づくりを進めます。

※1：合流式下水道 雨水と汚水を同じ管渠で排除する下水道

※2：景観法 良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずるとする法律です。

(5) 安全・安心

①災害に対する備えの充実

近年、全国各地で大規模な自然災害が発生しており、将来の大規模災害の発生に備えた防災の重要性が指摘されています。品川区は、都内最大面積の重点密集市街地を抱えているなど、防災に対する取り組みの強化が求められており、区民と連携・協力し、防災対策を一層強力に推進することが必要です。

災害に強い都市基盤整備を進めるとともに、「品川区地域防災計画」に基づいて、区民等の協働による災害発生時の被害軽減に向けた様々な取り組みを明確にし、実施します。

また、地球温暖化やヒートアイランド現象などの影響によるとも考えられる局地的な集中豪雨が多発する傾向にあり、都市型水害に備えた対策が求められています。

浸水被害の軽減に向けて、雨水浸透施設<sup>※1</sup>等の設置を進めるとともに、東京都と連携し下水道の幹線や貯留管の工事を進めます。



防災訓練(西大井広場公園)

②生活都市、国際都市にふさわしい市街地環境の整備

社会経済環境の変化に対応した市街地の機能や環境の再編、再整備が求められており、大崎駅周辺地域や武蔵小山駅周辺地域、大井町駅周辺地域などで、こうした取り組みを進めています。

「品川区市街地整備基本方針」<sup>※2</sup>等に基づいて、魅力ある市街地づくりに向けて、生活都市、国際都市の両方の顔をもつ品川区の特性を踏まえた市街地環境の整備を進めます。

③生活の豊かさと地域の発展を支える利便性の高い交通環境の形成

品川区には多くの路線と駅が整備され、区部でも特に充実した鉄道路線網が形成されているほか、バス路線も多く、利便性の高い公共交通網が形成されていますが、相対的に東西方向の路線のネットワークが弱い状況にあります。また、道路網においても充実した南北方向の幹線道路に対し東西方向の道路網が弱い点が課題となっています。

区民の生活利便性を向上させるとともに、国際都市としての発展を支える広域交通利便性を確保するため、東西のバス路線を強化するなど鉄道とバスの連携による公共交通網の充実を図ります。また、道路交通の円滑化や防災まちづくりの観点から、計画的な道路整備を進めます。

④犯罪や事故への不安のない環境づくり

犯罪に対する不安が高まっており、犯罪認知件数のうち粗暴犯、知能犯など悪質な犯罪の割合も増加しています。犯罪への不安のない生活環境を守るため、犯罪に強いまちづくりを進めることが求められています。一方、品川区内での交通事故の件数は平成12年(2000年)から減少してきていますが、平成20年(2008年)でも年間1,200件以上の事故が発生し1,400人あまりの方が死傷しています。

地域住民による自主的な防犯活動を推進するとともに、犯罪や事故に対する情報提供、相談体制、交通安全教育の充実などを行い、区民の生活安全・交通安全に対する意識を高め、不安のない生活環境づくりを進めます。

※1：雨水浸透施設 雨水を地中に浸透させることにより、河川、下水道等への流出を抑制するとともに、地下水のかん養を図るために設置する施設です。

※2：品川区市街地整備基本方針 まちづくりの基本的な方向性を示す指針として平成13年(2001年)に策定しました。



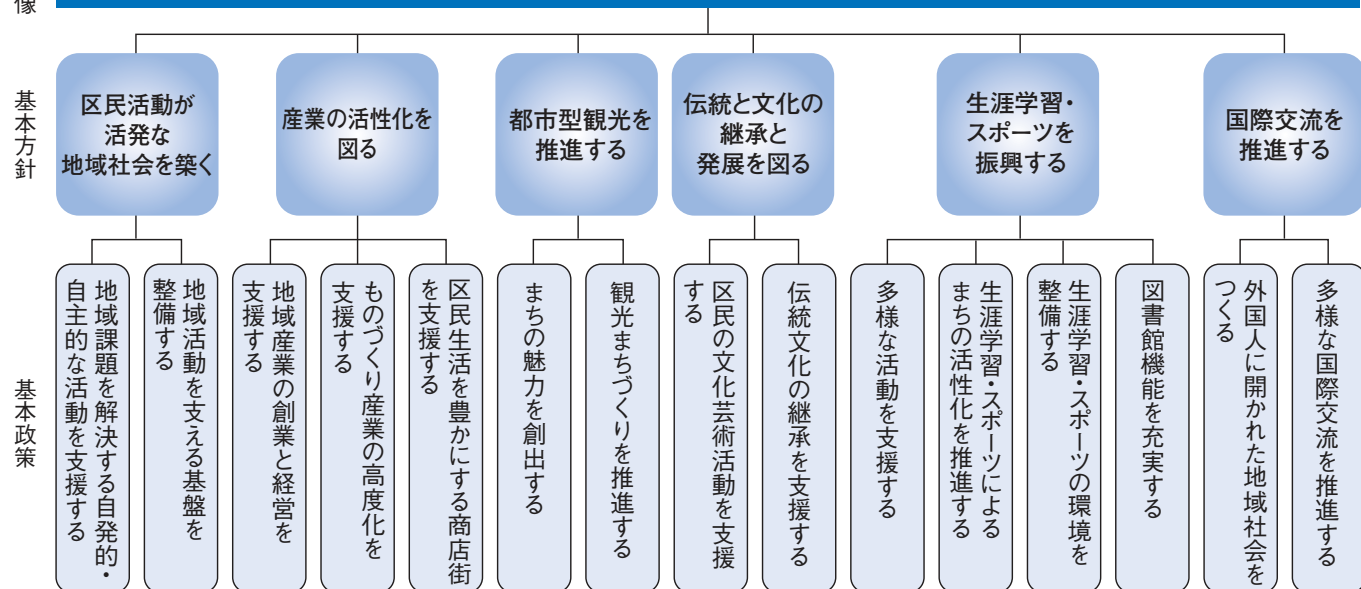
## 第2部

### 第3章 新しい都市像の実現に向けて

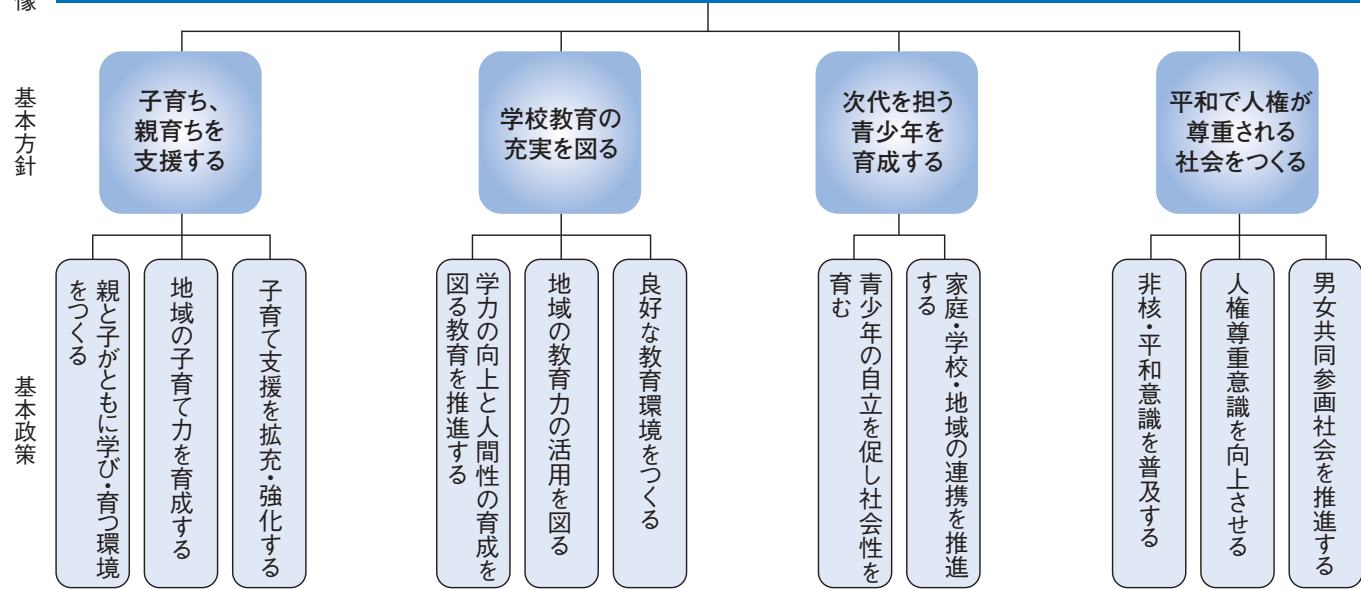


# 施策の体系

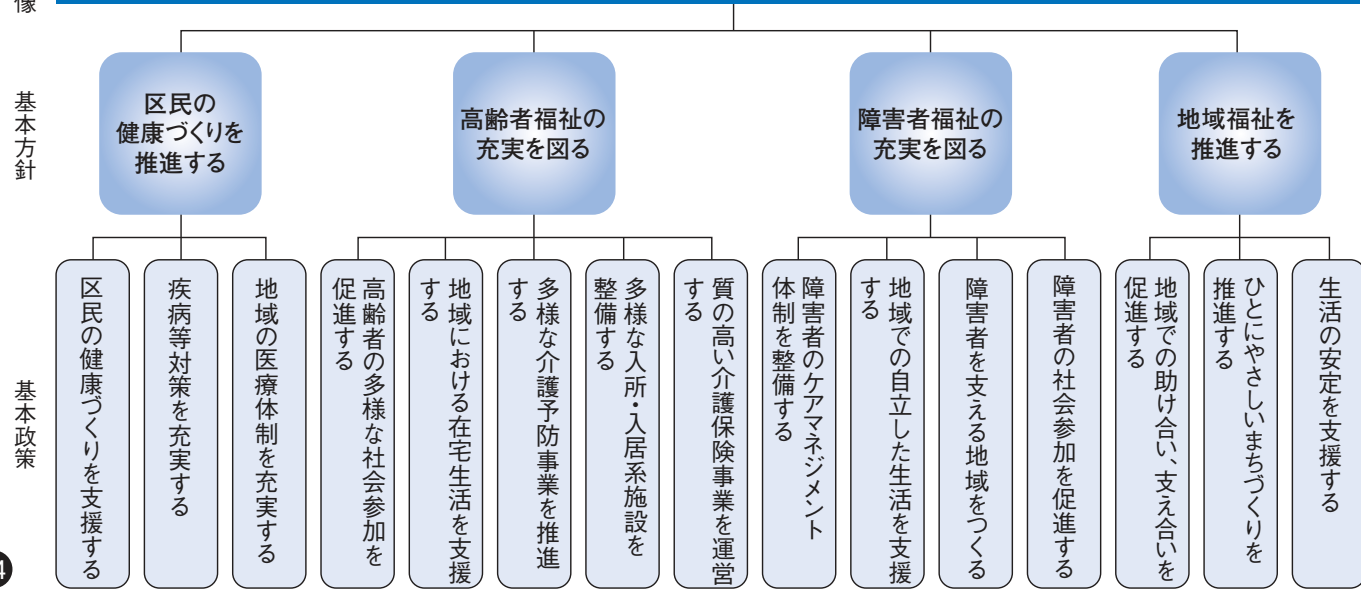
## 都市像 1.だれもが輝くにぎわい都市



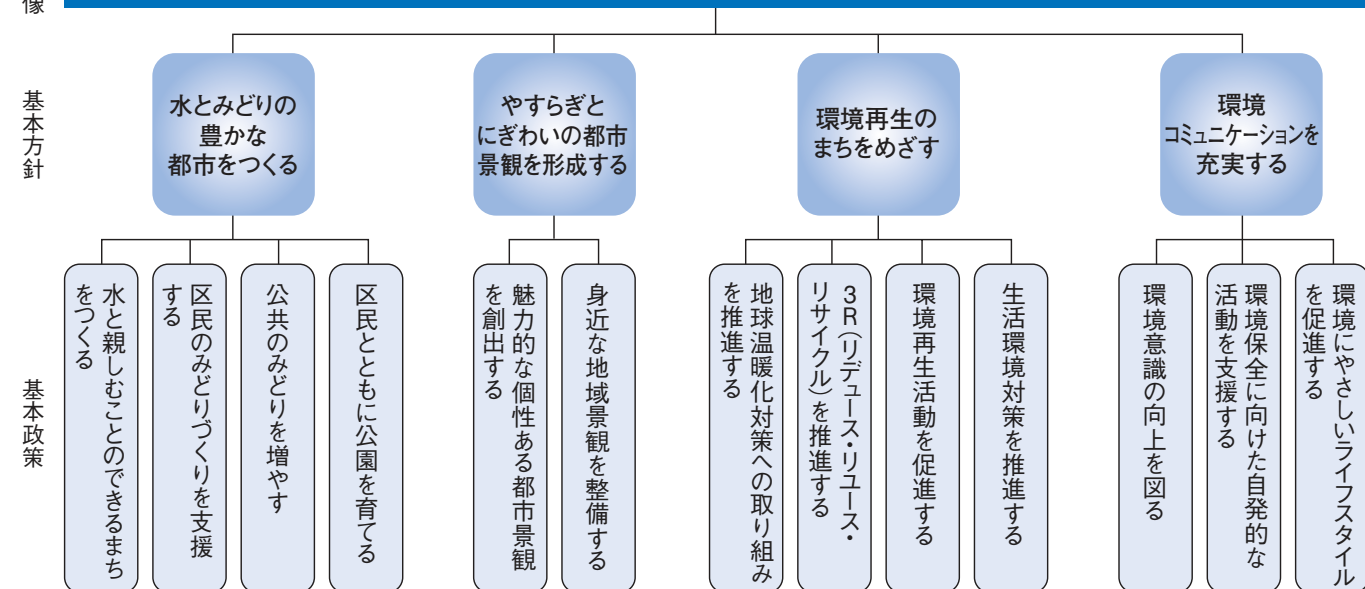
## 都市像 2.未来を創る子育て・教育都市



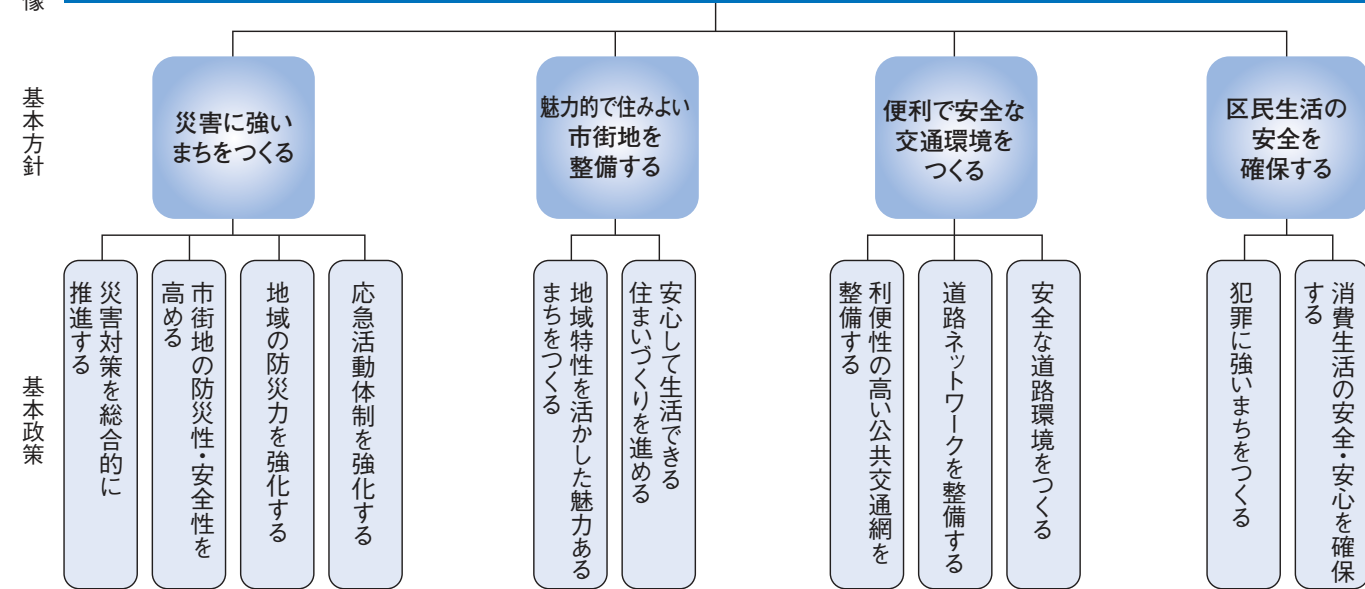
## 都市像 3.みんなで築く健康・福祉都市



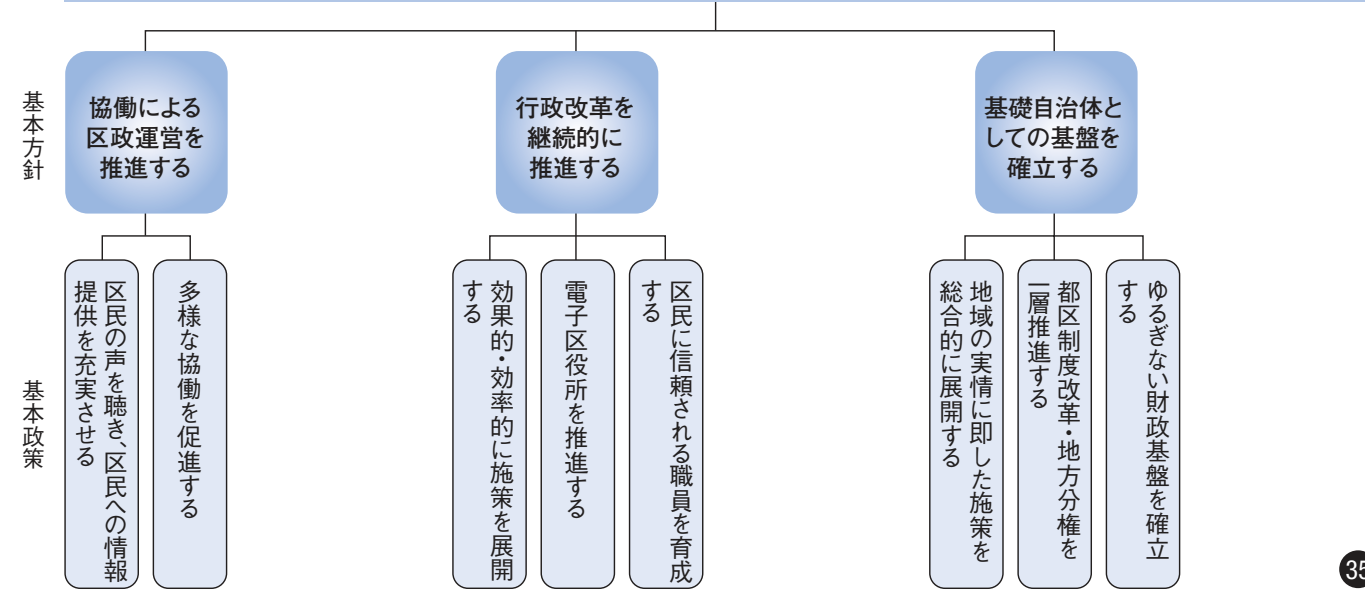
## 都市像 4.次代につなぐ環境都市



## 都市像 5.暮らしを守る安全・安心都市



## 区政運営の基本姿勢

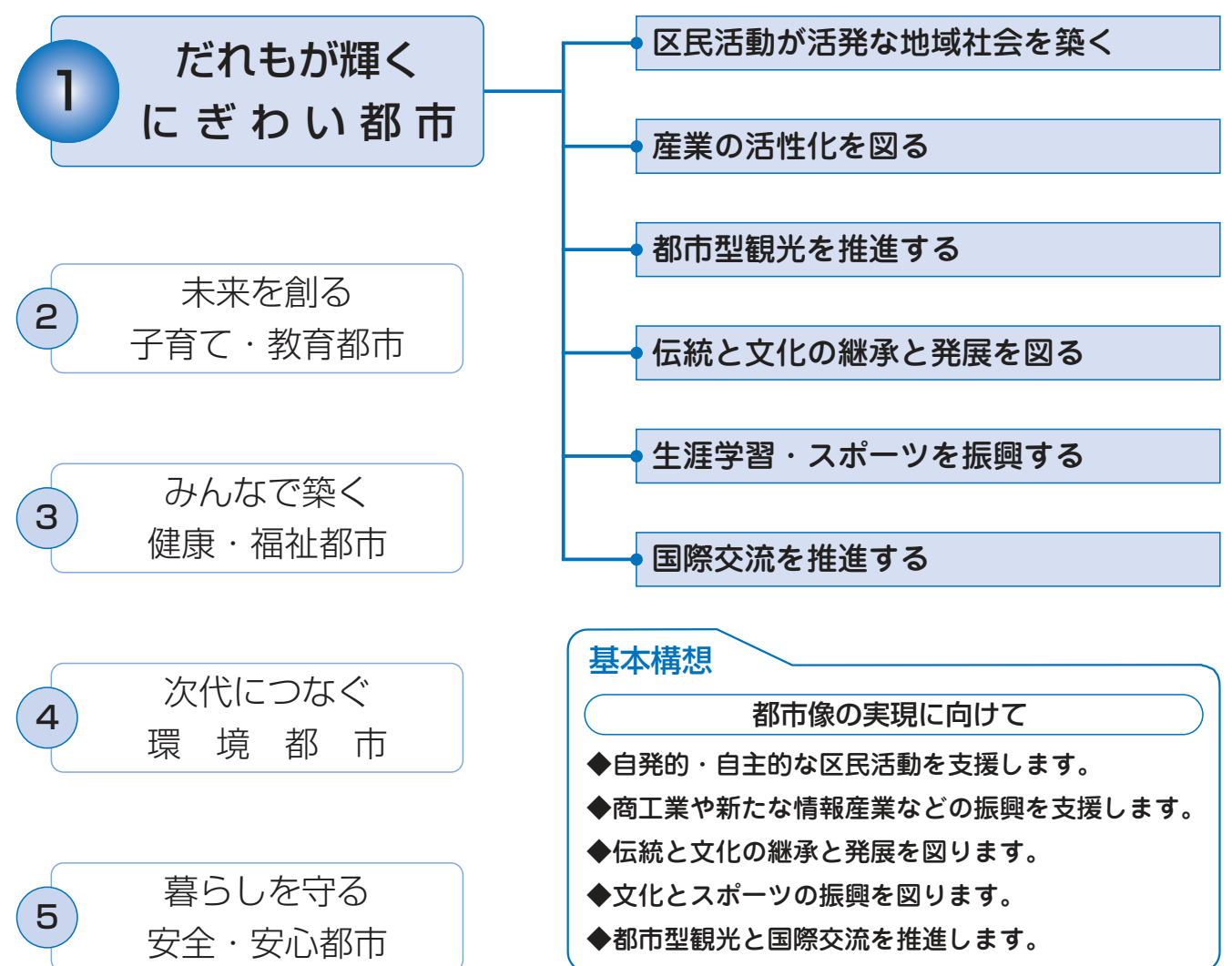


## 理念

1. 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる
2. 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる
3. 区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

## 都市像

## 基本方針



産業の振興や地域の資源の有効活用により、製造業や商業、観光など経済活動が活発に行われ、多くの人が訪れ楽しむことのできる都市づくりを進めます。また、地域コミュニティの活性化や様々な区民活動を支援する体制の整備、文化・スポーツの振興などにより、だれもが輝くことのできる、にぎわいのある都市を実現していきます。

## 政策の方向

地域が抱える様々な課題の解決を図るため、地域の地縁型組織である町会・自治会に加えて、企業やNPOなどの自主活動団体との協働を進めるとともに、そのための活動を支援します。あわせて、このような地域活動への参加促進のための情報提供や参加機会の拡充など、地域活動を支える基盤も整備します。

## 現在の状況

都市化の進行や価値観の多様化等は、町会・自治会等といった地縁型組織に、加入率の低下と高齢化・固定化の進行をもたらしています。一方で、国の世論調査では社会貢献意識をもつ人の割合は比較的高い水準を保っており、NPO法人登録数も増加傾向にあるなど、テーマ型コミュニティ組織は増加しています。国も「新しい公共」と呼ばれる概念を提示し、地域の多様な主体が地域活動に参加することが必要であるとしています。また、いわゆる団塊の世代がこうした地域活動の担い手として関わりを強めていくことが期待されています。

品川区においては今日でも下町のよさが息づき、コミュニティ意識がしっかりと根付いている地域も多く、町会・自治会を中心とした地域の支え合いや子育て支援、高齢者への生活支援などの、区民同士の助け合いも活発に行われています。また、地域課題を解決するための企業やNPO、ボランティアも増えてきています。

一方で、増加しつつある高層マンションでは、地域への関わりが総じて弱い傾向にあり、人口の増加に比して町会・自治会への加入や地域活動への参加が進まない状況が見られます。地域からの働きかけもオートロックの普及等により困難となっている状況や核家族化とあわせて、近隣との関係が希薄で孤立しがちな区民が増えていると考えられます。

## 今後の課題

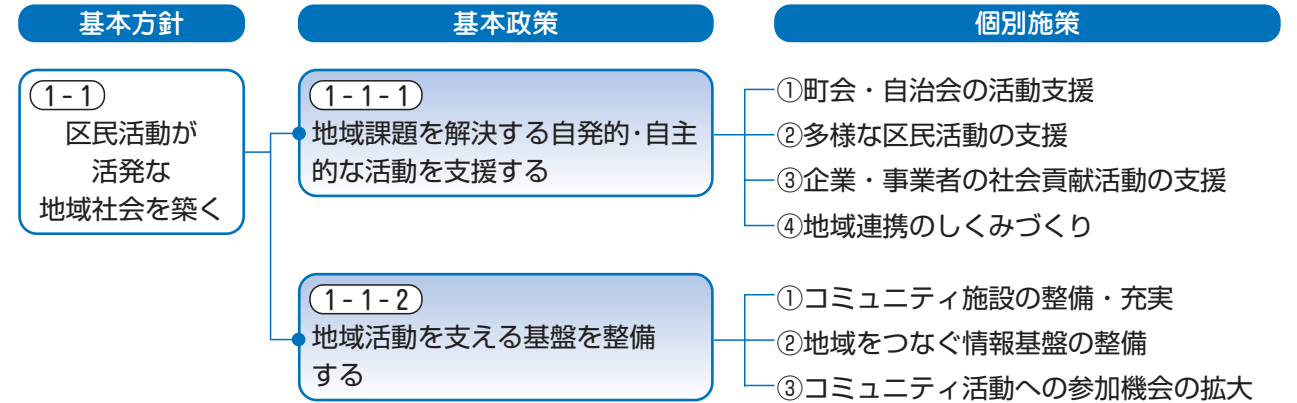
ライフスタイルの多様化や核家族化の進行等により、子育て、介護、安全・安心などへの家庭の対応力が低下してきており、地域コミュニティの果たす役割への期待は大きくなっています。そのため、地域コミュニティの一層の活性化が求められており、その手法も含め大きな課題となっています。特に、地域コミュニティの重要な担い手である町会・自治会の活動支援の充実に加えて、増加傾向にあるNPOや各種の地域団体との協働を進め、地域での多様な区民活動のネットワーク化を進めることが求められています。

あわせて、こうした活動を支えるために、より利用しやすく、活動の多様化に即したコミュニティ施設のあり方も検討する必要があります。



地域の区民が運営するウェルカムセンター原・交流施設

## 施策体系図



## 政策の概要

### 基本政策 1-1-1：地域課題を解決する自発的・自主的な活動を支援する

少子高齢化による地域福祉ニーズの多様化、家庭における教育力の低下など、地域には様々な課題が山積しています。また、安全・安心の確保や地域防災、環境問題など、対応が求められる新しい課題も増えてきています。これらの課題を解決し、生活の質を向上させるためには、区民の力を活かした新しい取り組みが求められています。

品川区には、コミュニティ意識がしっかりと根付いている地域も多く、町会・自治会を中心とした地域の支え合いや区民同士の助け合いも活発に行われるとともに、企業やNPOなどによる社会貢献活動など、新しい地域活動も見られます。区は、こうした地域課題解決のために活動している町会・自治会、事業者やNPOなどを支援していきます。

また、地域課題の解決を担う活動は、地域における豊かな人間関係のネットワークに支えられた相互信頼が基盤となることから、様々な地域主体の活力を引き出す協働のしくみづくりを進めます。

### 1-1-1 個別施策と計画事業

#### 1-1-1 ①町会・自治会の活動支援

町会・自治会への加入促進や活動の担い手を拡大するため、その果たしている役割をパンフレットやホームページ等で広く紹介します。また、町会・自治会の主体性を尊重しながら事業を担う人材の育成支援を行います。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
町会・自治会活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの作成支援</li> <li>町会塾(町会活性化講習会)の開催</li> <li>加入促進パンフレットの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作成支援</li> <li>町会塾の充実</li> </ul>

1-1-1 ②多様な区民活動の支援

地域に貢献する団体や個人を顕彰・支援し、社会的に有用な活動が活発に展開される地域社会づくりを進めます。さらに、地域を基盤に活動する各種団体が、地域において交流する機会を提供するとともに、地域課題を解決する多様で自主的な取り組みを支援します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
協働のしくみづくり	・地域振興基金の運用 ・区民活動支援センターの開設	・基金の運用

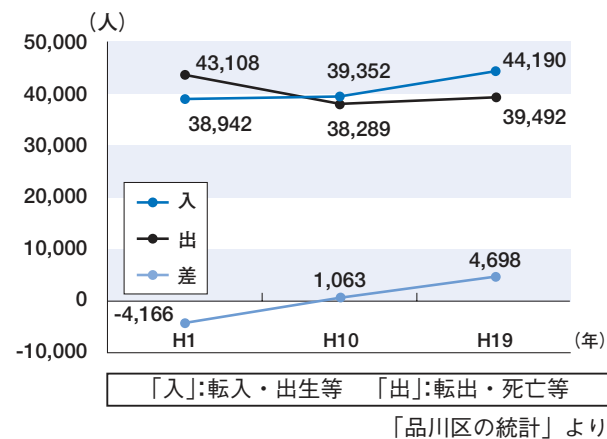
1-1-1 ③企業・事業者の社会貢献活動の支援

企業の社会貢献活動が広がっていることから、地域社会と企業の多様な接点をつくる機会を提供します。

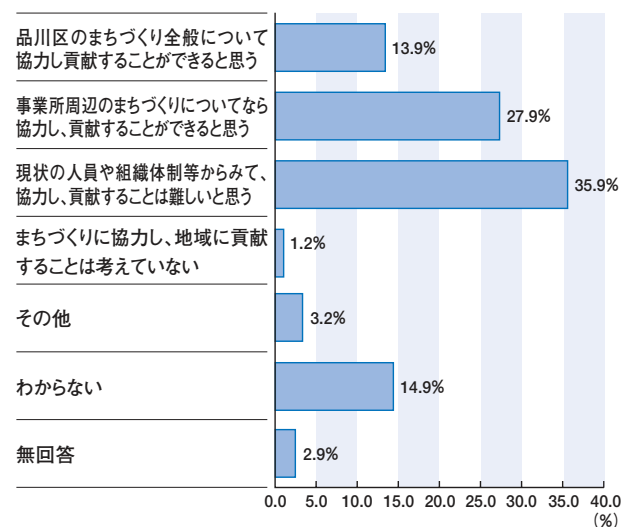
1-1-1 ④地域連携のしくみづくり

防災防犯や福祉、まちづくり、子どもの社会性を育むことなど地域課題の解決のため、区がコーディネーターの役割を果たし、これまで相互に協力することが少なかった町会・自治会、企業、NPO、ボランティア、PTAなどが課題に応じて連携していく調整組織づくりを進めます。

住民基本台帳による品川区の人口異動推移



区内事業所の品川区からの協力要請への対応可能性



政策の概要

基本政策 1-1-2：地域活動を支える基盤を整備する

町会・自治会は地域コミュニティを支える要となっており、その役割が広がっていることから、活動拠点の確保など活動環境整備が重要な課題となります。また、様々な地域課題を解決するために活動している団体の活動を支える場の整備と支援も求められています。

そのため、地域にある公共のコミュニティ施設の充実を図るとともに、地域の実情にあわせた利用のしくみづくりを進めます。

また、コミュニティ活動を活性化させるため、地域住民一人ひとりが、コミュニティの一員であると感じられる、豊かで多面的な地域情報を発信し、多様な地域活動を促進する情報基盤を整備します。

1-1-2 個別施策と計画事業

1-1-2 ①コミュニティ施設の整備・充実

地域のニーズに応じた柔軟な運用を可能にするため、地域施設の地域住民による自主管理や町会・自治会会館の整備を支援します。また、区民集会所をはじめ、文化センターやシルバーセンターなど、既存の施設についても地域の実情に即した運営のあり方について検討を進めます。

1-1-2 ②地域をつなぐ情報基盤の整備

コミュニティの形成にとって不可欠な身近な地域の人や出来事、行事や多彩な文化スポーツ活動の情報など、地域への関心を高め参加を促す情報紙の月刊化など地域情報の収集・発信の基盤を整備します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
地域ニュースの拡充	・地域ニュースの毎月発行	

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
区民集会所のIT化	・IT化の推進	

1-1-2 ③コミュニティ活動への参加機会の拡大

地域福祉や健康づくりなど、地域において継続的にボランティア活動へ参加できるしくみづくりを進めます。

政策の方向

区内中小企業の経営力強化や新たな産業の創業支援を通じて、地域産業の活性化を図ります。また、従来から集積が進むものづくり産業についてはその技術力向上や人材育成等を通じた高度化を支援します。加えて、地域の核となる商店街の活性化を図ります。

現在の状況

品川区は住工商が混在した街として発展してきており、今後もこれらのバランスを考えながら発展させることが求められています。

商業に関しては、大型マンションの建設による人口増や消費者ニーズの変化・多様化、インターネットの急速な普及、大規模店舗の立地など、商業の構造や環境が大きく変化しています。区民や地域で働く人たちの日常生活にとって便利な商店街は、こうした環境変化に積極的に対応していくことが期待されています。

工業は、都市化の進展および企業の移転などから、ピーク時には5,600以上あった工場数が平成17年(2005年)の工業統計調査では1,786になりましたが、依然として高度な基盤技術を保有する企業が数多く存在しています。一方、この高度な基盤技術やIT技術等を融合させた新しいものづくりを進める研究開発型企業や、新しい業態である製造現場をもたないファブレス企業<sup>※1</sup>の台頭も見られます。また、積極的に海外への進出や取引に取り組む企業も増えています。

商工業以外では、近年の技術の進展と昼間人口の増加により、特に情報通信やサービス業の事業所の増加が目立っています。

さらに、近年、地域課題をビジネスの手法で解決していこうというコミュニティビジネス等も活発になってきており、こうした新しいビジネスモデルへの支援ニーズも高まってきています。

今後の課題

今後も地域住民の生活を支えるインフラ<sup>※2</sup>の一つとして商店街を維持発展させるためには、商店街への支援とともに、商店街を地域コミュニティの核として位置付け、個性をもった魅力ある商品・個店づくりと、その魅力ある商品・個店で構成される商店街づくりが求められています。一方、都市型観光やまちづくり施策などに対応した従来の枠を超える総合的な商業振興策を推進していくことも大きな課題です。

ものづくりでは産業構造の変化とともに、研究開発型企業の台頭が見られていることから、中小企業にも高い付加価値をもった製品開発や新分野創出等をめざすための経営戦略が求められており、今後は企業の業種・業態、規模、成長ステージ等に応じたきめ細かい支援メニューの提供が求められています。また、生産技術の向上により、コンパクトな製造装置も開発されており、都市型工業の新たな

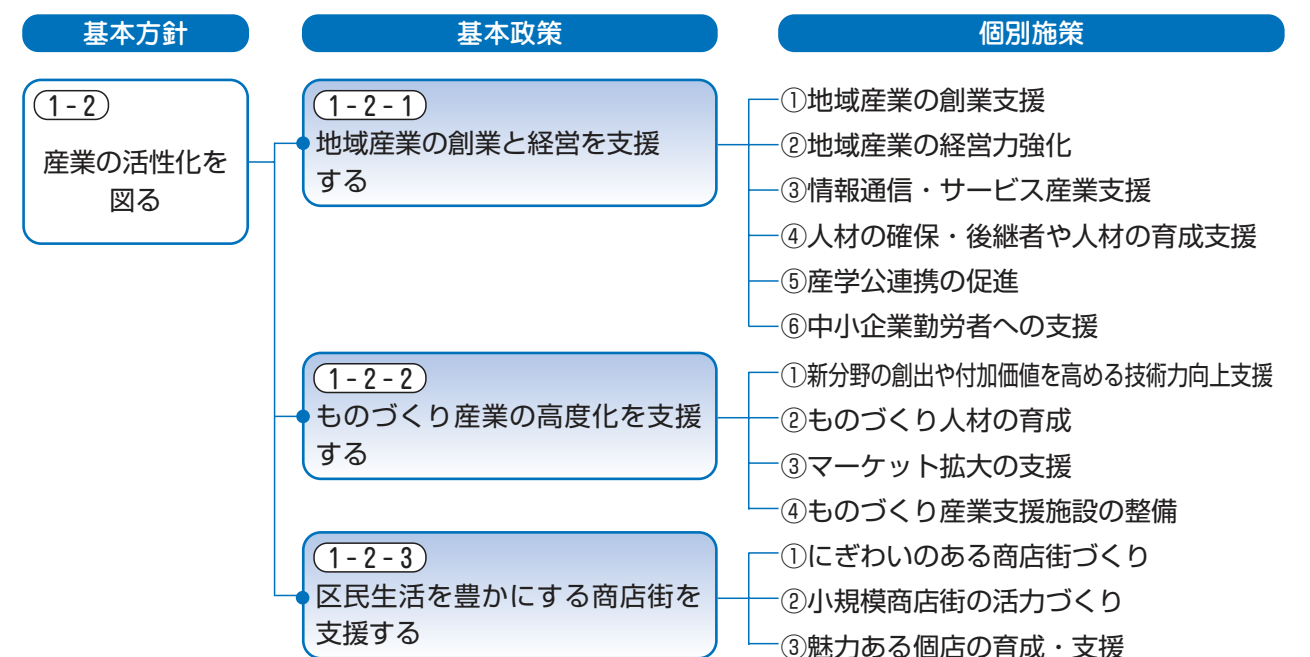
※1： **ファブレス企業** 自社で生産設備を持たず、自らは製品の設計やマーケティング、販売などに特化し、外部の協力企業に100%生産委託しているメーカーの企業をさします。生産を外部に委託することにより、市場の変化に素早く対応でき、設計や技術開発、研究開発などに専念できるメリットがあり、工場を持たないため資金も固定化せず、需要に応じた生産量の調整も行いやすいのが特徴です。

※2： **インフラ** 「インフラストラクチャー」の略で、産業や生活の基盤として整備される施設などをさします。ここでは「基盤」の意で用いています。

な支援策の検討が必要です。

さらに近年、区内に集積が加速している情報通信・サービス業への適切な支援策を検討することも、区内の産業の発展のためには必要です。また、コミュニティビジネス<sup>※1</sup>についても、地域課題の解決に重要な役割を担っていくことが期待されることから、創業への様々な支援策を検討していく必要があります。

施策体系図



政策の概要

基本政策 1-2-1：地域産業の創業と経営を支援する

多様化する地域課題を解決する新たなビジネスの創業支援や地域産業の経営基盤の強化を支援します。また産業構造の変化に対応できるように、区内企業の経営力強化を支援します。さらに、高等専門学校や大学等が保有しているノウハウ・技術を区内企業の活性化に向けて、産学公の連携を推進します。近年区内に急速に集積しはじめている情報通信・サービス業への支援策についても検討します。

こうした地域内の各種産業活動を支えるため、各企業が優秀な人材を継続的に確保できるように、人材育成の支援ならびに中小企業における就労環境の改善を支援します。



天王洲創業支援センター

※1： **コミュニティビジネス** 地域の抱える課題を地域の住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決していく事業活動のことです。

1-2-1 個別施策と計画事業

1-2-1 ①地域産業の創業支援

近年区内でも増加傾向にあるコミュニティビジネス等、新たな産業の創業支援と創業後の経営基盤の強化に向けて支援を行います。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
創業支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>創業支援施設の開設（武蔵小山）</li> <li>コミュニティビジネス起業セミナーの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セミナーの充実</li> </ul>

1-2-1 ②地域産業の経営力強化

産業構造の変化に対応するための経営のノウハウや経営戦略等に関する学習の場の提供、事業経営に必要な資金調達等、経営基盤の強化を図り、経営力の向上と継続的な事業支援を行います。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
地域産業の経営力支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営力支援の充実</li> </ul>	同左

1-2-1 ③情報通信・サービス産業支援

区内には多くの電子・情報通信産業が集積し、研究開発型企业も少なくありません。こうした企業をより一層誘致するための多面的支援を検討します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
情報通信・サービス産業の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>充実</li> </ul>

1-2-1 ④人材の確保・後継者や人材の育成支援

少子高齢化による労働力人口が減少する中で、中小企業における優秀な人材の確保は今後、ますます重要な課題となってきます。従って、フルタイムで働く人材の確保や一定の経験者が確保できるような人材育成の支援を行い、継続的な人材確保ができる環境の構築を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
地域産業の人材確保・育成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーク・ライフ・バランス推進支援の充実</li> </ul>	同左

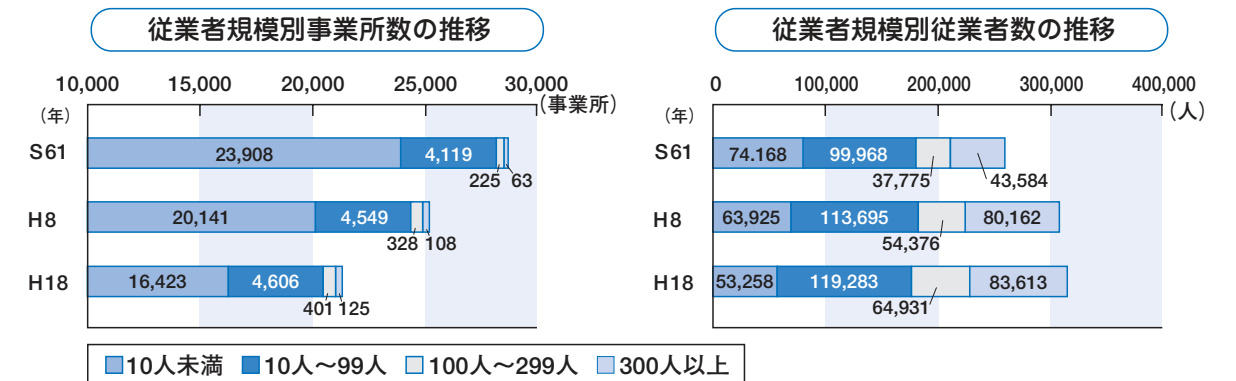
1-2-1 ⑤産学公連携の促進

区内の産業の活性化のため、高等専門学校や大学等が所有するノウハウや技術を積極的に活用できるよう、産学公の連携を推進します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
産学公連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携の充実</li> </ul>	同左

1-2-1 ⑥中小企業勤労者への支援

中小企業に働く勤労者の福利厚生充実と勤労意欲の増進など、就労環境の改善を支援します。



「品川区の統計」より

政策の概要

基本政策 (1-2-2)：ものづくり産業の高度化を支援する

品川区において、付加価値の高いものづくりを維持、継続させていくためには、自社保有技術の高度化、高い技術をもった人材の育成、海外のマーケットも視野に入れた販路拡大等が重要な課題です。そのため、これらの支援を一律に実施するのではなく、今後は、個々の企業がもつニーズ、企業規模および成長ステージ等に応じたきめ細かい支援を行います。



卓上超小型射出成形機  
(第1回ものづくり日本大賞 経済産業大臣賞受賞)

1-2-2 個別施策と計画事業

1-2-2 ①新分野の創出や付加価値を高める技術力向上支援

都市の中でもものづくりを継続していくためには、独自技術や複合技術による製品の高付加価値化や新分野創出等を促進し、他社との製品・技術開発力の差別化や工業デザイン・制御系等のソフト開発との連携を図ることが重要となっています。

下請け型企業から脱却し、開発・提案型企業への足がかりとなるための基盤技術の高度化支援に加えて、デジタル技術・デザイン・先端材料等の活用も含め、ものづくり系企業の経営戦略支援を総合的に実施します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
都市型工業を推進する 技術力向上支援	・ビジネスカタリスト <sup>※1</sup> の派遣 ・新製品・新技術開発の促進 ・環境ビジネスの支援	同左

1-2-2 ②ものづくり人材の育成

都市型工業と呼ばれる付加価値の高いものづくりを推進するために、高度な知識、技術、技能を有するものづくり人材を育成するとともに、次代を担う子どもたちを対象に、「ものづくり」の楽しさを伝えるため、継続的に子どもたちに様々な「ものづくり」を教え、次世代のものづくり産業に携わる人材の育成を図ります。また、長年の経験等により培われた熟練技能者等がもつ技術・技能の継承を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
ものづくり次世代 人材育成支援	・次世代人材育成支援の充実	同左

※1： ビジネスカタリスト 企業実務経験者、専門家、大学等の研究者・技術者を登録し、中小製造業等に経営戦略、技術開発等の様々なアドバイスを行います。

1-2-2 ③マーケット拡大の支援

世界経済のグローバル化<sup>※1</sup>が進展する中で、区内企業がもつ高い技術力等の活きた情報を、国内外で必要としている企業(人)へ発信するなど国際的な経済交流を視野に入れた、マーケットの拡大を支援します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
新市場開拓に向けた 販路拡大支援	・販路拡大支援の充実	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
アジア地域等 海外進出支援	・海外展示会出展支援の充実 ・海外進出の支援	同左

1-2-2 ④ものづくり産業支援施設の整備

世界に向け、東京のゲートウェイ<sup>※2</sup>となり得る品川区に、先端のものづくり産業を担う技術者の交流を促進し、区内産業のビジネス情報を発信する国際的な情報センター機能をもったものづくり産業支援施設を開設します。さらに、研究開発に適したエンジニア向けのオフィスを提供し、大手企業との連携も視野に入れた新産業(企業)の創出拠点をめざします。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
ものづくり産業支援 施設の整備	・開設（北品川5丁目）	

※1： グローバル化 地球規模、世界規模に広がることをさします。  
※2： ゲートウェイ 玄関、入り口

政策の概要

基本政策 ①-2-3：区民生活を豊かにする商店街を支援する

商店街は、日常生活に必要な商品を提供する流通の場であると同時に、地域の安全・安心の確保をはじめとした地域コミュニティの核として大きな役割を担っています。区民にとって住みやすいまちづくりを推進していくためには、個々の商店街が創意工夫し特色ある取り組みを展開する必要があります。また、地域で安定的に存続していることが重要です。



商店街の様子

1-2-3 個別施策と計画事業

1-2-3 ①にぎわいのある商店街づくり

商店街に活気をもたらす「にぎわい」を創出し、買い物を楽しめる商店街づくりを行うことが重要です。このため、今後とも、引き続き商店街の活性化の自主的な取り組みを支援していきます。また、広域的なポイントカードシステムの導入なども検討していきます。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
商店街の にぎわい創出支援	・にぎわい創出支援事業の充実	同左

1-2-3 ②小規模商店街の活力づくり

地域に暮らす高齢者などにとって、身近にある生活密着型の商店街は大切な存在です。このため小規模商店街などの機能回復と活力づくりに取り組みます。

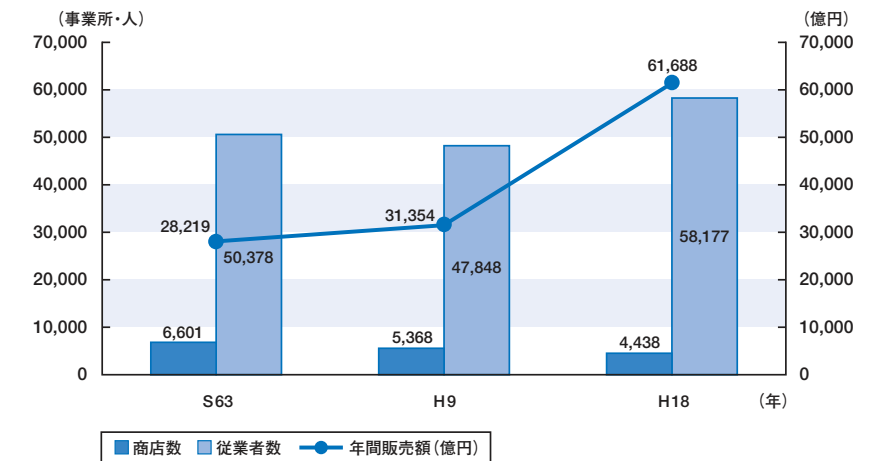
全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
小規模商店街の 活力づくり	・小規模商店街への支援の充実	同左

1-2-3 ③魅力ある個店の育成・支援

商店街を活性化するためには、商店街の組織的な活動とともに、集客力のある「魅力ある個店」の存在が重要な要素となっています。顧客ニーズに合った商品の提供を基本に、店舗のレイアウトやデザイン、接客、サービス、情報など、消費者の購買意欲を高めるための付加価値を備えた「魅力ある個店」を多く育成し支援することで、商店街の活力を向上させ地域商業全体の活性化をめざします。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
個店への支援	・地域ブランド開発への支援の充実 ・魅力ある個店支援事業の充実	同左

品川区の商店数等の推移



「品川区の統計」より

政策の方向

品川区の既存の観光資源の魅力を再発見するとともに、品川区の魅力をPRし、地域ブランドの確立をめざします。また、来訪者にとって分かりやすく利用しやすい情報提供を図り、満足度の高い「もてなし」のための必要な体制を整備します。

現在の状況

品川区における観光資源は、神社仏閣や祭り、歴史のあるまちなみ、また水辺の空間のみならず、活気のある商店街、伝統工芸、工業など、多種多様なものが存在しています。

平成17年度(2005年度)に策定した「品川区都市型観光アクションプラン」に基づく観光施策を実施し、旧東海道を中心にしたまち歩きや商店街にスポットライトを当てた「つまみ食いウォーク」<sup>※1</sup>など独自の成果を挙げてきています。

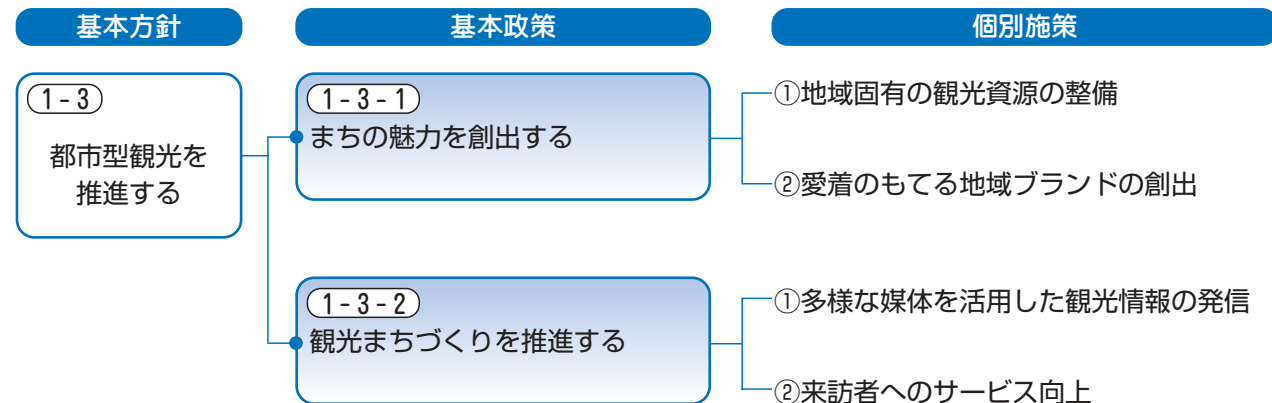
今後の課題

品川区らしさといっても、大都市東京の一部として、固定したイメージを形成してはいませんが、一つひとつの品川区らしさや地域ならではの個性やこだわりが集まってモザイクのように色とりどりに輝くことが、品川区の魅力の方向性であると考えます。

例えば、水辺環境や商店街のにぎわいの活用など、地域にあわせた魅力の発信をしていきます。

既存の観光資源は、見せ方や伝え方の工夫、他の資源との複合によって新たな魅力を発揮する可能性があり、それらの資源にさらに磨きをかけ、効果的にアピールすることによって、人びとがにぎわい、「もてなし」と交流の喜びがあふれる元気なまち品川区をめざします。

施策体系図



※1：つまみ食いウォーク 区と市観光協会が主催し、荏原地区にある商店街で試食や買い物を楽しみながら、ウォーキングを楽しんでもらう事業で、「お宝発見・つまみ食いウォーク」という名称で平成19年(2007年)から始まりました。

政策の概要

基本政策 (1-3-1)：まちの魅力を創出する

高層ビルが立ち並ぶ未来的な空間からレトロな人間味あふれる横丁まで、様々な交流からにぎわいが生まれます。品川区の観光資源の魅力を来訪者の視線で改めて見直し、地域を磨き、磨き上げた地域を愛着と誇りをもって外に向けてアピールしていきます。その際には、それぞれの観光資源の特徴を明確にし、それを品川区の魅力として様々な場面において活用し、地域ブランド<sup>※1</sup>を育てます。



お宝発見・つまみ食いウォーク

(1-3-1) 個別施策と計画事業

(1-3-1) ①地域固有の観光資源の整備

都市型観光を推進するため、品川区における地域固有の魅力や、来訪者の目に触れる機会が少ない観光資源を再発見し、改めて人びとが楽しめるものとして磨きなおします。

全体計画	事業計画	
	前期(平成21~25年度)	後期(平成26~30年度)
観光アクションプランの推進 (観光資源の整備)	・まち歩きルートの開拓・実施 ・体験イベントの実施 ・他都市との連携事業の実施	・まち歩きルートの拡充 ・体験イベントの推進 ・連携事業の充実

全体計画	事業計画	
	前期(平成21~25年度)	後期(平成26~30年度)
魅力ある水族館づくり	・水族館の魅力づくり	同左

(1-3-1) ②愛着もてる地域ブランドの創出

来訪者にその街を紹介するとき、地域の人びとがその地域に愛着と誇りを持っていることが、「もてなし」の工夫や気配りにつながります。そのため、伝統を活かした商品づくりやいわれのある場所の紹介など、地域の人びとが、愛着もてるような、独自の観光資源にストーリーやテーマをつくり、様々な機会と場を捉えてPRし、地域ブランドを確立します。



品川縣ビール“幻のビール復活”

※1：地域ブランド 地域がその特性を活かした製品やサービスを創出し、つくり上げる地域のイメージ全体のことで。

政策の概要

基本政策 (1-3-2) : 観光まちづくりを推進する

地域自慢の観光資源を効果的な方法で発信することによって、より多くの人びとに訪訪していただき、地域との交流やふれあいの場をつくることによって、リピーターをつくるしくみづくりを進めます。

1-3-2 個別施策と計画事業

1-3-2 ①多様な媒体を活用した観光情報の発信

訪問してみたいと人びとに思わせる情報を、多様な媒体を活用して発信することにより、誘客を促します。その際、新鮮で魅力ある情報をリアルタイムに発信します。

全体計画	事業計画	
	前期 (平成21~25年度)	後期 (平成26~30年度)
観光アクションプランの推進 (観光情報の発信)	・情報誌の発行 ・ポータルサイトの構築	・情報誌の充実 ・ポータルサイトの運営

1-3-2 ②来訪者へのサービス向上

魅力ある情報を発信して、来ていただいた人びとに満足してもらえなければリピーターとはなりません。満足感が高ければ人から人へと地域の魅力が広く伝わっていきます。そのためにはきちんとした「もてなし」と交流ができる体制としくみを整え、また行きたい、また会いたいと思える場所づくりに取り組みます。

全体計画	事業計画	
	前期 (平成21~25年度)	後期 (平成26~30年度)
観光アクションプランの推進 (観光サービスの向上)	・観光案内拠点の整備支援 ・観光マップの作成 ・区内案内標識の設置	・観光案内拠点の整備支援 ・観光マップの活用



品川宿交流館本宿お休み処

政策の方向

区内に受け継がれてきた伝統文化・工芸の継承を支援するとともに、区の歴史や文化財等の収集・活用を図ります。

また、活動や発表の機会と場の提供等により、区民の様々な文化芸術活動を支援するとともに、多様な文化芸術を鑑賞する機会を提供し、区内の文化や芸術を広く紹介して人材の発掘、育成につなげ、区内文化の発展を図ります。

現在の状況

品川区は古い歴史をもつまちであり、江戸の昔からの伝統的なお祭りが今も生活の中に生き、大勢の人でにぎわっています。その中で、江戸の里神楽<sup>※1</sup>などの伝統芸能や江戸切子などの伝統工芸も受け継がれ、今も活かされています。大森貝塚は、日本考古学発祥の地としてその名を全国に知られており、区内の遺跡から発掘された文化財や歴史ある神社仏閣と、そこに伝わる文化財が多数存在しています。

一方、新しい文化の息吹も伝わっています。区内には、すぐれた現代美術の紹介で高く評価されている美術館や、日本を代表する劇団のミュージカル劇場、そして意欲的な作品が上演される劇場などの民間文化施設が立地し、第一線の文化を提供しています。また、区立の総合区民会館「きゅりあん」や〇美術館では、コンサートや展覧会が開催され、区民への身近な文化提供の場、そして区民の文化活動の場として重要な役割を果たしています。

都心に近く生活環境も整っている品川区には、文化芸術の振興に理解がある民間企業が立地するとともに多くの文化芸術関係者が居住しており、そうした専門家の存在は区内文化の発展を図るうえで潜在的な力となっています。また、区内には、様々な文化芸術団体が活動しており、区内文化の振興に大きな役割を果たしています。

区民の文化芸術活動も活発に行われています。様々な分野で自主的なグループや個人が文化センター等で活動しており、これらすべての人びとが、品川区の文化芸術を担っています。

今後の課題

都心化が進む品川区の変化と、国際都市東京で生活する区民のライフスタイルの変化を踏まえて、品川区の伝統文化を継承、発展させ、新たな文化を創造し、多様な地域文化を振興するためのビジョン(将来像)を明確にすることが必要になっています。

また、地域の文化芸術活動の担い手として、既存の活動を支援するとともに、団塊世代をはじめとした多くの区民がより積極的に文化芸術にふれあうことができるよう、地域の文化芸術活動への参加を促進するための環境づくりが求められています。

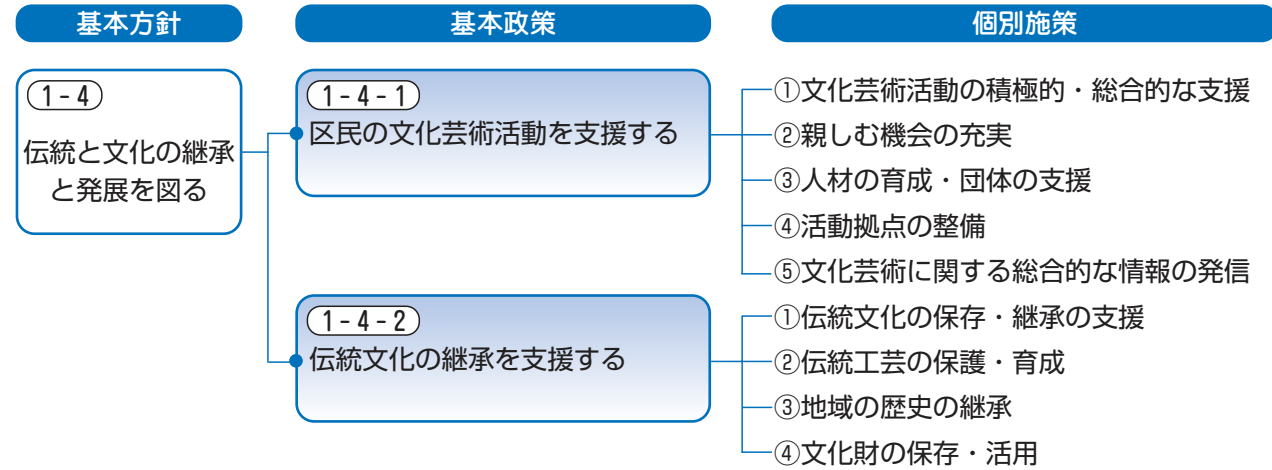
こうした文化芸術活動の推進にあたっては、「品川区文化芸術・スポーツのまちづくり条例」の趣旨を活かして、区民、文化芸術団体、企業等と区がそれぞれの役割を果たし、相互にパートナーシップを結び連携協力して文化振興を図ることが求められています。



江戸の里神楽

※1：江戸の里神楽 江戸時代から神社の祭礼の際に演じられ広く庶民に親しまれている民俗芸能で、国の無形民俗文化財に指定されています。品川区内でその伝統を継承しているのが間宮社中です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 1-4-1：区民の文化芸術活動を支援する

品川区を取り巻く環境の変化を踏まえ、新たな地域文化を振興するためのビジョンを明確にして、区内の様々な文化芸術活動を支援するとともに、自主性を尊重した団体間ネットワークの形成を図ります。

また、区民が文化芸術を鑑賞し、活動に参加し、地域文化を支える機会を増やすことによって、文化芸術の継承・発展・創造を担う人材の発掘・育成を図ります。さらに、子どもたちが、伝統文化をはじめ文化芸術に触れる機会を増やすなど、人材育成を充実します。

こうして醸成された地域文化を、地域経済や観光、教育、福祉をはじめ、広くまちづくりに活かすため、関係団体等の連携・協力を進めます。

さらに、文化芸術活動の場として既存施設のあり方を含めて検討し、今後のニーズに合った新たな文化施設の整備を行います。

また、広く区民に対して、文化活動の機会や場、団体等の各種情報を総合的に発信するしくみづくりを行うなど、文化振興によるまちづくりを推進します。

1-4-1 個別施策と計画事業

1-4-1 ①文化芸術活動の積極的・総合的な支援

身近なところで豊かな文化芸術活動を行い、新たな地域文化を創造する環境を整備します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
文化芸術・スポーツ振興ビジョンの策定	・振興ビジョンの策定 ・文化芸術・スポーツの顕彰	・振興ビジョンの推進 ・文化芸術・スポーツの顕彰

1-4-1 ②親しむ機会の充実

区民が文化芸術を鑑賞し、活動に参加し、地域文化を支える機会を増やします。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
品川区芸術祭の実施	・芸術祭の開催	・充実

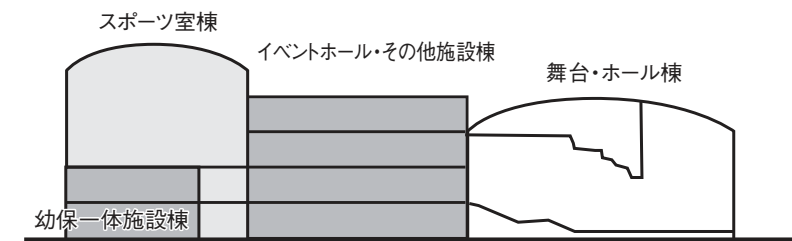
1-4-1 ③人材の育成・団体の支援

地域の文化芸術活動を担う人材の育成を支援します。また、区民の文化芸術活動の活性化に向けて、文化団体が区民を対象として行う事業を支援します。

1-4-1 ④活動拠点の整備

施設のあり方や利用方法の改善を図り、さらに活用を進めます。

全体計画	事業計画	
	前期	後期
文化芸術拠点施設の整備	・開設(平塚小学校跡)	



断面図

文化芸術・スポーツ活動拠点施設(平塚小学校跡)整備イメージ図

1-4-1 ⑤文化芸術に関する総合的な情報の発信

区民の文化芸術活動の様々な情報や区内の民間も含めた文化情報を収集し、情報誌やホームページを通じて発信するしくみを検討します。

政策の概要

基本政策 (1-4-2)：伝統文化の継承を支援する

伝統文化・伝統芸能に関する活動に対し、人材育成も含めて支援するとともに、多くの区民がこれらの伝統文化にふれあう機会を設け、継承・普及・発展を推進します。また、子どもたちに伝統文化についての学習と参加の機会の充実を図ります。

さらに、広く区民に品川区の歴史を知ってもらうため品川歴史館機能の活用・拡大とあわせて、品川区の歴史についての編さんを行います。あわせて、指定文化財等の保存・公開・活用に取り組みます。

1-4-2 個別施策と計画事業

1-4-2 ① 伝統文化の保存・継承の支援

伝統芸能の活動や公演の場の提供等をととして、後継者の育成等を支援するとともに、子どもたちを含めた多数の区民が伝統文化・伝統芸能に触れる機会の充実を図り、その理解と普及を図ります。

1-4-2 ② 伝統工芸の保護・育成

品川区に伝わる伝統工芸を守り伝えるため、理解・普及を図るとともに、伝統工芸発展のための活動を支援します。

1-4-2 ③ 地域の歴史の継承

品川区の歴史を取りまとめ、次代に伝えます。新たに判明した史実とともに、現状の区史で整理されていない昭和50年代以降から現在までを中心に編さんします。こうした歴史を、品川歴史館の機能を活用して出張展示を行うなど、品川区の歴史の普及啓発を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
新修「品川区史」の刊行	・区史編さん検討委員会の設置	・刊行

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
子どもへの伝統文化の普及	・普及事業の充実	同左

1-4-2 ④ 文化財の保存・活用

地域の歴史的な文化資源を掘り起こし、指定文化財の保存・活用を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
文化財・伝統文化の活用	・歴史館ボランティアコーナーの設置 ・歴史館通年講座の開催	・ボランティアコーナーの充実 ・通年講座の充実



品川区指定無形民俗文化財・民俗芸能 大井囃子



品川区指定有形文化財 旗岡八幡神社大絵馬

## 政策の方向

生涯学習・スポーツの振興のための環境整備を推進するとともに、多様化する利用者ニーズに応じた学習内容の提供や学習成果を社会に還元するしくみの構築、地域に根ざしたスポーツクラブの設置など、自立的・自主的な活動を推進するための支援体制を構築します。

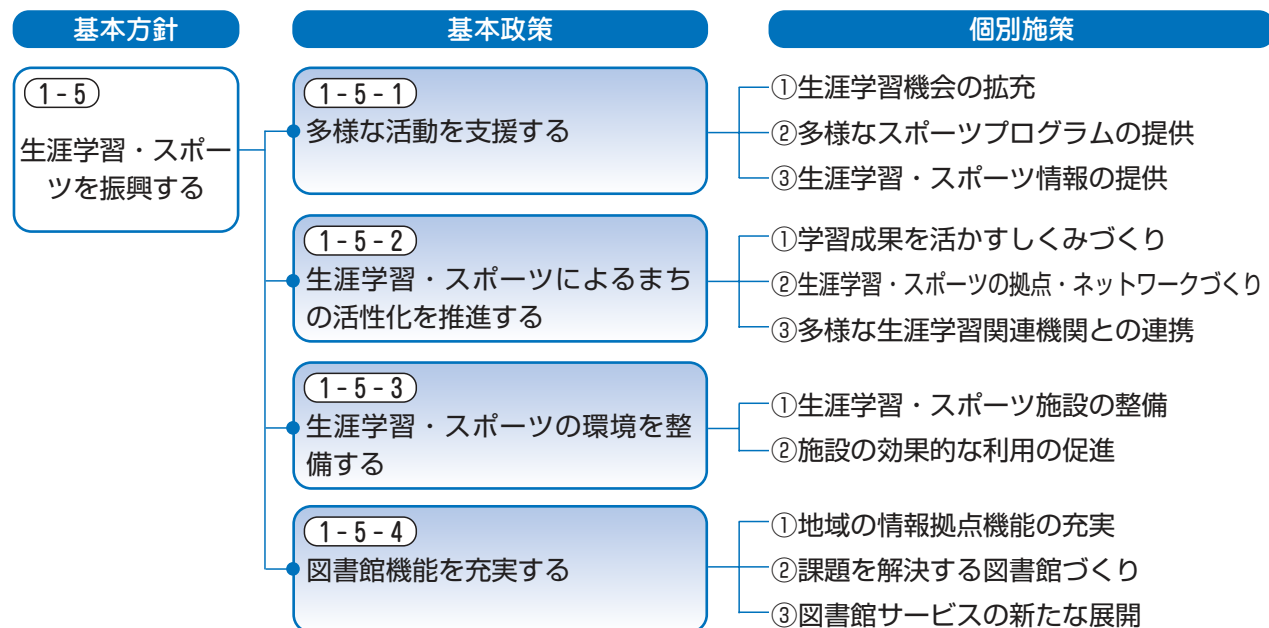
## 現在の状況

品川区は、目的や年齢に応じた生涯学習・スポーツに関する機会やプログラムの充実に努めています。また、公園運動施設等の利用のための施設予約システムや図書館へのインターネットサービスの導入、ビジネス支援図書館の開設など、利便性向上や新しいサービスの提供を図ってきました。これらの取り組みによって、生涯学習関連の講座を終えた方々が地域貢献活動に取り組むなど、自主的な生涯学習活動や地域活動の展開が見られるようになってきました。また、スポーツ関連施設や生涯学習施設の利用、図書館貸出冊数等も増加してきています。

## 今後の課題

区民のニーズの拡大と多様化が予測される中、区民の自立的・自主的な活動を育て、区民との協働による生涯学習のしくみを構築することが求められています。また、区民のスポーツの機会を増やし生涯スポーツ社会を推進していくために、身近なところでいつでも誰もがスポーツに親しめる地域に根ざした自主運営によるスポーツクラブの設置や、質の高いスポーツ指導者の育成等が求められており、そのためには、スポーツ関連機関・団体の連携が不可欠です。今後は、団塊世代をはじめとした区民の学習活動、地域活動の活発化が予測され、これに連動して、地域文化の担い手としての公立図書館に対する期待の増大が見込まれることから、課題解決機能の充実や区民のニーズに即したサービスの展開が求められてきます。

## 施策体系図



## 政策の概要

### 基本政策 1-5-1：多様な活動を支援する

区民一人ひとりが生涯を通じて自立的・自主的に多様な活動を行うことができるよう、生涯学習・スポーツに関する機会やプログラムの拡充を図るとともに、情報の提供を充実します。

### 1-5-1 個別施策と計画事業

#### 1-5-1 ①生涯学習機会の拡充

趣味の講座から地域課題を解決するための学習まで、生涯にわたって主体的に学ぶことができるよう多様な機会の拡充を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
（仮称）新区民大学 <sup>※1</sup> の新設	・開設	・充実

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
障害者学級の充実	・充実	同左

#### 1-5-1 ②多様なスポーツプログラムの提供

年齢や障害の有無に関わらず生涯を通じて誰もがスポーツに親しめる社会を実現するため、目的・体力・技術等に応じた多様なスポーツプログラムを提供します。

#### 1-5-1 ③生涯学習・スポーツ情報の提供

区民の自主的な生涯学習・スポーツ活動を促進するため、情報・交流の機会として、インターネットや情報誌による情報発信、交流の場づくりを充実します。

※1：新区民大学 これまでの区民大学やシルバー大学のあり方を再検討し、生涯にわたって学ぶことのできる学習機会を体系的に整備します。

政策の概要

基本政策 1-5-2：生涯学習・スポーツによるまちの活性化を推進する

豊かで活力ある地域社会をつくるため、生涯学習関連の講座を終えた方々が地域貢献活動に取り組むなど、学習成果を地域に活かすしくみの構築を図るほか、スポーツ団体等の連携・協力を促進します。

1-5-2 個別施策と計画事業

1-5-2 ①学習成果を活かすしくみづくり

ボランティア講師や、地域貢献のボランティア育成など、区民の学習活動をまちづくり、地域づくりに活かす生涯学習システムを構築します。

1-5-2 ②生涯学習・スポーツの拠点・ネットワークづくり

文化センターをはじめとした区の施設を地域の生涯学習の拠点として位置づけ、NPOやボランティア団体、自主グループ等とのネットワークづくりを進めます。

また、地域スポーツクラブの設置など自主運営によるスポーツ活動を促進するとともに、スポーツに関わる関連機関・団体の連携を促します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
地域スポーツ活動の充実	・スポ・レク <sup>※1</sup> 運営組織の充実 ・地域スポーツクラブ設置準備・拠点の整備	同左

1-5-2 ③多様な生涯学習関連機関との連携

区内の高校・大学、民間企業と連携し、地域全体で多様な生涯学習を推進します。



教養講座

※1： スポ・レク 学校施設の利用調整をはじめ、地域スポーツ教室や交流事業を行い、スポーツに親しむ機会を提供する、各地区に置かれている「コミュニティスポーツ・レクリエーション活動推進委員会」の略称です。

政策の概要

基本政策 1-5-3：生涯学習・スポーツの環境を整備する

区民の学習活動やサークル活動が活発に展開され、また、活動内容が多様化してきていることから、生涯学習・スポーツの環境の充実が求められています。そのため、生涯学習・スポーツ施設の計画的改修等を行い、地域の活動拠点にふさわしい施設としての環境を整備します。

1-5-3 個別施策と計画事業

1-5-3 ①生涯学習・スポーツ施設の整備

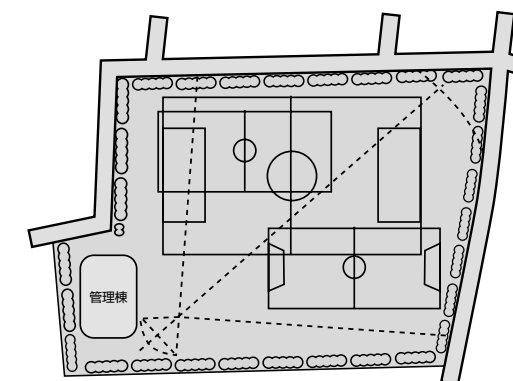
文化センター、図書館、スポーツ施設などの計画的改修・整備を推進します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
文化学習施設の整備	・五反田文化センター・五反田図書館の改築 ・区民活動交流施設（旧八潮南小学校跡）の開設	

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
スポーツ施設の整備	・多目的広場（荏原平塚中学校跡）の開設	



五反田地区教育総合施設（五反田文化センター・五反田図書館ほか）完成予想図



多目的広場（荏原平塚中学校跡）整備イメージ図

1-5-3 ②施設の効果的な利用の促進

今後拡大する生涯学習・スポーツの需要に応え、新たな活動の場や地域コミュニティを活用した運営方法について検討します。

政策の概要

基本政策 1-5-4：図書館機能を充実する

生涯学習社会、高度情報社会を迎え、さらに活発化する区民各層の学習活動や地域活動を支援するため、多様な図書館機能の充実が求められています。これまで、インターネットサービスの導入、ビジネス支援図書館の開設、子ども読書活動の推進、窓口等業務委託など先駆的な施策を実施し、サービスの充実に努めてきました。今後は、地域の情報拠点機能の充実や課題解決型図書館づくり、新たな図書館サービスの提供などを行い、魅力のある図書館づくりを推進します。

1-5-4 個別施策と計画事業

1-5-4 ①地域の情報拠点機能の充実

学習活動や地域活動の活発化にあわせ、高度情報社会に対応した新しい資料や情報機器の充実を図り、地域の情報拠点として整備を推進します。

1-5-4 ②課題を解決する図書館づくり

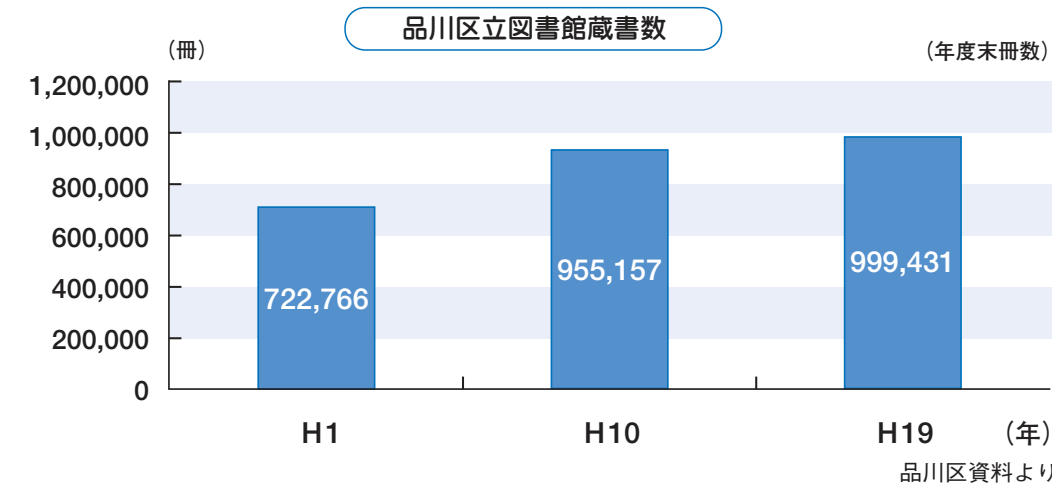
「品川区子ども読書活動推進計画」に基づき、地域・家庭・学校と連携し、子どもの読書活動を推進します。また、区民が抱える様々な現代的課題の解決を支援するため、豊富な資料を有効に活用して特色あるコーナーづくりを進めるとともに、様々な情報講座を開催し、課題解決機能の充実を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
子ども読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブックスタート事業<sup>※1</sup>の推進</li> <li>・読み聞かせ地域ボランティアの育成</li> <li>・しながわ親子読書の日・子ども読書の日事業の推進</li> </ul>	同左

※1：ブックスタート事業 すくすく赤ちゃん訪問事業の中で、訪問した保健師・助産師や児童センター職員が、赤ちゃんと保護者がゆっくり向き合い心ふれあうひと時をもつきっかけを作るため、絵本などが入った「ブックスタートパック」を手渡します。

1-5-4 ③図書館サービスの新たな展開

進展する情報社会に対応するため図書館電算システムの改善を図ります。また、多様な区民の図書館利用を促進するため、NPO・ボランティア・関係機関との連携を図り、新たなサービスの提供をめざします。



おはなし会（品川図書館）

政策の方向

品川区は、生活都市と国際都市の両面をもつ個性的な都市となる力を備えており、その力を十分に発揮できるよう多様な国際交流の推進を図るとともに、国際都市品川区の魅力を活かした施策に取り組みます。

現在の状況

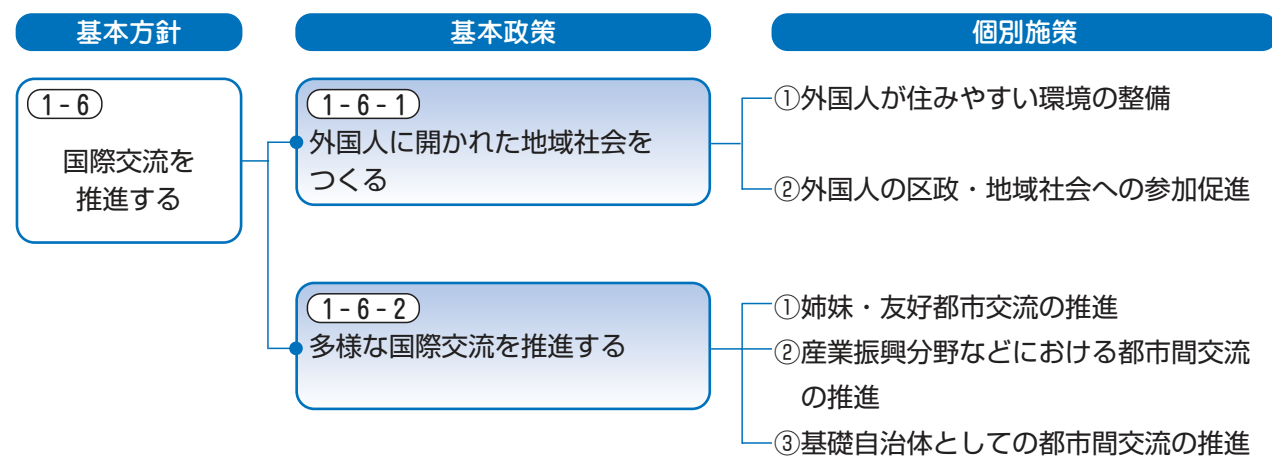
外国都市との交流については、昭和59年(1984年)に姉妹都市提携をした米国メイン州ポートランド市をはじめ、スイス・ジュネーヴ市、ニュージーランド・オークランド市とは友好都市提携を行い、次代を担う青少年のホームステイ相互派遣など、国際交流事業に力を注ぎ、区民の間では国際相互理解が深まってきました。

今後の課題

近年、品川区で暮らす外国人の人口は増加傾向にあり、今後さらに加速するものと考えられます。こうした中、品川区は東京の表玄関の一都市として、外国人とともに住みやすい環境をつくることが求められています。そのためには、暮らしを取り巻く環境の整備に加え、外国人が地域に溶け込めるよう身近な交流を深めることが重要となってきています。このため、今後は外国人が参加できる事業を展開し、地域における異文化への理解と尊重の精神を普及・啓発します。

さらに、産業振興分野をはじめとする様々な分野および基礎自治体間におけるアジア地域の都市との交流を促進し、多様な国際交流を展開します。

施策体系図



政策の概要

基本政策 (1-6-1)：外国人に開かれた地域社会をつくる

地域の国際化に対応するため、外国人向けに情報提供や相談事業などを充実させ、外国人が生活しやすい環境の整備を推進します。また、地域行事などへの外国人の参加を促し、外国人に開かれた地域社会づくりを進めます。

(1-6-1) 個別施策と計画事業

(1-6-1) ①外国人が住みやすい環境の整備

外国人が暮らしやすいよう、外国人向けの情報提供を充実します。また、外国人向けの相談事業を充実し、外国人にも住みやすい環境を整備します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
外国人の暮らしの支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供の充実</li> <li>・相談事業の充実</li> <li>・日本語教室等の充実</li> </ul>	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
国際都市・品川区にふさわしいまちなみ整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者セミナーの開催</li> <li>・公共施設等の案内表示の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者セミナーの運営</li> </ul>

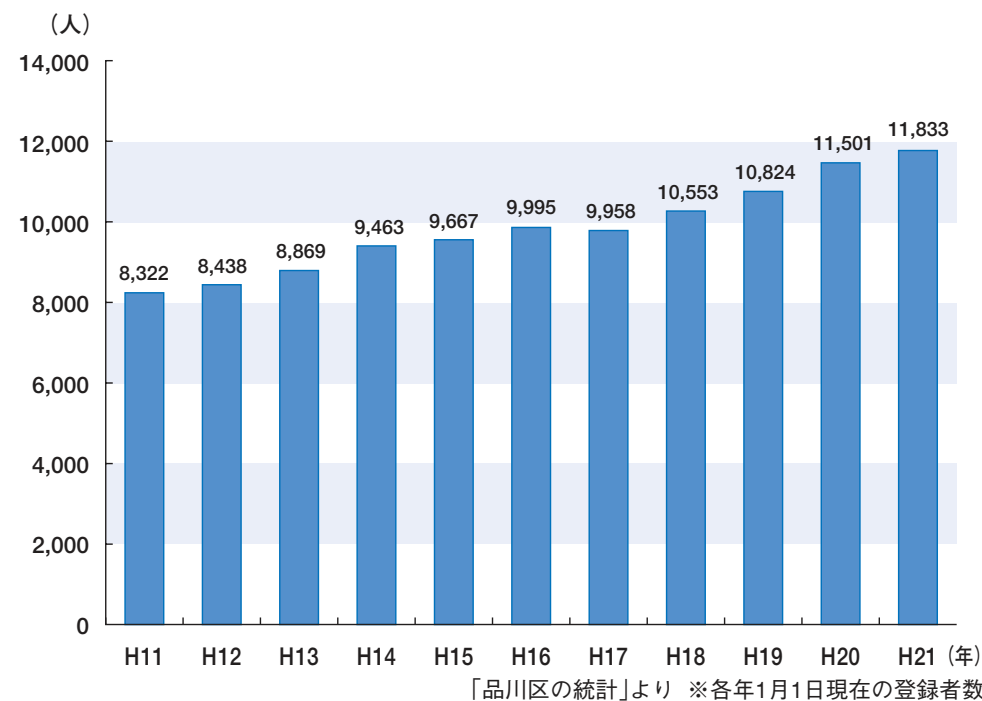
全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
国際都市・品川区をめざした庁内体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修の実施</li> <li>・区内大学との連携推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修の充実</li> <li>・連携の充実</li> </ul>

1-6-1 ②外国人の区政・地域社会への参加促進

外国人が地域に溶け込めるよう、居住する地域への理解を図るとともに、地域行事などへ気軽に参加、交流できるような体制を整えます。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
地域と在住外国人との交流促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>懇談会の開催</li> <li>地域情報の発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>懇談会の運営</li> <li>地域情報の発信</li> </ul>

品川区外国人登録者数の推移



政策の概要

基本政策 1-6-2：多様な国際交流を推進する

現況の姉妹・友好都市交流に加え、地域における外国文化との交流を深め、異文化への相互理解を図ります。また、若い世代を中心に、国際社会への架け橋となる人材の育成を行います。

さらに、産業振興分野をはじめとする様々な分野および基礎自治体間におけるアジア地域の都市との交流も行います。

1-6-2 個別施策と計画事業

1-6-2 ①姉妹・友好都市交流の推進

人と人との草の根交流を基調に相互理解と友情のきずなを深め、ひいては世界平和の維持に貢献できるよう、区民一人ひとりが国際文化を理解し、さらには国際社会で活躍できる力を育めるよう国際交流を推進します。

1-6-2 ②産業振興分野などにおける都市間交流の推進

区内企業の海外取引や進出をより一層活発化するために、産業振興分野における主要な都市との交流を推進します。また、他の分野においても、都市間交流を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
産業振興分野での都市間交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流課題の検討・交流都市の選定</li> <li>都市間交流の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市間交流の推進</li> </ul>

1-6-2 ③基礎自治体としての都市間交流の推進

アジア地域の都市との基礎自治体としての交流を行います。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
アジアの大都市との交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流課題の検討・交流都市の選定</li> <li>大都市交流の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大都市交流の推進</li> </ul>



国際交流 ポートランド市ホームステイ派遣

### 理念

1. 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる
2. 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる
3. 区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

### 都市像

- 1 だれもが輝く  
にぎわい都市
- 2 **未来を創る  
子育て・教育都市**
- 3 みんなで築く  
健康・福祉都市
- 4 次代につなぐ  
環境都市
- 5 暮らしを守る  
安全・安心都市

### 基本方針

- 子育て、親育ちを支援する
- 学校教育の充実を図る
- 次代を担う青少年を育成する
- 平和で人権が尊重される社会をつくる

### 基本構想

#### 都市像の実現に向けて

- ◆子どもを生ま育てやすい環境を整備し、親育ちと子育てを支援します。
- ◆教育環境の充実を図ります。
- ◆次代を担う青少年を育成します。
- ◆平和で人権が尊重される社会をめざします。

品川区で生まれた子どもたちが、品川区の、そして日本の未来を担う人材として健やかに成長できるよう、親と子の成長を地域社会、行政が見守り、支える連携・協力のしくみや体制を整備します。さらに、子どもたちが健全で心豊かな人格を形成し、豊かな個性と社会性・人間性を備えた個として成長するために、“学び” にとって最良の機会と場が提供できるよう、教育環境の充実を図ります。

## 政策の方向

子育て環境が大きく変容をとげている中で、子育ての基本は親が育てることであり、親自身が子育ての自覚と自信をもてるよう、親の育ちを支援するとともに、子育ての相互援助活動など、失われつつある地域の子育て力を再構築し、子どもを生み育てることの楽しさを実感できる地域社会をめざします。

## 現在の状況

少子化や核家族化の中、子育てについて十分な知識や心構えを身に付けていない親や、子育ての悩みを一人で抱え込んでしまう親も少なくありません。こうした状況の中、妊娠期から親同士の交流や学びの機会と場の提供、相談などを実施するチャイルドステーション<sup>※1</sup>事業を展開しています。また、児童センターでの親子サロン・幼児クラブや保育園での一時保育・オアシスルーム<sup>※2</sup>などの在宅子育て支援の充実も図っています。保健センターでは、妊娠中から乳幼児期にかけて、母親・父親の子育て力の向上を目的として、母親学級・両親学級や育児学級を実施しています。

このほか、子育てに係る地域での支え合いを充実するため、ファミリー・サポート事業<sup>※3</sup>など、育児の相互援助活動を支援する取り組みを行っています。

さらに、年末保育、延長夜間保育、休日保育、病児保育等多岐にわたる保育事業を実施し、子育て世帯の多様化するニーズに対応するとともに、幼保一体施設の開設や、認証保育所の活用等により、需要に対応した保育施設の整備を推進しています。また、幼児教育については、就学前の乳幼児に対して保育・教育内容の充実に努めています。

## 今後の課題

親と子どもがともに学び、成長していくことのできる環境を整備するとともに、行政によるサービスを利用するだけでなく地域での人と人のつながりを大切に、お互い助け合う関係づくりを支援していく必要があります。

親が抱く出産、子どもの発育・発達、子育てについての不安の解消や障害の早期発見のために、関係機関との連携を強化し、専門的相談、支援を一層充実していくことが求められています。さらに、児童虐待、障害など特に支援が必要な状況にある子どもや家族には、地域の支え合いによって、その支援に取り組むことが望まれています。

また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の教育を充実、強化するとともに、小学校への滑らかな接続を視野に入れ、幼稚園・保育園と小学校間における交流、連携を推進することが極めて重要です。

これからは、子育てに関する不安や悩みの相談機能の充実、親子同士の交流や育児疲れ解消のための場の整備、働き方の見直しや勤務時間の多様性に応じた柔軟な保育、育児休業とつながる保育園への円滑な入園のしくみづくりなど、次世代育成支援の取り組みが求められています。家庭における子育てと多様な就労を支える保育サービスを、多面的にとらえる子育て支援策の充実が望まれます。



幼保一体施設（二葉すこやか園）

※1：チャイルドステーション 保育園・幼稚園・児童センターの愛称で、子育てについて気軽に相談でき、授乳やおむつ交換の場としても利用できます。

※2：オアシスルーム 在宅で子育てをする保護者の方の、カルチャースクール、通院、買い物等の一時的な保育ニーズに対応して、保育園でお子さんをお預かりする子育て支援事業です。

※3：ファミリー・サポート事業 子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と、子育ての援助を行いたい方（提供会員）が、地域の中で子育て相互援助活動を行う会員組織で、アドバイザーが双方の調整を行います。

## 施策体系図

### 基本方針

2-1  
子育て、親育ちを支援する

### 基本政策

2-1-1  
親と子どもがともに学び・育つ環境をつくる

2-1-2  
地域の子育て力を育成する

2-1-3  
子育て支援を拡充・強化する

### 個別施策

- ①子育ての自覚と責任をもつ“親育ち”の促進
- ②子どもの心と体の育成支援体制の充実
- ①地域の子育て支援人材の育成と活動支援
- ②企業・事業所の子育て支援の充実促進
- ③保護が必要な子どもと家庭への支援
- ①在宅子育てを支援する拠点の拡充と情報の提供
- ②多様な保育の展開
- ③乳幼児の教育環境の充実
- ④子育て家庭の経済的負担の軽減

## 政策の概要

### 基本政策 2-1-1：親と子どもがともに学び・育つ環境をつくる

核家族化の進展や生活様式の多様化にともない、親から子へ、お年よりから若い世代へと子育てを教え、学ぶことが困難となっている現状を踏まえ、親としての育ちを総合的、計画的に支援することが必要となっています。そのため、これから親となる子ども、青年層への働きかけによる子育てへの意識づくりをはじめ、妊娠、出産、子育てに至る段階で必要となる情報の提供や不安の軽減等により、親と子どもがともに学び、育つ環境を整備します。

### 2-1-1 個別施策と計画事業

#### 2-1-1 ①子育ての自覚と責任をもつ“親育ち”の促進

子育てに対する自信喪失、育児不安の払拭・解消を図るために、親同士の交流・学習を通じた子育て意識の体得、父親の育児参加の啓発などをおして親育ちを支援します。

さらに、次代を担う中学・高校・大学生が乳幼児とのふれあいをとおして、子どもを生み育てることの尊さや喜びを体験する機会を設けます。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
親育ちサポート事業の充実	・事業内容の充実	同左

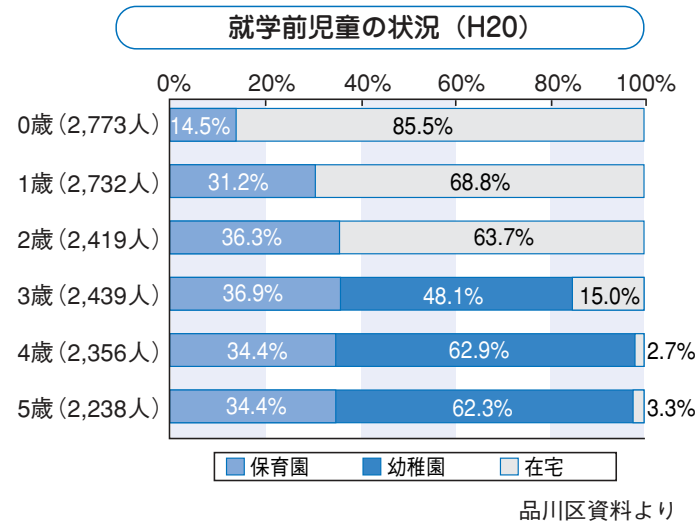
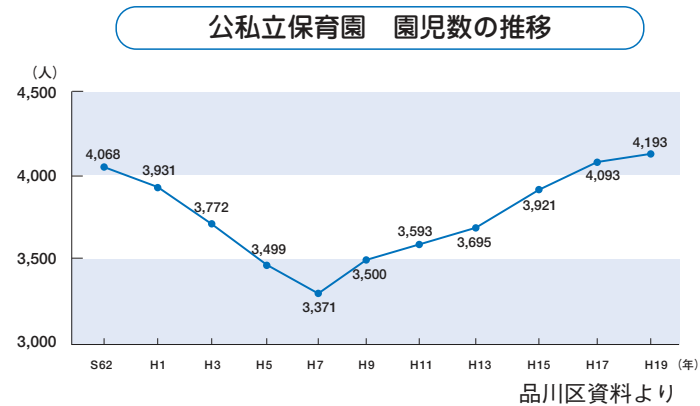
全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
「家族いっしょに朝ごはん」運動の推進	・親に対する啓発の拡充	同左

2-1-1 ②子どもの心と体の育成支援体制の充実

安心して子育てができるよう、妊娠をはじめ乳幼児の発達・発育や障害などの状況に応じた専門相談の機会を提供します。また、乳幼児の保護者に対し、のびのびと育児ができるよう、子育てに関する知識の普及や子育て情報の提供、地域における支え合いのしくみを構築します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
健やか親子支援事業の充実	・ 妊娠期支援の充実 ・ 乳児期支援の充実	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
すくすく赤ちゃん訪問事業の推進	・ 事業内容の充実	同左



政策の概要

基本政策 2-1-2：地域の子育て力を育成する

子育てを支える地域社会の結びつきや子どもに対する目配りが希薄になりがちな社会状況において、地域における多世代、多様な主体の参加を促し、地域の子育て体制を強化するとともに、企業の子育て支援対策を支援し、地域の子育て力に活用します。さらに、養育支援が必要な児童や保護者のために、関係機関の連携強化なども推進します。

2-1-2 個別施策と計画事業

2-1-2 ①地域の子育て支援人材の育成と活動支援

地域における子育て力を一段と高め、地域社会が一体となって子育てを行うために、子育てを経験した団塊世代のマンパワーの活用や様々な団体との協働による地域子育て力の活用を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
子育て支援ボランティア等の育成	・ 各種講座の開催	・ 各種講座の運営

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
ファミリー・サポート事業の推進	・ 事業内容の充実	同左

2-1-2 ②企業・事業所の子育て支援の充実促進

企業・事業所の育児支援制度の充実を促すため、育児休業の取得や職場復帰後の子育て支援などを促進します。また、区内中小企業の優秀な人材を確保するため、企業との協働により、地域開放等を前提とした事業所内保育所の整備など、子育てしやすい就労環境づくりを支援します。

2-1-2 ③保護が必要な子どもと家庭への支援

児童虐待や、要支援家庭、要保護児童の増加の中で、その対処にあたっては、地域の関係機関が連携し対応する体制を構築します。また、親同士が互いに悩みを打ち明け、話し合うグループワーク等を開催し、虐待等の未然防止を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
子ども家庭支援センターの拡充	・支援センターの拡充	・充実

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
こども家庭あんしんねっと協議会の運営充実	・協議会の運営充実 ・子ども虐待防止対応マニュアルの改訂	・協議会の運営充実



チャイルドステーションポスター

政策の概要

基本政策 2-1-3：子育て支援を拡充・強化する

社会情勢に応じた多様な保育サービスを展開するとともに、地域子育て支援センター等の拠点施設を整備し、子育てが孤立化しないよう、子育て家庭全体への支援を強化します。

また、子育て家庭の経済的負担の軽減や就学前の子どもに対する質の高い乳幼児の教育環境の充実を図ります。

2-1-3 個別施策と計画事業

2-1-3 ①在宅子育てを支援する拠点の拡充と情報の提供

家庭にひきこもりがちな親子が気軽に集えるように、地域子育て支援センターを整備し、子育て相談や子育て情報の提供を行うとともに、子育てサークルなどへの支援をとおして、地域の子育て家庭に対する育児を支援します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
地域子育て支援センターの拡充	・キッズ館 <sup>*1</sup> の運営・新規開設 ・地域交流室の開設 ・ぶりすくーる <sup>*2</sup> の運営	・キッズ館の運営 ・地域交流室の運営 ・ぶりすくーるの運営

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
チャイルドステーション事業の充実	・保育園、幼稚園、児童センターでの事業の充実	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
子育てプランの作成支援	・子育て相談の充実	同左

※1：キッズ館 乳幼児の在宅子育て支援の拠点となる保育園併設型児童センター  
 ※2：ぶりすくーる 就学前乳幼児教育施設

2-1-3 ②多様な保育の展開

社会情勢の変化にともないパートタイムなど様々な就労形態が増加していることを受け、新たな区民ニーズや就労形態に対応した保育を実施するとともに、保育施設の整備や充実等により保育環境の向上を図るほか、幼保一体施設の整備や認証保育所の活用などにより、受け入れ枠の拡大を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
短時間就労対応型保育事業の充実	・事業内容の充実	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
認証保育所の運営支援	・運営支援の推進	同左

2-1-3 ③乳幼児の教育環境の充実

幼稚園・保育園を問わず、就学前の子どもに質の高い乳幼児教育の実践を進めるとともに、保護者に向けて啓発を行い、小学校への滑らかな接続をめざします。また、豊かな幼児期を経て就学へ接続するため、職員研修や教材教具の充実および保育教育環境の向上を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
就学前乳幼児教育の推進	・幼稚園・保育園の教育保育内容の向上 ・幼保一体施設(五反田地区教育総合施設内・平塚小学校跡・品川地区小中一貫校内)の整備	・就学前乳幼児教育の充実

2-1-3 ④子育て家庭の経済的負担の軽減

安心して子育てし住み続けられるように、子育てに係る費用の経済的負担を軽減し、子育て世帯を経済面から支援します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
各種助成事業の運用	・すこやか児童手当の支給 ・子どもすこやか医療費助成事業 <sup>※1</sup> の推進 ・私立幼稚園入園料・保育料助成 ・認証保育所保育料助成	同左

乳幼児人口と保育園児数の推移



品川区資料より

※1：子どもすこやか医療費助成事業 中学生までの子どもの保険診療による医療費の自己負担および入院時標準負担金を助成しています。

政策の方向

児童・生徒の学力向上と人間形成のために学校教育が担う役割を踏まえ、「品川の教育改革『プラン21』」\*1をとおして学校経営の改善、向上と教員の意識改革、資質向上を図り、小中一貫教育等を推進するとともに、自主性・自律性の高い学校の教育力をもって着実に教育目標を達成します。

現在の状況

子どもたちの確かな学力と豊かな社会性・人間性の育成をめざして、平成11年(1999年)に「品川の教育改革『プラン21』」を策定し、学校選択制、外部評価制度、学力定着度調査等の施策を導入しました。あわせて習熟度別学習、小学校における教科担任制、中学校の公開授業、小中連携教育、小学校での英語学習などを導入し、特色ある学校づくりを進めるとともに、保護者・地域とともに新しい学校の創造に努めてきました。

さらに平成18年度(2006年度)より、小中一貫教育をすべての区立小中学校で実施し、子どもの状況にあわせた、9年間一貫した教育課程を通じて体系的な教育活動を実現し、教育目標の着実な達成に努めています。

学校選択制は、保護者が学校を選ぶシステムを提供するとともに、選ばれる学校になるために学校が自ら変わっていきこうという状況を積極的に生み出すことによって、学校を内から変えていくことをめざして導入された施策です。小中学校とも、従来の通学区域以外の学校を希望した割合は約3割となっています。一方で、少子化の進展等により小規模な学校が増えるなどの状況が生まれています。

今後の課題

義務教育においては、児童・生徒の基礎学力の定着向上を図るとともに、互いの人権を尊重し、公共の精神に基づく思いやりの心と規範意識をもつ人間として育成することが求められています。さらに、伝統と文化を尊重し、進んで地域社会に貢献でき、自ら学び実践することのできる、個性と豊かな教養を備えた人間として育成することも必要です。工夫した教育課程や多様な学習形態により学習活動を充実させるとともに、市民科などを通じて自己を確立し社会の一員としての役割を果たせる資質や能力を家庭とともに身に付けさせることが求められています。

また、特別支援教育\*2や区費教員独自採用\*3、各学校が導入した様々な特色ある教育活動が、子どもや保護者、地域のニーズに応えるものになっているか、さらに、それらの活動が具体的な成果をあげているかを評価する必要があります。その結果を保護者や地域に示し、情報を共有することで、学校と家庭・地域の信頼関係、教育連携を築いてい



小中一貫校伊藤学園

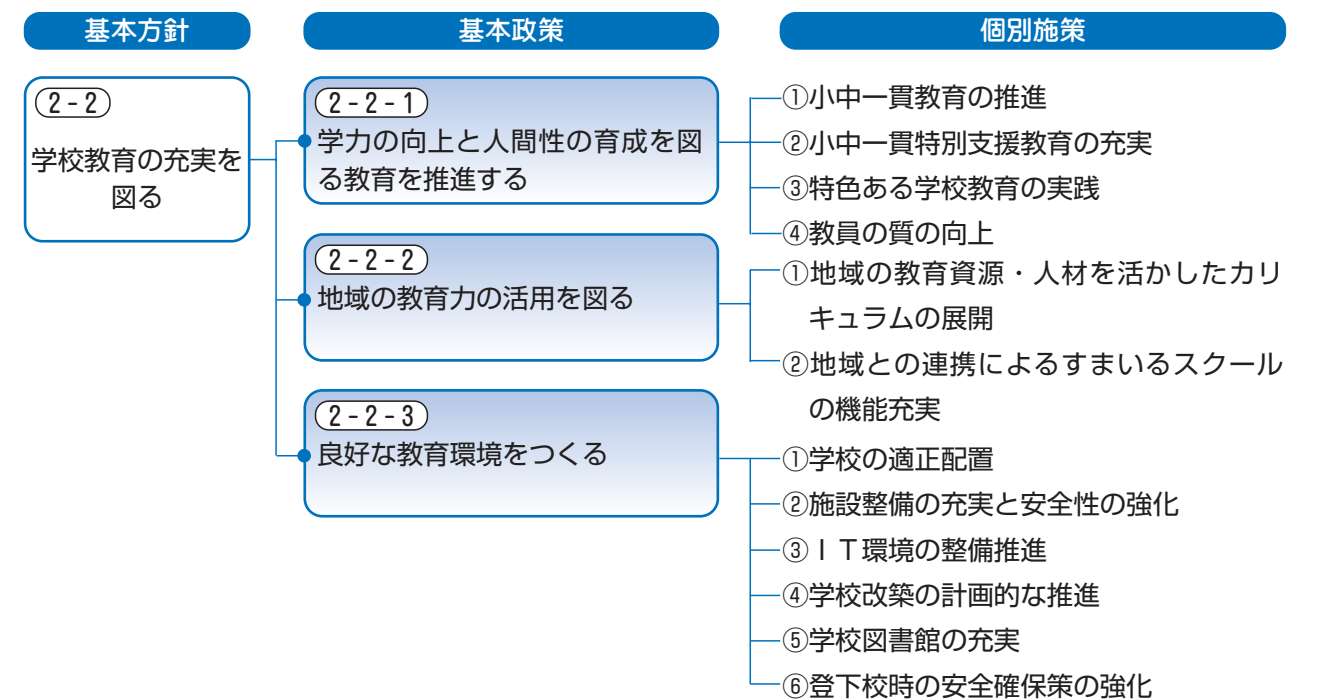
※1：品川の教育改革「プラン21」平成11年度(1999年度)から始まった品川区教育委員会の教育改革の根幹をなす基本方針です。学校選択制や外部評価制度、学力定着度調査、小中一貫教育などの各種教育施策を総合的に位置づけています。  
 ※2：特別支援教育 障害のある幼児・児童・生徒の主体的な取り組みを支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うことです。  
 ※3：区費教員独自採用 小中一貫教育を継続的に推進するために、教育現場での指導経験を有する優秀な人材を区の「独自採用教員」として正規採用し、小中学校の円滑な連携をさらに深め、9年間の義務教育の質の向上をめざします。

く必要があります。そのために、学校には単に教育活動を展開するだけでなく、その結果を踏まえ、さらに、学校自らが工夫・改善を行って次の教育活動を創造するような教員の意識や経営マネジメントの改善を図り、区民の期待に応えうる学校力\*1の高い学校づくりを推進していくことが求められています。

また、幼児が小学校へスムーズに入学できるよう幼稚園や保育園と小学校との連携も強く求められています。

教育の基盤となる施設設備についても、機能性を重視した教室配置や情報機器・設備の充実など、学習環境の一層の整備を推進していくことが必要です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 (2-2-1)：学力の向上と人間性の育成を図る教育を推進する

平成18年度(2006年度)から開始した小中一貫教育を評価し、課題を見出したうえで、保護者や地域のニーズに応えながら、小中一貫教育を推進・充実させるとともに、小中一貫教育における多様な特色ある教育活動に積極的に取り組み、義務教育の質の向上を図ります。また、小中一貫教育の円滑・継続的な推進のため、小中一貫教育の指導的立場となる教員の区独自採用や資質向上のための研修を徹底します。

さらに、小中一貫教育における特別支援教育については、個の発達に即した支援を継続的に行うシステムづくりを基盤として、専門家チームの派遣や巡回相談などの制度を整備、活用し、児童・生徒に対する適切な支援に取り組みます。

※1：学校力 学校の総合的な教育力

2-2-1 個別施策と計画事業

2-2-1 ①小中一貫教育の推進

学習や生活指導において9年間の系統的指導を行うために、すべての区立小中学校において小中一貫教育を実施しています。あわせて新設の市民科や小学校英語科をはじめとした各教科の教科書、副教科書、教材の改訂・整備を行うとともに、指導體制の工夫やそのための人的措置の充実を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
小中一貫教育の実践	・小中一貫教育の充実	同左

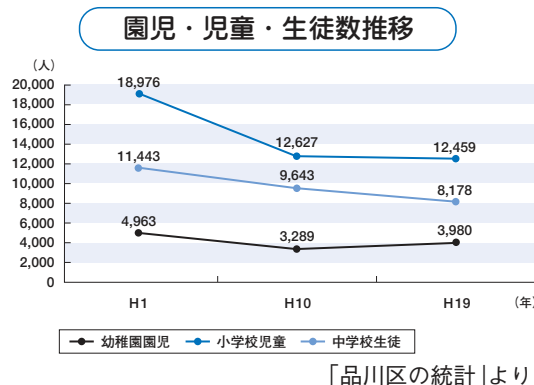
2-2-1 ②小中一貫特別支援教育の充実

発達障害を有する児童・生徒の増加にともない、特別支援学級を整備・増設するとともに、障害のある児童・生徒のニーズに応じた介助員や学習支援員配置の充実を図ります。また、特別支援教育コーディネーター<sup>※1</sup>等の養成およびスキルアップのための研修の充実により、教員の特別支援教育に関する理解を深め、指導力の向上を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
特別支援学級の開設・教育活動の充実	・特別支援学級の整備	・充実

2-2-1 ③特色ある学校教育の実践

小中一貫教育をととして各校（連携グループ）が多様な指導形態、ステップアップ学習<sup>※2</sup>等特色ある教育活動に積極的に取り組み、義務教育の質の向上を図ります。また、自らの進路選択や将来設計に役立つ資質・能力や意思決定力等を育成するスチューデント・シティ<sup>※3</sup>、ファイナンス・パーク<sup>※4</sup>等の充実を図ります。



スチューデント・シティ

※1：特別支援教育コーディネーター 特別支援教育を中心となって推進する教員のことです。  
 ※2：ステップアップ学習 品川区独自に設けた学習で基礎基本の定着や問題解決能力の育成を図ります。  
 ※3：スチューデント・シティ できるだけ本物に近い街と店舗を再現し、児童が区民（消費者）あるいは経営者の立場になって経済体験をする授業です。  
 ※4：ファイナンス・パーク 個人のお金に関する意思決定と進路選択を主なテーマとした生活設計体験学習です。

2-2-1 ④教員の質の向上

校区外部評価ならびに専門外部評価の結果を踏まえ、自らの教育活動をより向上させるよう教員の意識改革を図り、教員の職層やキャリアに応じた教員研修などを充実させ、さらに先進的な取り組みを行っている品川区立の小中学校に教員を派遣する区内留学制度等とおして、教員の資質向上を図ります。また、品川区独自の小中一貫教育を円滑・継続的に進めるため、品川区に愛着をもち、高い使命感と意欲がある教員を区費で独自に採用し、教員を増員することで学力の向上と豊かな人間性の育成を図る品川区の学校教育の充実をめざします。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
教員の区独自採用	・区独自採用	

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
外部評価制度による学校経営力の強化	・学校経営の充実・改善	同左

政策の概要

基本政策 2-2-2：地域の教育力の活用を図る

市民科を中心に学校や地域の実態に応じたカリキュラムを作成し、地域の大学や高校なども含めた教育資源の活用や、地域人材による授業の充実とともに、すまいるスクールへの家庭・地域の参加を促します。これによって、家庭・地域・学校の連携体制を強化し、児童の健全育成や地域課題に対する三者連携による取り組みを図ります。

2-2-2 個別施策と計画事業

2-2-2 ①地域の教育資源・人材を活かしたカリキュラムの展開

公開授業や「まちの人々に学ぶ授業」等における地域の教育資源の活用や、地域人材による授業の充実などにより、学校・家庭・地域の連携を促進します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
地域に学ぶ学習内容の充実	・地域に学ぶ授業の充実 ・地域との連携強化	同左

2-2-2 ②地域との連携によるすまいるスクールの機能充実

放課後の学校施設を活用して児童の社会性や自立心を育てることを目的とするすまいるスクールについては、教育委員会と学校の連携だけでなく、家庭・学校と地域が協働で児童を育成する場所とします。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
すまいるスクールの充実	・すまいるスクールの充実 ・区民および地域団体等との協働	同左



囲碁教室（すまいるスクール第一日野）



フリータイム（すまいるスクール鈴ヶ森）

政策の概要

基本政策 2-2-3：良好な教育環境をつくる

良好な教育環境の確保のために、就学人口の動向も見据え、校舎改築や学校配置のあり方について検討します。また、校務および教務の電子システム化による学校運営の効率化の促進および学校教育におけるIT基盤の整備を推進します。さらに、学校施設の整備の充実や耐震化の実施、防災拠点としての機能強化、学校図書館の充実など、子どもの学びを支援する教育環境の整備を図るとともに学校の安全管理を徹底します。



パソコンを活用した教育活動（品川小学校）

2-2-3 個別施策と計画事業

2-2-3 ①学校の適正配置

将来的な就学人口を見据えたうえで、区立小中学校の学校配置のあり方について検討します。

2-2-3 ②施設整備の充実と安全性の強化

学校の施設環境の充実を図るとともに、地震災害対策および災害時避難所としての安全性の確保を図ります。

2-2-3 ③IT環境の整備推進

学校におけるIT基盤の整備を促進し、校務および教務を電子システム化することで、学校運営の効率化を促すとともに、学校教育での利活用を図ります。

2-2-3 ④学校改築の計画的な推進

校舎および屋内運動場の耐震化、老朽化施設の改修・改築の計画的推進を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
小・中学校の改築	・耐震化、老朽化に伴う改修・改築	・老朽化に伴う改修・改築

2-2-3 ⑤学校図書館の充実

子どもたちの読書離れや活字離れが、学習の礎となる「国語力」の形成の妨げとなっていることから、児童・生徒の読書習慣を確立するために、学校図書館の機能を充実し利用の活性化を図るとともに、読書指導の工夫や充実を図ります。

品川図書館は、学校図書館とのオンラインネットワーク化や、運営要員の配置等を進め、学校図書館の運営を支援します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
学校図書館の充実	・学校図書館の整備 ・学校図書の実施	・充実

2-2-3 ⑥登下校時の安全確保策の強化

登下校時における交通事故、連れ去り等の事件の未然防止を図ります。



荏原西地区小中一貫校完成予想図



学校図書館を活用した授業（旗台小学校）

政策の方向

異年齢・異世代層との交流や自然・社会体験を通じて社会性を身に付けるとともに、思春期における心身の健康づくりに必要な正しい知識と意識がもてるよう、青少年の健全育成を支援し、そのために必要な家庭や学校、地域社会が連携したしくみをつくります。

現在の状況

近年、青少年をめぐる不登校・ひきこもり等の問題や、フリーターやニートと呼ばれる若者が増加してきていることについて、若者の社会的自立を支援する必要性が高まっています。また、有害サイトを利用した犯罪や不健全図書の販売など、青少年を取り巻く環境は問題が山積みしております。

こうした環境にあって、青少年健全育成のための様々な取り組みが進められています。成長期における社会的体験をとおして、人とふれあうことは、社会性、協調性、自主性を学ぶうえで重要であることから、少年少女対象の体験教室や各種スポーツ事業等を開催しています。

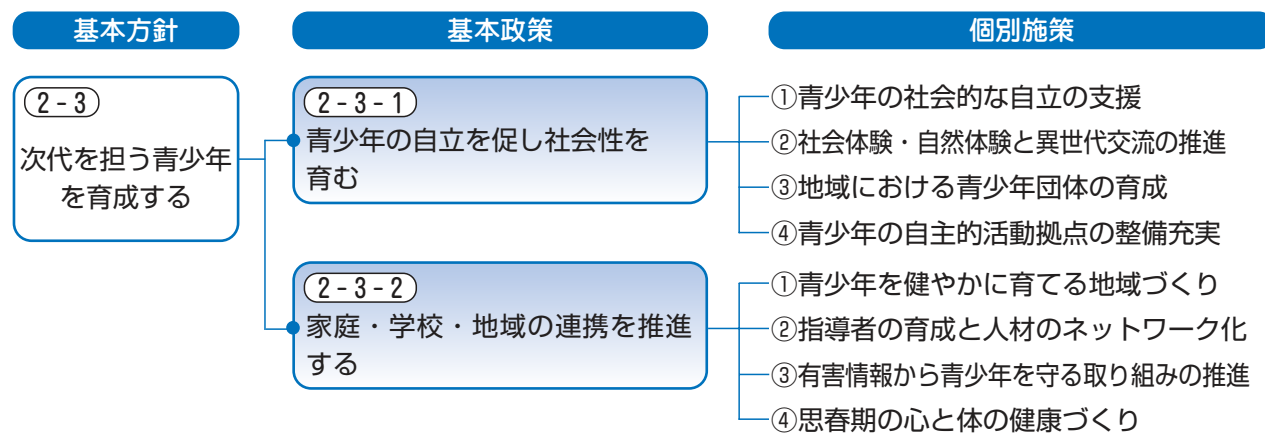
また、青少年対策地区委員会による健全な環境づくりに向けた地域に密着した事業や明るい家庭づくりへの啓発事業、保健センターによる思春期の心身の健康のための専門相談や講演会、さらに、喫煙・飲酒・薬物禁止等の普及啓発事業を実施し、青少年や保護者等の多くの参加を得ています。

今後の課題

人間関係が希薄となってきた今日、心身ともに健全で社会性を備えた青少年を育成するために、地域社会における異年齢・異世代間の交流を通じた多様な参加の機会と場を設けることが求められています。そのため、児童センター等の交流の場の整備充実を図るとともに、ボランティア活動や自然体験・社会体験等をとおして青少年の自立的・自発的活動を促す取り組みが重要となります。

また、思春期の心や体に関する健康づくりの普及啓発については、学校だけではなく、大人の自覚と責任のもとで、地域社会が一体となって展開していくことが重要です。また、パソコン・携帯電話の有害サイトや有害図書から青少年を守るためにも、家庭・学校・地域社会が連携・協力し取り組むことが必要です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 (2-3-1)：青少年の自立を促し社会性を育む

自らの進路を主体的に選択できる能力を身に付けることや、ボランティア活動等の社会体験への参加による青少年の自立を支援するとともに、これらの活動を促進し、ともに活動する青少年リーダーや青少年団体などの育成を図ります。

また、交流・活動拠点として児童センター・ティーンズプラザ<sup>※1</sup>の整備を進め、青少年の居場所として、非行防止対策や相談の拠点としての機能充実を図ります。

(2-3-1) 個別施策と計画事業

(2-3-1) ①青少年の社会的な自立の支援

ひきこもりやニートになる要因・状況は様々ですが、基本的な生活習慣の確立を支援する機会を設けることにより、社会の一員としての自覚を高め、自立的に将来を決定できるよう職業教育の充実を図ります。

(2-3-1) ②社会体験・自然体験と異世代交流の推進

青少年が地域活動等の事業の企画・運営に直接携わったり、ボランティア活動や地域行事、社会体験・自然体験活動等社会性を育む活動に参加する機会を地域との協働により提供します。

(2-3-1) ③地域における青少年団体の育成

青少年の社会参加活動・自然体験活動を促進するために、文化・スポーツ活動・ボランティア活動などに取り組む組織やリーダーを育成・支援します。

(2-3-1) ④青少年の自主的活動拠点の整備充実

安心できる青少年の居場所を確保・整備し、青少年の自主的活動と自立を支援するとともに、その力をボランティア活動等によって地域に還元できるようにしていきます。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
ティーンズプラザの充実	・事業内容の充実	同左



ティーンズミュージカル (ティーンズプラザ富士見台)

※1：ティーンズプラザ 平成14年度(2002年度)より児童センターを中高生の交流拠点として計画的に整備し、スポーツやバンドなど自主的活動への支援や思春期の様々な悩みの相談に応じ指導・助言などを行っています。

政策の概要

基本政策 (2-3-2)：家庭・学校・地域の連携を推進する

青少年の健全育成を推進するには、保護者、地域住民、学校、青少年の健全育成活動団体と品川区とが連携・協力して取り組むことが肝要であり、相互に青少年に関する現状の認識と取り組みへの理解を促す機会や場を設けます。特に、インターネットや携帯電話等における有害情報から青少年を守るためには、青少年健全育成指導者や家庭の理解と協力が不可欠であることから連携体制の構築を推進します。

さらに、青少年健全育成活動における若手を含めた指導者やリーダーの発掘・育成と人材活用のネットワーク化を推進し、青少年の問題行動の早期発見・早期対処を図るため、正しい知識の提供や啓発を行い、地域や年齢層を越えて地域が一体となった健全育成を推進します。

2-3-2 個別施策と計画事業

2-3-2 ①青少年を健やかに育てる地域づくり

青少年の健全育成には、家庭・学校・地域の連携が不可欠であり、地域の青少年の現状理解や情報交換の場を設けたり、連携した事業を実施します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
地域での青少年育成事業の充実	・青少年問題協議会・青少年対策地区委員会活動の充実	同左

2-3-2 ②指導者の育成と人材のネットワーク化

地域の青少年健全育成事業を推進するために、ジュニアリーダー教室<sup>※1</sup>の修了生や高校・大学生等からリーダーを育成するとともに、育成指導者やリーダーの情報交換の場を提供し、地域間のコミュニケーションを活発にすることで健全育成活動の一層の推進を図ります。

2-3-2 ③有害情報から青少年を守る取り組みの推進

地域の青少年健全育成指導者が、インターネット・携帯電話等の有する危険性と安全な利用方法への理解を深めるとともに、家庭において青少年を有害情報から保護するために、地域ぐるみでの健全育成活動を推進します。

※1：ジュニアリーダー教室 異年齢集団の活動の中で、子どもたちが思いやりや助け合いの精神を身につける機会を提供しています。品川区青少年委員会と熱意あるリーダーが教室の運営を担当します。

2-3-2 ④思春期の心と体の健康づくり

健康について青少年の関心や注意喚起を促すとともに、喫煙・飲酒・薬物乱用および性感染症等、青少年の問題行動を防ぐための正しい知識の提供や啓発を図ります。また、不登校・暴力など心の問題に悩む家族・関係機関に対する精神科専門医やカウンセラー等による相談の機会や家族の学習の場として家族教室を開催します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
思春期のこころとからだの健康づくりの充実	・思春期のこころの相談の充実 ・思春期教室の充実	同左



品川区青少年対策地区委員会50周年記念子どもイベント

政策の方向

「非核平和都市品川宣言」および「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発事業の推進、男女がともに責任を分かち合って社会に参画する社会の実現等に取り組み、平和で人権が尊重される社会を構築します。

現在の状況

平和の実現に向けて昭和60年(1985年)に制定された「非核平和都市品川宣言」は、平和派遣事業や記念事業の展開により、平和の大切さを次世代に伝えていきます。また、平成5年(1993年)に制定された「人権尊重都市品川宣言」は、様々な普及・啓発事業を通じて区民の中に浸透しつつあります。

男女共同参画については、行動計画を策定しているほか、推進会議の活動、男女共同参画推進フォーラムの開催等により、意識が高まりつつあります。

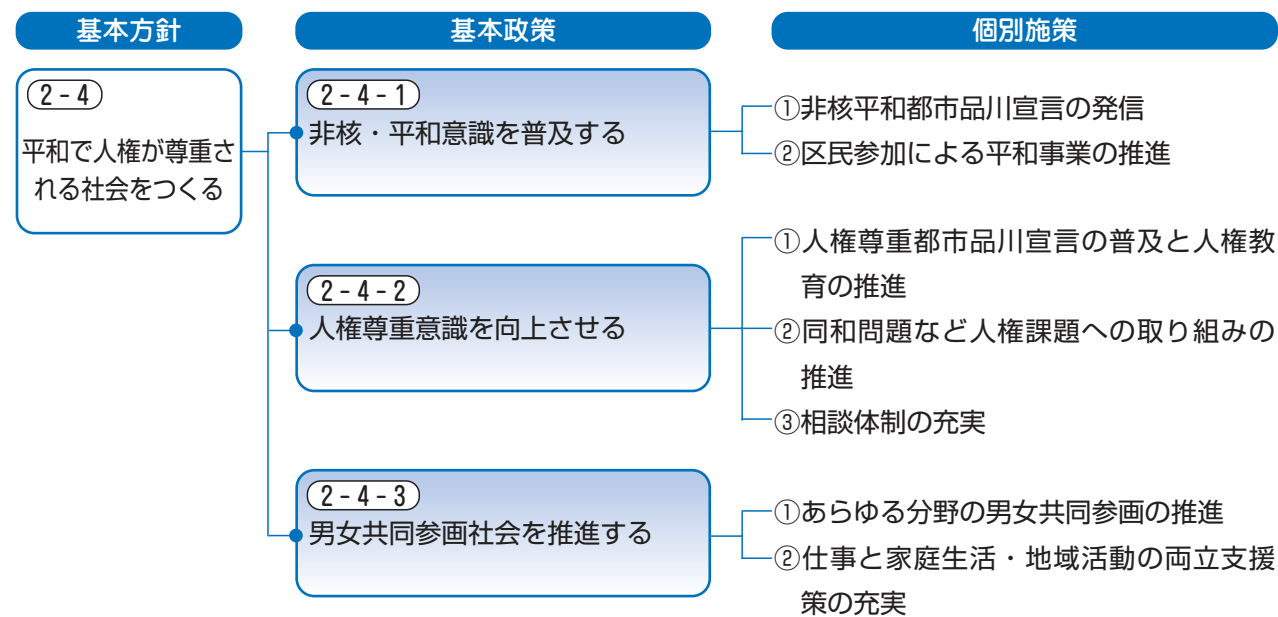
今後の課題

区民一人ひとりが身近なところで戦争の悲惨さを理解し、平和を考える機会をつくり、非核・平和意識をさらに普及させます。

また、「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発事業を推進する中で、区民の人権意識のさらなる定着と向上をめざすとともに、差別意識や偏見の払拭を図り、生活に根を下ろした人権意識を醸成していきます。

男女共同参画については、新たな行動計画の策定を進めるとともに、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを強化していきます。

施策体系図



政策の概要

基本政策 (2-4-1)：非核・平和意識を普及する

現在の被爆地広島・長崎への平和使節派遣事業<sup>※1</sup>の充実に加え、地域における身近な非核・平和意識の普及活動を展開します。また、日常生活の中から平和の尊さを広めていきます。

(2-4-1) 個別施策と計画事業

(2-4-1) ①非核平和都市品川宣言の発信

「非核平和都市品川宣言」の普及・啓発と、平和を祈念する事業を推進していくことにより、品川区から平和の大切さを広めていきます。

また、「非核平和都市品川宣言」をとらして、世界平和を考える機会をつくります。

全体計画	事業計画	
	前期 (平成21～25年度)	後期 (平成26～30年度)
非核平和都市品川宣言事業の推進	・平和使節派遣事業の推進 ・非核平和宣言普及啓発事業の推進	同左

(2-4-1) ②区民参加による平和事業の推進

身近な生活において一人ひとりが平和を意識し、尊重しあえる社会を確立します。日常生活の中から平和を考える機会をつくり、平和の尊さへの理解を推進します。



「平和のモニュメント」(しながわ中央公園)

※1： 平和使節派遣事業 「非核平和都市品川宣言」普及事業の一環として、青少年を被爆地である広島・長崎に派遣し、平和祈念式典への参加や被爆体験者講話の聴講などにより、平和の尊さ、大切さに対する認識を深めることを目的としています。

政策の概要

基本政策 (2-4-2)：人権尊重意識を向上させる

「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発を図りながら人権啓発事業を推進するとともに、人権に関する相談・支援体制を充実することで、差別意識や偏見を解消して、人権が尊重される社会を構築します。

(2-4-2) 個別施策と計画事業

(2-4-2) ①人権尊重都市品川宣言の普及と人権教育の推進

「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発と、人権尊重教育の推進によって、品川区の人権尊重の姿勢を広く発信し、差別意識や偏見のない社会を実現します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
人権啓発事業の充実	・啓発事業の充実	同左

(2-4-2) ②同和問題など人権課題への取り組みの推進

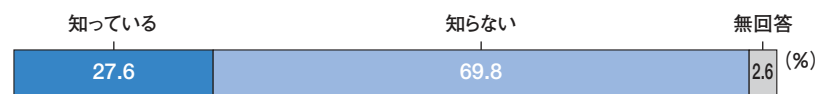
同和問題をはじめ、日常生活における様々な人権課題について啓発を行うとともに、新たな人権課題に対しても情報を発信しつつ、生活に根を下ろした人権意識の醸成を図ります。

(2-4-2) ③相談体制の充実

庁内組織や関係機関が密接に連携し、人権侵害の被害者に対する相談・支援を行います。

「人権尊重都市品川宣言」の周知状況

平成5年4月に制定された「人権尊重都市品川宣言」の周知状況をたずねたところ、「知っている」が27.6%となっています。



品川区「人権に関わる意識調査」(H20年実施)より

政策の概要

基本政策 (2-4-3)：男女共同参画社会を推進する

あらゆる分野で、男女がその能力と個性を發揮できる環境づくりを支援し、仕事と家庭生活や地域活動などとの調和を図り、男女がともに責任を分かち合っ社会に参画し、豊かな自己実現が可能な社会を構築します。

男女共同参画の施策は多岐にわたるため、各部署が、男女共同参画の視点に立って各種の施策を進めることで、その理念の実現をめざします。

(2-4-3) 個別施策と計画事業

(2-4-3) ①あらゆる分野の男女共同参画の推進

社会のあらゆる分野での男女共同参画を推進し、男性も女性もそれぞれの能力と個性を發揮できる社会をつくれます。

(2-4-3) ②仕事と家庭生活・地域活動の両立支援策の充実

仕事と家庭生活や地域活動などとの調和を図り、男女が協力しつつ社会参加と自己実現を行うことを支援します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
ワーク・ライフ・バランスアクションプランの推進	・啓発事業の充実	同左

性別役割分担への賛否

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方についてたずねたところ、「そうは思わない」が52.2%で5割を超え、「どちらともいえない」が35.3%、「もっともだと思う」は6.9%となっています。



品川区「人権に関わる意識調査」(H20年実施)より  
(項目ごとの比率は四捨五入しているため合計しても100%にはなりません。)

# 3

## みんなで築く健康・福祉都市

### 理念

1. 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる
2. 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる
3. 区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

### 都市像

- 1 だれもが輝くにぎわい都市
- 2 未来を創る子育て・教育都市
- 3 **みんなで築く健康・福祉都市**
- 4 次代につなぐ環境都市
- 5 暮らしを守る安全・安心都市

### 基本方針

#### 基本構想

#### 都市像の実現に向けて

- ◆区民の健康づくりを推進します。
- ◆安心して暮らせる福祉の充実を図ります。
- ◆高齢者や障害者の社会参加の促進を図ります。
- ◆助け合い、支え合う地域福祉を推進します。

- 区民の健康づくりを推進する
- 高齢者福祉の充実を図る
- 障害者福祉の充実を図る
- 地域福祉を推進する

生涯を通じて健やかな心と体でいられるよう、区民が自ら健康づくりに取り組むことを促進・支援するとともに、健康を損なったり体が不自由であっても社会に参加でき、安心して暮らせる福祉の充実を図ります。また、地域の中でお互いに助け合い、支え合いながら、生涯にわたっていきいきと暮らすことができる環境を整備します。

## 政策の方向

人生80年と言われる中で、子どもから高齢者まで区民がいきいきと暮らし、地域が活力を維持していくためには区民一人ひとりの健康維持・増進が不可欠です。そのため、ライフサイクルに応じた健康づくりを推進します。また、疾病等の予防対策を充実するとともに、安心して暮らせる地域医療体制の整備を推進します。

## 現在の状況

近年、運動不足や不規則な食生活、喫煙、飲酒などにより引き起こされるメタボリックシンドローム<sup>※1</sup>からの脳血管疾患や心疾患、糖尿病、がん疾患等の生活習慣病が増加しており、疾病構造が大きく変化しています。

また、平成20年(2008年)4月からの医療制度改革により医療保険者に特定健康診査、特定保健指導が義務化されました。

こうした中で、国では平成14年(2002年)の「健康増進法」、平成17年(2005年)の「食育基本法」や平成18年(2006年)の「がん対策基本法」および「自殺対策基本法」を制定し、増加傾向にある疾病の予防に向けた対策を展開しています。区においても平成15年(2003年)に「区民健康づくりプラン品川」を策定し、区民生活の様々な場での健康づくりをめざした活動が展開されるよう、各種施策を実施しています。

## 今後の課題

今日、死亡原因の約6割を占める生活習慣病は、区民一人ひとりが日常生活の中で、適度な運動や健全な食生活を柱とした規則正しい生活習慣を身に付けることによって、かなりの予防効果が期待できます。

その反対に、不規則な食生活や喫煙、運動不足が習慣化されると、若年時から発症したり、いろいろな病気を併発するリスクが高じます。日常生活の中で、病気にならないための予防を意識することで、生活習慣病を克服し、健康寿命を延伸していくことが大きな課題となっています。

生涯を通じた健康づくりは、区民一人ひとりが「自らの健康は自分でつくる」という自覚のもと、食育の視点を入れた望ましい食生活、適度な運動、十分な休養を、それぞれの置かれている環境や年齢、性別などに応じた方法で実践していくことが必要です。そのため、健康づくりにおける地域との協働をより一層進め、区民が自主的かつ継続して取り組むことのできる環境整備が求められています。

このほか、健康の維持・増進に向けては、心の健康づくり、感染症に対する健康被害の防止、生涯を通じた健康維持に対する地域医療サービスの整備、疾患時の救命救急医療体制の充実などが求められています。



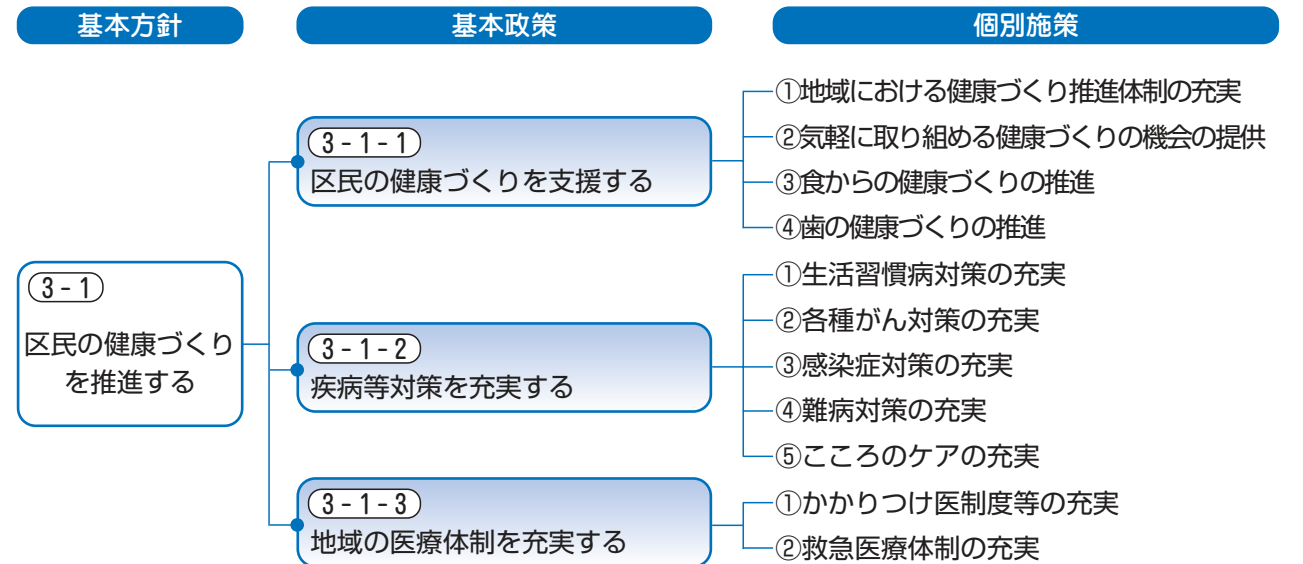
品川健康センター



荏原健康センター

※1：メタボリックシンドローム 肥満、高脂血症、高血糖症（糖尿病）、高血圧などが複合した状態

## 施策体系図



## 政策の概要

### 基本政策 3-1-1：区民の健康づくりを支援する

区民一人ひとりが「自らの健康は自分でつくる」という視点から、区民生活の様々な場で健康づくりの活動が展開できる体制をつくり、機会の提供等を行っていきます。また、健康の基礎となる食からの健康づくりや、その土台となる歯の健康づくりを支援します。

### 3-1-1 個別施策と計画事業

#### 3-1-1 ①地域における健康づくり推進体制の充実

身近な地域で区民が日常的に参加し、自主的な活動ができるように、区内13地区の「健康づくり推進委員」活動の支援を強化するとともに、ウォーキング、食育、住まいの衛生などの情報の提供や相談窓口の一層の改善により、地域の健康づくり推進体制を充実します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
地域における健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>品川健康づくり宣言認証制度<sup>※1</sup>の創設</li> <li>健康カレッジの開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証制度の推進</li> <li>健康カレッジの充実</li> </ul>

※1：品川健康づくり宣言認証制度 健康づくりのための取り組みを行っている家族、事業所等に「健康づくり宣言」として取り組み内容を申請してもらい、区が認証することで、地域の健康づくり活動を活性化します。

3-1-1 ②気軽に取り組める健康づくりの機会の提供

健康管理は自己管理が原則ですが、個人の取り組みには限界があります。中高年向けに実施している運動を中心とした健康塾や地域の子育てグループを対象とした健康学習など、区民一人ひとりが気軽に継続的な健康づくりに取り組めるような機会を提供します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
各種健康塾の充実	・事業内容の充実	同左

3-1-1 ③食からの健康づくりの推進

健康づくりの基本は「食」にあります。健康づくりを支援するため、食品の安全性や食事と疾病の関係、食品の栄養特性、食からの子育てなど、食育の推進と啓発を行います。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
食品安全体制の確保	・事業者や区民への啓発	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
食育を通じた健康づくりの推進	・各種教室の充実 ・区民への啓発	同左

3-1-1 ④歯の健康づくりの推進

歯の健康は、自分の歯でおいしく食べ、会話を楽しむなど豊かな人生に欠かせないものです。生涯を通じて健康な歯で過ごすための、歯科保健対策を充実します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
成人歯科健診・歯の顕彰の推進	・事業内容の充実	同左

政策の概要

基本政策 3-1-2：疾病等対策を充実する

増加傾向にある脳血管疾患や心疾患、糖尿病などの生活習慣病を予防するため、特定健康診査、特定保健指導<sup>※1</sup>を実施し、生活習慣改善に向けた支援を行うなど、生活習慣病対策を推進します。また、がん検診の精度管理<sup>※2</sup>および受診率向上による早期発見・治療や、新型インフルエンザなどの新興感染症や結核などの再興感染症、うつ病など心の病気の予防等の対策を進めます。

3-1-2 個別施策と計画事業

3-1-2 ①生活習慣病対策の充実

メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施して、生活習慣病にかかっている人やその予備群の早期発見に努めるとともに、健診結果に基づく特定保健指導を実施して、生活習慣改善に向けた支援を行います。また、75歳以上の高齢者についても、東京都後期高齢者医療広域連合<sup>※3</sup>と連携し、必要な健診を実施します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
特定健康診査・特定保健指導の推進	・事業内容の充実	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
後期高齢者健康診査の推進	・事業内容の充実	同左

※1：特定健康診査、特定保健指導 医療制度改革の一環として「高齢者の医療の確保に関する法律」が改正されたことを受けて、平成20年(2008年)4月から医療保険者に実施が義務づけられた新しい健診制度で、生活習慣の改善による生活習慣病の予防・重度化の減少を目的としており、あわせて医療費の適正化も図っていくものです。区は、医療保険者（国民健康保険）として40～74歳の被保険者を対象に健診を行います。

※2：がん検診の精度管理 がん検診が有効かつ効率的に行われているかを、受診率、要精検率、がん発見率などから検診の方法などについて点検し評価することです。

※3：東京都後期高齢者医療広域連合 平成20年(2008年)4月1日から始まった後期高齢者医療（長寿医療）制度の運営主体で、都道府県単位に設置されている特別地方公共団体です。東京都では平成19年(2007年)3月1日に都知事許可により設立され、都内全62区市町村が構成団体となっています。

3-1-2 ②各種がん対策の充実

がん対策の一環として、早期に発見し、早期治療の促進を図ります。また、がん検診の精度管理を行うとともに、未受診者への啓発を行い受診率の向上を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
各種がん検診の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>検診の充実</li> <li>未受診者への周知</li> </ul>	同左

3-1-2 ③感染症対策の充実

区民が安全で健康に暮らせるために、エイズ、SARS（重症急性呼吸器症候群）、新型インフルエンザなどの新興感染症や結核などの再興感染症対策を充実し、区民の健康被害防止を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
新型インフルエンザ対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民への啓発</li> <li>訓練の充実</li> <li>備蓄物品の購入</li> </ul>	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
結核・その他感染症対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>結核患者支援体制の整備</li> <li>検査体制の充実</li> <li>予防接種管理システムの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>結核患者支援体制の充実</li> <li>検査体制の充実</li> <li>予防接種管理システムの運用</li> </ul>



新型インフルエンザ対策訓練

3-1-2 ④難病対策の充実

神経難病や人工透析が必要な区民などに対し特殊疾病対策<sup>※1</sup>の充実を図ります。

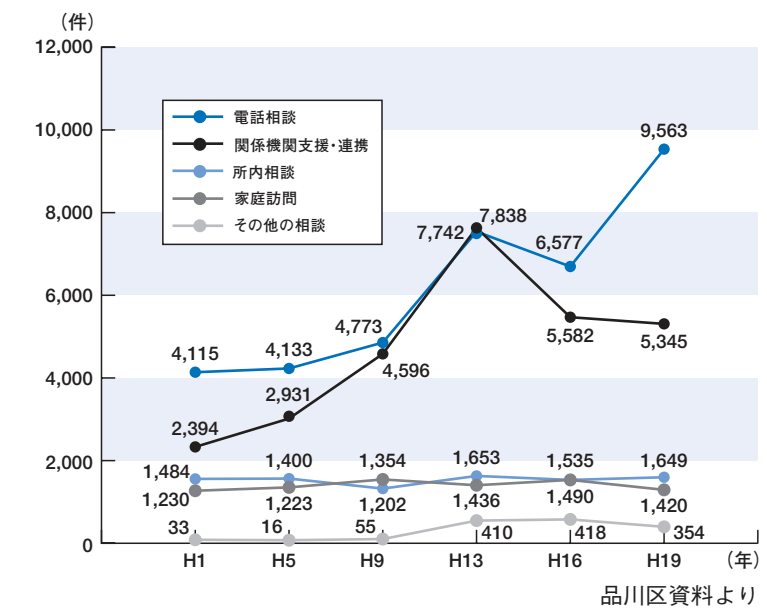
全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
難病援護体制の充実	・援護体制の充実	同左

3-1-2 ⑤こころのケアの充実

うつ病や自殺予防対策など、心の病に関する施策の充実を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
うつ・自殺予防対策の推進	・事業内容の充実	同左

こころの健康相談訪問事業 相談件数の推移



※1：特殊疾病対策 難病などの特殊疾病は、原因不明で治療方法も未確立、日時を経るにつれて症状が進行するものが多く、一般の疾病に比べて、特別な対策（医療費の助成制度、訪問指導など患者や家族に対する支援など）が必要です。

政策の概要

基本政策 (3-1-3) : 地域の医療体制を充実する

区民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、身近で適切な医療サービスを受けられる環境を整備し、休日や夜間などの応急診療体制を充実します。

3-1-3 個別施策と計画事業

3-1-3 ①かかりつけ医制度等の充実

区民が身近で適切な医療サービスを受けられるよう、医師会等の協力のもと、かかりつけ医等紹介窓口を設置し、医師、歯科医師、薬局を紹介します。また、地域での継続医療や福祉サービス機関との連携を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期 (平成21～25年度)	後期 (平成26～30年度)
かかりつけ医・歯科医・薬局制度の促進	・制度の充実	同左

全体計画	事業計画	
	前期 (平成21～25年度)	後期 (平成26～30年度)
医療安全支援体制の整備	・医療相談コーナーの設置	・医療相談コーナーの運営

3-1-3 ②救急医療体制の充実

通常の診療所が休診する夜間や休日に急に具合が悪くなった時に備えて、休日・夜間の応急診療体制を充実します。

全体計画	事業計画	
	前期 (平成21～25年度)	後期 (平成26～30年度)
休日・小児夜間診療の充実	・事業内容の充実	同左

政策の方向

長寿化とともに、団塊世代も高齢期を迎え、高齢者層の価値観やライフスタイルがますます多様化する中で、高齢者が生涯にわたり地域で暮らし続けられるよう、多様なニーズに対応した支援策の展開や施設整備を推進していきます。

現在の状況

品川区の高齢者は平成20年(2008年)1月現在で約6.6万人(総人口の19.3%)であり、今後も高齢化が進行していくことが見込まれています。これまで区は、高齢者の心身状況に応じて、「元気な高齢者」「自立支援高齢者」「要介護高齢者」の3つの類型を設定し、それぞれのニーズに即した、「高齢者社会参加プログラム」「自立支援ネットワーク」「在宅介護支援システム」を構築し、きめ細かなサービスの提供を行ってきました。

また、介護保険制度は創設から3期9年が経過しました。平成18年度(2006年度)の制度改正では地域密着型サービスが導入され、区がこの地域密着型サービス提供事業者の指定を行うことになりました。区は、制度創設以来、在宅介護支援システムおよび介護サービス評価・向上のしくみの効果的な運用により、適正なサービス提供の確保に努めています。

今後、団塊世代が高齢期となり、さらなる高齢化が進む中で、国は医療制度改革の一環として療養病床の再編を進めています。平成18年度(2006年度)には、24時間対応やケアマネジャー等の連携を要件とする在宅療養支援診療所が創設されるなど、高齢者の地域での暮らしを支援する枠組みが拡充されています。

今後の課題

シルバー人材センターは就業率が高い一方、会員数が減少しています。「サポしながわ」\*1は年間300人近い就職紹介を行っていますが、景気動向を反映し、求人・求職ともに伸び悩んでいます。高齢者クラブについては会員数が減少し、固定化しています。このように、高齢者の社会参加を支援する各組織が個々の課題を抱えており、改善に向けた事業展開が求められています。

今後、一人暮らし高齢者、高齢者世帯の増加が見込まれる中、できる限り住み慣れた家庭や地域で暮らしたいというニーズはさらに強まることが予想されるため、これらの世帯が在宅生活を続けられるようサービスの拡充と地域での支え合い活動の活性化が求められています。また、高齢期の多様な住まい方のニーズに応えるとともに、将来介護が必要になった時に住み続けられる住宅や入居施設への住み替えニーズにも対応していく必要があります。

また、今後の地域ケア体制においては、医師会との連携を図りながら、居住系サービスを含め、在宅療養支援診療所を中核とする「在宅療養支援体制の構築」が求められています。

介護保険制度については、介護予防事業が効果的に実施される必要があるほか、認知症高齢者に対する施策として、グループホームの整備や介護スタッフを対象とした専門研修による適切なケアの実現が今後とも重要です。

\*1: サポしながわ シルバー人材センターと社会福祉協議会が連携して運営するシニアを対象とした、55歳からの無料職業紹介所です。(平成14年(2002年)設置)

健全で効率的な介護保険制度の運営が求められる中で、介護保険サービス事業所には法令遵守はもとより、より一層サービスの質の向上への取り組みが求められるため、保険者である区の指導検査、監査体制の強化が必要です。

今後、在宅においても施設においても、介護サービスの多様化と増大が見込まれますが、そうした介護現場を担う福祉職員の確保は、処遇の問題や意識変化などにより困難な状況にあります。

このため、福祉人材の養成を継続するとともに、その確保が困難となりつつある福祉人材を確保するための環境を整備していく必要があります。

さらに、社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉の一層の充実を図ることが必要です。



政策の概要

基本政策 3-2-1：高齢者の多様な社会参加を促進する

高齢者も、明治生まれから昭和生まれまで含まれるように、高齢者層の価値観やライフスタイルがますます多様化しています。団塊世代が高齢期に入る平成27年(2015年)からは、この傾向はさらに強まります。こうした高齢者の多様なニーズに応えるため、「高齢者社会参加プログラム」に基づき、より効果的な支援を展開していきます。

特に、高齢者を「高齢社会を支えることが可能な貴重なマンパワー」として位置付け、就労や地域社会への従来以上の参画を促すための条件整備を図ります。

3-2-1 個別施策と計画事業

3-2-1 ① 様々な就業機会創出の支援

シルバー人材センターや「サポしながわ」における人材派遣等新事業の展開を検討します。「サポしながわ」については、スタッフ体制の強化や生活設計を含めた相談体制の充実を支援します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
シルバー人材センターの新事業展開・サポしながわの充実	・就業機会の創出・促進	同左

3-2-1 ② 趣味やボランティアによる社会参加の促進

今後もシルバーセンターを介護予防の拠点として活用するとともに、高齢者の社会参加の拠点としても活用できるように検討していきます。

高齢者クラブについては、新たな入会者を掘り起こすための取り組みを検討します。

また、地域貢献活動に対し一定の評価と特典を与えるポイント制度を導入し、高齢者のボランティア活動の促進を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
地域貢献活動に対するポイント制度等の充実	・ポイント制度の周知普及 ・ボランティア向け研修の開催	・ポイント制度の周知普及 ・研修の運営

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
シルバーセンターの多面的活用	・施設の改修	同左

3-2-1 ③シニアの多様な活動への支援

「山中いきいき広場」\*1を引き続き支援していきます。また、団塊世代をはじめとした、これからの高齢者の社会貢献活動を創り出していく拠点としての「しながわシニアネット」\*2については、好評なパソコン講習、サークル活動などの拡充とともに、地域での様々な実践活動を行いながら、他地区での展開も視野に入れ支援します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
山中いきいき広場への支援	・事業内容の充実	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
しながわシニアネットへの支援	・支援の拡充	同左



シニアITリーダー講習会(しながわシニアネット)

3-2-1 ④世代間交流の拡充促進

世代間交流の協力校を拡充していきます。また、「いきいき脳健康教室」などにおいても、子どもとの交流をプログラムに組み入れます。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
子どもとの交流事業の拡充	・協力校の拡充 ・子どもとの交流プログラムの実施	・協力校の拡充 ・交流プログラムの推進

※1：山中いきいき広場 区立山中小学校の余裕教室を改修し、地域中高年の方に活動の機会と場を提供しています。運営も地域の方が中心となって行っています。(平成11年(1999年)設置)

※2：しながわシニアネット シニアに必要な情報と交流や活動の場を提供し、地域社会への参画を支援しています。運営は会員互選の運営委員によっています。現在の活動拠点は東大井の「いきいきラボ関ヶ原」です。(平成19年(2007年)設立)

政策の概要

基本政策 3-2-2：地域における在宅生活を支援する

心身機能が低下しても住み慣れた地域社会で安心して暮らせるよう、「在宅介護支援システム」を強化します。このしくみは、区内の19の在宅介護支援センターが中心となって介護保険以外のサービスを含め相談と包括的・継続的ケアマネジメントを行う体制のことで、品川区のケアマネジメントの特徴をなすものです。また、増加する一人暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者を地域の中で見守る体制の構築を図るとともに、医療との連携をさらに強め、在宅生活を支援します。

3-2-2 個別施策と計画事業

3-2-2 ①在宅介護支援センターの充実

中・重度者へのケアマネジメントの強化、軽度者に対する介護予防など、「在宅介護支援システム」をとおして、包括的・継続的に対応していきます。このため、地域包括支援センターならびに在宅介護支援センターの適切な配置と機能を強化します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
在宅介護支援システムの充実	・身近な地域での総合相談の充実 ・包括的・継続的マネジメントの充実	同左

3-2-2 ②一人暮らし等高齢者への支援の充実

一人暮らし等高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるよう、在宅生活を支援します。このため、夜間対応型訪問介護等の介護保険サービスを適切に提供するほか、配食サービスなど介護保険外のサービスの充実を図ります。また、地域が主体となり孤独感の解消と適切な栄養確保などを目的に一人暮らし高齢者などを対象にした会食会であるコミュニティレストラン\*1など住民共助のしくみの構築や、介護保険の対象外となる家事援助サービスの供給体制を検討します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
夜間対応型訪問介護事業の充実	・24時間対応システムの構築	・充実

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
小規模多機能型居宅介護サービス*2の整備	・開設(北品川1丁目・都南病院跡地・都営大井林町住宅跡地) ・整備検討	・整備検討

※1：コミュニティレストラン 高齢者の孤立化防止と栄養改善、介護予防を目的に、自主的に地域福祉事業を行うNPO等との協働により、会食の機会の充実を図り、いつまでも安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。

※2：小規模多機能型居宅介護サービス 「通い」「訪問」「泊まり」といった要介護者の様態や希望に応じた機能を組み合わせて対応ができる施設での介護サービスです。

3-2-2 ③ 認知症高齢者・家族への支援の充実

認知症高齢者への支援として事業者対象の認知症専門研修の充実を図ります。また、平成18年度（2006年度）からモデル実施している認知症サポーター<sup>※1</sup>養成を全区的に展開し、認知症の理解普及を進め、地域の見守り支え合いネットワークを構築します。認知症高齢者をはじめとする要介護者を在宅で介護する家族の心労をねぎらうため、介護者激励のつどいや介護者研修を実施するほか、家族懇談会などの介護者支援事業を充実します。また、高齢者虐待の早期発見・対応による要介護者と家族の支援を行います。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
認知症サポーター制度の充実	・事業内容の充実	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
虐待防止ネットワークの充実	・事業内容の充実	同左

3-2-2 ④ 外出支援サービスの拡充

品川区においては、公共交通機関が一定程度整備されている状況にありますが、高齢者や障害者などの移動制約者に対しては、さらにきめ細かな外出支援サービスを提供することにより日常生活や通院の支援、介護予防効果の向上を図ります。このため、社会福祉協議会さわやかサービス<sup>※1</sup>等の福祉有償運送等を活用し、移送サービスの充実を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
福祉有償運送等移送サービスの充実	・事業内容の充実	同左



外出支援サービス(社会福祉協議会さわやかサービス)

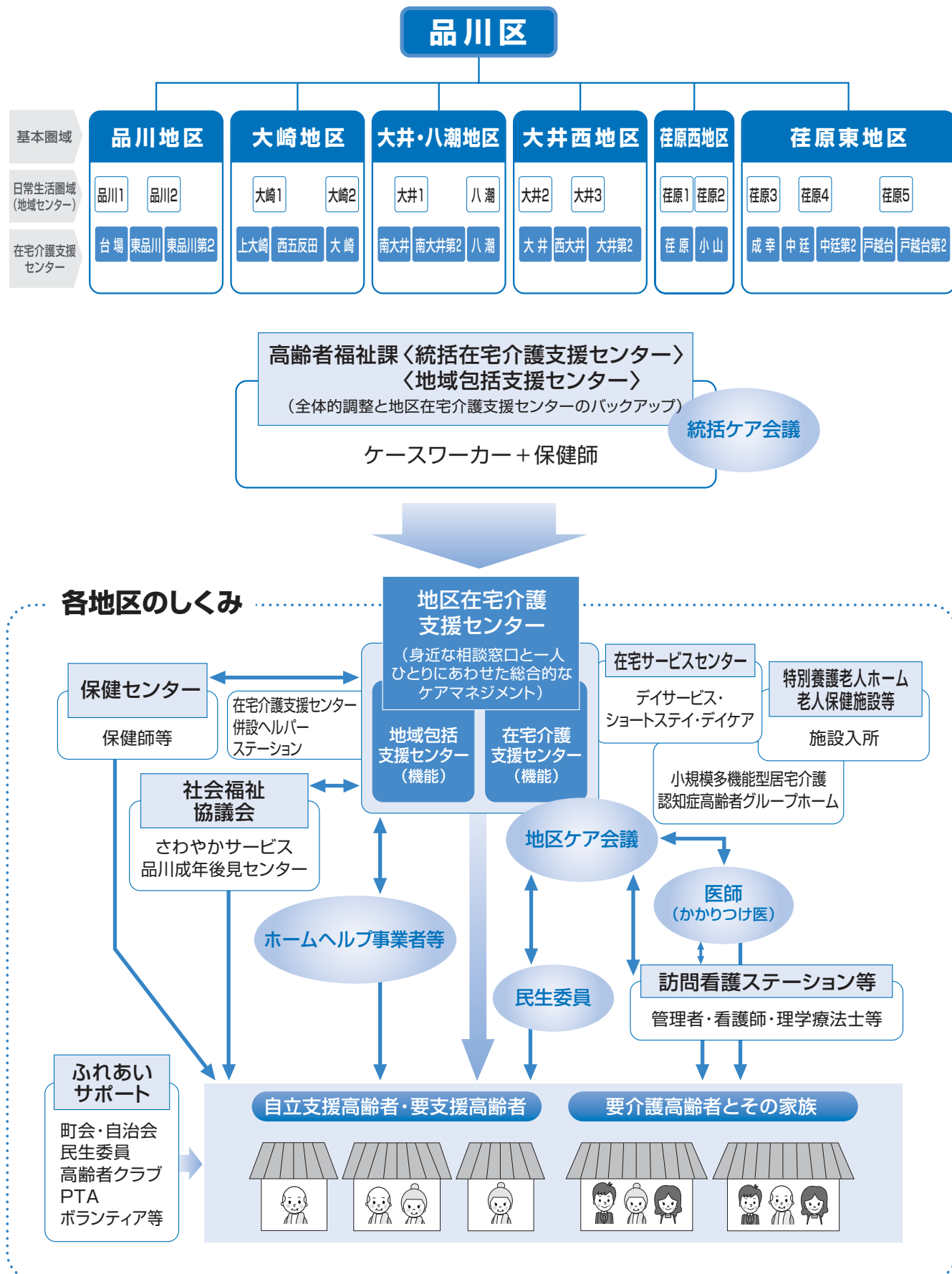
3-2-2 ⑤ 医療と福祉の連携の促進

在宅療養支援診療所の体制の確立を踏まえながら連携を強化する中で、在宅ケアを充実します。また、具体的なケース検討の場として機能してきた地域ケア会議のさらなる充実を図り、総合的な体制整備を推進します。

※1： 認知症サポーター 認知症を理解し、認知症の人や家族を、地域や働く場面等で見守り、支援する人のことです。全国で認知症サポーターを育成する「認知症サポーター100万人キャラバン事業」が展開されています。この事業では、講師役であるキャラバンメイトを養成し、地域、職域などで認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターを養成します。

※1： さわやかサービス 社会福祉協議会の事業として行っている、地域とともに支え合う区民相互援助、区民参加型の会員制在宅福祉サービスです。

品川区における在宅介護支援システム



政策の概要

基本政策 3-2-3：多様な介護予防事業を推進する

要介護状態の発生をできる限り防ぐため、「できないことへの支援」ではなく、「もっとできるようになるための支援」という視点で、在宅介護支援システムのもと、介護予防マネジメントを実施します。



いきいき脳の健康教室

3-2-3 個別施策と計画事業

3-2-3 ①介護予防サービスの充実

高齢者の心身状況に応じた介護予防事業を展開し、運動機能の向上、栄養改善などを通じて、要支援・要介護状態に陥ることを防ぎます。このため、デイサービスセンターにおける介護予防事業をさらに充実させ、効果的かつ参加しやすい多彩なプログラムとするよう、一層の工夫を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
デイサービス活用型事業の充実	・事業内容の充実	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
地域におけるリハビリテーション体制の整備	・リハビリテーション施設間のプログラムの共有と事業従事者への研修の充実	同左

3-2-3 ②地域による介護予防の促進

高齢化がさらに進む中で、行政のみならず、高齢者を含めた地域コミュニティでの介護予防事業の展開が必要です。このため、地域の中で区民との協働により実施する事業などの一層の充実を図るとともに、公園の中に健康づくりのための施設を整備するなど予防普及事業を推進し、予防意識の高揚を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
コミュニティ レストランの整備	・設置（西大井いきいきセンター内）	・整備検討

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
区民や地域と進める 介護予防事業の充実	・NPO等との地域活動連携型介護予防事業の拡充	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
屋外型健康教室 の拡充	・実施箇所の拡充（鈴ヶ森公園） ・地域ボランティアグループの育成 ・専門指導者による運営指導	・整備検討



屋外型健康教室（春光福祉会ロイヤルサニー）

政策の概要

基本政策 3-2-4：多様な入所・入居系施設を整備する

団塊世代が高齢期を迎えることにより、これまでとは異なる多様な生活様式を有する高齢者が増大するとともに、認知症高齢者や一人暮らし高齢者・高齢者世帯等が増加することが見込まれます。このため、ケアホームなどの多様なニーズに応えられる「住まい」系施設に加えて、特別養護老人ホームの整備も進めます。

3-2-4 個別施策と計画事業

3-2-4 ①多様な入居施設の整備

団塊世代をはじめ、今後中心となる高齢者はその8割程度が現役時代雇用者であり、年金受給に関しては厚生年金受給者が増加し、基礎年金のみの受給者の割合は減少していきとされています。また、高齢期の住まい方にも多様なニーズがあります。このため、介護を要する場合にあっては、ケアハウス<sup>\*1</sup>制度に介護保険サービスである特定施設入居者生活介護<sup>\*2</sup>を組み合わせ、また、高齢者優良賃貸住宅<sup>\*3</sup>制度に同じく特定施設入居者生活介護を組み合わせるなど、様々な手法により品川区版のケアホームの整備を行います。

また、認知症高齢者のために、グループホームを整備します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
要介護高齢者のための 住まいの整備	・開設（都南病院跡地）	・整備検討

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
認知症高齢者グループ ホームの整備	・開設（都南病院跡地・旧八潮南中学校跡） ・整備検討	・整備検討

※1： ケアハウス 介護利用型の軽費老人ホームで、様々な事情により居宅では生活するのが困難な60歳以上の高齢者が利用する入居施設です。  
 ※2： 特定施設入居者生活介護 有料老人ホームやケアハウスなど厚生労働省令で定める施設において、介護や日常生活上の世話を介護保険法上の給付に基づき行う施設です。  
 ※3： 高齢者優良賃貸住宅 高齢者の身体機能に対応した設計、設備など高齢者に配慮した賃貸住宅です。

3-2-4 ②セーフティネットとしての入所施設の整備

介護のセーフティネットとして、中・重度者を中心に生活面でも厳しさのある区民も入所できるよう特別養護老人ホームを整備します。また、介護型療養病床の動向を踏まえ、老人保健施設の設置を支援します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
特別養護老人ホームの整備	・開設（旧八潮南中学校跡） ・整備検討	・整備検討

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
老人保健施設の整備	・整備検討	同左

3-2-4 ③高齢者が住み続けられる住宅整備の支援

高齢者の住み替えニーズに応えるとともに、既存住宅のバリアフリー化を支援します。このため、「バリアフリー住まい館」<sup>※1</sup>の機能を拡充し、住情報センターとして位置付けます。

また、高齢者の多様な住み替えニーズに応えるため、生活面で厳しい面のある区民も入居できる住まいを整備します。このため、高齢者優良賃貸住宅制度などを活用して高齢者住宅を整備します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
高齢者住宅の整備	・開設（都営大井林町住宅跡地） ・整備検討	・整備検討

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
住情報センターの設置	・住情報センターの開設	

※1：バリアフリー住まい館 平成5年(1993年)に開設した、高齢者にやさしい設備や福祉機器を備えた住宅モデルルーム。自由に触れたり体験することができ、住宅改修や福祉機器選定の相談も行っています。

政策の概要

基本政策 3-2-5：質の高い介護保険事業を運営する

介護保険制度については、これまでの制度運営と実績を十分に検証・分析し、的確な事業量推計による適正な保険料の設定を行うことで質の高い介護保険事業の運営を図ります。また、安定的な制度運営に向けた人材育成や、良質な介護サービス事業者を確保するための指導強化を図ります。

3-2-5 個別施策と計画事業

3-2-5 ①高齢者福祉を担う人材の育成と連携

安定的で質の高いサービスの維持・確保に向けて、品川介護福祉専門学校の機能を活かし、求人、求職を適切に組み合わせる福祉人材情報のネットワークを整備するとともに、潜在的労働力の誘導も含め人材の確保を図ります。

さらに、福祉カレッジ<sup>※1</sup>の各種講座を一層充実し、介護スタッフとしてのケアのあり方の研鑽や技術、意欲の向上を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
福祉人材ネットの設置	・設置	・運営

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
福祉カレッジの充実	・事業内容の充実	同左

3-2-5 ②保険者としての機能の充実

今後もさらに質の高い介護サービスの提供を継続していくため、良質な介護サービス事業者を確保するとともに、質の高いサービスを提供できる事業者を育成します。また、適正な制度運営のため、指導検査の効率的な実施による指導体制の強化を図るとともに、介護保険財源の適正運用のため、介護給付費の適正化を推進します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
介護サービス事業者の運営および給付の適正化指導	・事業内容の充実	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
サービス評価・向上のしくみの効果的な運用	・事業内容の充実	同左

※1：福祉カレッジ 品川区の介護サービス人材の育成拠点として開設しています。

政策の方向

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、適切なケアマネジメントのもと障害種別に関わりなく障害者一人ひとりへのきめ細かな障害福祉施策を実施するとともに、障害者を支える地域づくりを推進します。

現在の状況

品川区はこれまで「地域福祉計画」を平成15年(2003年)に策定し、障害者施策を充実してきました。

障害者福祉に関しては、平成16年(2004年)に「障害者基本法」が改正され、同法第9条第3項に基づく「障害者基本計画」の策定が義務付けられました。平成18年(2006年)には「障害者自立支援法」が施行され、同法第88条に基づく具体的な目標達成のための「障害福祉計画」を策定することが義務付けられました。近年、自治体が主体的かつ総合的な障害者施策を推進していくことが求められており、区は平成19年(2007年)3月に「障害福祉計画」を含めた「障害者基本計画」を一体的に策定し施策を展開しています。

なお、「障害者自立支援法」の施行により、障害種別(身体障害、知的障害、精神障害)ごとに異なる法律に基づいて提供されたサービスが、一元的に提供されるしくみへと変わりました。

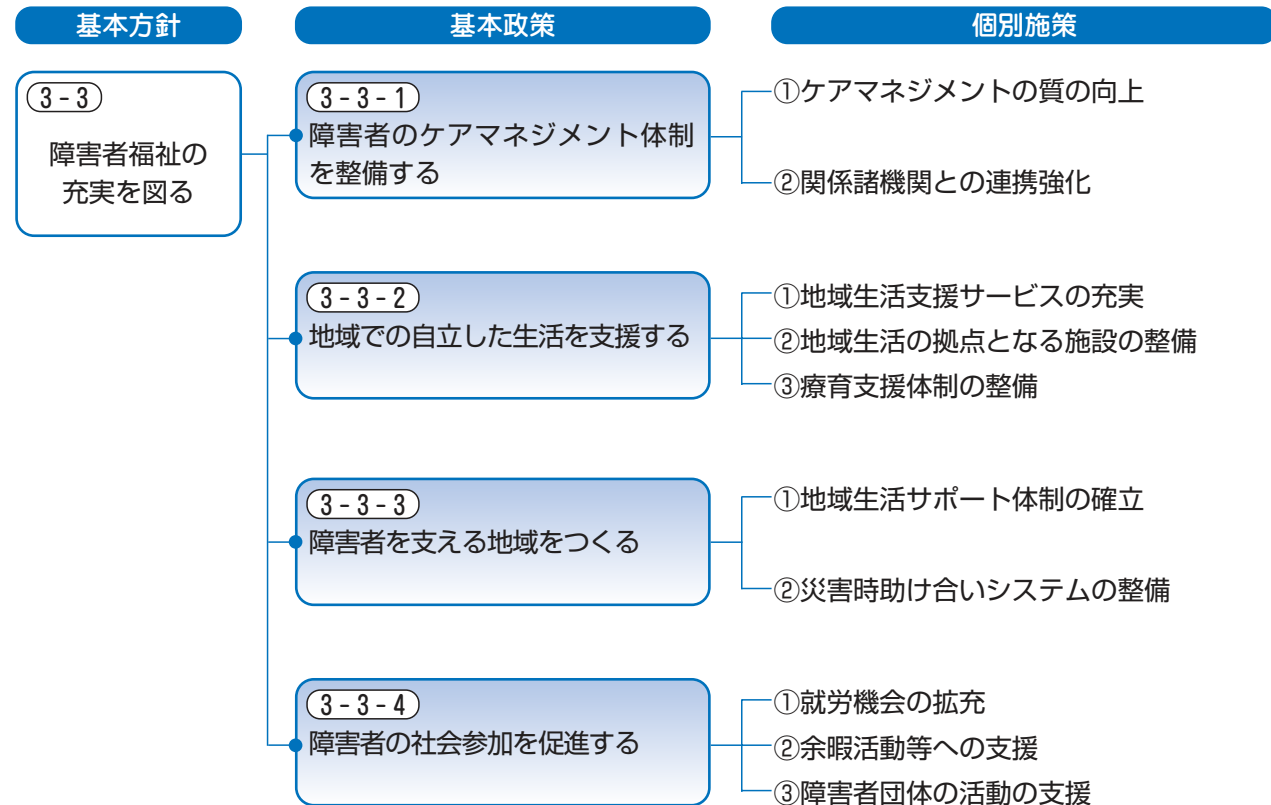
また、平成17年(2005年)「発達障害者支援法」が施行され、新たな障害者施策が求められています。

今後の課題

「障害者自立支援法」の施行により、障害の種別に関わらず必要なサービスを、区が一元的に提供するしくみに変わったことを受け、既存のサービスや施設機能の再編等、障害者福祉施策を総合的に進めていく必要があります。

また、障害者福祉においても、地域での自立した生活を実現していくことが求められており、障害者に対する地域での生活を支える施策の充実とともに、地域が障害者を支える環境づくりが急務となっています。

施策体系図



政策の概要

基本政策 3-3-1：障害者のケアマネジメント体制を整備する

「障害者自立支援法」の施行により、個々の障害の特性に応じた相談支援のしくみの構築が求められています。このため、ケアマネジメントを実施する拠点として、身体・知的障害者については障害者生活支援センター(区立心身障害者福祉会館内)を、精神障害者については精神障害者地域生活支援センター「たいむ」を、障害児(発達障害児を含む)については品川児童学園内に相談・支援体制を整備しました。今後はこれらの体制を充実する中で、ライフステージにそった包括的・継続的な支援を展開していきます。

3-3-1 個別施策と計画事業

3-3-1 ①ケアマネジメントの質の向上

地域での自立した生活や将来を見通すことのできるきめ細かな相談支援体制を確立するため、それぞれの障害者生活支援センターにおける体制の確立とその充実を重点的に行い、機能強化を図ります。また、生涯にわたる一貫した支援となるよう、障害児の早期発見・早期支援による療育支援体制を再構築します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
相談支援体制の強化 （身体障害者・知的障害者）	・ケアマネジメントの充実	同左

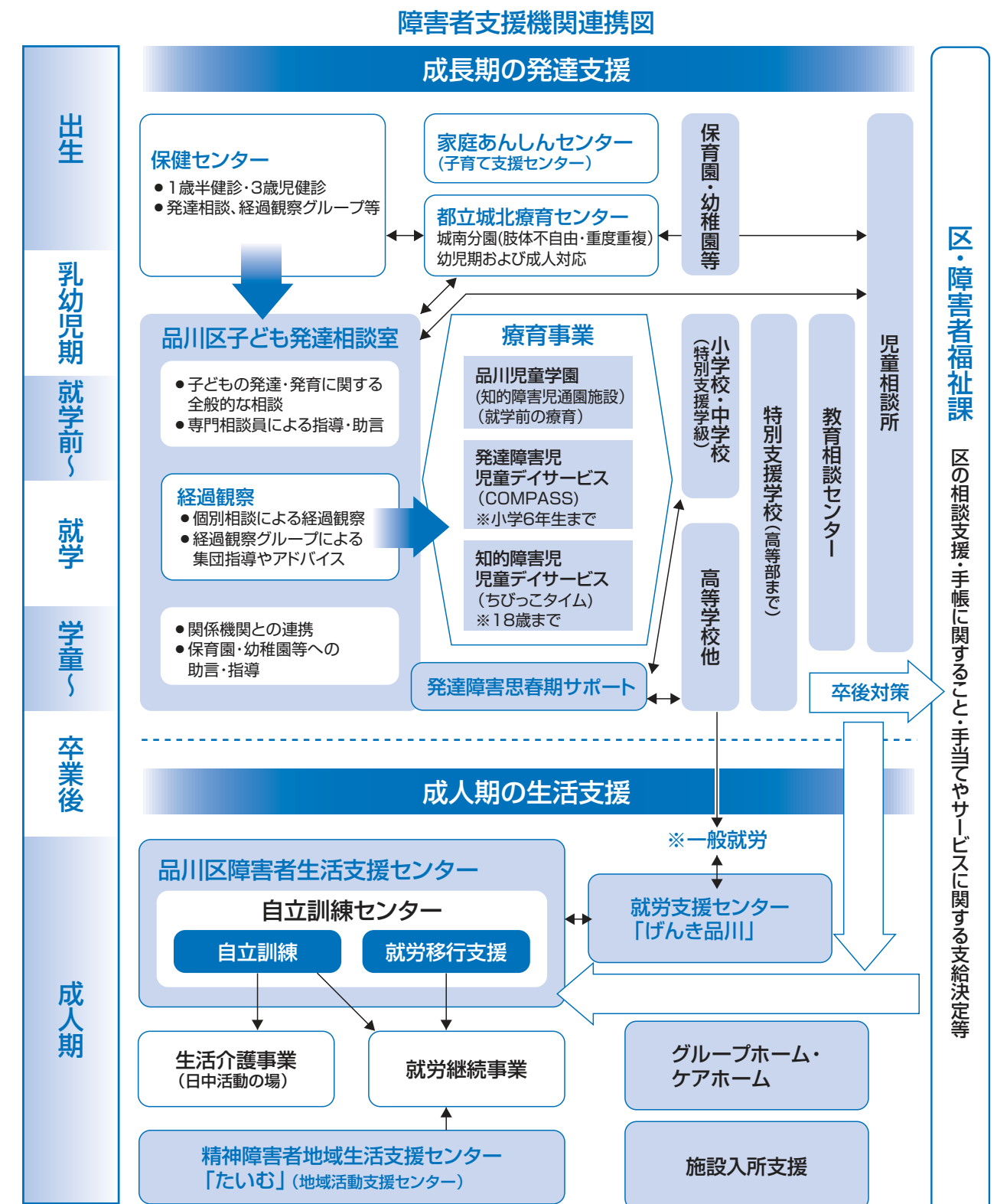
全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
相談支援体制の強化 （精神障害者）	・ケアマネジメントの充実 ・精神障害者ヘルパー研修の充実	同左

3-3-1 ②関係諸機関との連携強化

「障害者自立支援法」に基づき障害者団体の代表者等で構成する「自立支援協議会」において、障害福祉サービスの適正な供給と円滑な運営についての協議や必要な調整を行っていきます。また、保健・医療・教育等、各所管との支援の連携を明確にすることで、障害者の自立を促進します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
地域における障害者支援の充実	・事業内容の充実	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
障害児（者）の歯科診療事業の実施	・実施	・充実



政策の概要

基本政策 3-3-2：地域での自立した生活を支援する

「障害者自立支援法」に基づく自立支援給付・地域生活支援事業を充実します。また、「発達障害者支援法」の理念を含め療育支援体制の充実を図ります。さらに障害者が地域で自立した地域生活を継続するための支援体制を充実します。

3-3-2 個別施策と計画事業

3-3-2 ①地域生活支援サービスの充実

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、適切なケアマネジメントのもと、地域生活を支援するためのサポート体制を充実します。また、「障害者自立支援法」に基づく自立支援給付・地域生活支援事業を充実します。さらに、生涯にわたり地域で安心して生活を営めるよう、品川成年後見センター<sup>※1</sup>との連携を強化します。

3-3-2 ②地域生活の拠点となる施設の整備

「障害者自立支援法」の主旨に基づき、自立訓練センターを中核とした施設体系の整備を図ります。また、地域で安心した生活を営めるようグループホームなどの整備支援を行います。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
障害者自立訓練センターの設置	・設置（心身障害者福祉会館内）	

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
障害者自立支援法による新体系施設への移行	・新体系施設への移行	・新体系施設の運営

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
障害者が地域で安心して住める居住の場の整備	・共同生活介助（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）等施設設置	・整備検討

※1：品川成年後見センター 社会福祉協議会で運営し、利用者本人の判断能力や生活の状況に応じて、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などを活用して、財産管理や身上監護を中心としたサービスを提供しています。

3-3-2 ③療育支援体制の整備

発育・発達に関して支援が必要な児童に対する早期発見および早期療育体制を整備します。また、療育を必要とする児童の年齢や発達段階に応じて、関係機関との連携を図りながら、乳幼児期から一貫して相談が受けられるよう、生涯にわたる療育支援ネットワークを構築します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
子ども発達支援事業等の整備	・発達・発育に関する相談体制の充実 ・早期支援による療育事業の充実	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
重度重複障害児・者の療育支援体制の整備	・整備検討	同左

政策の概要

基本政策 3-3-3：障害者を支える地域をつくる

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関と連携を図り、地域生活のサポート体制を整備します。また、災害時に障害者（要援護者）を支援する体制を整備します。

3-3-3 個別施策と計画事業

3-3-3 ①地域生活サポート体制の確立

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域のNPO等と連携し、常時、生活に必要な相談支援を受けられるようサポート体制を整備します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
障害者地域生活サポート事業の推進	・事業内容の充実	同左

3-3-3 ②災害時助け合いシステムの整備

災害時に障害特性に応じた避難誘導などができるよう支援体制を整備します。さらに、避難所における避難生活が困難な障害者について、区内福祉施設・医療機関と連携し、支援体制を整備します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
災害時の障害者への支援体制の確立	・災害時要援護者名簿の充実 ・ストマ用品*1等日常生活用具の確保	同左

※1：ストマ用品 人工膀胱や肛門を造設した時に、腹部に作られた排出口（ストマ）から排泄される尿や便を貯留するための装置です。

政策の概要

基本政策 3-3-4：障害者の社会参加を促進する

障害者が地域で働きながら生活していけるよう、就労に向けた支援体制を整備します。また、文化・芸術・スポーツなどの余暇活動を通じて、生活の質を高めるための支援を行います。さらに、障害者団体が自助・共助に基づき活動することを支援します。

3-3-4 個別施策と計画事業

3-3-4 ①就労機会の拡充

障害者就労支援センターと連携して、「障害者自立支援法」の基本的支援である、就労支援を強化するとともに、既存の施設等を「就労移行支援事業」や「就労継続支援事業」などへの移行を進め、一般就労を含め就労機会の拡充を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
就労支援機能の充実	・就労支援センターの充実 ・就労継続支援事業の充実	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
作業所等のネットワーク化支援事業の推進	・施設間の連携による製品開発・販路拡大などの充実	同左

3-3-4 ②余暇活動等への支援

障害者一人ひとりに合った余暇活動や社会参加を支援します。また、よりきめ細かなサービスを提供するため、親の会などとの連携のもと、支援体制を構築します。

3-3-4 ③障害者団体の活動の支援

障害者やその家族に対して障害者施策やサービス内容を迅速に周知し、理解を促進するため、障害者団体と連携します。また、障害者団体のもつ豊富な経験を活かした主体的な活動を支援します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
障害者団体の自助・共助事業の支援	・区内の障害者団体と連携した障害者への支援事業の実施	・支援事業の充実

政策の方向

拡大する福祉ニーズに対し、すべて区で対応することには限界があります。そこで、高齢者や障害者をはじめ福祉施策を必要とする人たちが、地域で安心して暮らしていけるよう、これまでの区の実践に加え、区民や事業者、ボランティア団体等が中心となって、地域の中に支え合いのしくみを構築していけるよう支援します。

現在の状況

少子高齢化や核家族化が進む中で、高齢者や障害者を含むすべての区民が、家族や地域とのつながりを保ちながら、ともに安心して暮らせる地域社会を実現するために、区は福祉関連諸機関と連携し、介護・医療・保健などの連携支援システムの構築や、建築物等の福祉的整備の指導、普及・啓発を行っています。このような中、鉄道駅では平成20年(2008年)に区内39駅(98%)がエレベーターやエスカレーターの設置などのバリアフリー化を実現しています。他方、地域センターを中心に活動しているふれあいサポート活動など、区民が相互に助け合う地域福祉活動を推進しています。

また、被保護者に対する就労支援と在宅精神障害者の自立生活支援に向け、それぞれ個別支援プログラムを策定し、計画的で組織的な支援に取り組んでいます。なお、平成4年度(1992年度)から増加が続いてきた要保護者等からの相談件数と生活保護受給者数は、ここ数年の景気回復や経済指標の好転からその伸びが鈍化してきていましたが、平成20年(2008年)の半ばから後退局面が顕著になり、受給者は再び増加傾向にあります。

今後の課題

高齢化が進む中で、自助、公助とともに共助、すなわち、地域における支え合い活動が今後ますます重要となっており、孤立死<sup>※1</sup>が社会問題化していることなどを踏まえ、地域での見守り体制のしくみづくりが必要です。

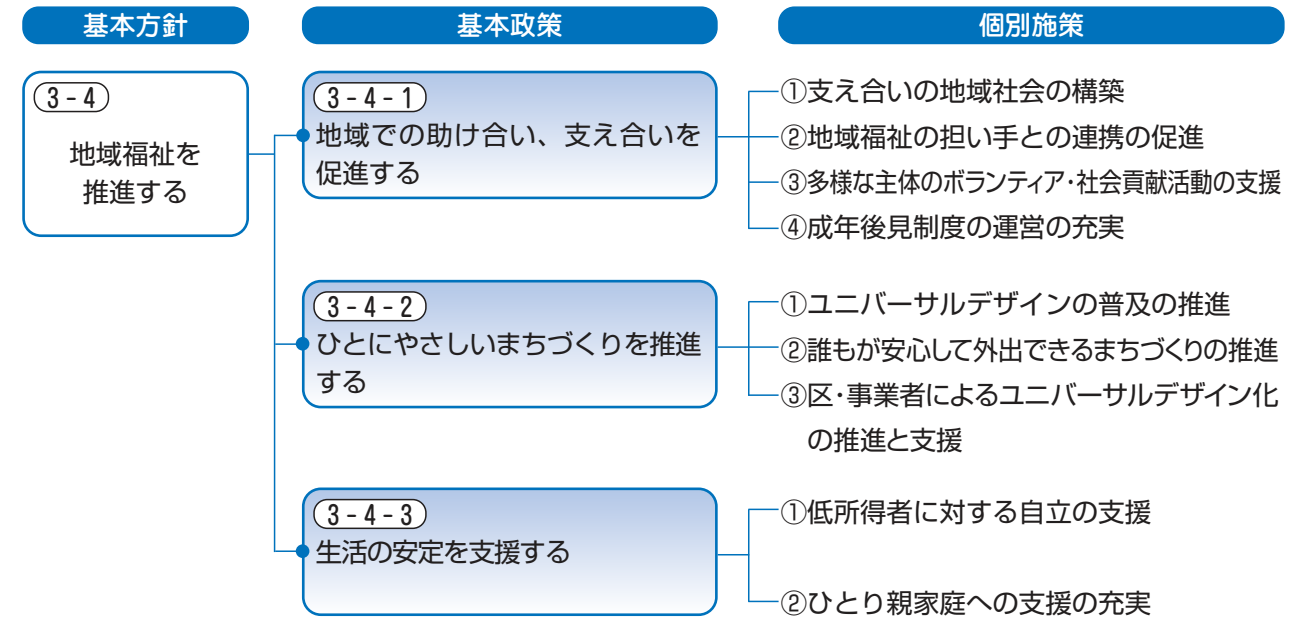
また、NPOは、地域福祉を推進するうえで今後ますます重要な役割を期待されていますが、人材や場の確保および運営資金面で課題を抱えている場合が多く、活発な活動を継続していくための支援が必要です。

一方、一般区民のボランティア活動を奨励していくためには、活動情報が分かりやすく簡単に選択できる手段とコーディネート強化が必要です。

まちづくりの分野においては、駅舎等の公共施設のバリアフリー化をさらに進めるとともに、地域での支え合い活動の促進を図る必要があります。

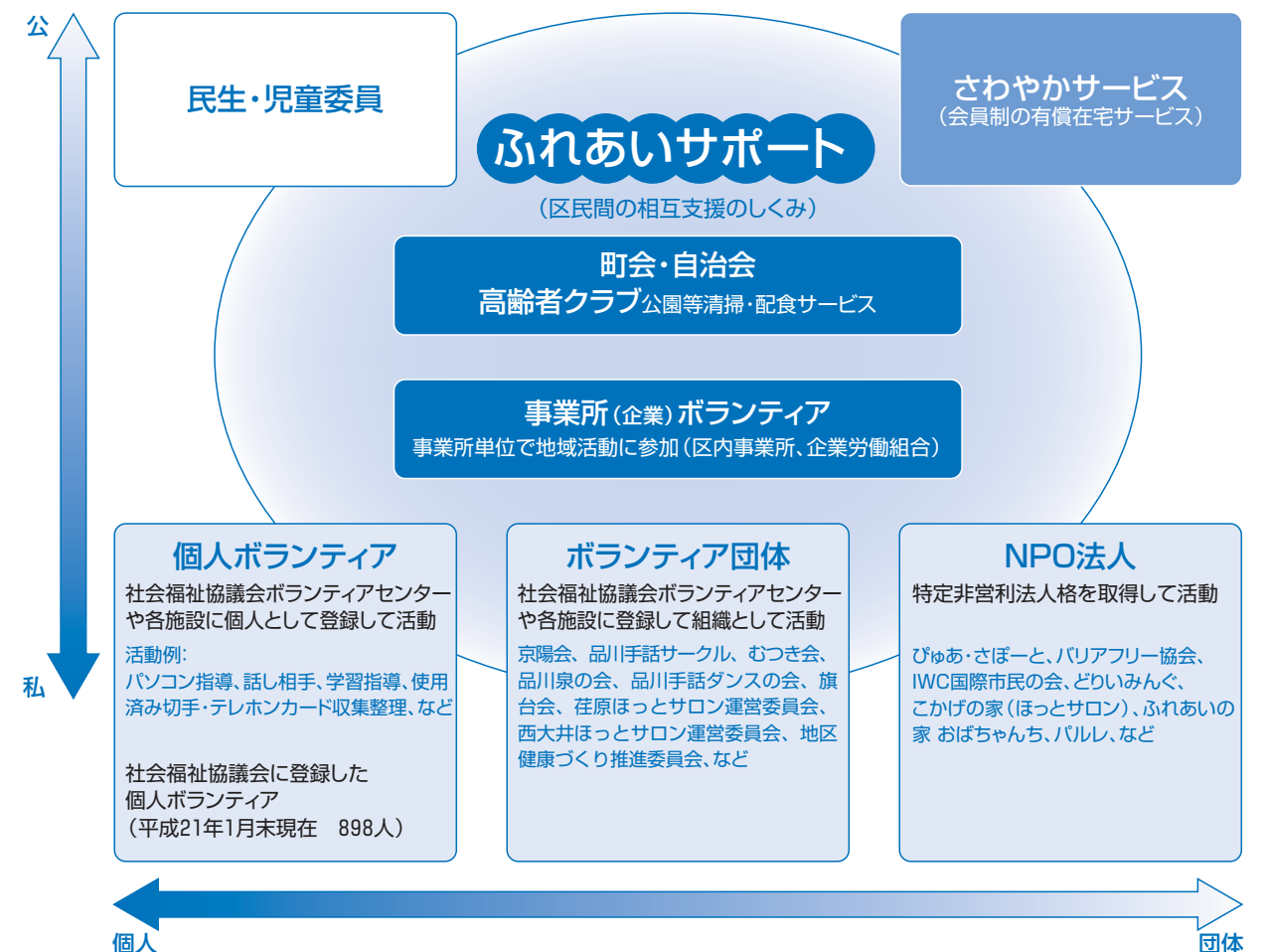
※1：孤立死 一般的には、「孤独死」と呼ばれていますが、孤独死という言葉では、当該の方が一生涯孤独であったかのような印象をもたれることもあり、孤立死と表現しています。

施策体系図



地域ネットワーク支援に関する品川区の状況

品川区ボランティア活動の担い手



政策の概要

基本政策 3-4-1：地域での助け合い、支え合いを促進する

地域福祉を推進するため、地域での支え合い活動に対する区民の理解を促すとともに、地域福祉の担い手がより機能できる環境を整え、誰もが地域で安心して生活できるよう、助け合い、支え合いのしくみを充実していきます。

3-4-1 個別施策と計画事業

3-4-1 ①支え合いの地域社会の構築

孤立死の予防、一人暮らしの高齢者や一人暮らしの知的障害者の生活を支援するため、地域における会食会や、気軽に相談にのれる体制づくりを地域との協働の力で構築し、必要な援助を行います。

3-4-1 ②地域福祉の担い手との連携の促進

地域福祉を推進するため、その中心である社会福祉協議会、民生委員およびボランティアと連携し、さらに活動しやすい環境づくりに向けた施策を展開します。また、ふれあいサポート活動<sup>※1</sup>は地域福祉において重要な役割を果たしており、その担い手である町会・自治会ともさらに連携を深めていきます。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
身近な相談事業の実施	・民生委員OBを中心とした各地区での相談事業の実施	・拡充

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
孤立死防止など地域での見守り体制のしくみづくり	・孤立死予防事業の実施 ・組織的・体系的な発見のしくみと緊急対応の実施	・充実

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
企業の社会貢献活動との連携	・連携のあり方・しくみの構築	・連携の充実

3-4-1 ③多様な主体のボランティア・社会貢献活動の支援

地域での支え合い活動を行う主体（区民、町会・自治会、企業、社会福祉法人、NPOなど）と支援を求める住民に対し、活動の場と内容の調整を拡充するため、情報提供やコーディネート強化を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
ふれあいサポート活動の推進	・事業内容の充実	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
ほっとサロン <sup>※1</sup> の拠点整備	・設置（南品川シルバーセンター内） ・整備検討	・整備検討



お茶会の様子（荏原ほっとサロン）

3-4-1 ④成年後見制度の運営の充実

社会福祉協議会が設置した「成年後見センター」を中心に法人後見（法定後見および任意後見）を進めます。さらに後見人の不足や低所得者の成年後見に対応するため、地域で支え合う区民後見人を養成するとともに、区民後見人監督業務を行います。また、親族申立支援、代理申立<sup>※2</sup>を推進します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
成年後見センター事業の充実	・成年後見に係る相談の充実 ・区長申立・代理申立の充実	同左

※1：ほっとサロン ボランティア団体や地域の人たちが自主的に運営に参加する地域の交流拠点のことです。  
 ※2：代理申立 成年後見制度における親族申立において、親族が高齢、病弱、遠隔地に居住しているなどで申立ができない時に、社会福祉協議会が無償で代理申立を引き受けています。

※1：ふれあいサポート活動 区民間での相互支援を推進することを目的として、地域の人びとが運営する様々な事業（高年者懇談会・ふれあい健康塾・訪問ボランティア等）を、地域センターが核となって実施しています。

政策の概要

基本政策 3-4-2：ひとにやさしいまちづくりを推進する

ユニバーサルデザインの考え方を基本に、区民、民間事業者、区の協働により、ものやしくみ、心のバリアをなくし、高齢者や障害者に限らずすべての区民が快適に暮らすことができる安全・安心のまちづくりを推進します。

3-4-2 個別施策と計画事業

3-4-2 ①ユニバーサルデザインの普及の推進

はじめから障壁をつくらず、年齢、性別、個人の能力に関わらず、すべての人びとが快適に過ごせるよう、ユニバーサルデザインの普及啓発とその実現のための支援を推進します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
すべての人にやさしいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発・おたがいさま運動の推進</li> <li>災害時・工事中などのバリアフリー化</li> <li>駅のバリアフリー化</li> </ul>	同左

3-4-2 ②誰もが安心して外出できるまちづくりの推進

誰もが安全・快適に外出できるよう、外出・移動サービスの充実や街なかの案内・誘導體制の充実、道路工事や災害時などの非日常時における安全確保を、区民、民間事業者との連携・協力により推進します。また、道路のバリアフリー化（側溝の段差解消・歩道の平坦化）、視覚障害者用誘導ブロックの設置など人にやさしい道路づくりを進めます。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
道路バリアフリー事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事中の歩行者に対するバリアフリーガイドラインの策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリーガイドラインの周知</li> </ul>

3-4-2 ③区・事業者によるユニバーサルデザイン化の推進と支援

すべての区民にとって暮らしやすいまちづくりを推進するため、公共建築物、道路、公園など公共施設等におけるユニバーサルデザイン化を、区が率先して進めます。公共交通施設（鉄道、バス等）の事業者においても、ユニバーサルデザインの導入を促進するため施設整備などを継続して行うよう働きかけます。また、多くの区民が身近に利用する公益施設（郵便局、病院、福祉施設など）や商業施設等の事業者に対し、ユニバーサルデザイン化への意識啓発、働きかけを行うとともに、地域の活性化を図るための支援・誘導（事業者への情報提供・相談、整備のための支援など）を積極的に行います。

政策の概要

基本政策 3-4-3：生活の安定を支援する

知識と経験豊富なスタッフを配置し、低所得者が抱える生活問題について福祉的観点から適切な助言を行うことにより、諸問題の解決を図ります。また、ひとり親家庭が抱える諸問題についても、きめ細かな対応を実施していきます。特に子育て・生活支援および就業支援に重点を置き、生活基盤の安定を図ります。

3-4-3 個別施策と計画事業

3-4-3 ①低所得者に対する自立の支援

低所得者の生活の安定を図るため、生活困窮に関する相談窓口と、高齢者、障害者、ひとり親家庭などの相談窓口が、緊密に連携を図り区民に必要な福祉情報を提供して自立に向けた相談体制の強化を推進します。また、生活保護受給者には、適切な相談を行い生活を支援するとともに、個々の状況に応じた自立支援プログラムを定め、就業についてはハローワークと連携した支援を行います。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
自立に向けた相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業内容の充実</li> </ul>	同左

3-4-3 ②ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭はそれぞれ複雑な状況を抱えているため、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援等多岐にわたる支援策の一層の充実を図ります。特に就業支援については自立に向けた重要な支援として強化していきます。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
就労支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭自立支援助成事業の推進</li> <li>母子自立支援プログラム策定事業の推進</li> </ul>	同左

# 4

## 次代につなぐ環境都市

### 理念

1. 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる
2. 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる
3. 区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

### 都市像

- 1 だれもが輝くにぎわい都市
- 2 未来を創る子育て・教育都市
- 3 みんなで築く健康・福祉都市
- 4 **次代につなぐ環境都市**
- 5 暮らしを守る安全・安心都市

### 基本方針

#### 基本構想

#### 都市像の実現に向けて

- ◆自然を活かした水とみどりのネットワークをつくれます。
- ◆やすらぎとにぎわいの都市景観を形成します。
- ◆区が率先して緑化や省エネルギー対策を推進します。
- ◆3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進を図ります。
- ◆環境問題への啓発を推進します。

●水とみどりの豊かな都市をつくる

●やすらぎとにぎわいの都市景観を形成する

●環境再生のまちをめざす

●環境コミュニケーションを充実する

省エネルギー等をはじめとした地球温暖化対策、ごみの発生抑制・再使用・再生利用や環境に配慮した消費生活への変換といった、環境への取り組みを促進するとともに、水辺や身近なみどりなどの自然環境の保全・創出と都市緑化や環境再生まちづくりの推進により、豊かな生活環境を守り、育み、次代につなぐ環境都市を実現します。

政策の方向

水辺やみどりがもつ多面的な機能が、区民生活において、さらに有効な資源として活用されるよう、河川や運河の水質改善を推進するとともに水辺空間の利活用を促進するための環境整備やしくみづくりを進めます。また、公共のみどりを増やしていくとともに、区民や企業の自主的なみどりづくりを支援できるようなしくみづくりと啓発活動を推進します。

現在の状況

品川区は、これまで、水とみどりのネットワークづくりを掲げ、しながわ区民公園やしながわ中央公園、東品川海上公園などを整備してきました。しかし、近年、「水辺」や「みどり」は、単に憩いの場、遊びの場としてだけでなく、環境教育やボランティア活動の場として、またヒートアイランド現象の緩和などの環境改善や様々な生物の生息場所、災害時の避難場所や船着場などの役割も期待されるようになってきています。そこで、これまで整備してきた「水辺」や「みどり」の資源を区民生活にとって、さらに有効なものとして活用するため、「新・水とみどりのネットワーク構想」を策定しました。

品川区は臨海部に長い水際線を持ち、品川浦・天王洲地区ならびに勝島・浜川・鮫洲地区(勝島運河)が東京都の「運河ルネッサンス\*1構想」に基づく運河ルネッサンス推進地区に指定されています。これを受け、それぞれの地区の運河ルネッサンス協議会により、運河等に浮棧橋が設置され、手漕ぎボートやカヌーなどの発着に利用されています。また、天王洲や東五反田などの再開発区域内でも、河川や運河等の水辺利用の進展が見られ、水辺の魅力向上に向けた取り組みが活発化しています。

高度経済成長期、生活雑排水の流入により生き物の棲まない「死の川」となった目黒川および立会川は、その後の下水道の普及により水質が改善し、さらに、平成7年(1995年)には下水高度処理水を目黒川へ、平成14年(2002年)にはJR東京駅付近の地下湧水を立会川へ放流するなどにより、近年では環境基準を達成するレベルにまで回復してきました。

しかしながら、雨天時に合流式下水道から汚水の混ざった雨水が流れ出ること、感潮河川\*2のため流れが停滞していることなどから、現在でも臭気の発生、白濁化などの問題が残っています。

「みどり」については、平成16年度(2004年度)に実施した「みどりの実態調査」によると、区の緑被率は12.7%となっており、過去10年間で1.8ポイント増加しました。品川区全体の公園面積は、大崎などの駅周辺での再開発事業にともなう公園新設や、工場跡地の取得などによる公園の整備などにより増加していますが、区の面積に占める公園面積の割合は、区部平均より低くなっています。

※1：運河ルネッサンス 運河等の水域利用と周辺のまちづくりが一体となって、地域のにぎわいや魅力を創出することを目的に、地元企業や町会・自治会などでつくる運河ルネッサンス協議会が東京都の登録を受けて様々な取り組みを進めるものです。

※2：感潮河川 海の干満の影響を受ける河川

今後の課題

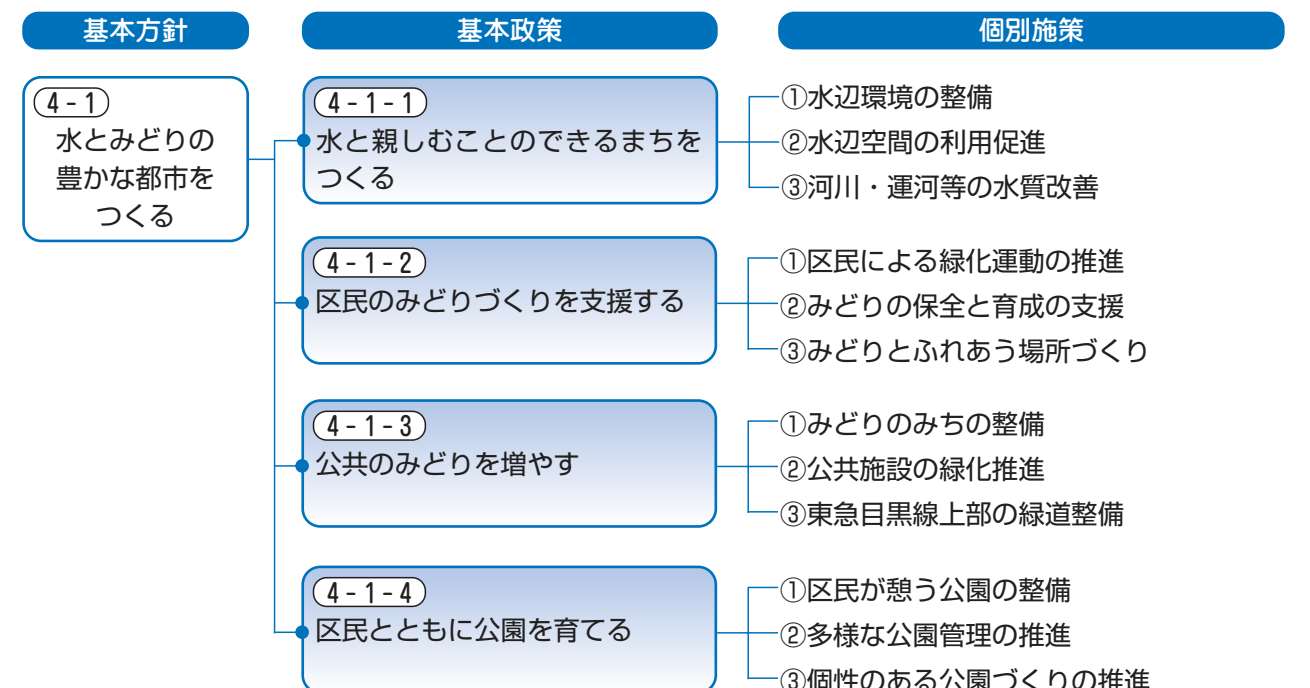
品川区は、臨海部に長い水際線を持ちながら、直接水に親しめる空間が少ないのが現状です。そこで、「新・水とみどりのネットワーク構想」を策定し、「運河ルネッサンス構想」などを通じて関心が高まっている水辺空間について、その利活用を促進するための環境整備やしくみづくりに取り組んでいくこととしました。

一方、土地の確保が難しいことから、今後、大規模な公園・緑地の整備を進めることは困難で、公園面積の顕著な増加は難しい状況です。そこで今後は、公園・緑地の整備や民有緑地の確保だけでなく、水辺空間の整備や民間開発により生まれた広場空間の活用なども含めた「水とみどりのネットワーク」の充実をめざします。

また、これにあわせて、みどりの増加率を示す指標として、みどりで覆われた部分の割合を示す「緑被率」に加えて、公園やみどりに水面なども含めた割合を示す「みどり率」を採用し、その増加をめざします。

今後は、水辺空間や拠点となる公園をはじめ、それらを結ぶ緑道の整備や道路、学校・公共施設等の緑化を推進していく必要があります。特に区内陸部の地域は、関東大震災以降に田畑が宅地や工場へと変わり、私鉄が次々と開業したことで、住・工・商が混在した形で都市化が進み、住宅が密集・集積している反面、全体的に公園や緑地などが不足しており、防災上の課題があります。このうち荏原地区においては、東急目黒線の立体化により10,000㎡に及ぶ緑道が誕生する予定で、みどりのネットワーク構築を進め、災害時の地域安全性の向上と区民が憩えるみどり空間の確保の観点から、この緑道を早期に整備する必要があります。さらに、区民や企業の自主的なみどりづくりを支援できるようなしくみづくり、啓発活動を通じてそうした活動を拡大していく必要があります。

施策体系図



政策の概要

基本政策 (4-1-1)：水と親しむことのできるまちをつくる

区民が直接水に親しみ活用できるよう、河川や運河の環境改善を図り、事業者と連携し親水空間を整備するとともに、水辺空間を活用できるような機会の提供としくみづくりを進めます。

4-1-1 個別施策と計画事業

4-1-1 ①水辺環境の整備

区民と水とのふれあいを回復させ、うるおいのある快適な生活の実現を図るため、区民が安心して水に親しめるような空間・施設を企業やNPOなどと連携し整備します。また、観光や防災の視点からも、水辺空間を活用できるような施設の整備を進めます。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
水辺空間の整備促進	・水辺空間施設（水辺の散歩道、親水スポット、生物や魚とふれあえる場所）の整備	・整備促進

4-1-1 ②水辺空間の利用促進

区民が身近に水を感じ、気軽に水に親しめるように、区民と協働して情報発信や機会づくりに必要な体制を構築するとともに、水辺利用の規制の緩和を誘導し、水辺空間に対する区民の多様な要望に応え、水辺の利活用を促進します。

4-1-1 ③河川・運河等の水質改善

立会川では、白濁や臭気発生の抑制のため貧酸素化している底層部分に高濃度酸素溶解水を供給するなど、水質改善を進めます。また、目黒川においては、有効な水質改善策を策定するために、調査・実験等を行います。さらに、東京都や周辺区との連携を一層強化し河川・運河等の水質改善を進めます。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
目黒川・立会川・勝島運河の水質改善	・目黒川・立会川水質改善対策の推進 ・勝島運河の検討	同左

立会川 浄化実験結果（平成19年度）

●実験開始前（白濁・臭気）



H19.4.19



●実験開始後（白濁・臭気ともに改善）



H19.9.3

政策の概要

基本政策 (4-1-2)：区民のみどりづくりを支援する

区民や企業にもみどりづくりに関わってもらうための支援や意識の醸成を進めるとともに、区民が自発的にみどりの創出に取り組めるようなしくみづくりを進めます。

4-1-2 個別施策と計画事業

4-1-2 ①区民による緑化運動の推進

区民が身近なところでみどりづくりに取り組みやすいように誘導・支援し、区民によるみどりづくりを促進します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
水辺とみどりの行動計画の推進	・実態調査の実施 ・行動計画の策定	・行動計画の推進

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
みどり豊かな街なみづくりの助成	・生垣（接道部緑化）助成 ・屋上緑化の助成	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
みどりと花のあるまちづくり	・みどりと花のボランティア新規登録の拡大	同左

4-1-2 ②みどりの保全と育成の支援

区民と区との協働により、既存の自然環境やみどり空間の保全を図り、区民の環境保全に対する関心・機運の醸成を図ります。また、自然環境・みどり空間の健全な育成に寄与するような区民の活動に対する支援を促進します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
樹木の保存事業の推進	・保存樹木の新規指定	同左

4-1-2 ③みどりとふれあう場所づくり

既存の自然環境やみどり空間を活用したり、新たに整備することで、区民の身近な場所に自然にふれあえる空間を創出するとともに、そこでの区民の自主的活動を支援することを通じてみどりや自然・環境への理解を促進します。



マイガーデン収穫祭（マイガーデン南大井）

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
マイガーデン <sup>※1</sup> の運営	・新設検討	同左

政策の概要

基本政策 (4-1-3)：公共のみどりを増やす

拠点となる公園を結ぶ緑道等の整備や周辺の学校・公共施設の緑化を推進して、ネットワークの形成を促進します。

4-1-3 個別施策と計画事業

4-1-3 ①みどりのみちの整備

みどりのみちを整備することで、拠点や軸線を構成する主要公園や緑道をネットワーク化し、安全で快適な歩行空間として区民の利用促進を図るとともに、災害時の避難路としての機能の強化を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
立会川緑道の整備	・緑道の整備 (完了)	

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
水とみどりのみちの整備	・八ツ山通り・元なぎさ通りの整備	同左

※1：マイガーデン 区民農園

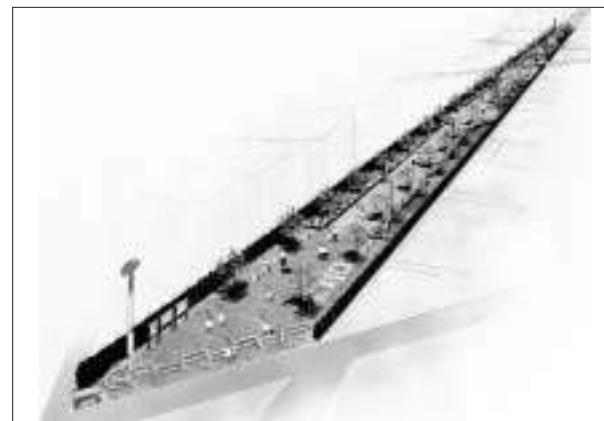
4-1-3 ②公共施設の緑化推進

公共施設の緑化を推進することで、やすらぎやうるおいのある空間を創出し、地域環境の改善を図ります。さらに、こうしたみどりを取り込むことで、ネットワークの広がりを促進します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
公共施設の緑化推進	・屋上・壁面の緑化推進	同左

4-1-3 ③東急目黒線上部の緑道整備

東急目黒線連続立体交差事業により生まれた土地の一部（東急用地約10,000m<sup>2</sup>）を緑道等として整備し、みどりのネットワークの構築を促進するとともに、災害に備えた地域安全性の向上、地域住民が憩えるみどりの空間の確保を図ります。



不動前駅・武蔵小山駅間にできる緑道のイメージ図

政策の概要

基本政策 4-1-4：区民とともに公園を育てる

ネットワークの拠点となる公園の整備を着実に進めるとともに、区民の多様なニーズに応えるため、公園整備や公園管理を多様な手法を用いて進めます。

4-1-4 個別施策と計画事業

4-1-4 ①区民が憩う公園の整備

区民の身近な場所に公園を整備することによって、幼児・児童から高齢者までが利用できる憩いの場・遊び場の充実を図るとともに、鳥や昆虫などの生物の生息場所の拡大、災害に備えた防災拠点機能の拡充を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
(仮称) 国文学研究資料館跡地公園の整備	・基本設計・実施設計 ・工事・竣工	

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
子どもたちによる基本構想策定 記念公園づくり	・基本設計・実施設計 ・工事・竣工	

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
しながわ区民公園の再整備	・設計・工事	同左

4-1-4 ②多様な公園管理の推進

公園の維持管理や利活用について、区民の多様なニーズに応えられるような手法・方策を実践して、区民の積極的な参画を促進していきます。また、公園づくりに関わる多様な区民活動に対する支援を推進します。

4-1-4 ③個性のある公園づくりの推進

ワークショップなど子どもを含めた区民との協働で、地域性や歴史性などを活かしながら、地域が望む機能・役割を備えた、多様で個性豊かな公園づくりを進めます。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
魅力ある公園づくり	・公園・児童遊園の改修 ・健康公園の整備 ・公園のバリアフリー化	同左



バリアフリー化を図った公園（京陽公園）

政策の方向

品川区の歴史・自然・文化的景観を後世まで伝えるとともに、地域の特性と個性を活かし、快適でうるおいのある区民がやすらぎを感じる都市景観の形成を進めます。また、国際都市東京の表玄関としてふさわしい、にぎわいのある都市景観の形成を進めます。

現在の状況

品川区は、旧東海道の最初の宿場という歴史的な背景や東京湾に面しているという地形的な条件など、魅力ある景観資源を数多くもっています。由緒ある寺社をもつ地区、市街地整備が進んだ地区、水辺やみどりなど自然環境が多く残る地区や庶民的で活気あふれる地区など、様々な顔があります。今後、これらの地域特性を活かした景観政策の積極的な展開が求められています。

また、平成16年(2004年)、わが国ではじめての景観についての総合的な法律である「景観法」\*1が施行されたことにより、基礎自治体による良好な景観形成の可能性が広がっています。

品川区は、平成17年(2005年)3月には、地域の個性や文化的な特色に根ざした景観まちづくりの基本的な指針として、「しながわ景観ガイドプラン」を策定しました。これに基づき、「景観フォーラム」(平成17年度(2005年度))、「景観を考える集い」(平成18年度(2006年度))を開催し、区民等へ景観意識の醸成のための取り組みを行っています。また、平成18年(2006年)1月に指定したモデル地区(旧東海道周辺地区)では景観計画策定に向けて、まちづくり協議会をはじめとしたメンバーを中心とした「景観まちづくり会議」において検討が行われています。なお、モデル地区以外の地域でも、身近なところからの景観づくりの取り組みが見られます。

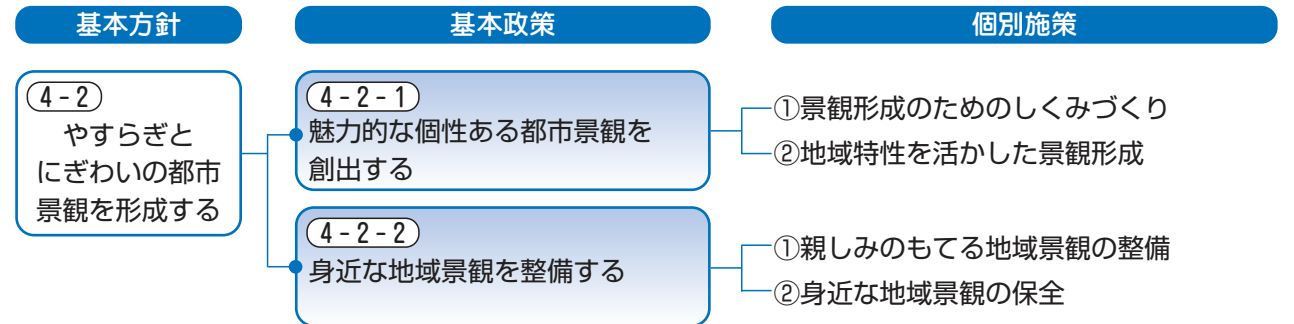
今後の課題

品川区は、区民等へ景観意識の醸成のための施策を推進してきましたが、今後も継続した取り組みが必要です。また、地域全体のまちづくりルールの合意形成が課題となっており、景観まちづくりを誘導するために、区が景観行政団体\*2となり景観計画を策定し、区民とともに実効性のある政策を展開することが重要です。

まちのにぎわいを創出するためには、観光施策等と連携した景観まちづくりを進めることが必要です。さらに、水辺エリアにおいては、河川や運河の景観や水面から眺望する景観づくりが重要です。

※1：景観法 良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずるとする法律です。  
 ※2：景観行政団体 地域における景観行政を担う主体で、景観法に基づく区域に景観計画を定めることができます。景観計画区域では、建築物の新築などの際に、設計や施行方法などを景観行政団体の長に届け出る必要があります。なお、景観行政団体には、指定都市の区域は指定都市が、中核市の区域は中核市が、その他の区域は都道府県となりますが、特別区は東京都と協議し、その同意を得て景観行政団体となることができます。

施策体系図



政策の概要

基本政策 4-2-1：魅力的な個性ある都市景観を創出する

魅力的な個性ある都市景観を創出するため、景観形成のためのしくみづくりを推進します。また、にぎわいのある都市景観を形成していくため、歴史的なまちなみや特色ある商店街などの地域特性を活かした景観形成を推進します。

4-2-1 個別施策と計画事業

4-2-1 ① 景観形成のためのしくみづくり

地域で合意形成の図られた内容を「景観法」に基づく「景観計画」として定め、景観まちづくりを誘導します。また、個性的で魅力ある景観づくりに寄与した区民や団体等を対象とした表彰制度を導入するなど、景観まちづくりへの意識啓発を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
景観まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観計画の策定</li> <li>景観形成基準の策定</li> <li>景観シンポジウムの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成基準策定地区の拡大</li> <li>景観シンポジウムの充実</li> </ul>

4-2-1 ② 地域特性を活かした景観形成

地域特性に応じた魅力ある都市景観を形成し、まちのにぎわいづくりに資する、活力ある景観づくりを推進するとともに、災害に強い安全なまちづくりを推進するために、歴史的なまちなみや特色ある商店街等において電線類の地中化をさらに進めます。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
都市景観形成事業の推進 (旧東海道品川宿地区)	・ 民地側の修景整備助成 ・ 石だたみ等の整備	・ 修景整備助成

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
景観重要路線の電線類の地中化	・ 地中化方針の策定	・ 地中化の推進

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
商店街の電線類の地中化	・ 北品川地区 ・ 戸越銀座地区	・ 調査検討

政策の概要

基本政策 (4-2-2) : 身近な地域景観を整備する

地域住民や通行者などに対するおおいを与えるとともに、地域に根ざした誰もが親しめる、身近な景観づくりを進めます。また、地域に根付いた魅力ある景観の保全を検討します。

(4-2-2) 個別施策と計画事業

(4-2-2) ①親しみのもてる地域景観の整備

道路に面した鉄道高架下の壁画などにおける落書き等の汚れにより、景観が阻害されています。そのため、道路擁壁等美化事業により地域住民や通行者などに対するおおいを与えるとともに、親しみのある都市景観の整備を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
道路擁壁等の美化	・ 美化の推進	同左

(4-2-2) ②身近な地域景観の保全

地域に根付いた、魅力ある景観を残すまちなみや水辺などの保全を検討します。



旧東海道のまちなみ

政策の方向

すべての区民が、地球温暖化をはじめとする地球環境問題を人類共通の課題として認識し行動する必要があります。そのため、区・区民・事業者の三者が、それぞれの責任と役割を踏まえて、具体的な取り組みを推進します。

また、地域における生活環境の確保や自然再生活動の推進など、身近なところから環境の保全・改善に向けた取り組みを進めます。

一方、区民に密着した事業として、ごみの減量やリサイクルに関する取り組みを強化するとともに、こうした活動を支えるために必要な支援を継続しながら、なお一層の啓発等を行います。

現在の状況

私たちは、地球温暖化やオゾン層の破壊、森林の減少や大気や海域の汚染、資源の枯渇など、人類の活動に起因する未曾有の危機に直面しています。このため、区民生活に直接関わる取り組みはもとより、国際的な取り組みのほか、国、自治体、産業など幅広い各方面における取り組みが求められています。また、都市部においてはヒートアイランド現象などへの対策が必要となっています。このため、区は、一事業者として区施設への環境に配慮した設備等の導入など、自ら率先行動を進めるとともに、区民・事業者が果たすべき役割を盛り込んだ「品川区環境計画」に基づき具体的な施策を進めます。

また、品川区における再開発事業においても、環境への負荷を低減する技術やしくみを活用した施設の建設や対策の誘導が実施されています。

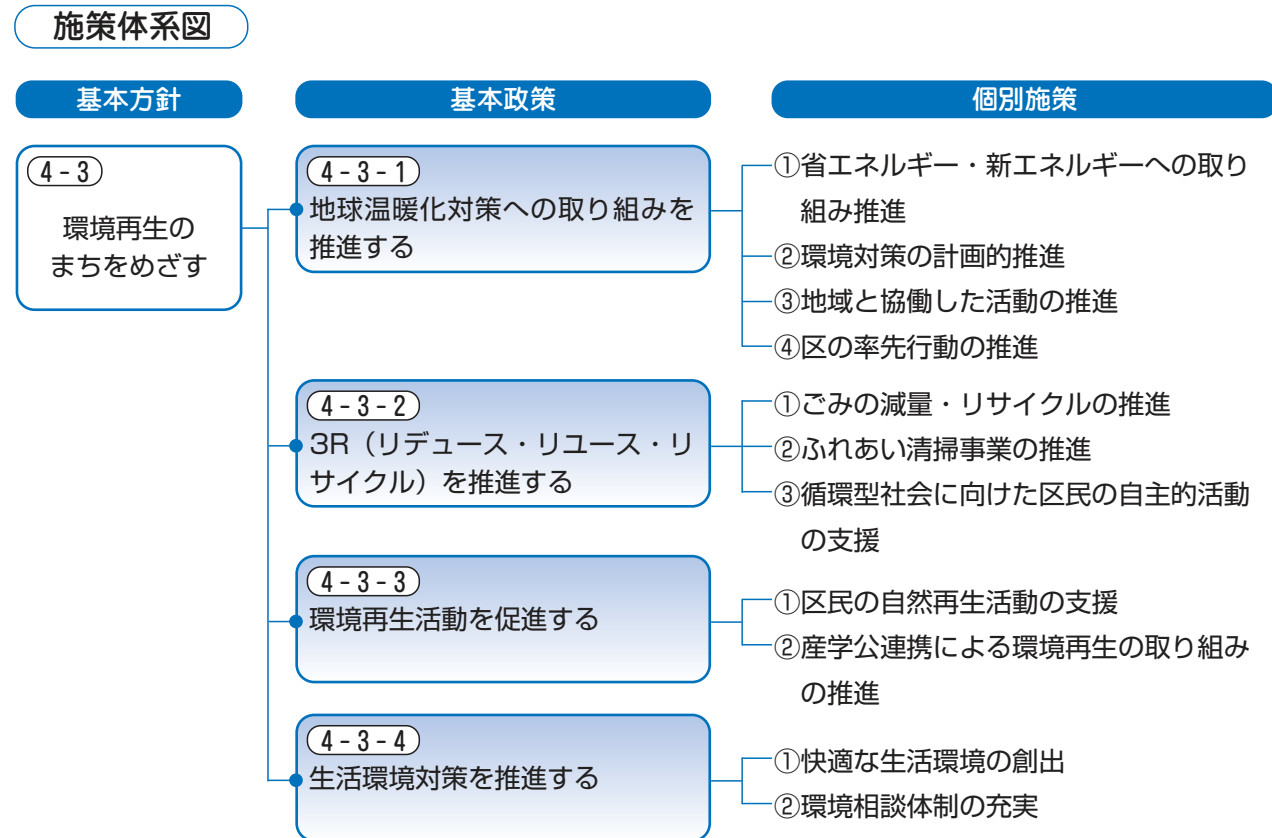
一方、区民の身近な課題である生活環境については、大気・水環境ともにやや改善傾向が見られますが、依然として自動車の排ガスによる、大気汚染等が見られます。

また、ごみ・リサイクルについては、平成12年度(2000年度)に東京都から品川区に清掃事業が移管された後、各戸収集をはじめとして区の独自性を発揮した様々な取り組みを展開してきました。その結果、区のごみ量は減少傾向である一方で、資源回収品目の拡大にともない資源の回収量は増加しており、資源循環型社会の構築に向けての取り組みの成果が出てきているところです。

今後の課題

環境再生に向け、区民一人ひとりが身近で具体的な行動への第一歩を進めることが重要です。CO<sub>2</sub>排出量の削減や省エネルギーとなる、環境先進技術を用いた省エネ機器の導入や環境に配慮したライフスタイルの変革などが求められており、区は、こうした様々な活動を側面から支援していく必要があります。また、近年、身近な生活環境については、従来の大気・水環境の保全に加えて、有害化学物質等の新たな課題への対応等も求められています。

清掃事業については、今後、より一層の資源循環型社会の構築に向けた取り組みが求められており、さらなるごみの減量・リサイクルの推進が必要です。



政策の概要

**基本政策 4-3-1：地球温暖化対策への取り組みを推進する**

CO<sub>2</sub>の削減や省エネルギーなどのさらなる推進を図るため、区自ら率先垂範するとともに、区民や事業者への普及・啓発等を積極的に進め、広範な区民運動の展開を図ります。

**4-3-1 個別施策と計画事業**

**4-3-1 ①省エネルギー・新エネルギーへの取り組み推進**

地球環境を良好に次代へ引き継ぐため、限りある資源を有効に活用するとともに、省エネルギーの促進や新エネルギーの導入などの検討を進めます。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
省エネ型街路灯への建替	・建替の推進	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
省エネ型公園灯への建替	・建替の推進	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
雨水利用タンクの普及	・普及拡大	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
省エネ住宅の普及	・バーチャルエコ住宅 <sup>※1</sup> のホームページ運用 ・ヒートアイランド・省エネ対策の効果的な情報の提供	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
省エネ・新エネ機器の導入	・太陽エネルギー見本市の開催 ・省エネ・新エネセミナーの開催	同左

**4-3-1 ②環境対策の計画的推進**

環境計画は、長期基本計画との整合およびその他の個別計画との連携を図りながら、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための中心的役割を担っており、適宜見直しさらに効果的な運用を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
第二次品川区環境計画 <sup>※2</sup> 等の策定	・第二次品川区環境計画の策定・品川区地球温暖化対策地域推進計画 <sup>※3</sup> の策定	・推進

※1：バーチャルエコ住宅 省エネ住宅をインターネットのホームページで紹介しています。  
 ※2：品川区環境計画 平成15年(2003年)から10年間を計画期間として、大気汚染などの身近な問題から、地球温暖化などの地球規模に至る幅広い環境問題に対し、長期的視点に立って、総合的、計画的に環境保全を推進するための計画です。  
 ※3：品川区地球温暖化対策地域推進計画 区内の温室効果ガスの排出削減のため、温室効果ガスの削減目標、削減手法等を定める計画です。

4-3-1 ③地域と協働した活動の推進

地域において温室効果ガスを削減するため、区民・事業者と連携して計画的かつ総合的な取り組みを展開します。

4-3-1 ④区の率先行動の推進

品川区は「品川区地球温暖化防止対策実行計画」や環境マネジメントシステム<sup>※1</sup>を通じて、省資源、省エネルギーなどの取り組みをさらに進めます。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
涼のまちの整備	・保水・遮熱性舗装の整備 ・整備効果検証	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
品川環境行動事業の推進	・清掃工場ごみ発電電力の活用 ・グリーン電力の購入・推進	同左

政策の概要

基本政策（4-3-2）：3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進する

循環型社会を構築するためには、区民や事業者、区がそれぞれの役割を踏まえて、ごみの発生抑制や資源の有効利用を進めることが必要です。このため、区は自らこうした施策を展開するとともに、区民・事業者の自主的な活動を支援して、3Rを総合的に推進します。

4-3-2 個別施策と計画事業

4-3-2 ①ごみの減量・リサイクルの推進

ごみの発生抑制、資源の有効利用を促進し、リサイクルに関する情報の提供などの啓発事業を充実します。さらに集団回収の推進や事業系廃棄物への対応等、ごみ減量につながる効果的な取り組みを進めます。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
資源回収の充実	・事業内容の充実	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
集団回収の促進	・集団回収の支援 ・資源持ち去りパトロールの推進	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
事業系廃棄物減量の推進	・リサイクルルートの誘導・支援 ・事業所実態調査	・リサイクルルートの誘導・支援

4-3-2 ②ふれあい清掃事業の推進

ごみ出しの困難な世帯等に対して、玄関まで収集に向うふれあい収集を実施し、安否確認を行うとともに、高齢者見守りネットワークとの連携を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
ふれあい清掃事業の推進	・事業内容の充実	同左

4-3-2 ③循環型社会に向けた区民の自主的活動の支援

ごみを出さないライフスタイルを推奨するとともに、リサイクルを推進する団体を支援するなど、循環型社会に向けた区民の自主的な活動を支援します。



拠点回収（荏原地区）

※1：環境マネジメントシステム 企業など事業組織が法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、自主的かつ積極的に環境を保全するために立案する計画と行動組織のことです。

政策の概要

基本政策 (4-3-3)：環境再生活動を促進する

区民・事業者が環境再生への意識をもち、自然再生への活動に参加しやすくなるように様々な活動を支援します。また、区内の植物等の生息状況、自然環境の現状把握を行うとともに、産学公連携による共同研究を進め、その成果を環境再生活動に活かします。

4-3-3 個別施策と計画事業

4-3-3 ①区民の自然再生活動の支援

区内の自然環境を把握し、みどりの増加運動や「蝶の道プロジェクト」\*1を推進するとともに、「早川町の里山再生」\*2における区民の自然再生活動を支援し、さらに里山再生事業の拡充に向けた検討を行います。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
自然再生活動の推進	・蝶の道プロジェクトの推進	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
早川町里山再生事業の推進	・里山の整備（間伐植林等）	同左



里山再生事業(早川町)

※1：蝶の道プロジェクト 大都市では希少となりつつある蝶の生息環境づくりをし、蝶を増やす活動により都市の自然を再生するとともに、次代の子どもたちに命や自然の大切さを伝える事業です。

※2：早川町の里山再生 平成2年(1990年)に「ふるさと交流協定」を結び交流を続けている山梨県早川町の通称「丸山」での、森林育成活動（下刈り、間伐など）です。

4-3-3 ②産学公連携による環境再生の取り組みの推進

産学公が、協働してヒートアイランド対策等の研究実証事業を行うとともに、その成果を自然再生、CO2削減、地球温暖化対策に活かします。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
涼しさ回復プロジェクトの充実	・品川区環境モニタリングシステム（シナモニ）の運用	同左



品川区環境モニタリングシステム（シナモニ）気象計測器（日野学園）

政策の概要

基本政策 (4-3-4) : 生活環境対策を推進する

身近な環境問題や有害化学物質などの環境問題に対応するため、現状把握に努め、国や都および関係機関と連携した対策を進めます。また、地域の環境データを収集して、環境対策等に活用するとともに身近な環境事象への対応や環境相談体制の充実を図ります。

4-3-4 個別施策と計画事業

4-3-4 ① 快適な生活環境の創出

地域の環境データの収集を行い、自動車公害対策や新たな環境事象への対応に活用します。

全体計画	事業計画	
	前期 (平成21～25年度)	後期 (平成26～30年度)
低公害自動車の普及	・低公害車・低燃費車の導入助成	同左

4-3-4 ② 環境相談体制の充実

環境相談体制の充実により、カラス対策をはじめとする身近な環境事象への対応を推進します。

全体計画	事業計画	
	前期 (平成21～25年度)	後期 (平成26～30年度)
カラス対策の推進	・カラスの巣等の撤去助成	同左

政策の方向

今日の環境問題を解決するためには、個別の対症療法的な取り組みだけでなく、社会全体での総合的な取り組みが必要です。

区は、これまででも区民の一斉活動などの啓発活動を行ってきました。これをさらに推し進めるために、区が区民や事業者と積極的に会話し、環境再生のためにそれぞれの立場で何ができるのか、どのような分野で協働できるのかなどを明らかにし、区民の創意を活かした実践活動を進めます。

現在の状況

品川区は、区や区民・事業者が果たすべき役割などを盛り込んだ「品川区環境計画」を平成15年(2003年)8月に策定して具体的な取り組みを推進してきました。その一環として区民への環境情報の収集、発信や活動拠点となる「環境情報活動センター」を設置して、環境活動団体への支援や育成を図っています。また、環境学習講座の開催、環境活動団体の顕彰と紹介など人と活動のネットワーク化を推進し、環境コミュニティの形成を図っています。

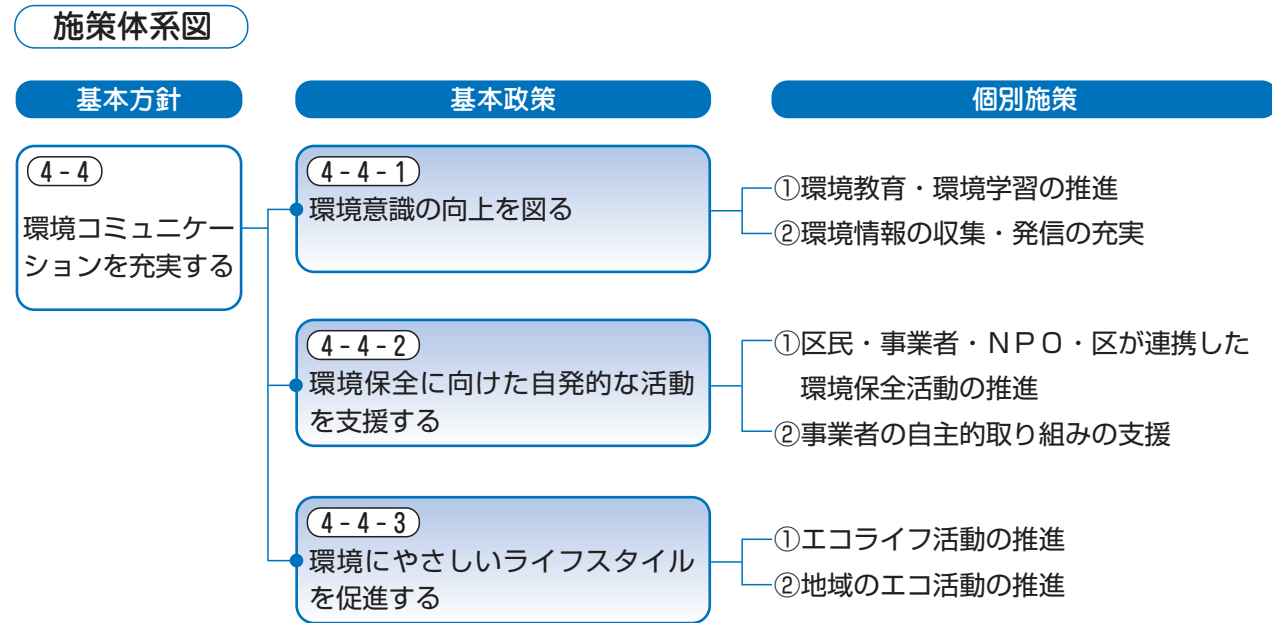
さらには、環境にやさしいライフスタイルの普及のため、マイバッグ運動<sup>※1</sup>や、小中学校や家庭での環境ISO<sup>※2</sup>の手法を活かした取り組みを推進しています。

今後の課題

これまでホームページを通じて、区内の大気の状態や地表温の計測データなどをリアルタイムに発信してきましたが、今後も環境意識の向上を図るため、環境情報の収集と発信の拡充が必要です。また、地域のエコライフ活動の核となる環境リーダーを養成して町会・自治会、事業者やNPOと連携・協力して活動を広げていくことが不可欠です。「環境情報活動センター」が区民の環境活動の拠点となるよう、さらに機能の充実を図るとともに、住まいや暮らしの中で工夫を凝らし、環境にやさしいライフスタイルを推進する地区エコ活動が拡大発展するよう多様な支援を行うことが必要です。

また、区民、とりわけ次代を担う子どもたちを中心として環境学習会や発表会を開催し、環境教育、環境学習をさらに推進することが重要な課題となっています。

※1：マイバッグ運動 買物袋(マイバッグ)を持参し、使い捨て文化の象徴であるレジ袋、紙袋や過剰包装等を減らす運動です。  
 ※2：環境ISO 国際的な標準規格の設定を行う機関「ISO (国際標準化機構)」が定めた、企業や自治体などの自主的な環境配慮の推進のための国際規格です。



**【環境コミュニケーション】**

国の環境基本計画では「持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、企業、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聴き、討議することにより、お互いの理解と納得を深めること。」という意味で用いられており、現在では行政や企業の環境活動で使われるようになってきています。区でもこのようなことを通じて、区民や事業者の方と協働して環境活動を進めていきたいと考えています。

**政策の概要**

**基本政策 4-4-1：環境意識の向上を図る**

学校教育や生涯学習の場など様々な機会を活用して、環境教育を充実するとともに、環境情報の収集・発信・ネットワーク化のさらなる充実を図ります。

**4-4-1 個別施策と計画事業**

**4-4-1 ①環境教育・環境学習の推進**

区民一人ひとりの具体的な環境への取り組みのために、環境問題についての正しい理解を促進し、環境に配慮した生活や行動を推奨し支援します。

**4-4-1 ②環境情報の収集・発信の充実**

区民や事業者の様々な環境活動を促進するため、環境情報の収集や発信のなお一層の充実を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
環境情報の収集・発信の充実	・情報の収集・発信の充実 ・環境活動ネットワークの充実	同左



環境情報活動センターの環境学習講座(昆虫ふしぎ探検隊)(林試の森公園)

**政策の概要**

**基本政策 4-4-2：環境保全に向けた自発的な活動を支援する**

効果的に環境保全の取り組みが行えるよう区民、町会・自治会、事業者、NPO等の環境活動団体との連携を強化します。また、事業者が行う省エネルギー対策などによるCO2削減の取り組みを支援します。

**4-4-2 個別施策と計画事業**

**4-4-2 ①区民・事業者・NPO・区が連携した環境保全活動の推進**

区民や町会・自治会、事業者、NPO等の環境活動団体の支援や育成を図り環境ネットワークの形成を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
環境活動推進会議の運営充実	・推進会議の運営充実 ・ECOフェスティバル等の充実	同左

4-4-2 ②事業者の自主的取り組みの支援

事業者が環境に配慮した事業の運営を推進するため、環境マネジメントシステムの導入や環境経営の支援を行います。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
中小規模事業所の省エネ推進支援事業の充実	・アドバイザー派遣制度の充実 ・環境経営支援講習会の充実	同左



環境経営支援事業

政策の概要

基本政策 4-4-3：環境にやさしいライフスタイルを促進する

区民一人ひとりの行動が環境再生へとつながるよう、環境にやさしいライフスタイルの推奨、地域におけるエコ活動を支援し、身近なところからできる環境行動を促進します。

4-4-3 個別施策と計画事業

4-4-3 ①エコライフ活動の推進

環境にやさしいライフスタイルの促進のため、エコドライブ、マイバッグ運動を推進します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
エコドライブの推進	・普及・促進	同左



エコドライブ教習会（八潮）

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
マイバッグ運動の推進	・事業内容の充実	同左

4-4-3 ②地域のエコ活動の推進

打ち水運動、省エネの日など、区民の参加しやすい状況をつくり、地域で一斉に行動できる体制を整備し拡大します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
地域エコ活動の推進	・事業内容の充実	同左



しながわ環境大賞授賞式

# 5

## 暮らしを守る安全・安心都市

### 理念

1. 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる
2. 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる
3. 区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

### 都市像

- 1 だれもが輝くにぎわい都市
- 2 未来を創る子育て・教育都市
- 3 みんなで築く健康・福祉都市
- 4 次代につなぐ環境都市

### 5 暮らしを守る安全・安心都市

### 基本方針

#### 基本構想

#### 都市像の実現に向けて

- ◆災害に強いまちをつくります。  
特に住宅密集地の防災性の向上を急ぎます。
- ◆良好な居住環境のための総合的な市街地整備を進めます。
- ◆安全で便利な交通網を整備します。
- ◆犯罪から区民を守る地域のしくみを充実させます。

- 災害に強いまちをつくる
- 魅力的で住みよい市街地を整備する
- 便利で安全な交通環境をつくる
- 区民生活の安全を確保する

建物の耐震化や住宅密集地の整備を進めるとともに、地域における防災・応急体制の構築を推進し、災害に強いまちをつくります。また、利便性、快適性の高い都市基盤を整備するとともに、犯罪や事故から区民を守る安全・安心のまちづくりを進めます。

政策の方向

区民、事業者、関係行政機関と連携しつつ、「地域防災計画」を適切に見直し、総合的かつ体系的な防災対策を進めます。また、住宅密集地の防災性の向上や建築物の耐震化、地域防災活動の支援などの取り組みを積極的に推進するとともに区の応急初動態勢を強化します。

現在の状況

国が今後30年以内に首都直下地震が発生する確率は70%と公表するなど、大地震の切迫性が指摘される中で災害への対応力の強化が重要となっています。また、区が実施した「『明日の品川』に関するアンケート」結果でも地震災害への対応が、重要施策の上位にあります。

こうした中で東京都が平成18年(2006年)2月に発表した「首都直下地震による東京の被害想定」を受け、区は平成19年度(2007年度)に「品川区地域防災計画」を改訂しました。この改訂では、新たに減災目標を定めたほか、避難者の大幅な増加に対する対応やエレベーター内での閉じ込め、外出者対策など、都市型災害への対応も盛り込んでいます。

また、「耐震改修促進法」の改正施行を踏まえ、新たに「品川区耐震改修促進計画」\*1を策定(平成19年(2007年)12月)し、平成27年(2015年)までの耐震化目標を掲げ、耐震診断や耐震改修を行うにあたっての支援策の拡充、強化を図ってきました。

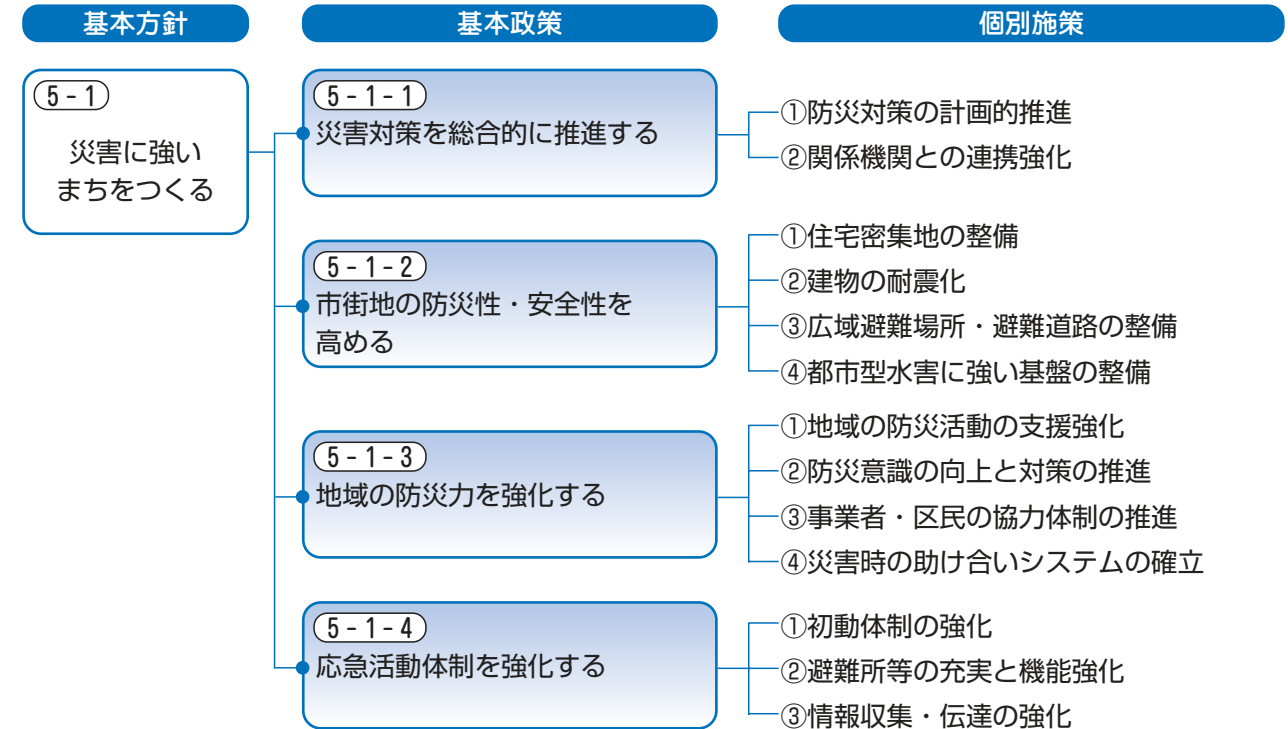
さらに、住宅密集地への対応についても地域住民との協議を進め、広域避難場所への道路の整備や沿道建築物の不燃化促進など、防災性や住環境の向上を図っています。

今後の課題

今後、新たな地域防災計画に基づいた対策の実施に向けて区民、事業者、関係行政機関との連携をさらに強化して、具体的な取り組みを進めていく必要があります。とりわけ新たに定めた減災目標の達成に向けて、自助、共助、公助を基本にそれぞれの取り組みを強化拡大し、防災計画ならびに関係計画に定める施策を計画的に進めることが重要です。

\*1：品川区耐震改修促進計画 住宅・建築物の耐震診断および耐震改修を計画的かつ総合的に推進するための計画であり、平成19年度(2007年度)から平成27年度(2015年度)までを計画期間とし、最終年度までの住宅や特定建築物等の耐震化目標を90%以上とするため、旧耐震基準で建築された建物(昭和56年(1981年)6月以前のもの)を対象とする耐震化支援策などを位置付けています。

施策体系図



政策の概要

基本政策 5-1-1：災害対策を総合的に推進する

災害時に効果的な対応が取れるよう、「地域防災計画」を適時更新するとともに、震災復興計画、災害ボランティアマニュアルなどの各種計画を地域特性を踏まえ策定します。

5-1-1 個別施策と計画事業

5-1-1 ①防災対策の計画的推進

これまでの災害の実例を教訓として迅速かつ効果的な対応ができるよう、地域防災計画との整合を図りながら震災復興計画や関係マニュアル等を策定し、あわせて人、もの、情報などの資源を最大限活用した防災体制づくりを進めます。

5-1-1 ②関係機関との連携強化

警察、消防などの行政機関のほか、交通機関や関係団体、事業者、区民との連携や協力体制を強化し、総合的に防災対策を進めます。



防災訓練(西大井広場公園)

政策の概要

基本政策 ⑤-1-2：市街地の防災性・安全性を高める

建物倒壊・火災危険度の高い地域や、老朽住宅が密集し公共空間の著しい不足が見られる地域について、危険度の現状を区民に周知し、老朽住宅の建替えや不燃化および共同化を促進するとともに、道路・広場等公共施設の効果的な整備を行い、防災性・快適性の向上を図ります。

また、都市化の進展にともなう雨水の貯留・浸透機能の低下が原因である都市型水害の被害を早期に軽減するため、下水道排水施設や雨水流出抑制施設の整備を推進します。

⑤-1-2 個別施策と計画事業

⑤-1-2 ①住宅密集地の整備

住宅密集地において、防災上有効な公園・広場の用地取得・整備、生活道路の拡幅整備により基盤となる公共施設の整備を進めるとともに、老朽建築物等の除却や共同・協調建替えの支援などにより不燃化を促進し、防災性の向上と居住環境の改善を図ります。

また、地区居住者や権利者によるまちづくり協議会などで、地区計画などの意見交換や検討を行い、地域の意向を踏まえた安全で快適なまちづくりを進めます。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
旗の台・中延地区 密集住宅市街地の 整備促進	・整備促進	同左
二葉3・4丁目、西 大井6丁目地区密集 住宅市街地の 整備促進	・整備促進	
東中延1・2丁目、 中延2・3丁目地区 密集住宅市街地の 整備促進	・整備促進	
豊町4・5・6丁目 地区密集住宅市街地 の整備促進	・整備促進	
西品川2・3丁目 地区密集住宅市街地 の整備促進	・整備検討	

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
都心共同住宅 供給事業の促進	・建築物の共同化の促進	同左

⑤-1-2 ②建物の耐震化

耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震診断および耐震改修等への支援を実施するとともに、相談体制の強化や耐震化に関する情報発信の充実を図ります。

また、区有施設のうち、震災時に防災活動の拠点となる施設や避難所となる防災上重要な施設は、早期に耐震化を図ります。その他の施設についても計画的に耐震化を進めます。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
木造住宅等の耐震化 支援	・耐震診断の助成 ・耐震改修工事の助成	同左
耐震化アドバイザー の派遣	・事業内容の充実	
耐震シェルター等の 設置支援	・設置助成	

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
区有施設の耐震化	・計画的整備	同左

⑤-1-2 ③広域避難場所・避難道路の整備

広域避難場所のより一層の安全確保のため、周辺建築物の建替え助成などによる不燃化を促進するとともに、幹線道路沿道の不燃化により市街地大火を防ぐ延焼遮断帯の形成を進め、避難計画人口の拡大、遠距離避難の解消を図ります。

また、避難道路においては、地区計画に基づく壁面後退による道路拡幅整備や、沿道建築物の不燃化を進め、避難者の安全の確保と早期避難の実現をめざします。

さらに、震災があった場合にすばやく復旧できるよう地籍調査を進めていきます。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
補助26号線その2地区都市防災不燃化の促進	・不燃化促進	同左
補助46号線品川地区都市防災不燃化の促進	・不燃化促進	
戸越公園一帯周辺地区都市防災不燃化の促進	・不燃化促進	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
荏原北・西五反田地区防災生活圏促進事業の推進	・整備促進	同左
戸越・豊町地区防災生活圏促進事業の推進	・整備促進	

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
滝王子通り地区避難道路機能の強化	・不燃化促進 ・拡幅整備	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
橋梁の耐震改修	・御殿山橋 ・東品川橋	(完了)

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
橋梁長寿命化計画の策定	・計画策定 ・予防的修繕工事	・計画見直し ・予防的修繕工事

5-1-2 ④都市型水害に強い基盤の整備

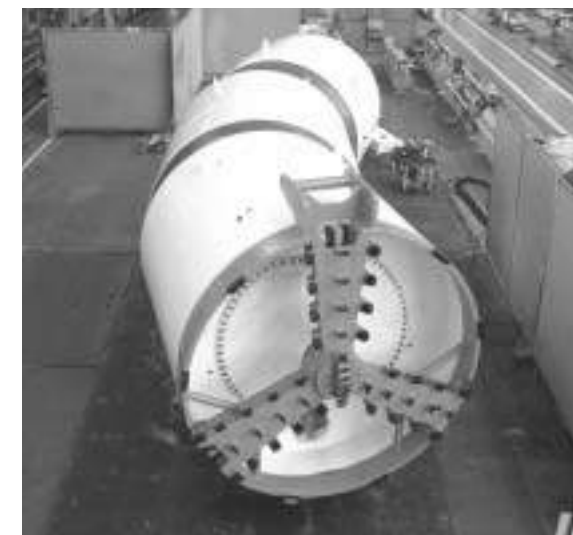
区民への雨水浸透施設、雨水利用タンク設置助成を促進するとともに、民間施設の開発にともなう雨水流出抑制施設の設置指導を行います。

また、早期に浸水被害の軽減を図るため、下水道能力増強工事を積極的に推進します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
雨水流出抑制対策の推進	・区有施設への流出抑制施設の設置	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
排水施設の建設	・目黒川右岸排水施設の整備 ・戸越幹線流域貯留施設の整備	(完了)

目黒川右岸排水施設整備工事



シールド掘削機



雨水排水管(シールドトンネル)

政策の概要

基本政策 (5-1-3)：地域の防災力を強化する

「自分で守る」、「みんなで守る」ことを防災の基本として、防災区民組織および事業所の自主防災意識の高揚と自らの組織力を活用した不断の備えを積極的に支援するとともに、防災資機材を整備、拡充します。さらに、区民、事業者、関係行政機関との相互連携の強化を進め、災害時要援護者助け合いシステムの充実を図ります。

5-1-3 個別施策と計画事業

5-1-3 ①地域の防災活動の支援強化

地域防災力を高めていくために、区民の自主的活動を多面的に支援するとともに、防災機材等を充実します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
地域の防災機能の整備	・小中学校へのミニポンプ配備	同左

5-1-3 ②防災意識の向上と対策の推進

「自分で守る」（自助）、「みんなで守る」（共助）という意識の向上をさらに図ります。

5-1-3 ③事業者・区民の協力体制の推進

災害時に事業所・区民・行政が相互に連携し協力体制を築けるよう、地域防災対策三者連絡会議を通じて、区が具体的対策を提案し推進します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
地域防災対策三者連絡会議の結成促進	・結成促進	・協力体制の推進

5-1-3 ④災害時の助け合いシステムの確立

災害時要援護者を支援するシステムのより一層の充実を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
災害時要援護者の支援	・災害時避難誘導ワークショップの充実 ・防災アドバイザー研修の充実	同左



防災アドバイザー研修

政策の概要

基本政策 (5-1-4)：応急活動体制を強化する

災害発生時、または発生する恐れがある場合の応急活動を迅速に行うため、夜間休日等勤務時間外の職員参集を含めた初動対応マニュアルの活用による訓練等を実施し、災害対策本部の立ち上げや被害状況の早期把握など初動活動体制の強化を図るとともに、避難所の充実・機能強化の推進や、被災情報等の収集・伝達体制を強化します。

5-1-4 個別施策と計画事業

5-1-4 ①初動体制の強化

初動対応マニュアルを充実し、迅速な参集、活動が可能となるようにさらに体制づくりを進めます。

5-1-4 ②避難所等の充実と機能強化

区立学校避難所を中心に備蓄物資、水、トイレの確保などを進めてきましたが、今後はそれ以外の二次避難所、私立学校避難所などで避難所機能の充実を図ります。また、広域避難場所の機能の整備を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
備蓄物資の充実	・事業内容の充実	同左

5-1-4 ③情報収集・伝達の強化

新しい防災機器の活用を検討を含めて、区民、事業者、関係機関との情報収集・伝達の充実強化を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
防災機器の充実	・屋外スピーカーの取り替え ・緊急地震速報の整備  (完了)	



防災行政無線操作盤（品川区防災センター）

政策の方向

羽田空港の拡張にともない東南アジア向けの国際線が大幅に拡充されるほか、わが国の交通の大動脈である東海道新幹線の全列車が品川駅に停車するようになりました。品川区は、東京の表玄関としてだけでなく、国際都市としてのポテンシャルが一層高まってきています。こうした交通の結節点にあたる地域特性を活かし魅力的な市街地の整備を推進します。

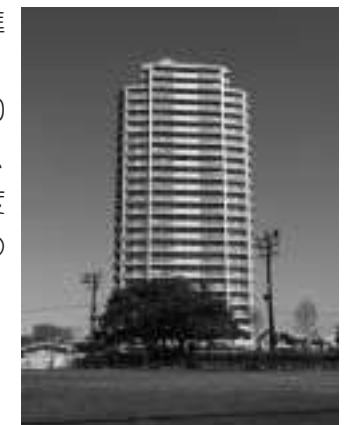
また、人口・世帯の減少が確実に見込まれることや住宅数が世帯数を上回っている社会動態を踏まえ、行政、公社・公団が公的賃貸住宅を直接供給するしくみから、住宅ストックと民間住宅市場を重視した住宅政策を推進することで、子育て世帯、高齢者世帯など住宅の確保に配慮を要する区民に、安心して生活できる住宅を提供します。

現在の状況

副都心として位置づけられた大崎駅周辺地区をはじめとして、天王洲地区、大井町駅東口地区、東品川四丁目地区、西大井地区で法定再開発事業などの手法を活用し、都市基盤施設の整備を進めるとともに、土地利用の転換を図り、住宅、商業、業務とのバランスの取れたまちづくりを進めてきました。

平成14年（2002年）には、「都市再生特別措置法」\*1が施行され、都市再生に向けた各種の制度が整備されたことを受けて、東京都心およびその周辺では民間都市開発投資が促進されました。品川区は、大崎駅周辺地域が都市再生緊急整備地域に指定されたことを受けて、区と地元関係者等とで設立したまちづくり連絡会が都市再生ビジョンを策定し、これに基づいて新しいまちづくりを進めています。また、武蔵小山駅周辺では、鉄道の地下化や駅前広場の整備が進んでいることから、まちづくりの機運が高まっており、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」\*2に基づく街並み再生地区の指定を受けた地区などでは、敷地の共同化や再開発に向けた検討が進められています。

住宅政策において、品川区は、超高層31階ファミリーユ西五反田西館（400戸）をはじめとした良質な区民住宅1,056戸（23区中1位）を整備したほか、全国初の区民住宅の住み替え制度や家賃が一定となるフラット型家賃制度を導入するなど、活力ある地域づくりの担い手となる中堅ファミリー層の区内定住を積極的に誘導してきました。



区民住宅（ファミリーユ下神明）

※1：都市再生特別措置法 社会経済情勢の変化に対応した都市の再生を図るために必要な措置を定めた法律。平成14年（2002年）に施行された10年間の時限法。緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として都市再生緊急整備地域を定めることができます。

※2：東京のしゃれた街並みづくり推進条例 個性豊かで魅力のあるしゃれた街並みづくりを進め、東京の魅力の向上に資するための制度を定めた東京都の条例。都市計画に基づく規制緩和などを活用しながら共同建替え等を促進する街区再編まちづくり制度のほか、街並み景観づくり制度、まちづくり団体の登録制度が定められています。

国は、住宅戸数が世帯数を上回っている現状を踏まえ、5年度ごとの公営・公庫・公団住宅の建設戸数目標を掲げていた「住宅建設五箇年計画」\*1を平成17年度（2005年度）で終了させ、住宅の供給から質の向上へと住宅政策の抜本的な転換を図っています。

品川区においても、総住宅数は、約20万戸となっていますが、実際に区民が居住する住宅数は16.5万戸で、賃貸用住宅の空き室は約2万戸あり、量的な確保は果たされています。一方、区民の住環境の向上には課題が残されています。また、市街地再開発や交通網の充実による都心化が進展し、土地の高度利用が図られた結果、共同住宅が全体の約8割を占めています。

今後の課題

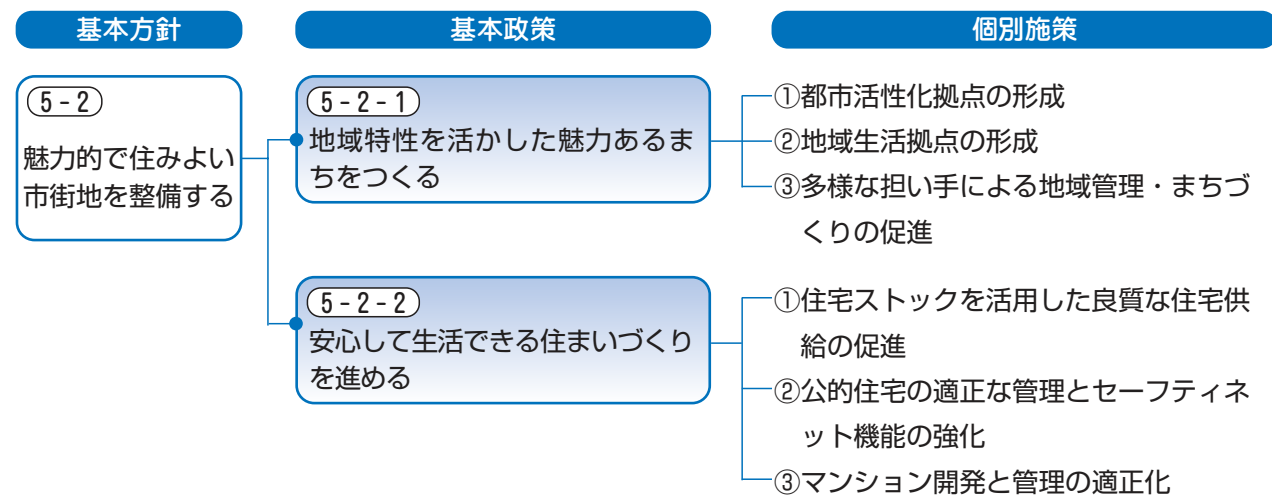
国際都市東京の表玄関に位置する品川区が、自らの地位をより確固たるものとするためには、50万人に達する昼間人口の様々な活動を支えられるよう、都市機能の充実を図る必要があります。また、34万人を超える区民それぞれの暮らしを支える魅力ある生活拠点の形成も必要です。

さらに、開発・整備からまちの維持管理運営に移行していく段階においても、まちの魅力と活力を維持していく必要があります。

都市化と少子高齢化が急速に進行する中、子育て世帯、高齢者世帯など住宅確保要配慮者\*2に、民間活用も含め良質な住宅を供給していくことで区民の住環境を向上させていくことが求められています。

また、投資型ワンルームマンションの過剰な供給は、地域との軋轢や、将来空き室が生じることによる環境悪化が懸念されることから、ワンルームマンションをはじめとした中高層建築物の開発を適正化する取り組みが必要です。

施策体系図



※1：住宅建設五箇年計画 昭和41年(1966年)に施行された住宅建設計画法に基づき、5箇年間の公的住宅等の建設戸数目標等を定めたもの。住宅の量的充足など社会状況の変化を踏まえて、平成18年(2006年)に住生活基本法が制定されたことを受けて、住宅建設計画法は廃止されました。

※2：住宅確保要配慮者 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家族など住宅の確保に配慮を要する者

政策の概要

基本政策 (5-2-1)：地域特性を活かした魅力あるまちをつくる

東京の表玄関という品川区の地位をより強固なものとするため、工業、商業、文化等の様々な振興施策との連携を図りつつ都市活性化拠点の形成を図ります。また、地域特性を活かし、住宅・商業施設・文化施設等を兼ね備えた複合的な整備を進め、魅力ある創造的な生活拠点の形成を図ります。さらに、地域住民・事業所等、多様な担い手による地域管理の体制づくりを促進します。

5-2-1 個別施策と計画事業

5-2-1 ①都市活性化拠点の形成

五反田、大崎、大井町および天王洲地区において、再開発事業等の推進と基盤整備を同時に進めながら、高次の複合都市機能を備えた都市活性化拠点の形成を促進します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
大井町駅周辺地区の整備促進（大井町西地区）	・整備工事・竣工	
（大井一丁目南地区）	・整備促進	同左
東五反田地区の整備促進（東五反田二丁目第2地区）	・整備工事・竣工	
（東五反田4-1街区）	・整備促進	
（北品川五丁目第1地区）	・整備工事・竣工	
大崎駅西口地区の整備促進（西口中地区）	・整備工事・竣工	
（西口南地区）	・整備工事・竣工	
（ソニー地区）	・整備工事・竣工	
五反田駅周辺にぎわいゾーンの整備促進	・整備促進	同左

5-2-1 ②地域生活拠点の形成

武蔵小山駅周辺、西五反田三丁目、品川シーサイド駅周辺、目黒駅前地区等において、地域生活拠点にふさわしい住宅・商業の複合機能を整備するとともに、民間の開発を適切に誘導し、良好な複合市街地形成を促進します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
西五反田三丁目地区の整備促進	・整備促進	同左
武蔵小山駅周辺地区の整備促進（駅前通り地区）	・整備促進	
（パルム駅前地区）	・整備促進	
品川シーサイド駅周辺地区の整備促進	・整備促進	
目黒駅前地区の整備促進	・整備促進	

5-2-1 ③多様な担い手による地域管理・まちづくりの促進

一定の地域における居住環境・市街地環境の維持・向上を目的として実施される地域住民・事業所等による様々な自主的取り組みを支援し、多様な担い手による地域管理の体制づくりを促進します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
地域による まちの自主的な管理 運営の支援	・大崎駅周辺地域におけるエリアマネージメントの展開	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
区民の自主的な まちづくりの支援	・まちづくり専門家の派遣 ・まちづくり団体への助成	同左



大崎駅周辺地区整備

政策の概要

基本政策 5-2-2：安心して生活できる住まいづくりを進める

国、地方公共団体、公団による住宅の供給や民間住宅市場の成熟により、住宅ストックの量的な確保が図られている一方で、高齢者、障害者、子育て世帯などは良質な住宅を確保することが今なお困難な状況にあります。「住宅セーフティネット法」<sup>※1</sup>が制定された趣旨を踏まえ、区としてもこうした住宅確保要配慮者が賃貸住宅を確保できるよう、賃貸住宅市場を誘導するシステムを構築するほか、良質な住宅の確保のために高齢者が所有する住宅への若年ファミリー世帯の住み替えを促進するしくみづくりを検討します。

また、区営住宅を住宅セーフティネットの拠点として機能させ、公的住宅の適正な管理と更新を図ります。さらに、ワンルームマンション対策やマンションの管理水準の向上のための取り組みを推進し、マンション開発と管理の適正化を図ります。

5-2-2 個別施策と計画事業

5-2-2 ①住宅ストックを活用した良質な住宅供給の促進

高齢者世帯、子育て世帯など住宅に困窮する区民に良質な住宅を供給していくため、空き室が継続する民間賃貸住宅を低廉な家賃で、住宅を希望する区民にあっ旋するしくみづくりを検討します。

また、八潮地区など高齢化が進む地域において若年層への住み替えを推進し、地域の活力の育成を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
子育て支援住宅の 優先入居	・優先入居の実施	・優先入居の推進

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
二世帯住宅取得等の 支援	・二世帯住宅取得等助成 ・親元近居住宅取得等助成	同左

※1：住宅セーフティネット法 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の略。トラブルを懸念した賃貸住宅への入居拒否が発生していることから、住宅の確保に特に配慮を必要とする世帯に賃貸住宅の供給が促進されるよう、国、地方公共団体、民間事業者の責務を定めた法律です。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
環境共生住宅の支援	・環境共生住宅助成	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
住宅修築融資のあっ旋	・住宅修築融資あっ旋	同左

5-2-2 ②公的住宅の適正な管理とセーフティネット機能の強化

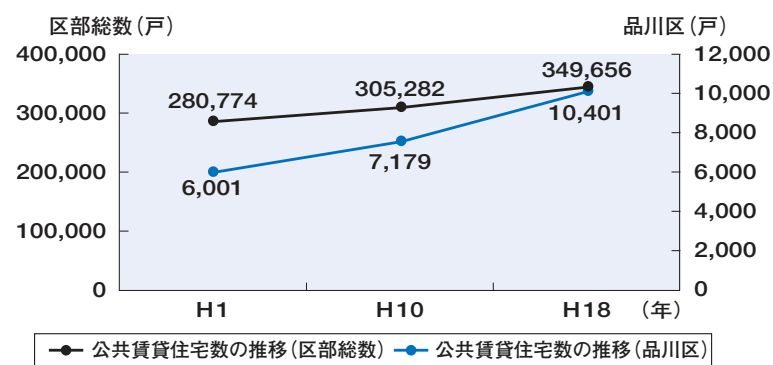
子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を優先するなど、住宅セーフティネットの拠点として機能を強化します。

5-2-2 ③マンション開発と管理の適正化

ワンルームマンションにファミリータイプの住戸と高齢者向けのバリアフリー住戸付置義務を定め、中堅ファミリー層とシニア世代の区内定住の一層の促進を図ります。また、マンションの管理水準を向上させるため管理組合にマンション管理士の派遣を行います。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
分譲マンションの維持管理に関する相談支援	・マンション管理士の派遣 ・大規模修繕アドバイザーの派遣	同左

公共賃貸住宅数の推移



「特別区の統計」より

政策の方向

利便性の高い交通環境を形成していくため、鉄道路線やバス路線などの公共交通ネットワークの充実を図ります。また、生活道路の計画的整備や幹線道路の整備を促進し、道路ネットワークの体系的な整備を進めます。そして、安全な道路環境を整備することで、便利で安全な交通環境づくりを推進します。

現在の状況

品川区は鉄道網が発達しており、駅の数も40と区内のほぼ全域が駅まで概ね徒歩15分以内にあります。さらに、平成14年(2002年)12月のりんかい線全線開通により、より充実した効率的な鉄道ネットワークが形成されました。都心へ向かう南北方向の鉄道路線に比べて東西の鉄道路線は少ないものの、東京23区の中でも交通の利便性は高い環境にあると言えます。区はこれまでも、道路・鉄道それぞれの安全性の向上と、交通渋滞の解消を図るため連続立体交差事業に取り組んできました。しかし、鉄道網が発達している反面、踏切が多く、鉄道による地域の分断や交通渋滞が課題となっています。

品川区の道路網については、南北を結ぶ幹線道路網は充実していますが、東西を結ぶ道路網は脆弱であり、交通渋滞、生活道路への通過車両の流入等が課題となっています。また、一部の幹線道路を除き狭隘な道路が多く、さらに、住宅系、工業系、商業系の土地利用が混在しているため、生活道路へ流入する車両も数多く発生している状況にあります。

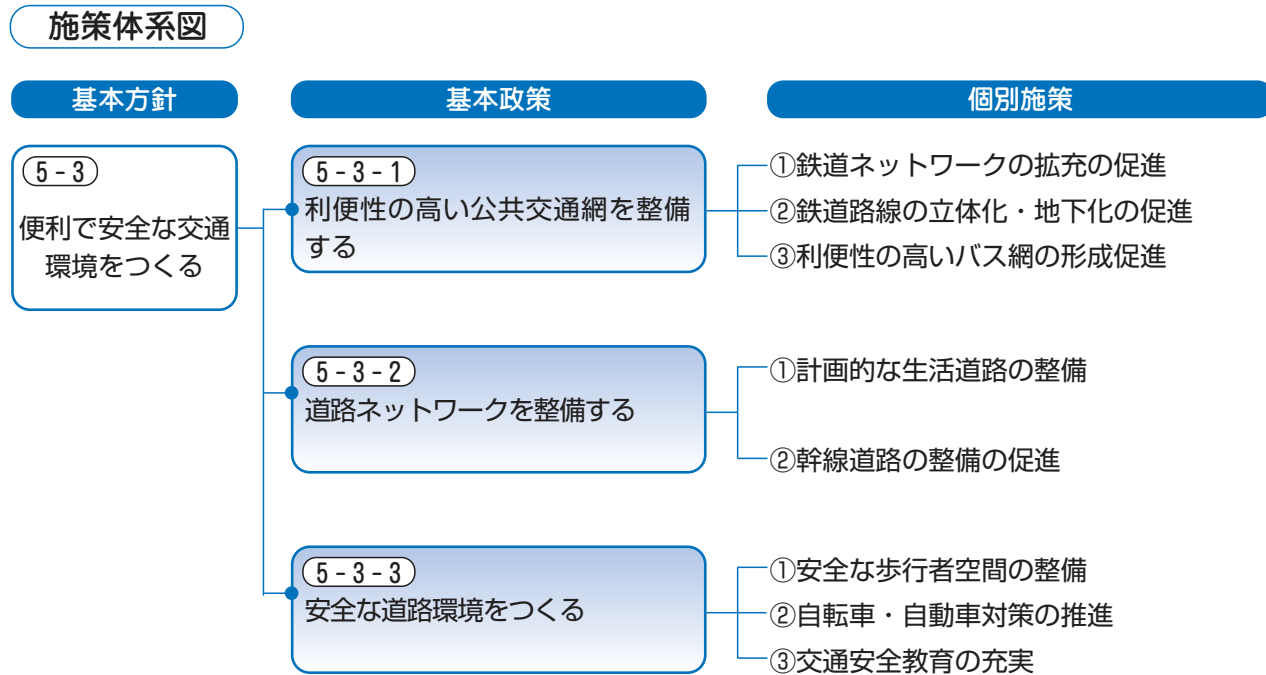
品川区の交通事故件数、交通事故死傷者数は平成3年(1991年)以降増加傾向にありましたが、平成12年(2000年)をピークにその後減少しています。しかし、高齢化がさらに進み中で、歩行者などにやさしい利便性の高い生活道路の整備は急務となっており、交通ルールや交通マナーを守る意識の希薄化による交通事故の発生や、歩行者空間を阻害する路上駐車や放置自転車など、道路環境の悪化が課題となっています。

今後の課題

交通網の整備は、都市の魅力を高める重要な要素です。利便性の高い公共交通ネットワークを形成するため、鉄道による地域の分断、踏切事故、交通渋滞等を解消する必要があります。また、羽田空港の拡張による24時間開業が平成22年(2010年)に予定されています。今後、まちの活性化を図る観点から、羽田空港への鉄道ネットワーク等の充実が求められます。さらに、鉄道網を補完するバス路線網の整備、拡充を図る必要があります。

道路ネットワークの体系的整備を進めるためには、生活道路の整備方針の策定により、歩行者にやさしい防災機能等をもった生活道路を整備していくことが重要です。道路については、東西道路を結ぶ道路網の整備と、防災まちづくりと地域の活性化を図る観点から、補助29号、31号線の整備を進める必要があります。都市計画道路の優先整備路線、および事業中路線の整備について促進する必要があります。

安全な道路環境づくりをめざし、高齢者・障害者をはじめ、すべての区民が安全で安心して道路を利用できるよう、道路のバリアフリー化や道路利用の適正化による道路環境の向上などを一体的に実施する必要があります。また、交通事故を減少させる取り組みとして、安全施設の整備や交通安全の啓発・教育を実施していくことも重要です。



政策の概要

基本政策 5-3-1：利便性の高い公共交通網を整備する

品川区の都市軸である五反田、大崎、大井町の活性化を図るため、区内から羽田空港への鉄道ネットワークなどの整備の検討を進めます。また、鉄道がもたらす地域の分断、踏切事故、交通渋滞等の解消を図るため、既存の鉄道の立体化などを推進します。さらに、交通網が脆弱な東西を結ぶ公共交通としてバスを活用し、区民の利便性を高めていきます。

5-3-1 個別施策と計画事業

5-3-1 ①鉄道ネットワークの拡充の促進

五反田、大崎、大井町のさらなる活性化を図るため、羽田空港への鉄道ネットワークなどの再編整備に向けて働きかけを行います。

5-3-1 ②鉄道路線の立体化・地下化の促進

鉄道で分断されていることによる地域の分断、まちづくりの遅れ、踏切事故、交通渋滞等の解消を図るため鉄道の立体化を推進します。また、跡地については緑化、駐輪場の整備、商業施設の再編等を推進し、周辺地域のまちづくりに活用を図ります。

5-3-1 ③利便性の高いバス網の形成促進

東西を結ぶ公共交通を充実させ区民の利便性を高めるため、区内東西方向を結ぶバス路線の整備を関係者へ強く働きかけます。

政策の概要

基本政策 5-3-2：道路ネットワークを整備する

計画的に生活道路の整備を進めるための整備方針を策定し、歩行者にやさしい防災機能等をもった生活道路の整備を推進します。また、都市基盤の骨格となる幹線道路の整備を促進し、防災まちづくりや地域の活性化を図ります。

5-3-2 個別施策と計画事業

5-3-2 ①計画的な生活道路の整備

生活道路について、幅員が4m未満の狭い道路が多くあります。区民生活にもっとも身近な生活道路のあり方や、方向性を明確に示すため、区全体を一定の指標に基づき、客観的な評価をしたうえで、地域特性にあわせた生活道路整備方針を策定します。また、通学、散歩、買い物等の日常生活が快適に行われる空間として生活道路を確保します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
道路の改修	・路面改良 ・側溝改良 ・カラー舗装	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
踏切の改良	・改良の推進	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
細街路の拡幅	・拡幅整備	同左

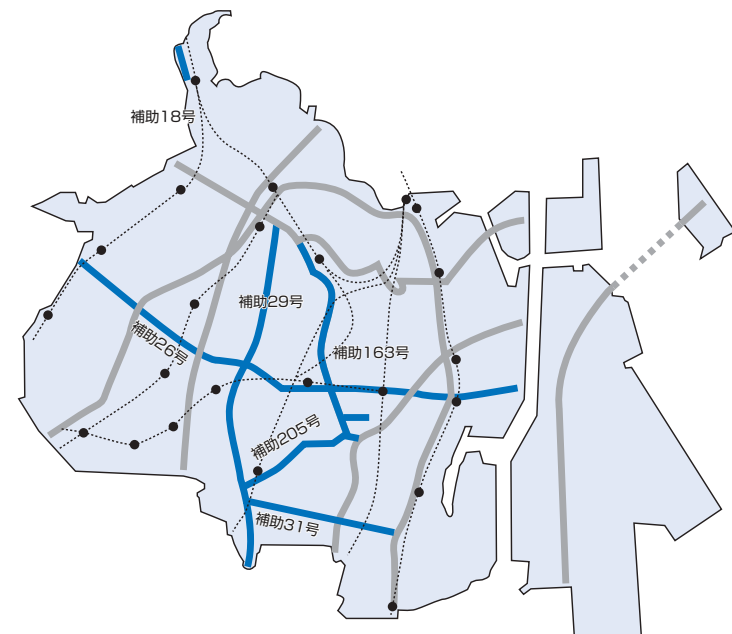
5-3-2 ②幹線道路の整備の促進

補助26号線の整備を促進するとともに、防災まちづくりの観点から補助31号線や都市防災不燃化促進事業、防災生活圏促進事業、密集住宅市街地整備促進事業等の整備にあわせた補助29号線の早期整備を推進します。また、国道357号線に関しては、大井埠頭と臨海副都心とを一般道で結ぶ路線の確保について整備を促進するよう働きかけます。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
補助第18号線の整備	・整備促進 (完了)	
補助第163号線 (第2期区間)の整備	・整備促進 (完了)	
補助第163号線 (百反坂下～補助26号線・ 第3期区間)の整備検討	・整備検討	同左
補助第205号線 (第1期区間)の整備	・整備促進 (完了)	
補助第205号線 (第2期区間)の整備	・整備促進 (完了)	
補助第205号線 (第3期区間)の整備検討	・整備検討	同左
大崎駅西口交通広場の整備	・整備工事・竣工 (完了)	



補助第205号線(第1期区間)の整備



計画でとりあげている都市計画道路

政策の概要

基本政策 5-3-3：安全な道路環境をつくる

すべての人が、安全で安心して通行できる歩行者空間を整備するため、交差点改良等の安全対策や道路のバリアフリー化、道路利用の適正化等により道路交通環境の向上を図ります。また、交通事故を防止するため、交通ルールの遵守・マナー向上のため安全教育等の充実を図ります。

5-3-3 個別施策と計画事業

5-3-3 ①安全な歩行者空間の整備

高齢者や障害者、幼児、児童など誰もが安心して道路を利用できるよう、歩道の整備や交差点の改良をはじめ、防護柵・カーブミラー・道路照明などの安全施設を整備します。また、自転車の走行環境の整備や、道路上の不法占用物件等の障害物の除去を進めます。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
交差点の改良	・改良の推進	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
自転車走行環境の整備	・整備計画の策定 ・試行路線の整備	・整備検討



新入学児童の交通安全（桜新道）

5-3-3 ②自転車・自動車対策の推進

放置自転車は歩行者が快適かつ安全に道路を通行するうえで大きな障害となっているばかりでなく、災害活動時等の支障ともなっています。また、違法駐車は円滑な交通を阻害し、交通事故を発生させる要因の一つともなっています。これらの解消のため、各種活動を推進し、交通環境の向上を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
駐輪場の整備	・五反田駅・大森駅駐輪場の増設 ・下神明駅・戸越公園駅駐輪場の開設	・整備検討

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
放置自転車撤去活動の推進	・撤去業務の推進 ・放置防止・指導啓発活動の推進	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
違法駐車防止対策の推進	・重点路線等での違法駐車等防止活動の推進	同左

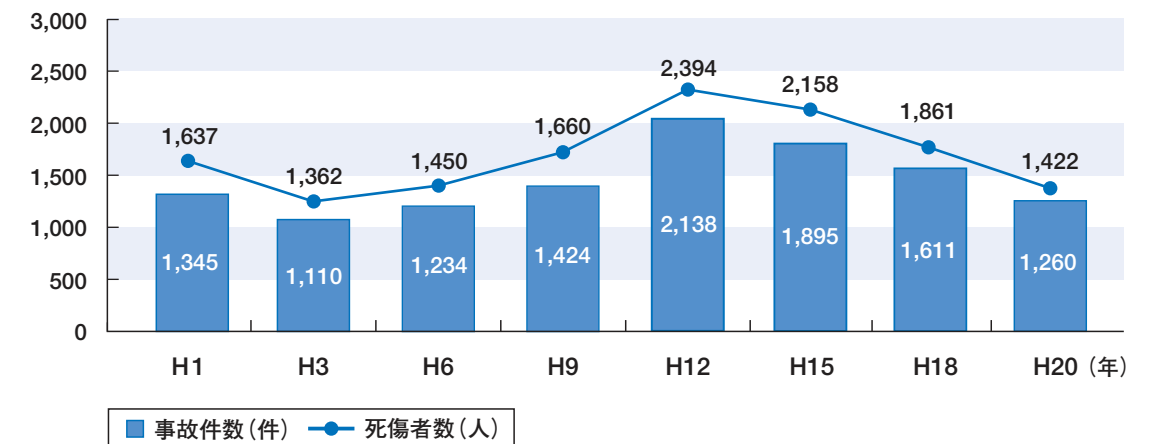
5-3-3 ③交通安全教育の充実

各種の交通安全教室や啓発活動を実施し、交通ルールやマナーの遵守、交通事故の原因や注意すべきことなどを周知し、体得してもらうことで、交通事故の防止を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
自転車安全教育の推進	・安全教室の運営	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
高齢者交通安全教育の推進	・参加体験型安全教室の運営 ・高齢者交通安全モデル地区における講習会の運営	同左

区内の交通事故発生件数、死傷者数の推移



「品川区の統計」より

## 政策の方向

不審者情報や犯罪発生情報などの提供を行うことにより、区民の防犯に対する意識の醸成を図るとともに、区民や町会・自治会、事業者等の自主防犯活動の取り組みを支援し、協働による防犯対策を推進します。また、特に子どもの安全確保については既存の取り組みを強化しつつ、地域全体での見守り体制を確立します。さらに、消費生活を巡る環境変化に対応して、消費者教育を進めるとともに、区内の消費者団体との連携を図りながら、関係団体・諸機関と情報を共有し、消費者被害を未然に防ぐ体制の構築と消費者相談体制の拡充に取り組みます。

## 現在の状況

防犯については、平成14年(2002年)4月1日に「品川区生活安全条例」を施行し、区民の生活安全に関する意識を高め、自主的な防犯活動を推進することで、安全で安心して生活できる地域社会を形成することを目的に各種の施策を展開しています。具体的には、生活安全サポート隊を中心とした防犯パトロールや防犯広報活動による住民の自主的な防犯活動の取り組みの促進、「83運動」\*1、防犯カメラの設置助成など、自分たちの地域は自分たちで守るという風土づくりに取り組んでいます。また、子どもの安全を見守る「近隣セキュリティシステム」をはじめ、公園等で遊ぶ子どもたちを周囲の大人たちが見守れるように、公園の見通しをよくする取り組みなど、ハード・ソフトの両面から犯罪に強いまちづくりを推進しています。これらの取り組みにより犯罪発生状況は平成15年(2003年)をピークに2割程減少してきましたが、平成18年(2006年)からわずかですが増加傾向が見られます。

また、区民の消費生活を巡る環境は、近年、経済のサービス化・ソフト化にともない、多様な金融商品の出現や、インターネットを利用した取引の拡大など大きく変化しています。このような環境の変化を背景として、高齢者や人生経験の少ない若者をターゲットにした悪質巧妙な販売による被害が拡大しています。

## 今後の課題

防犯については、今後とも犯罪認知件数の減少を図るための対策に力を入れるとともに、区民の体感治安の向上を図るため、情報提供等による意識啓発のほか、区民や事業者と連携した見守りの強化や迷惑行為の排除等に向けた様々な取り組みが求められています。

消費者の安全確保については、一人暮らしの高齢者などの被害を素早く把握して、消費者センターの消費者相談につなげる地域ネットワークづくりや、被害にあわない自立した消費者になってもらうため、身近なところで参加できる出前講座など多様な機会の提供による意識啓発が求められています。また、多重債務問題の解決などのための窓口整備が求められています。

\*1：83運動 小学生の登下校の時間にあたる8時と3時に大人が花の水遣りや、買い物、犬の散歩などで屋外に出て子どもを見守ろうという品川区民独自の運動です。



生活安全サポート隊



荏原町安全安心ステーション

## 施策体系図

### 基本方針

5-4  
区民生活の安全を確保する

### 基本政策

5-4-1  
犯罪に強いまちをつくる

5-4-2  
消費生活の安全・安心を確保する

### 個別施策

- ①地域住民が主体となった防犯対策の推進
- ②生活安全に関する意識啓発と情報提供
- ③犯罪・事故から子どもを守る地域体制づくり
- ①消費者教育と啓発活動の推進
- ②消費者団体の支援とネットワーク化の推進
- ③消費者被害防止体制の構築
- ④製品表示の監視強化

## 政策の概要

### 基本政策 5-4-1：犯罪に強いまちをつくる

区民が防犯活動に取り組むためには、犯罪情報の提供が欠かせません。そのため、電子メールなどを活用して、身近な地域の安全に関わる情報を、区民に正確・迅速に伝達するシステムを構築します。

また、我が町パトロール事業を活かして防犯ボランティアの組織化を進めるとともに、自主的防犯対策を推進するための助成制度を新設し、区民の自主的な防犯活動を支援します。加えて、特に子どもの安全確保については、「近隣セキュリティシステム」の協力者や「こども110ばんの家」を融合した子どもを見守る地域ネットワークを構築するとともに、遊んでいる子どもたちを周囲の大人たちが見守りやすい公園をつくるなど、犯罪に強いまちづくりを進めます。

5-4-1 個別施策と計画事業

5-4-1 ①地域住民が主体となった防犯対策の推進

生活安全サポート隊の活動を活かして、防犯パトロールに加え、各戸に対し防犯診断を実施するなど、より地域に密着した生活安全サポート活動を展開します。また、我が町パトロール活動を推進し、警察とも連携しながらボランティアの組織化を図り、地域の自主的防犯パトロール活動を支援します。加えて、安全で安心なまちづくりに向けた自主的防犯活動を活性化するための助成制度を検討します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
地域住民が主体となった防犯対策の推進	・事業内容の充実	同左

5-4-1 ②生活安全に関する意識啓発と情報提供

警察等関係機関と連携した地域安全運動の推進や生活安全フォーラムの開催等を通じて、防犯啓発活動の一層の充実を図ります。あわせて、より効果的な自主的防犯活動に資するため、犯罪・不審者対策情報を区民に迅速・正確に伝達する手段を構築し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域防犯意識の高揚を図ります。

5-4-1 ③犯罪・事故から子どもを守る地域体制づくり

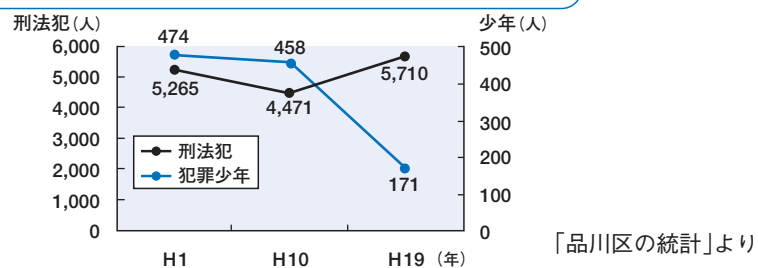
「近隣セキュリティシステム」の効果的運用を図るため、システムや「まもるっち」\*1等の機能向上を図り、点検・訓練を推進します。また、「近隣セキュリティシステム」の協力者と「こども110ばんの家」制度の融合、「83運動」との連携を図るなど、地域を挙げた子どもたちの安全を見守る地域ネットワークをより強固なものに構築していきます。さらに、子どもたちの遊び場の安全性を高めるための取り組みを推進します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
子どもを見守る地域ネットワークの拡充	・近隣セキュリティシステムの運営 ・こども110ばんの家の推進	同左



こども110ばんの家ステッカー

刑法犯発生件数および犯罪少年補導状況推移



\*1：まもるっち 品川区独自の防犯システム「近隣セキュリティシステム」で子どもが携帯する子機の実称です。

政策の概要

基本政策 5-4-2：消費生活の安全・安心を確保する

高度消費社会のもとでの商品・サービス提供の多様化やインターネットの利用拡大、パソコン・携帯電話の普及とともに新たな販売方法の出現など、消費者を巡る環境は著しく変化しています。近年は、消費者が自己の経験のみで必要なものを合理的に選択することが難しくなっており、特に高齢者や若者の間で悪質巧妙な販売などによる被害が急増しています。今後とも相談機能の一層の充実を図りつつ、消費者トラブル支援救済のためのしくみの構築を図ります。

5-4-2 個別施策と計画事業

5-4-2 ①消費者教育と啓発活動の推進

悪質商法や巧妙化する不当請求から区民を守るとともに、消費生活トラブルにも毅然と対処する自立した消費者を育成するため、消費者センターにおいて多彩な講座の企画・実施やタイムリーな情報提供を行います。また、町会・自治会などの地域団体と協力して、消費生活相談専用の電話番号を明示した「お助け電話シール」を配付するなど、啓発活動を進めます。

5-4-2 ②消費者団体の支援とネットワーク化の推進

消費者自身による問題解決の取り組みを促進するため、区内の消費者団体に講師を派遣するなどの支援を行うとともに、消費者団体連絡会などを通じて各消費者団体のネットワーク化を推進します。

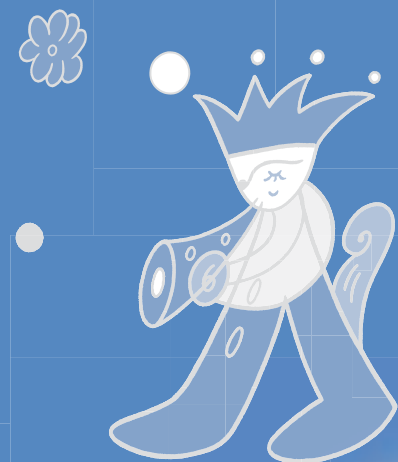
5-4-2 ③消費者被害防止体制の構築

高齢者や障害者などの消費生活トラブルや消費者被害を防止するため、ケアマネジャーやホームヘルパー、民生委員、町会・自治会、社会福祉協議会、成年後見センター等と柔軟に連携し、消費生活相談活動の充実を図り、見守りネットワークを構築します。また、多重債務問題の解決を図るため、関係機関との連携を強化します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
消費者被害見守りネットワークの推進	・見守りネットワークの構築 ・町会・自治会との連携強化 ・多重債務者支援のための関係機関の連携強化	・見守りネットワーク関係団体の連携強化 ・町会・自治会との連携強化 ・多重債務者支援のための関係機関の連携強化

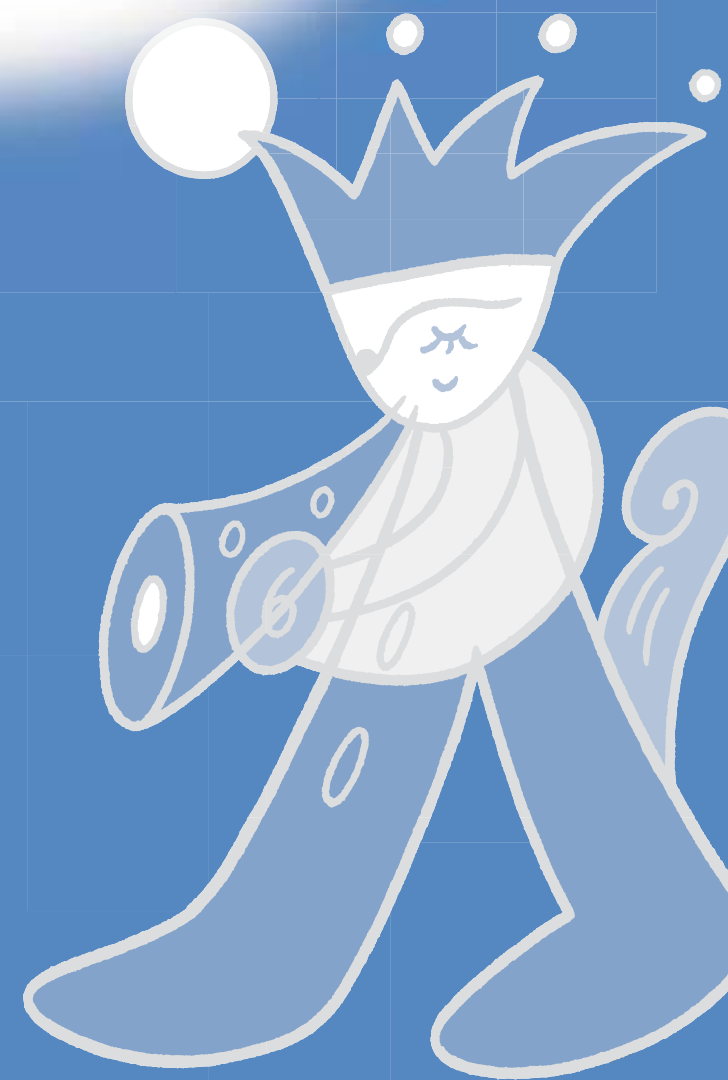
5-4-2 ④製品表示の監視強化

「家庭用品品質表示法」および「電気用品安全法」に基づき、小売店の立ち入り検査などによる品質表示に関する監視体制を強化します。



## 第2部

### 第4章 区政運営の基本姿勢



## 政策の方向

町会・自治会をはじめ企業、NPO、ボランティアなどの多様な主体とお互いの立場や特性を尊重しあいながら、区民と区による協働のまちづくりを進めるため、区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させるとともに、多様な協働の促進に向け、しくみづくりを推進します。

## 現在の状況

地域コミュニティについては、都市化の進展により希薄化が指摘されていますが、その一方で福祉や教育、まちづくりなど公益的な活動の活性化等を背景に、「公」を多様な主体が担う「新しい公共」という領域が拡大してきています。

町会・自治会などの地縁的団体をはじめ、企業やNPO、ボランティアなどの社会貢献活動が活発に行われ、商店街や中小企業、昼間区民にも広がってきています。

区は、すでにこうした団体などと連携し、事業を進めていますが、区民と区との協働、団体相互の協働をさらに推進することで、豊かな地域社会をつくります。

## 今後の課題

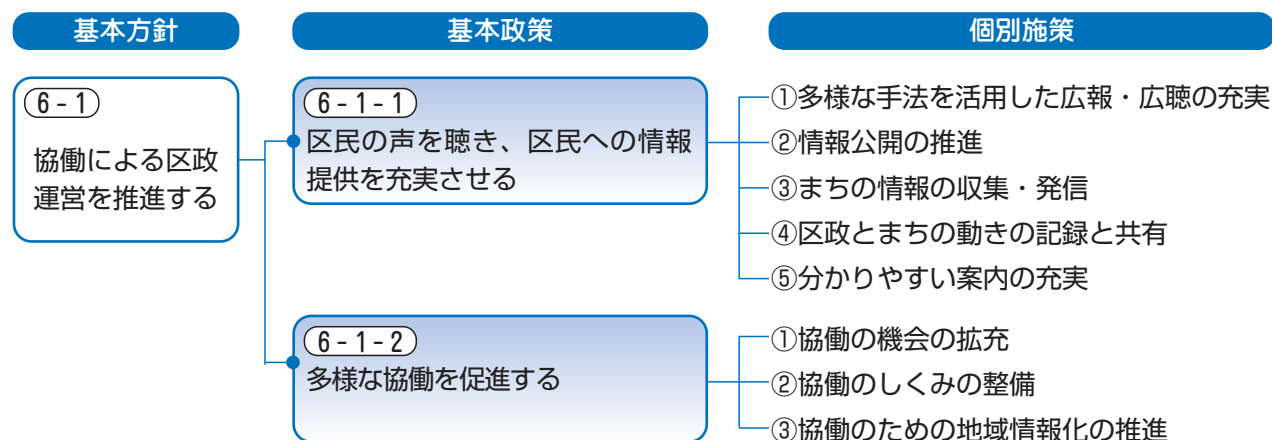
多様な主体の意欲と能力を活かして地域が一体となったまちづくりを進めるためには、協働を区政運営の基本姿勢に位置づける必要があります。

区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させるとともに、協働のしくみを整備し、多様な協働を促進しなければなりません。

その基礎となる情報提供については、これを総合的かつ効果的に行いつつ、高齢者・障害者・外国人などにも配慮した様々なしくみをつくる必要があります。その際には、区政に関する情報発信だけでなく、地域情報の収集と発信も求められています。

また、多様な協働を促進するためには、区は地域や団体の特性に応じて、事業やサービスが継続的に行われるよう、その活動を支援し、あわせてコーディネーターとしての役割を担うことが重要課題です。さらに区民の声を区政に活かし、区民と区、区民相互の意見交換が活発になるしくみも不可欠です。

### 施策体系図



## 政策の概要

### 基本政策 6-1-1：区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させる

区民が意見を提示できる、多様な手法と媒体を活用した幅広い意見聴取を行います。また、聴取した意見や要望をできるだけ区政に活かします。

あわせて、協働の基礎となる情報公開と積極的な情報提供を進め、情報を必要とする区民に確実に伝えられるよう、受け手の状況に応じ、多様な媒体の強みを活かした情報発信を充実します。

### 6-1-1 個別施策と計画事業

#### 6-1-1 ①多様な手法を活用した広報・広聴の充実

区民と区との信頼に基づいたパートナーシップを確立するために、広報・広聴のしくみをより一層充実します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
意見交換が活発になるしくみづくり	・タウンミーティングの充実 ・新たなしくみの推進	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
区民の立場に立った情報提供の充実	・広報ボランティアの活用 ・職員の意識改革運動の展開	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
情報要支援者のための情報媒体の充実	・多様な媒体による情報提供	同左

#### 6-1-1 ②情報公開の推進

区民と区とが協働してまちづくりを進めるため、情報公開制度の適正な運用を進め、区政に関する情報を積極的に提供します。

6-1-1 ③まちの情報の収集・発信

区民に必要なまちの情報を収集し、積極的に発信します。また、多様なメディアを活用して広報機能を強化します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
地域情報の収集と発信の充実	・グラフ誌の充実 ・区政資料コーナーの充実	同左

6-1-1 ④区政とまちの動きの記録と共有

区政やまちの歴史だけでなく、5つの都市像に向けての取り組みを記録し、区民と区とが共有できるようにすることで、区民の自発的・自主的な活動の推進を支援します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
しながわWEB写真館 <sup>※1</sup> 等の充実	・写真館の収蔵点数の充実 ・CATVの番組等の充実	同左

6-1-1 ⑤分かりやすい案内の充実

景観やすべての人にやさしい配慮、外国人向け標記など、案内に求められる様々な視点に配慮し、対象となる地域や施設の特性や目的に応じた分かりやすい案内の充実を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
新しいサイン計画の策定	・計画の策定	・計画の推進

※1：しながわWEB写真館 区の収蔵写真、記録写真等を閲覧することができる品川区ホームページ上の写真館です。

政策の概要

基本政策 6-1-2：多様な協働を促進する

コミュニティを活性化させ住みよいまちづくりを進めるために、地域における課題を地域住民が自発的・自主的に解決できるよう、町会・自治会をはじめ、企業の社会貢献活動、NPOなどの自主活動団体と区との協働、団体相互の協働のほか、ボランティア活動への参加を促進します。

また、地域で活動している団体と区とがお互いに活発な情報交換や交流を行う機会の充実を図ります。区民との協働を基本とした区政運営を推進するためには、それにふさわしい職員の育成も必要です。

6-1-2 個別施策と計画事業

6-1-2 ①協働の機会の拡充

区民と区との協働により、地域の実情や特性に即したまちづくりを進めるため、区民との協働の機会を拡充します。

6-1-2 ②協働のしくみの整備

区民と区とのパートナーシップのもとに、協働によるまちづくりを推進するためのしくみを整備します。

6-1-2 ③協働のための地域情報化の推進

町会・自治会をはじめとする団体や、区民相互のコミュニケーションが深まり、それぞれがもつ知識やノウハウの交流が進むよう、支援を充実します。また、地域の情報を一か所で取得できるしくみや地域で活動する団体の情報をそれぞれが共有化できるよう環境を整備します。

さらに、高齢者・障害者・外国人などに対し、パソコン講習会等の実施により、必要な情報を入手できるよう支援します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
情報技術の活用支援	・情報交換のしくみの構築 ・情報バリアフリー化の推進	・情報交換のしくみの運用支援 ・情報バリアフリー化の推進

## 政策の方向

区政を取り巻く環境や区民のニーズの変化に迅速かつ的確に対応し、充実した区民サービスを提供するため、事務事業や区の施設のあり方の検討、組織体制の見直し、職員の資質の向上など、行政改革を一層推進します。

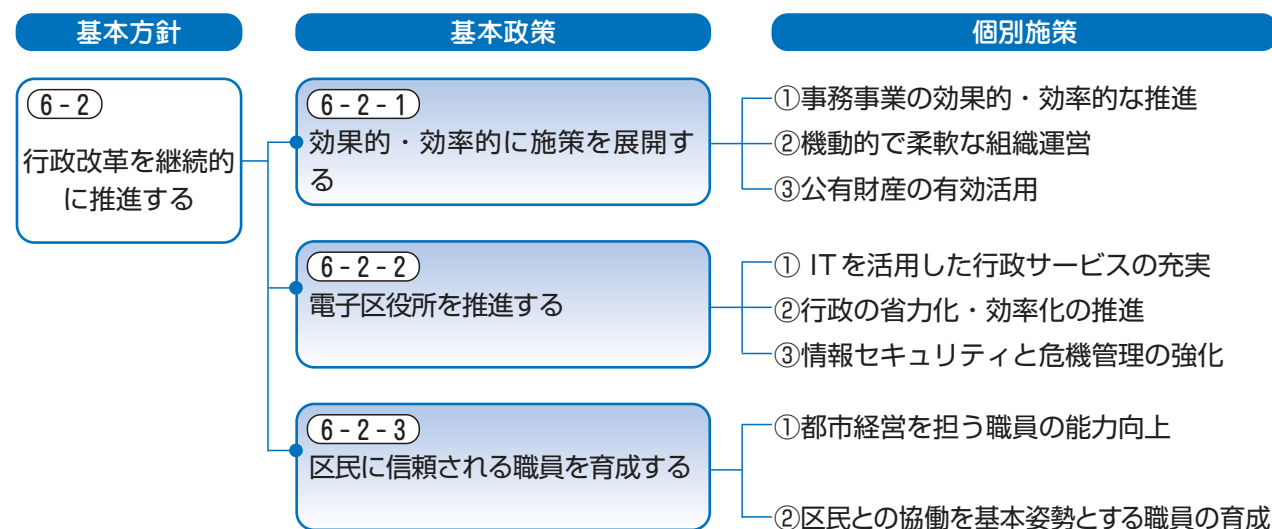
## 現在の状況

品川区は、昭和58年(1983年)以降、行財政改革に取り組み不断の努力を続けてきました。主なものは、民間活力の活用やIT化などで、その結果、職員数は昭和58年(1983年)当時と比べ、約1,700人の削減となりました。また、財政面においても健全な財政基盤を築き、区民ニーズに応じた新たな施策を積極的に展開するなど、大きな成果を挙げています。

## 今後の課題

区は、区民のニーズを的確かつ迅速に把握し、それに応じた施策を展開していかなければなりません。そのためには、機動的で柔軟な組織運営と事務事業の効果的・効率的な推進が不可欠です。また、少子高齢化などの影響により、公共施設に対する需要は大きく変化しており、これに対応した施設のあり方を検討する必要があります。さらに、民間活力を適切に活用するとともに、公共性・公平性の観点からの受益者負担の適正化についても検討する必要があります。あわせて、情報化の急速な進展に対応して、これまで以上に情報技術を活用した効率化、サービス向上に取り組んでいかなければなりません。これらの要請に応えるためには職員一人ひとりの力が原動力となります。そのため、職員の能力開発・資質の向上を図ることが不可欠です。

### 施策体系図



## 政策の概要

### 基本政策 6-2-1 : 効果的・効率的に施策を展開する

各事務事業について、成果を検証し不断の見直しを行うとともに、民間活力のさらなる活用を図るなど、その効果と効率性をより高めます。

また、行政課題に的確かつ柔軟に対応できる組織体制を整備するとともに、組織内部全体の連携を強化して機動的な組織運営を図ります。

さらに、公有財産については、区民ニーズの変化に即した有効活用を図ります。

### 6-2-1 個別施策と計画事業

#### 6-2-1 ①事務事業の効果的・効率的な推進

これまでの事務事業の成果を検証しつつ効果的かつ効率的な取り組みを検討し、継続的に改善します。また、こうした取り組みの一環として、区民サービスの提供手法についてもさらに検討します。

全体計画	事業計画	
	前期 (平成21~25年度)	後期 (平成26~30年度)
民間活力の活用	・協働・民間委託等の推進	同左

#### 6-2-1 ②機動的で柔軟な組織運営

区民サービスの効果的、効率的な提供という観点から組織を見直し、より機動的な組織運営を進めます。

#### 6-2-1 ③公有財産の有効活用

少子高齢化や区民ニーズの多様化により行政需要の変化している施設については、転用や複合化など社会状況の変化に対応した適切な見直しを行い、既存施設の有効活用を図ります。また、施設の計画的な改築、改修を進めます。

全体計画	事業計画	
	前期 (平成21~25年度)	後期 (平成26~30年度)
老朽施設の計画的整備	・計画的な修繕・改修	同左

政策の概要

基本政策 6-2-2 : 電子区役所を推進する

情報通信技術の特性を活用して、窓口サービスの向上や行政手続きの簡素化を推進します。また、職員が政策検討に円滑に関わることができるよう、政策形成を支援するシステムの検討を進めます。さらに、情報セキュリティ対策および緊急時に組織的に対応できる体制等の強化を図ります。

6-2-2 個別施策と計画事業

6-2-2 ① ITを活用した行政サービスの充実

迅速処理、自動処理、情報伝達性に優れ、時間と場所の制約を受けないなどのITの特性を活かして、区民サービスの利便性の向上を図ります。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
区民サービスの電子化	・各種手続きのオンライン化の拡大	同左

6-2-2 ② 行政の省力化・効率化の推進

区職員がそれぞれの役割に応じて、政策検討に円滑に関わることができるように、庁内の情報共有を強化します。また、業務の効率化に向けてシステムの最適化、統合化を推進します。さらに、区民や団体・企業との協働に情報通信技術が効果的に活用できるように、職員の能力開発を行い、高度な自治体経営の実現に向けて職員の意識転換を図ります。

6-2-2 ③ 情報セキュリティと危機管理の強化

情報セキュリティ対策として、物理的、技術的、人的な対応を図り、情報に対する意識の向上と個々の職員、組織の両面から情報セキュリティを強化します。

また、災害、事件の発生、基幹的業務システムの停止等、緊急を要する事態に組織的に対応するためのしくみを整備します。

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
情報セキュリティの確保	・情報機器等のセキュリティ強化	同左

全体計画	事業計画	
	前期（平成21～25年度）	後期（平成26～30年度）
災害時等における業務継続計画の策定	・業務継続計画の策定	・業務継続計画の運用・見直し

政策の概要

基本政策(6-2-3)：区民に信頼される職員を育成する

効率的な行政運営と新しい公共経営を担う職員に求められる能力の向上を図ります。また、区民との協働による区政運営を推進するため、その趣旨を基本姿勢として身に付けた職員を育成します。さらに公務員としての倫理観の高揚を図ります。

これらの実現に向けて、職員研修の充実と組織が一体となった取り組みによる全庁的運動により、職員の意識改革を進めます。

6-2-3 個別施策と計画事業

6-2-3 ①都市経営を担う職員の能力向上

都市経営を担う職員を育成するため、政策形成能力やコーディネート能力の向上などを図ります。また、公務員倫理を高めるための取り組みを進めます。

全体計画	事業計画	
	前期(平成21~25年度)	後期(平成26~30年度)
区政運営の原動力としての新たな職員能力の開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職キャリアパス<sup>※1</sup>の導入</li> <li>・自治体間人材交流の推進</li> <li>・民間人材の活用検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職キャリアパスの運用</li> <li>・自治体間人材交流の推進</li> <li>・民間人材の確保</li> </ul>

6-2-3 ②区民との協働を基本姿勢とする職員の育成

区民と区とが信頼に基づいたパートナーシップのもとに品川区のまちづくりを行うため、職員の意識改革を推進します。

全体計画	事業計画	
	前期(平成21~25年度)	後期(平成26~30年度)
区民との協働を基本姿勢とする職員の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働をテーマとした研修の実施</li> <li>・大学との連携推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の充実</li> <li>・大学との連携推進</li> </ul>

※1：専門職キャリアパス 職員の専門性を高め、職員が職務を通して自己実現できるよう体制を整備します。

政策の方向

「身近な事務は区が担い、東京都は広域行政に徹する」といった、都区制度改革の原点に則した都区関係の構築をめざすとともに、国から地方へのさらなる権限と税財源の移譲に向けた地方分権改革を推進し、基礎自治体としてのより一層の基盤の確立を図ります。

現在の状況

平成12年(2000年)の都区制度改革により、23区は通常の「市」と同様の基礎自治体として位置づけられ、清掃事業も都から移管されましたが、都区の役割分担とこれに応じた財源配分といった改革の根幹をなす課題が積み残しとなりました。その後、これらの課題の解決に向けた都区間の協議は難航したものの、平成18年(2006年)2月には一定の整理がなされ、今後の都区のあり方について根本的かつ発展的に検討することで合意に至りました。この合意に基づき、同年11月、都区共同の検討組織である「都区のあり方検討委員会」が設置され、平成20年度(2008年度)中の取りまとめを目的に、都区の事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度の3項目について協議が進められています。

一方、平成12年(2000年)の地方分権改革(第1期)により、国と地方の関係は対等・協力の関係として位置づけられ、機関委任事務制度の廃止、国の関与の縮減等が実現しました。その後、積み残しとなった税財源問題の解決に向けて、①国庫補助負担金の見直し、②税源移譲、③地方交付税改革からなる三位一体改革が進められました。しかし、国から地方への3兆円の税源移譲が実現したものの、国庫補助負担金の見直しの多くは補助率の引き下げに止まるなど、地方の自由度の拡大は十分でなく、税源移譲の面でも、23区においては品川区も含めほぼ半数の区で大幅な税収減が生じるなど、多くの課題が残される結果となりました。なお、平成19年度(2007年度)からは、さらなる権限と税財源の移譲に向けて、第2期の地方分権改革が推進されています。

今後の課題

少子高齢化が急速に進み、地域社会を巡る様々な課題が山積するなかで、地域の実情にあわせたきめ細かな対応が求められています。住民にもっとも身近な基礎自治体である区の果たすべき役割と責任はますます重大になっており、区民の幅広い声を受けとめ期待に応えていくためにも、これまでも増して、区の役割と権限を拡充するとともに、これに応じた財政自主権の確立を急がなければなりません。

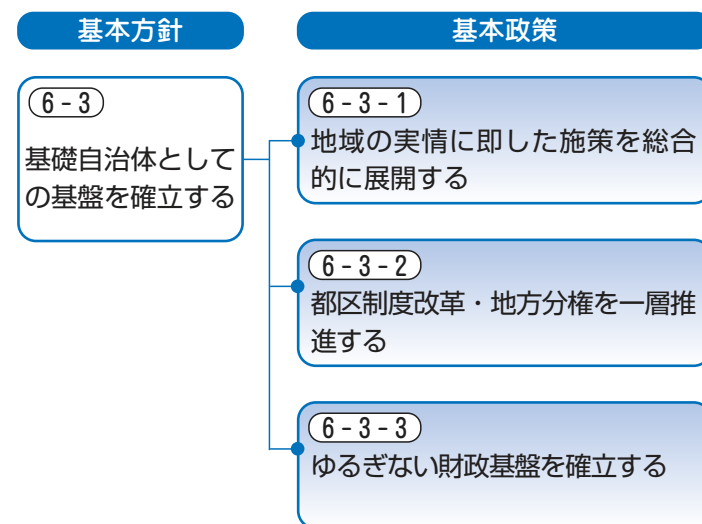
こうした観点から、今後とも、「身近な事務は区が担い、東京都は広域行政に徹する」といった、都区制度改革の原点に則した都区関係の構築に向けて全力を挙げる必要があります。

地方分権改革についても、住民に身近な事務は基礎自治体が優先して処理するといった「基礎自治体優先の原則」のもとで、国と都道府県、区市町村の役割分担の見直しを進め、国から地方への権限と税財源のさらなる移譲を実現することが不可欠です。

なお、現在、概ね10年後の導入を目途に道州制の検討が進められていますが、こうした動きは、今後の都区のあり方、地方分権改革にも大きな影響を及ぼすものであり、十分注視していく必要があります。

また、国の検討機関等において、大都市部と地方の税収格差の問題が取り上げられ、法人二税の見直し等の検討が進められていますが、地方の財源確保は国の責任において解決すべき問題です。地方税の受益と負担の原則が歪められることのないよう、引き続き関係機関への働きかけなどを強めていく必要があります。

施策体系図



政策の概要

基本政策 6-3-1：地域の実情に即した施策を総合的に展開する

急速に進む少子高齢化への対応をはじめとして、地域社会を巡る様々な課題に的確に対応し区民の期待に応えていけるよう、国、東京都をはじめ、近隣区や関係自治体等との連携も視野に入れつつ、地域の実情に則したきめ細かな施策を総合的に展開します。

政策の概要

基本政策 6-3-2：都区制度改革・地方分権を一層推進する

住民にもっとも身近な基礎自治体である区の果たすべき役割と責任がますます重大になっていることを踏まえ、都区制度改革の原点に則した都区関係の構築を図ります。

地方分権改革では、住民に身近な事務は基礎自治体が優先して処理するといった「基礎自治体優先の原則」のもとで、国と都道府県、区市町村の役割分担の見直しを進め、国から地方への権限と税財源のさらなる移譲を実現します。

政策の概要

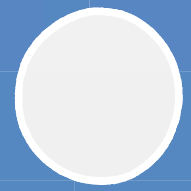
基本政策 6-3-3：ゆるぎない財政基盤を確立する

区民サービスの充実と品川区の特色を発揮した施策の着実な実現に向けて、区税などの自主財源の安定確保に努めるとともに、これまで培ってきた財政力と健全財政の維持発展を図ります。



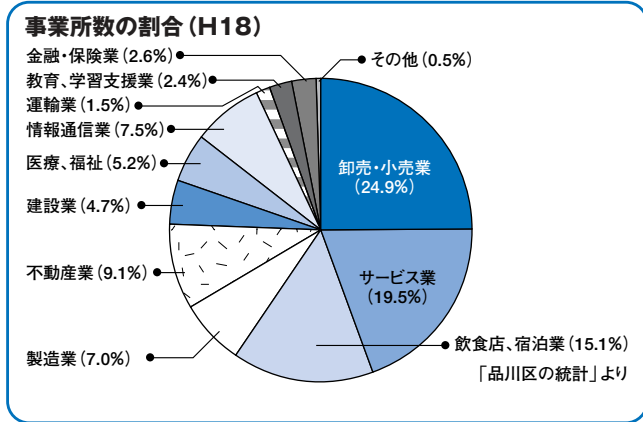
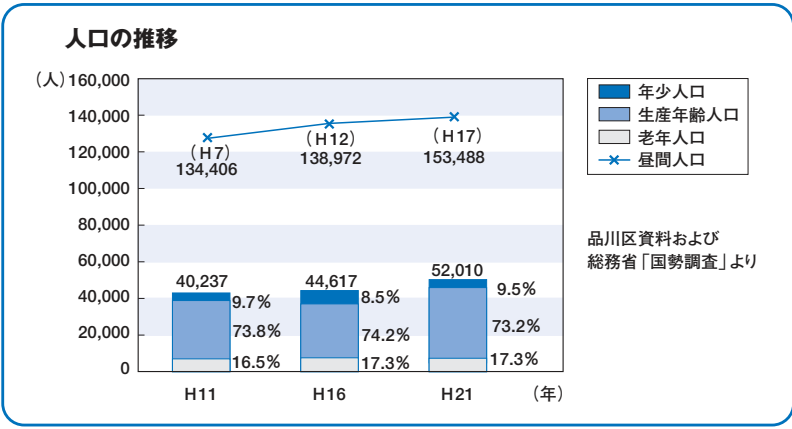
# 第3部

## 地区別計画





# 大崎地区



### 今後特に力を入れてほしい施策 (ベスト5)

	大崎地区	区全体
1位	防災対策 (37.7%)	防災対策 (34.8%)
2位	環境問題 (32.7%)	生活安全 (30.4%)
3位	生活安全 (31.5%)	高齢者福祉 (29.4%)
4位	保健・医療・健康 (29.0%)	保健・医療・健康 (24.2%)
5位	高齢者福祉 (22.2%)	安全な市街地整備 (23.6%)

「第18回品川区世論調査」結果 (H20年実施) より

## 地区の特色

大崎地区は、品川区の北部に位置し、北側は港区と渋谷区、西側は目黒区と隣接し、面積は3.41km<sup>2</sup>あります。

大崎・五反田駅周辺は、大正から昭和初期にかけて大規模な工場が集積し、目黒川沿いの一帯は一大工業地帯でした。近年は、東京都の副都心整備計画に位置付けられたことで、工場から事務所等への土地利用転換が進み、大きく変貌してきました。

また、この地区は、清泉女子大学や立正大学をはじめとした教育・文化施設や大使館が点在し、落ち着いた住宅地としての景観も保たれています。

## 将来の方向性

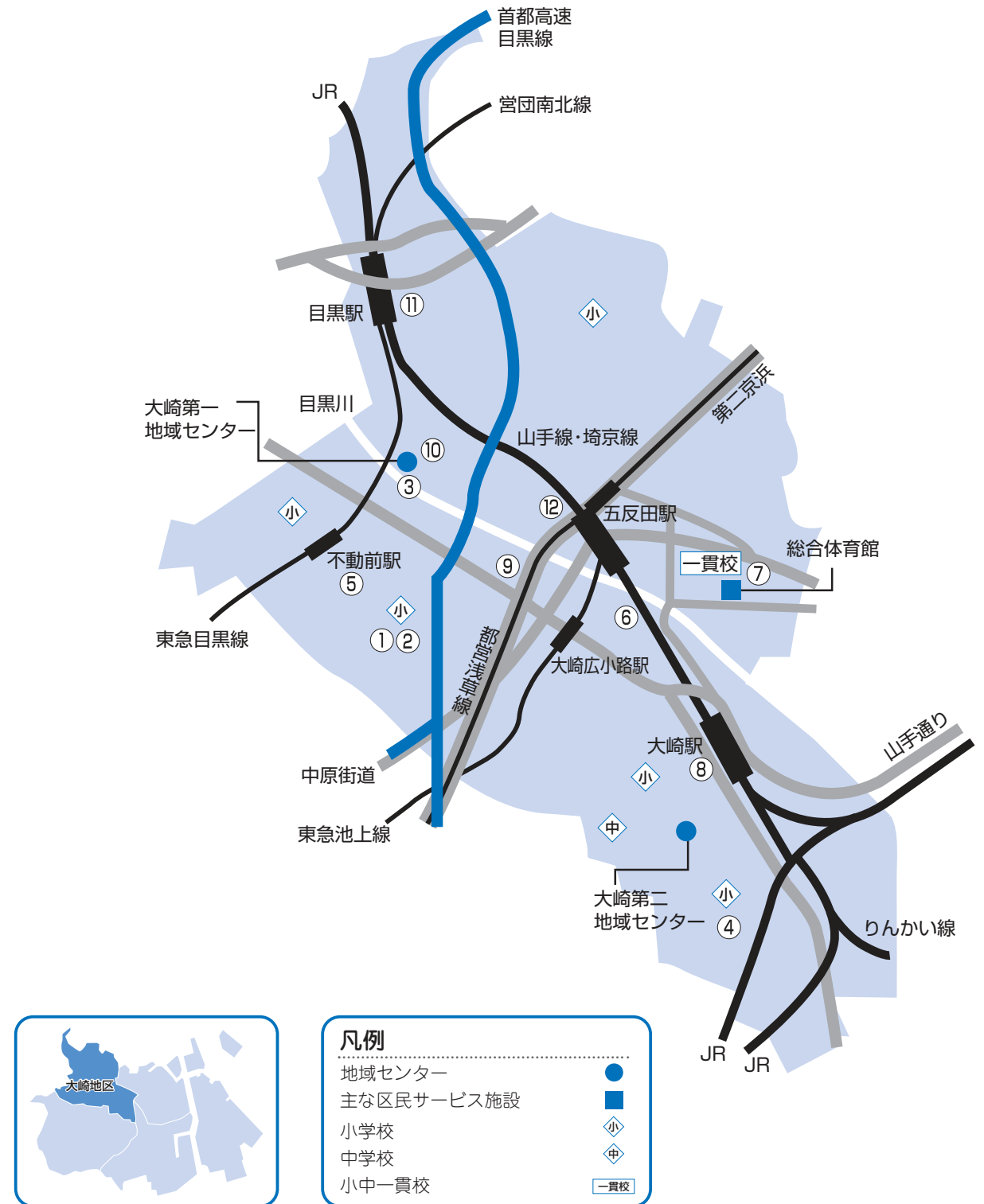
大崎・五反田駅周辺は、引き続き再開発等の手法により一体的な整備を行い、オープンスペースの創出など安全で環境に配慮した市街地を実現します。

また、副都心にふさわしい整備を継続し、夜間区民と昼間区民とが快適に過ごせる居住と産業の調和のとれたまちをつくります。

さらに、教育・文化施設の整備を行い、区民の文化・芸術活動の支援を充実させていきます。

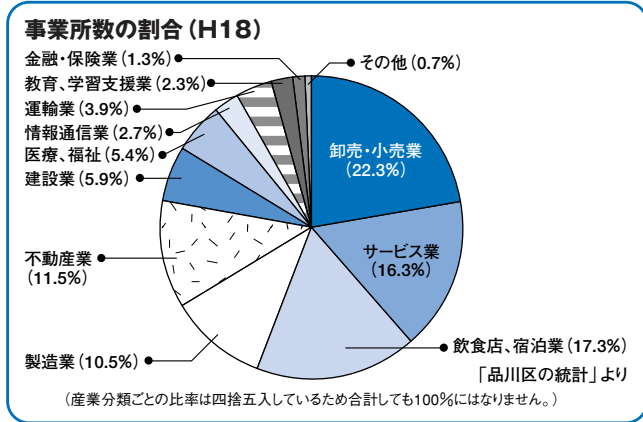
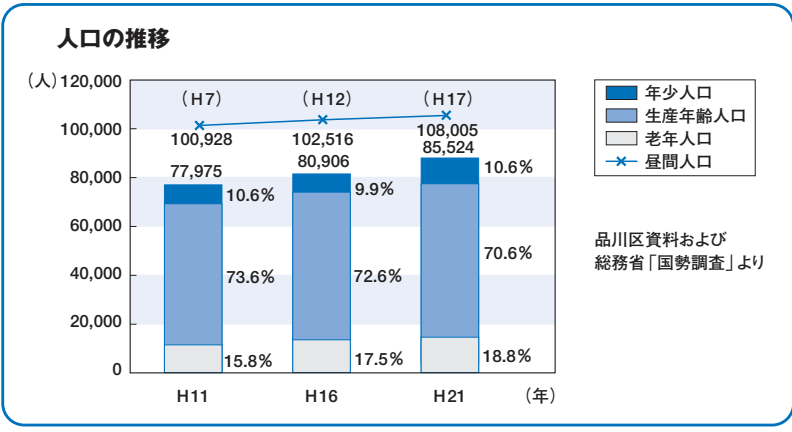
## 地区の主要計画事業等

- ① 文化学習施設の整備 (五反田文化センター・五反田図書館) ……P61
- ② 就学前乳幼児教育の推進 (五反田地区教育総合施設内) ……P76
- ③ 目黒川の水質改善 ……P133
- ④ 西品川2・3丁目地区密集住宅市街地の整備促進 ……P158
- ⑤ 荏原北・西五反田地区防災生活圏促進事業の推進 ……P160
- ⑥ 排水施設の建設 (目黒川右岸排水施設) ……P161
- ⑦ 東五反田地区の整備促進 ……P167
- ⑧ 大崎駅西口地区の整備促進 ……P167
- ⑨ 五反田駅周辺にぎわいゾーンの整備促進 ……P167
- ⑩ 西五反田3丁目地区の整備促進 ……P167
- ⑪ 目黒駅前地区の整備促進 ……P167
- ⑫ 駐輪場の整備 (五反田駅) ……P176



※事業が広域(エリア)で行われたり、地下に及ぶ場合はおおよその位置で示しています。

# 大井地区



### 今後特に力を入れてほしい施策 (ベスト5)

	大井地区	区全体
1位	生活安全 (33.1%)	防災対策 (34.8%)
2位	防災対策 (30.8%)	生活安全 (30.4%)
3位	高齢者福祉 (28.6%)	高齢者福祉 (29.4%)
4位	保健・医療・健康 (24.4%)	保健・医療・健康 (24.2%)
5位	安全な市街地整備 (21.7%)	安全な市街地整備 (23.6%)

「第18回品川区世論調査」結果 (H20年実施) より

## 地区の特色

大井地区は、品川区の南東部に位置し、東側は京浜運河をはさみ八潮地区、南側は大田区と隣接し、面積は4.70km<sup>2</sup>あります。「大井」は、平安時代に編さんされた律令の施行細則である延喜式に見られる、長い歴史を有した地名です。

大井町駅周辺は昭和初期に入ると商業の中心地域として区民の買い物をする場所として機能してきました。現在では、区を中心核として位置付けられ、再開発などによりさらに集客力の増した商業拠点となっています。

また、臨海部にはしながわ水族館、大井競馬場など集客力のある娯楽施設があり、にぎわいを見せています。今後は、隣接する羽田空港の拡張や国際化が進み、さらに発展する可能性を見せています。

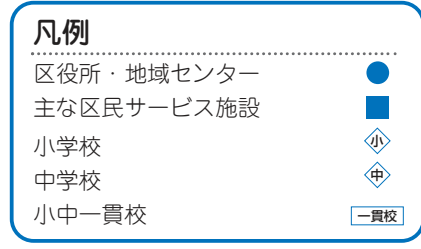
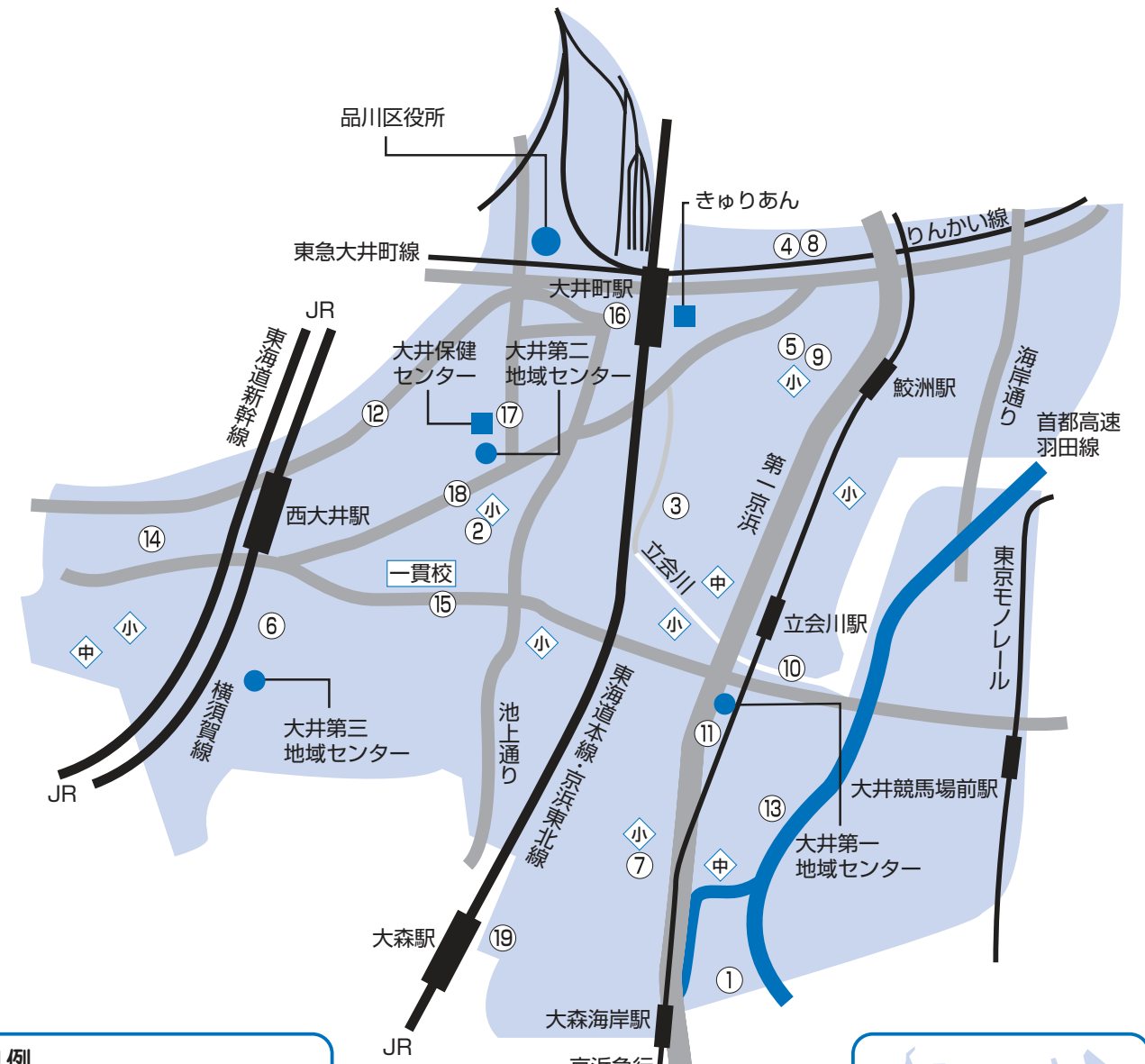
## 将来の方向性

大井町駅周辺においては、再開発の手法により、安全な市街地整備を図ります。また、集客力の向上が図られていることから、交通の利便性も活かして、回遊性のある商業拠点としてのまちづくりを進めます。

避難道路の機能強化、密集住宅市街地の整備促進や建物の不燃化など防災性の向上を図ります。臨海部は、現在の土地利用を活かし、区民の憩いの場所として再整備を図ります。

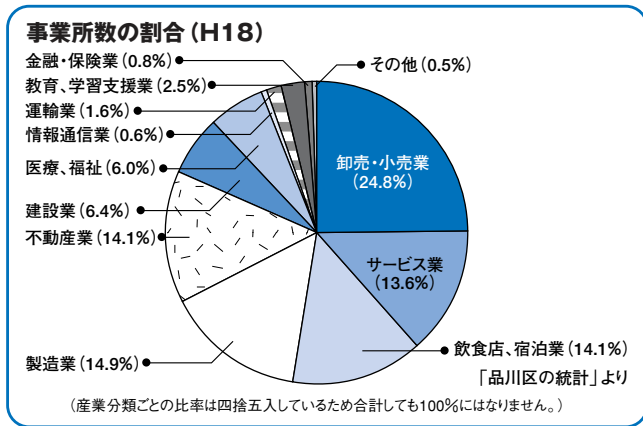
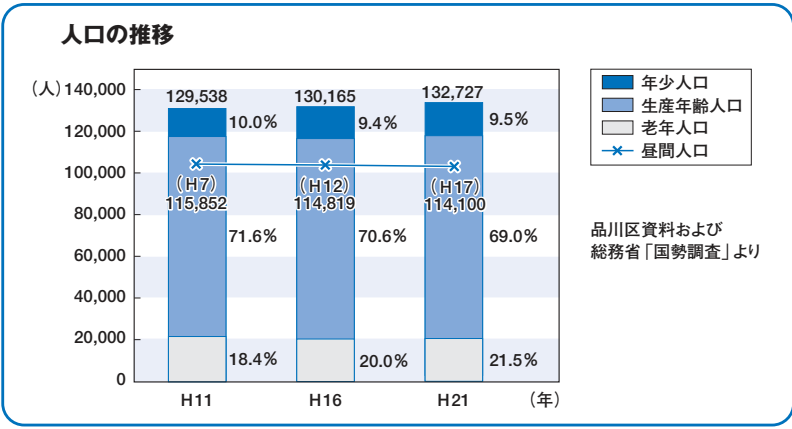
## 地区の主要計画事業等

- ①魅力ある水族館づくり .....P51
- ②山中いきいき広場への支援 .....P104
- ③しながわシニアネットへの支援 .....P104
- ④小規模多機能型居宅介護サービスの整備 (都南病院跡地) .....P105
- ⑤小規模多機能型居宅介護サービスの整備 (都営大井林町住宅跡地) .....P105
- ⑥コミュニティレストランの整備 (西大井いきいきセンター内) .....P110
- ⑦屋外型健康教室の拡充(鈴ヶ森公園) .....P110
- ⑧認知症高齢者グループホームの整備(都南病院跡地) .....P111
- ⑨高齢者住宅の整備(都営大井林町住宅跡地) .....P112
- ⑩立会川の水質改善 .....P133
- ⑪マイガーデンの運営(マイガーデン南大井) .....P135
- ⑫立会川緑道の整備 .....P135
- ⑬しながわ区民公園の再整備 .....P137
- ⑭二葉3・4丁目、西大井6丁目地区 密集住宅市街地の整備促進 .....P158
- ⑮滝王子通り地区避難道路機能の強化 .....P160
- ⑯大井町駅周辺地区の整備促進 .....P167
- ⑰補助第163号線の整備 .....P174
- ⑱補助第205号線の整備 .....P174
- ⑲駐輪場の整備(大森駅) .....P176



※事業が広域(エリア)で行われたり、地下に及ぶ場合はおおよその位置で示しています。

# 荏原地区



### 今後特に力を入れてほしい施策 (ベスト5)

	荏原地区	区全体
1位	防災対策 (37.2%)	防災対策 (34.8%)
2位	高齢者福祉 (30.6%)	生活安全 (30.4%)
3位	生活安全 (28.3%)	高齢者福祉 (29.4%)
4位	安全な市街地整備 (26.6%)	保健・医療・健康 (24.2%)
5位	保健・医療・健康 (22.6%)	安全な市街地整備 (23.6%)

「第18回品川区世論調査」結果 (H20年実施) より

## 地区の特色

荏原地区は、品川区の南西部に位置し、西側は目黒区、南側は大田区と隣接し、面積は5.78km<sup>2</sup>あります。「荏原」の地名は、万葉集に見られる長い歴史を有した地名です。

当地区は、昭和に入り市街化が進んだ地区で、昭和初期から町工場が立地し始め、昭和40年代に数多く建設されました。近年は、町工場から中高層集合住宅への建て替えが進んでいますが、工場や住商併用建物、事務所など多様な用途が多く、現在でも住・工・商が混在した木造密集市街地が多く見られます。

一方、東急目黒線の地下化により18カ所の踏切が解消され発展の礎が築かれ、街づくりへの期待が高まる地区でもあります。

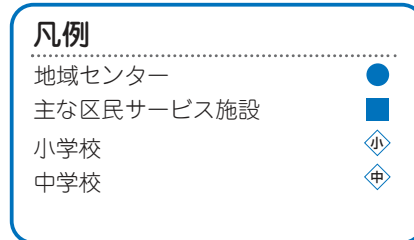
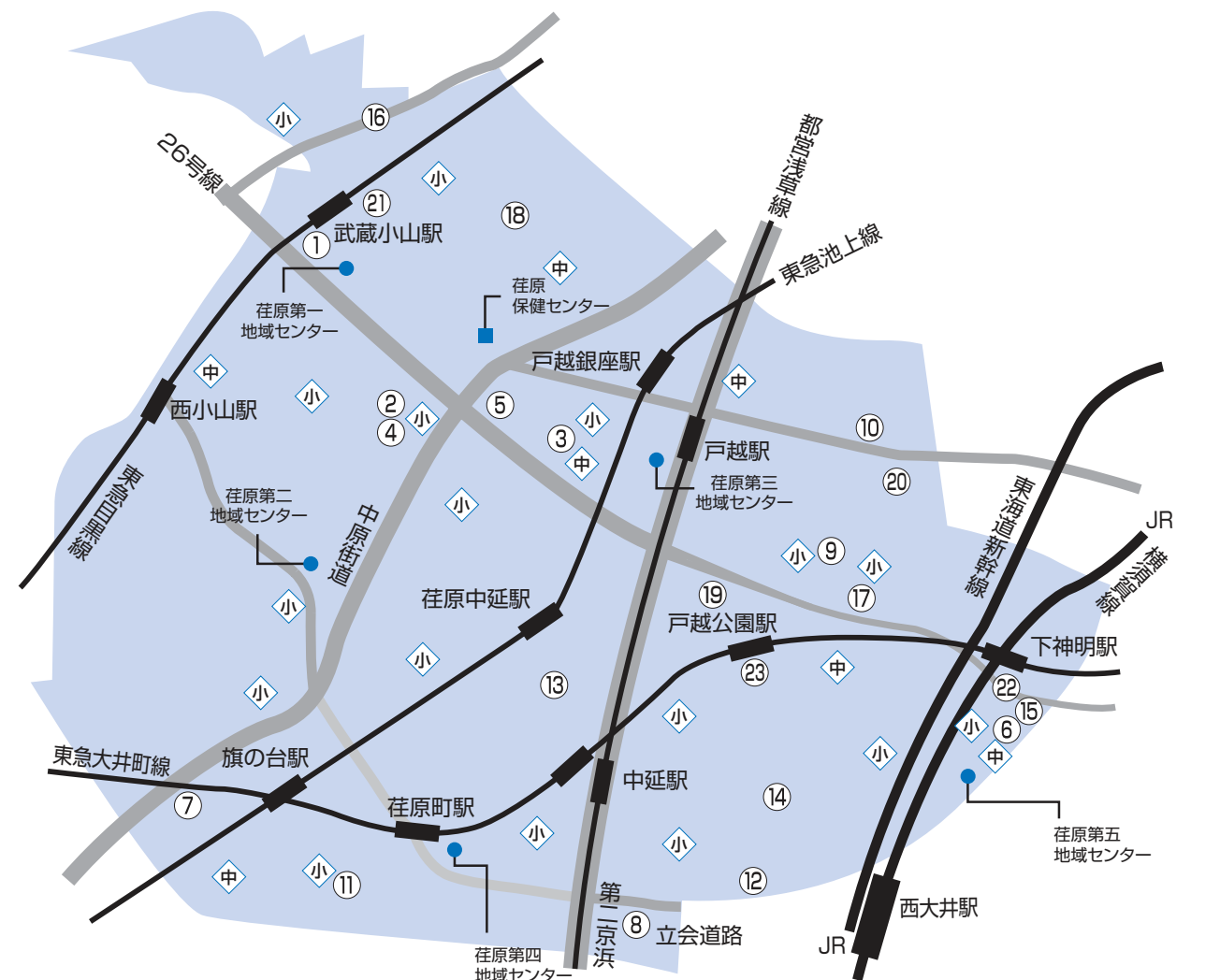
## 将来の方向性

老朽木造家屋が密集していて、防災上整備を要する防災都市づくり推進計画における重点整備地域に位置付けられていることから、建築物の不燃化、オープンスペースの創出など、防災まちづくりをさらに推進し安全で安心な市街地を形成します。

荏原地区の特色である住・工・商の調和を図り、住みやすく、働きやすいまちづくりを推進します。また、文化・芸術・スポーツなどを地域の方が身近で親しめる施設の整備を行います。

## 地区の主要計画事業等

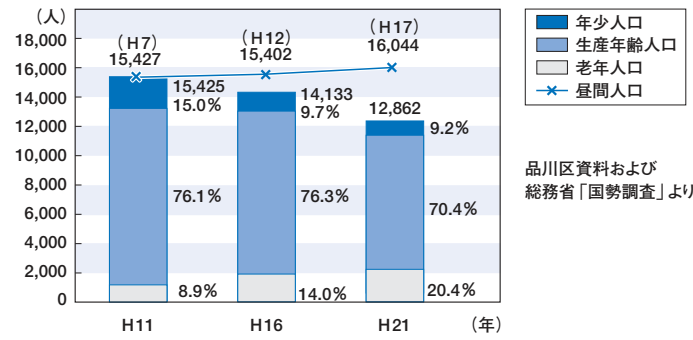
- ①創業支援施設(武蔵小山) ……P44
- ②文化芸術拠点施設の整備  
(文化芸術・スポーツ活動拠点施設(平塚小学校跡)) ……P55
- ③スポーツ施設の整備  
(多目的広場(荏原平塚中学校跡)) ……P61
- ④就学前乳幼児教育の推進  
(幼保一体施設(平塚小学校跡)) ……P76
- ⑤小・中学校の改築(荏原西地区小中一貫校) ……P83
- ⑥小・中学校の改築(荏原東地区小中一貫校) ……P83
- ⑦障害者自立訓練センターの設置(心身障害者福祉会館内) ……P118
- ⑧立会川緑道の整備 ……P135
- ⑨(仮称)国文学研究資料館跡地公園の整備 ……P136
- ⑩商店街の電線類の地中化(戸越銀座地区) ……P140
- ⑪旗の台・中延地区密集住宅市街地の整備促進 ……P158
- ⑫二葉3・4丁目、西大井6丁目地区  
密集住宅市街地の整備促進 ……P158
- ⑬東中延1・2丁目、中延2・3丁目地区  
密集住宅市街地の整備促進 ……P158
- ⑭豊町4・5・6丁目地区密集住宅市街地の整備促進 ……P158
- ⑮補助26号線その2地区都市防災不燃化の促進 ……P160
- ⑯補助46号線品川地区都市防災不燃化の促進 ……P160
- ⑰戸越公園一帯周辺地区都市防災不燃化の促進 ……P160
- ⑱荏原北・西五反田地区防災生活圏促進事業の推進 ……P160
- ⑲戸越・豊町地区防災生活圏促進事業の推進 ……P160
- ⑳排水施設の建設(戸越幹線流域貯留施設) ……P161
- ㉑武蔵小山駅周辺地区の整備促進 ……P167
- ㉒駐輪場の整備(下神明駅) ……P176
- ㉓駐輪場の整備(戸越公園駅) ……P176



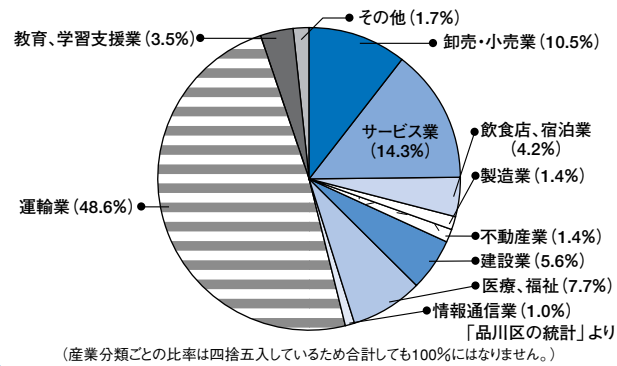
※事業が広域(エリア)で行われたり、地下に及ぶ場合はおおよその位置で示しています。

# 八潮地区

## 人口の推移



## 事業所数の割合 (H18)



## 今後特に力を入れてほしい施策 (ベスト5)

	八潮地区	区全体
1位	防災対策 (37.9%)	防災対策 (34.8%)
2位	高齢者福祉 (34.5%)	生活安全 (30.4%)
3位	生活安全 (23.0%)	高齢者福祉 (29.4%)
4位	保健・医療・健康 (23.0%)	保健・医療・健康 (24.2%)
5位	子育て支援 (20.7%)	安全な市街地整備 (23.6%)

「第18回品川区世論調査」結果 (H20年実施) より

## 地区の特色

八潮地区は、品川区の東部に位置し、東八潮地区は江東区、南側は大田区と隣接し、面積は4.55km<sup>2</sup>あります。

当地区は、昭和50年代後半に計画的・一体的に八潮団地が開発され、緑や運動場なども豊富にあり、ファミリー世帯に良好な住環境が整備されました。現在では、一時期に一齐にファミリー世帯が入居したことから、他地区と比べ人口や世帯の構成に特色がみられます。

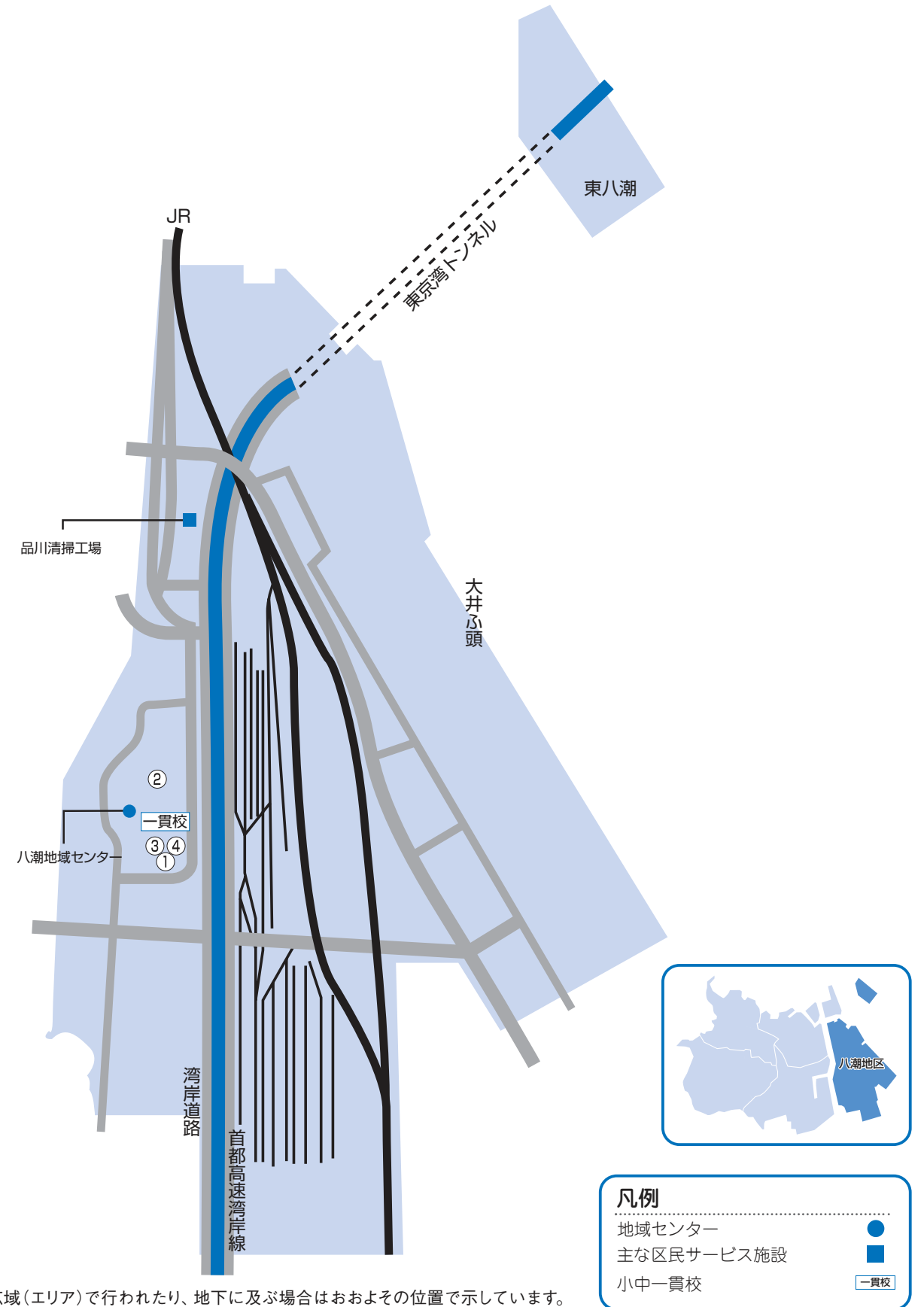
また、八潮地区は、国際化が進む羽田空港にも近く、東京湾沿岸の流通等に重要な役割を担う、首都圏の港湾機能の拠点となっています。

## 将来の方向性

他地区と比べて急速な少子・高齢化が進んでいますので、まちの活性化が喫緊の課題となっています。そのため、学校跡施設を利用した交流施設の開設など当地区の環境や特性を活かしたまちづくりを進めます。

## 地区の主要計画事業等

- ①文化学習施設の整備 (区民活動交流施設 (旧八潮南小学校跡)) .....P61
- ②小・中学校の改築 (八潮学園) .....P83
- ③認知症高齢者グループホームの整備 (旧八潮南中学校跡) .....P111
- ④特別養護老人ホームの整備 (旧八潮南中学校跡) .....P112





第4部

---

財政計画

# 財政収支の見通しと事業計画経費

## 1 財政計画の考え方

この財政計画は、10年間の計画期間(平成21年度～平成30年度)における財政収支の推計を行なったものです。

今日のわが国経済は、米国発の金融危機が实体经济にも波及し、景気後退が急速に進んでいます。今後暫くは、先行き不透明な状況が続くことが見込まれており、長期にわたる経済動向の予測や将来見通しを立てることはきわめて困難な状況にあります。

そのため、財政収支の見通しについては、現段階での想定が可能な税財政制度をめぐる動向や政府経済見通し、各種調査機関による予測結果など様々な指標を参考に取りまとめているますが、今後の状況の変化については、3年間の中期計画である総合実施計画のローリングおよび毎年度の予算編成の中で適切な調整を行い、計画の着実な実現を図るものとしています。

## 2 歳入

### (1)特別区税

平成22年度(2010年度)までは実質国内総生産(GDP)がマイナス成長と見込まれることから、特別区税の約9割を占め翌年度課税方式をとる区民税の特性を加味し、平成24年度(2012年度)以降の緩やかな伸びを想定しました。

### (2)特別区交付金

平成22年度(2010年度)までは、企業収益の落ち込みを反映し法人住民税の減が予測されることから、平成23年度(2011年度)以降の緩やかな伸びを想定しました。なお、配分率は現行のままで推計しています。

### (3)国・都支出金

計画事業費の特定財源見込みから積算しました。

### (4)その他

各科目ごとに過去の実績や伸び率から積算しました。

## 3 歳出

### (1)人件費

今後も事務事業の見直しと職員定数の削減に努めること、および退職手当については定年退職等の予測から所要額を見込みました。

### (2)公債費

償還計画に基づき償還額を見込みました。

### (3)一般行政運営経費

計画事業については、その事業量に応じて積算しました。その他の事業経費については、事務費や維持経費など内部経費のさらなる抑制を図るとともに、引き続き不断の行財政改革を進めることとします。

### (4)投資的経費

計画事業については、事業量に応じ重点的に配分しました。また、計画事業以外の投資的経費については、特定財源の活用などにより、できる限り事業量を確保するようにしています。

財政収支の推計(H21～30年度)

単位:億円

区 分		金 額
歳 入	特別区税	4,057
	特別区交付金	3,775
	国・都支出金	2,246
	その他	2,942
	合 計	13,020
歳 出	人件費	2,691
	公債費	290
	一般行政運営経費	7,257
	投資的経費	2,782
	合 計	13,020

事業計画経費(H21～30年度)

単位:億円

都 市 像	金 額
だれもが輝くにぎわい都市	256
未来を創る子育て・教育都市	1,238
みんなで築く健康・福祉都市	481
次代につなぐ環境都市	248
暮らしを守る安全・安心都市	921
区政運営の基本姿勢	15
合 計	3,159



付 属 資 料



# 品川区の財政状況

※平成19年度(2007年度)決算額にもとづく財政状況です。

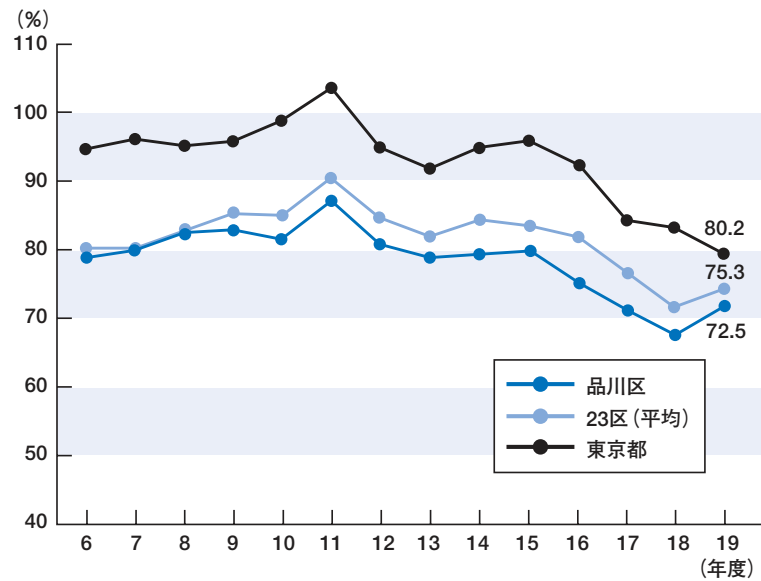
## 経常収支比率の推移

平成19年度は72.5% 弾力性のある財政構造を維持

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等}}$$

この比率は、経常一般財源(特別区民税・財政調整交付金のように毎年度連続して収入され、自由に使用できる財源)が、人件費・扶助費・公債費のように縮減することが困難な経常的経費に、どの程度充当されているかをみることによって、財政構造の弾力性(しなやかさ)を判断しようとするものです。

平成19年度の経常収支比率は72.5%で前年度から3.8ポイント増加していますが、平成11年度(1999年度)の最大値と比べ15.1ポイントの減となっています。また、平成4年度(1992年度)からは16年連続で23区平均を下回って推移しています。



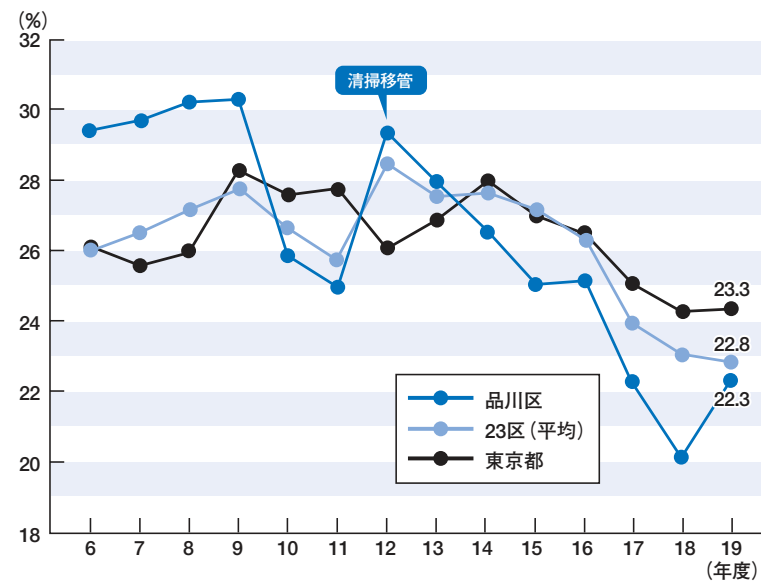
## 人件費比率の推移

平成19年度は22.3% 平成9年度(1997年度)のピーク時に比べ8.0%低下

$$\text{人件費比率} = \frac{\text{人件費}}{\text{歳出総額}}$$

人件費は、区の一般職員の給与や退職金、議員や非常勤職員の報酬などで、義務的な経費としての性格が強い経費です。この値が大きいと財政運営の硬直化の要因となります。

平成19年度の人件費総額は、281億6,364万円で、前年度に比べ8億2,705万円、3.0%の増となりました。平成12年度(2000年度)に人件費比率が増加したのは、東京都から清掃事業が移管されたことによるものです。



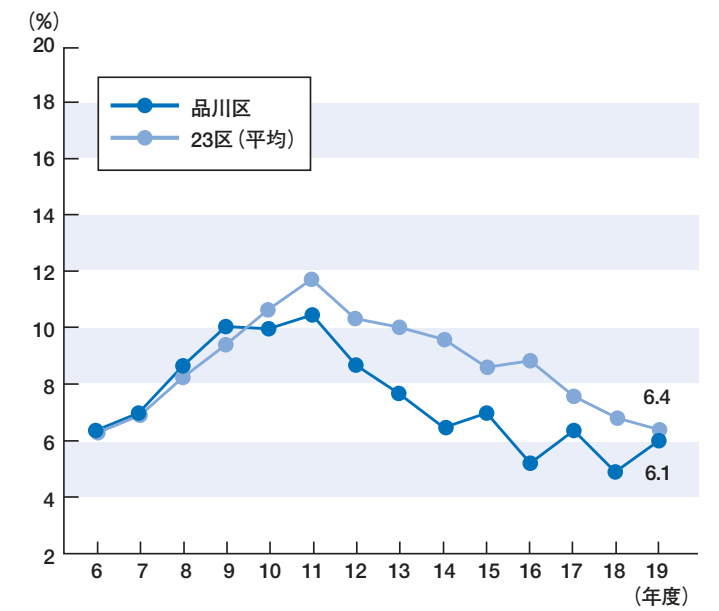
## 公債費比率の推移

平成19年度は6.1% 23区平均を10年間連続下回っています。

$$\text{公債費比率} = \frac{\text{公債費}}{\text{標準財政規模}}$$

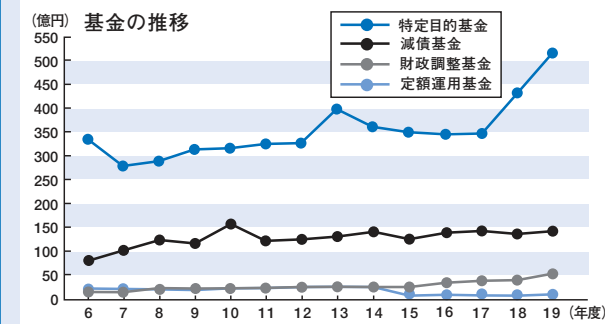
この比率は、公債費(区の借入金である特別区債の償還金に充てられた一般財源)が、標準財政規模に対しどの程度の割合となっているかをみることによって、財政構造の弾力性を判断するものです。

区の公債費比率は、平成11年度(1999年度)に10.3%とピークとなりましたが、その後減少し、平成19年度は6.1%となっています。これは、23区平均(6.4%)を0.3ポイント下回っており、柔軟性の高い財政構造を維持しています。



## 基金の状況 区の貯金

基金は、将来必要な行政需要に備えたり、過去に発行した地方債の償還に充てるための資金を積み立て、健全な財政運営を確保することを目的としています。平成19年度末の基金総額は約726億円で、23区中5番目に大きい額となっています。



財政調整基金は、年度間の財源を調整し長期的視点から財政の健全な運営を図ることを目的として積み立てている基金で、平成19年度末で約50億円となっています。

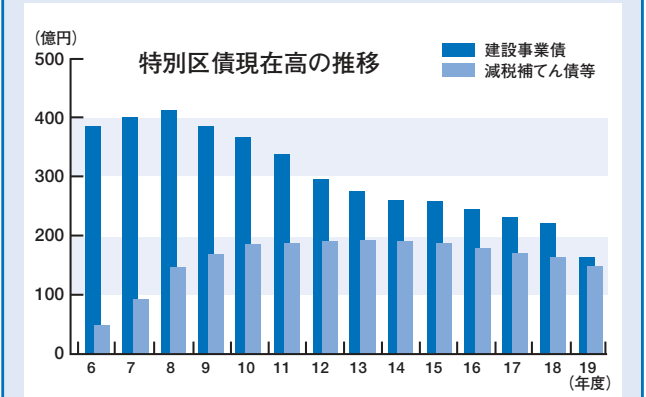
減債基金は、過去に発行した特別区債の償還に備えて積み立てている基金で、平成19年度末で約151億円となっています。

また、特定目的基金は、公共施設整備や義務教育施設整備など、特定の目的のために積み立てている基金で、平成19年度末で約522億円となっています。

定額運用基金は、目的にしたがって一定額を運用する公共料金支払基金と用品基金で、平成19年度末で約3億円となっています。

## 地方債(特別区債)の状況 区の借入金

地方債(特別区債)は、公共施設を整備するための資金などを調達するために区が行う借入金です。地方債(特別区債)を発行することで、多額の資金を一度に支出しないで済み、年度間の調整を図ることができます。また、現在品川区にお住まいの区民の方々だけでなく、将来の区民の方々にも費用を負担していただくことで、「世代間の負担の公平」を図ることができます。



年度末の特別区債現在高をみると、平成8年度(1996年度)をピークに建設事業債は減少し、反対に減税補てん債が増加しています。平成19年度末の特別区債残高は329億1,784万円で、平成18年度(2006年度)より50億8,217万円減少しました。

平成19年度起債発行額 0円  
 ※平成19年度は起債発行がありませんでした。起債を発行しなかったのは、昭和40年(1965年)以来のことです。

品川区では、区政に対する区民の意識や意向を把握し、今後の施策を考えるうえでの参考とさせていただくために、昭和49年(1974年)から2年に一度、世論調査を実施しています。

調査項目は、毎回お聞きして経年変化をみる「定住性」「重点施策」「生活環境」などのほか、今回は「よりよいまちづくり」「スポーツと生活習慣病」「緑と景観」「介護保険」などその時々々の区政の課題についてお聞きしています。

## 調査概要

**調査対象：**品川区在住の満20歳以上の男女個人  
(平成20年(2008年)6月1日現在) **回収数：**1,095人

**抽出方法：**層化2段無作為抽出法 **回収率：**73.0%

**対象者数：**1,500人 **調査期間：**平成20年(2008年)7月11日～7月27日

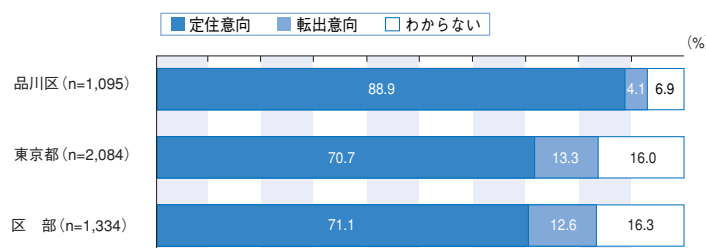
**調査方法：**調査員による個別面接聴取法

## 1 定住性について

### ほぼ9割の方が 住み続けたいと回答

定住意向をたずねたところ、これからも引き続き品川区に「ずっと住みたい」(44.9%)と「当分は住みたい」(44.0%)をあわせると88.9%で、定住意向は高いといえます。

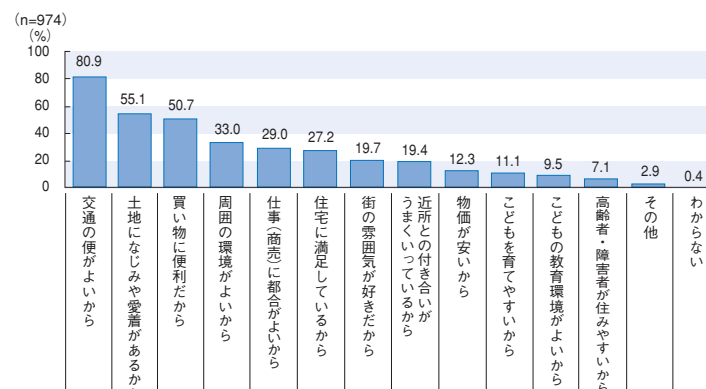
また、東京都、区部との比較でみると、定住意向は、東京都より18.2ポイント、区部(平均)より17.8ポイント高くなっています。



※東京都と区部は地域定住意向の調査結果  
東京都生活文化スポーツ局「都民生活に関する世論調査」(H19年実施)より  
(項目ごとの比率は四捨五入しているため合計しても100%になりません。)

### 住み続けたい理由は 交通の便が良いが上位

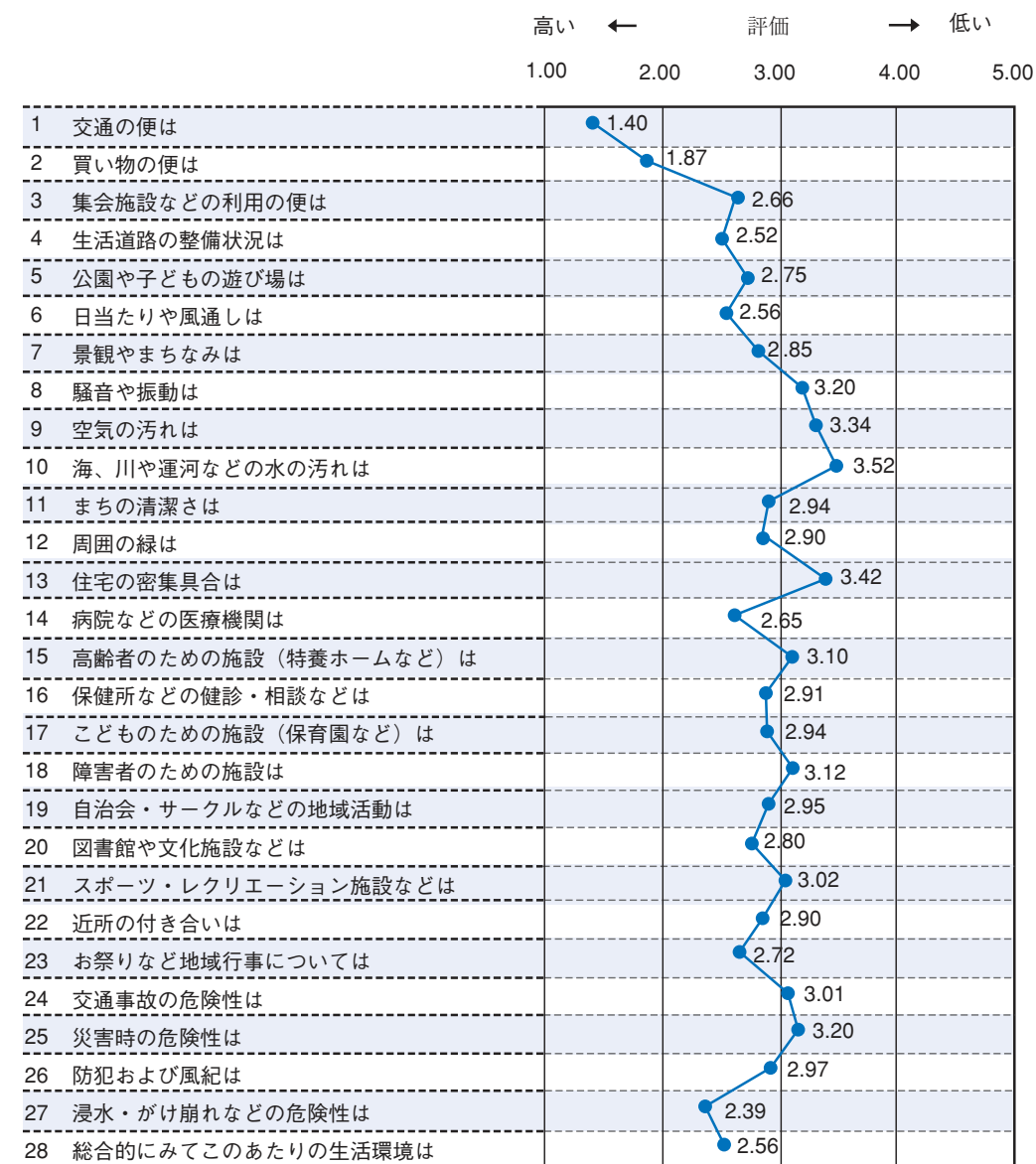
品川区に「ずっと住みたい」「当分は住みたい」と思う理由は、「交通の便が良いから」が80.9%と最も多く、次いで「土地になじみや愛着があるから」(55.1%)、「買い物に便利だから」(50.7%)などの順となっており、交通や買い物の便のよさが大きな理由となっています。



## 2 生活環境について

### 交通や買い物の便での評価が高く、環境面での評価が低い

生活環境を評価点でみると、「交通の便」や「買い物の便」での評価が高く、「住宅の密集具合」「海、川や運河などの水の汚れ」といった環境面での評価が低くなっています。

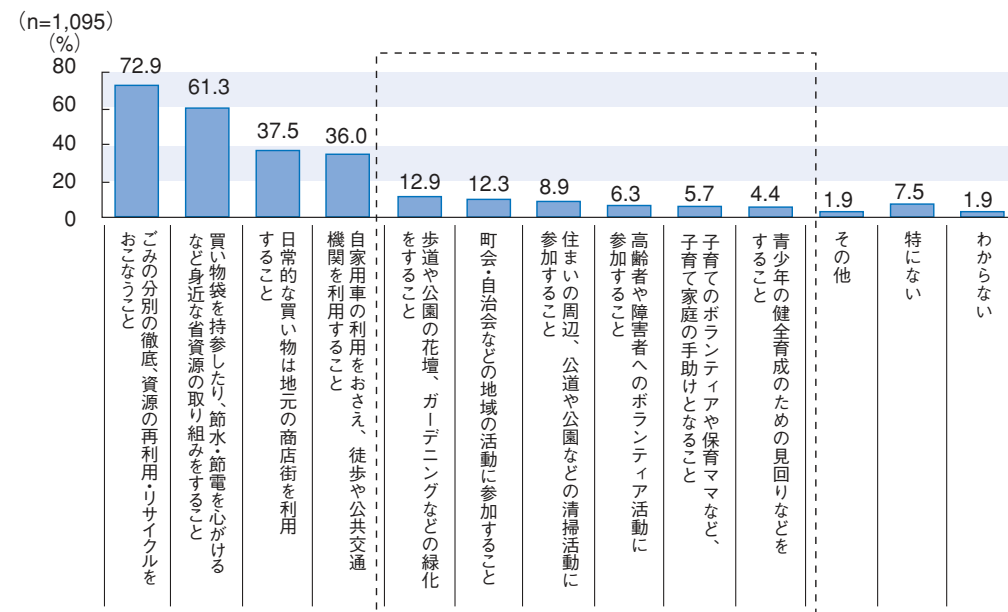


評価点＝  
(「良い」の回答者数×1点+「やや良い」の回答者数×2点+「普通」の回答者数×3点+「やや悪い」の回答者数×4点+「悪い」の回答者数×5点)  
÷回答者数

### 3 よりよいまちづくりについて

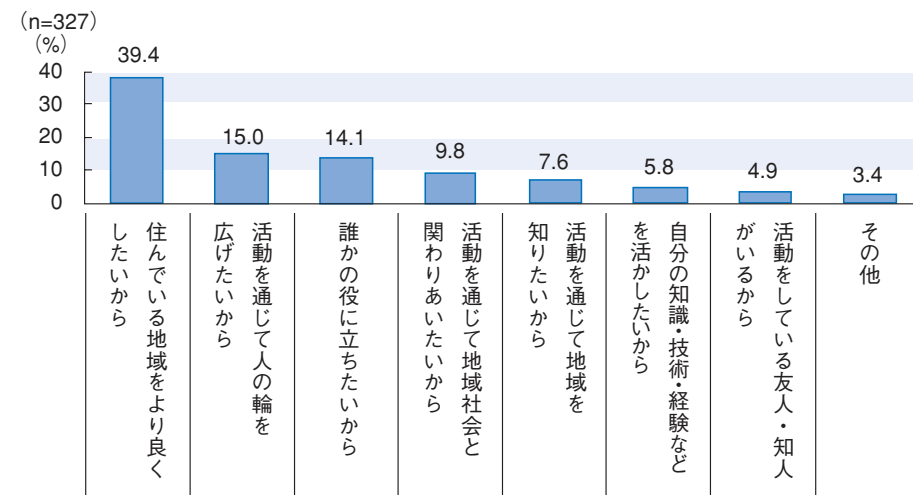
日頃心がけていることや今後取り組みたいことは、  
「ごみの分別の徹底、資源の再利用・リサイクルをおこなうこと」が7割以上

「ごみの分別の徹底、資源の再利用・リサイクルをおこなうこと」(72.9%)が最も高く、次いで「買い物袋を持参したり、節水・節電を心がけるなど身近な省資源の取り組みをすること」(61.3%)、「日常的な買い物は地元の商店街を利用すること」(37.5%)などの順となっています。



心がけている、あるいは取り組みたいと思う理由は、  
「住んでいる地域をより良くしたいから」がほぼ4割

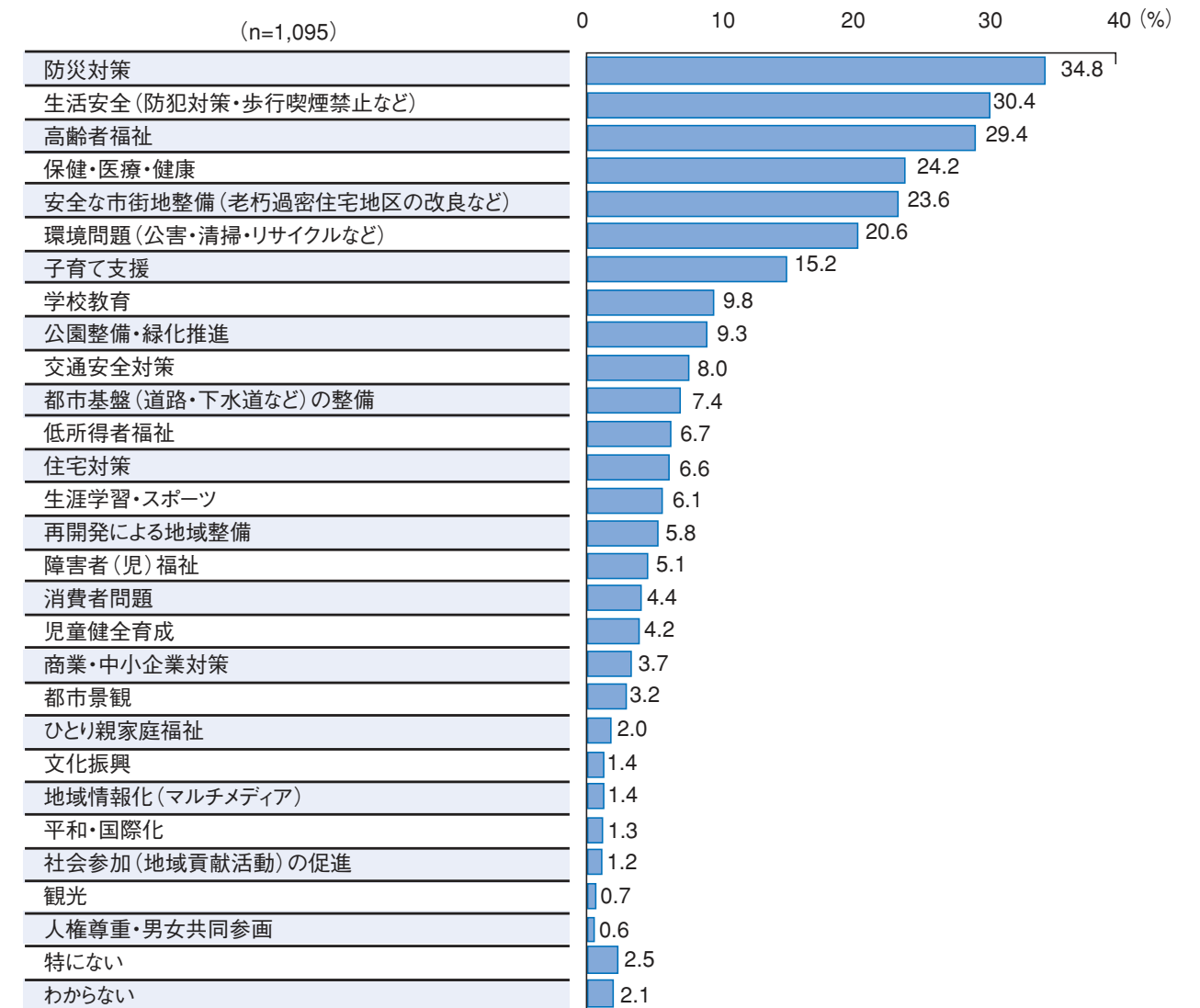
上の質問で点線(-----)部分の項目を答えた方に、その理由をたずねたところ、「住んでいる地域をより良くしたいから」が39.4%と最も高くなっています。



### 4 重点施策（今後特に力を入れてほしい施策）について

「防災対策」、「生活安全(防犯対策・歩行喫煙禁止など)」、「高齢者福祉」が上位3項目

区の施策の中で、今後特に力を入れてほしい施策は、「防災対策」(34.8%)が最も多く、次いで「生活安全(防犯対策・歩行喫煙禁止など)」(30.4%)、「高齢者福祉」(29.4%)などの順となっています。



# 品川区基本構想

## 第1章 新しい基本構想の策定

### 第2章 基本構想を貫く3つの理念

1. 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる
2. 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる
3. 区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

### 第3章 品川区の新たな都市像

1. だれもが輝くにぎわい都市
2. 未来を創る子育て・教育都市

### 3. みんなで築く健康・福祉都市

### 4. 次代につなぐ環境都市

### 5. 暮らしを守る安全・安心都市

### 第4章 都市像を確実に実現するために

1. ゆるぎない財政基盤の確立
2. 区民にとって身近な区政の推進
3. 信頼される職員の育成

### 第5章 長期基本計画と総合実施計画による基本構想の推進

## 第1章 新しい基本構想の策定

### —— 環境の変化と普遍の価値を踏まえて ——

現在の基本構想が策定されてから20年が経過し、区政を取り巻く社会経済環境は大きな変貌を遂げました。バブル経済の極大化と崩壊、その後の経済再生と東京への一極集中、そして人口減少社会の到来です。品川区の周辺でも、羽田空港の国際化や新幹線の品川駅開業などのような特筆すべき環境の変化がありました。

そして、私たちの品川区の中も大きく変わりました。大井町・大崎駅周辺、臨海部などで新しいまちづくりが進みました。荏原地区では、目黒線の地下化によって18箇所の踏切が解消され、発展の礎が築かれました。新しいボランティアや企業の社会貢献活動も盛んになってきています。街なかでは、子どもたちの歓声を聞く機会は減りましたが、カルチャースクールやスポーツ大会などで元気に活躍される高齢の方々を多く見かけるようになりました。総合的なまちづくりの推進によって、新しい品川区民も増えてきています。

特別区の制度も変わりました。区民全体の長年にわたる運動の成果が実って、特別区はそれぞれ基礎自治体となり、東京都から移管された清掃事業などに区民の声を直接活かせるようになりました。

このような大きな変化の中にあっても、守るべきものがあります。受け継がれてきた古くからの伝統や下町の文化、地域に根ざした区民の活動と助け合いの心です。多くの人でにぎわう地域のお祭り、ご近所同士の朝の挨拶、元気に登下校する子どもたちとそれを見守るまちの人びとです。そして、高齢者や障害者が笑顔で暮らせる福祉のまちです。

私たちは、このような環境の変化と普遍の価値を踏まえて、将来のあるべき品川区を実現するために、区民と区との共同指針として、この新しい基本構想を策定します。

## 第2章 基本構想を貫く3つの理念

### —— あるべき品川区の実現に向けて ——

品川区を取り巻く社会経済環境は、今後これまで以上のスピードで変化し続けて行くものと思われま。したがって、将来のあるべき品川区を実現するためには、こうした変動の時代を貫く区政の基本理念をしっかりと堅持することが、より一層重要になってきます。

もとより品川区は、区政の基本的な重点施策である福祉や防災、健康づくりや教育などの水準をさらに向上させるために全力を挙げてまいります。そのことを前提にしたうえで、ここでは3つの理念を掲げて、品川区の向かうべき基本的な方向を示すこととします。

### 1. 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる

品川区は、古くから都心に隣接した工業のまちとして、また、これと密接に関連した近隣型商業のまちとして発展してきました。さらに住宅地としても、その高い利便性ゆえに、多くの人の住まうところとなりました。近年では、羽田空港の国際化や新幹線の品川駅開業のほかにも、臨海高速鉄道の開通、目黒線と南北線・三田線の相互乗り入れ、武蔵小山駅への急行停車、品川・大崎地区を中心とする住宅とオフィスの建設が行われ、いまや品川区は東京の表玄関であると同時に、東京の繁栄を担う人びとが活躍する都市へと発展しました。

その一方、まちの随所でいまなお下町の風情が

見られるように、生活者の都市として34万人を超える区民それぞれの暮らしが息づいています。そして、昼間人口は50万人に達し、様々な人びとが働き、学び、憩うまちでもあります。こうした人びとの日々の営みによって、今日の国際都市東京の繁栄がもたらされてきました。しかも、品川区の昼夜間人口は、当分の間増加することが予測されており、東京における品川区の地位は、今後さらに重みを増すものと思われま。

これからの品川区は生活都市と国際都市の両面をもつ個性的な都市となる力を備えており、区はその力を十分に発揮させることで、暮らしやすさと繁栄のための政策を推進します。

### 2. 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる

伝統と文化は、いつの時代も人の心に安らぎと潤い、希望と勇気を与えてきました。そして、まちにはにぎわいと繁栄をもたらしてきました。私たちがこうした伝統と文化を享受できるのは、それを先人が大切に受け継ぎ、日々の生活の中で育んできた歴史の蓄積があったからにほかなりません。

特に、品川区は古い歴史をもつまちであり、「荏原」の地名は万葉集の中に見ることができま。「大井」も延喜式に見られる由緒ある地名です。江戸の昔から受け継がれてきた伝統的なお祭りがいまも生活の中に生き、大勢の人でにぎわっています。また、古来交易の拠点として栄え、「江戸切子」などの伝統工芸もいまに活かされています。大森貝塚は、日本考古学発祥の地として、その名を全国に知られています。

一方、新しい伝統と文化の息吹も伝わってきま

す。商店街通りや駅前では新しい趣向を凝らしたイベントが盛大に開催されています。また、高齢の方などによる安全を重視した新しいスタイルのスポーツの大会が開催され、スポーツ文化の新たな始まりを実感させてくれます。若い人たちの文化活動も盛んになってきました。

私たちのまちには全国に誇れるものが多くありますが、もっとも誇るべきは、今日の品川区に世代を継いで伝統と文化を伝えた先人の努力ではないでしょうか。そして、それをさらに発展させる創意と次代を担う子どもたちへの教育ではないでしょうか。

品川区は、由緒ある伝統と文化を育む活動を支援するとともに、さらに発展させるための環境を整備し、新しい文化とともに次の世代に引き継いでいきたいと考えています。

### 3. 区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

まちが「私たちのまち」であるためには、そこに住み、働き、学び、憩う人びとの自発的で自主的な連携・協力が欠かせません。地震の際の初期救助活動などのような緊急時の対応はもとより、きめ細やかな地域福祉の展開などのような日常生活に直結する分野においても、人びとのきずなは、なくてはならないものです。しかし現実には、多くの都市部ではコミュニティの衰退や崩壊が指摘されています。

品川区でも、一部ではそのような現象が見られるようになってきましたが、多くの品川区民は、自発的で自主的な活動を力強く展開しています。代表的な例として、地域に根ざした町会・自治会の幅広い日常活動が挙げられます。また近年は、

企業やNPOによる地域を越えた社会貢献活動も広く行われるようになってきました。さらに、大小様々なボランティア活動が区内全域で展開され、区の世論調査では、多くの区民がボランティア活動に参加したいとしています。

品川区が「私たちのまち」であるためには、こうした品川区の財産ともいうべき自発的で自主的な活動を活かして、区民と区との協働によるまちづくりを進め、さらに品川で働く人たちや学生なども迎えて、その輪を広げることが大切です。

このような観点から、社会参加意識の継続的な発展をめざして、協働による「私たちのまち」品川区をつくります。

## 第3章 品川区の新たな都市像 「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」をめざして

都市には、いくつもの顔があります。そしてその数と同じだけ、将来のあるべき都市像があります。ここでは、「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」をめざして、前章で述べた3つの理念を5つの分野にまとめ、都市像としてより具体的に示します。

### 1. だれもが輝くにぎわい都市

品川区にとって、にぎわいと活力の維持と向上はもっとも基本的な課題です。そもそも都市は、このにぎわいと活力の継続的な発展によって形成されてきたと言ってよいと思います。

品川区は利便性の高さや住みやすさから、近年昼夜間人口が増加しています。そして、町会・自治会などの区民活動が区内全域で行われています。また、住工商がバランスよく発展し、日本の製造業を支える高品質な製品を産出する大小の工場が操業されてきましたし、100を超える商店街が地域の中に展開しています。その一方、今後は情報産業やサービス産業の集積が進み、産業構造が大きく変化するものと思われま

す。地域の力と産業の振興は、品川区の発展にとって、欠かすことのできないものです。

また、品川区に住み、訪れる人びとが品川区の伝統に触れ、文化やスポーツをとおして喜びや生きがい、楽しさを実感できることもまちのにぎわいにとって大切なことです。

品川区は、こうした区民の様々な活動がさらに輝きを増し、その様子を全国に発信することによって、私たちのまちにより多くの人びとが訪れるようにしたいと考えています。

以上の観点から、「だれもが輝くにぎわい都市」を第1の都市像とし、以下の基本方針のもとで、その実現をめざします。

#### 《都市像の実現に向けて》

- \* 自発的・自主的な区民活動を支援します。
- \* 伝統と文化の継承と発展を図ります。
- \* 商工業や新たな情報産業などの振興を支援します。
- \* 文化とスポーツの振興を図ります。
- \* 都市型観光と国際交流を推進します。

### 2. 未来を創る子育て・教育都市

わが国は既に人口減少社会になりました。次世代育成の支援は、全国の喫緊の課題です。しかし今も、子育てに直面して、相談相手のいないまま一人で悩んでいるお母さんも少なくありません。

教育の分野も注目されています。学校では子どもたちの学力の低下やいじめ、家庭や地域では教育力の低下が指摘されています。朝食を摂れない子どもや一人で食卓につく子どもたちのことも心配です。一方、早朝から野球やサッカーなどの練習にはげむ元気な子どもたちも多く見られます。

このような社会環境の中であって、品川区の幼保一元化などによる子育て支援策の充実や小中一貫教育などの教育改革は全国から高い評価を得

て、多くの自治体の採り入れるところとなっています。その品川区が教育目標に掲げるとおり、「次代を担う人材を育てる」ために、親と子どもが育ち合いながら、ともに豊かな人格を形成するための環境を整備することは自治体の大きな責務です。また、青少年の育成も時代を超えて自治体が担うべき大切な課題です。

そして、こうした課題に応えるためには、平和で人権が尊重される社会が不可欠であることはいうまでもありません。

以上を踏まえ、「未来を創る子育て・教育都市」を第2の都市像とし、以下の基本方針のもとで、その実現をめざします。

#### 《都市像の実現に向けて》

- \* 子どもを生き育てやすい環境を整備し、親育ちと子育てを支援します。
- \* 次代を担う青少年を育成します。
- \* 教育環境の充実を図ります。
- \* 平和で人権が尊重される社会をめざします。

### 3. みんなで築く健康・福祉都市

わが国全体が高齢社会を迎えて、14年が経ちました。そして10年後の平成30年（2018年）には、高齢者人口が総人口の4分の1を占めることが確実視されています。品川区でも、国と同じ年に高齢者人口が14%を超え高齢社会となり、6年後の平成26年（2014年）には21%を超える超高齢社会の到来が予測されています。一方、現在の品川区には30歳代前半の人口が一番多く、今後壮年層として健康な家庭を築いていくことが期待されます。

このような人口動態を踏まえると、誰もが健やかに生きがいをもって暮らし続けることができるよう、健康や福祉、社会参加などがさらに重要な

政策課題になるものと思われま

す。これらはいずれも容易に実現できるものではなく、とりわけ高齢者や障害者など、そしてその家族が安心して暮らせる福祉のまちをつくることは、ひとり行政のみの努力で達成できるものでもありません。そこで、品川区は地域に身近な基礎自治体として、区民の声をよく聴き、相互の信頼と協力関係を築きながら、区民とともにこの都市像の実現に全力を挙げます。

以上の観点から、「みんなで築く健康・福祉都市」を第3の都市像とし、以下の基本方針のもとで、その実現をめざします。

#### 《都市像の実現に向けて》

- \* 区民の健康づくりを推進します。
- \* 高齢者や障害者の社会参加の促進を図ります。
- \* 安心して暮らせる福祉の充実を図ります。
- \* 助け合い、支え合う地域福祉を推進します。

## 4. 次代につなぐ環境都市

いま、地球環境を守ることが世界的な課題になっています。品川区は、区民の生活にもっとも近い基礎自治体の強みを活かしてこの課題に応えつつ、私たちのまちの環境を総合的に向上させたいと考えています。

都市における総合的な環境対策には、大きく分けて3つの観点が必要です。1つは憩いと安らぎをもたらす自然環境であり、2つにはその都市に相応しい景観、3つには環境にやさしい都市です。そしてこれらに共通することは、その都市がすべての人にとってすこしやすい都市であるということではないでしょうか。

この都市像の実現には長い時間と多くの経費、

そして区民の理解と協力が不可欠ですが、最近では、目黒川と立会川に魚影を見ることができるようになりました。また、整備の進んだ臨海部では水と親しむ区民の姿が見られます。荏原地区では目黒線の地下化によって新たな緑道が生まれま

す。景観を守るための都市計画づくりも大きく前進しようとしています。さらに、商店街と連携したマイバッグ運動などの地域に根ざした環境問題への対応も進められています。

このような動向をさらに促進し、次の世代に引き継ぐために「次代につなぐ環境都市」を第4の都市像とし、以下の基本方針のもとで、その実現をめざします。

### 《都市像の実現に向けて》

- \* 自然を活かした水とみどりのネットワークをつくりま
- \* やすらぎとにぎわいの都市景観を形成します。
- \* 区が率先して緑化や省エネルギー対策を推進します。
- \* 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を図ります。
- \* 環境問題への啓発を推進します。

## 5. 暮らしを守る安全・安心都市

人口密度が15,000人/km<sup>2</sup>を超える品川区にとって、地震や台風、集中豪雨などの自然災害は、大きな人的、物的被害に直結しかねません。また、火災に対する警戒も必要です。特に、品川区の面積の約34%を占める住宅密集地の防災性の向上は急務となっています。交通事故への対策もさらに充実させる必要があります。一方、人口の集中した都市の利点を活かして、便利で快適なまちづくりを進めることも重要な課題です。

災害や交通事故に対して抜本的な対策を講じることや、利便性や快適性を併せもつ総合的なまちをつくるためには長い時間がかかりますが、こうした都市基盤の整備は、将来の品川区の基礎を築

くために、どうしても成し遂げなければならない事業です。

また、区民の安全と安心を確かなものにするためには、犯罪への対策、特に子どもなどの弱い立場の人びとを守るための地域全体のしくみづくりが急務です。

安全と安心はすべての区民の願いです。品川区は、この区民共通の願いに応えるために、災害に強く、事故や犯罪のないまちをつくりま

す。以上の観点から、「暮らしを守る安全・安心都市」を第5の都市像とし、以下の基本方針のもとで、その実現をめざします。

### 《都市像の実現に向けて》

- \* 災害に強いまちをつくりま
- \* 安全で便利な交通網を整備します。
- \* 特に住宅密集地の防災性の向上を急ぎま
- \* 犯罪から区民を守る地域のしくみを充実させま
- \* 良好な居住環境のための総合的な市街地整備を進めま
- \* します。

## 第4章 都市像を確実に実現するために

### —— 信頼される区政であり続けるために ——

前章の都市像を実現するためには、品川区が区民から信頼される自治体でなければなりません。そのために、品川区は以下に掲げる区政運営の基本姿勢を堅持して区政を推進します。

## 区政運営の基本姿勢

### 1. ゆるぎない財政基盤の確立

第2章で述べたように、これからの品川区は変化の時代を生きることになります。こうした中で、区民の期待に応え、それぞれの都市像を着実に実現するためには、どのような状況のもとにあっても、ゆらぐことのない財政基盤を維持しなければなりません。このため、行政改革を継続的に推進し、簡素・効率的に区政を運営します。

また、都区制度改革や基礎自治体を重視した分権の推進に全力を挙げ、財政自主権の確立を図ります。

### 2. 区民にとって身近な区政の推進

品川区は、区民にとって身近な存在でありたいと考えています。そのためには、区の考えを分かりやすく区民に伝え、情報公開を進めるとともに、区民の声に耳を澄ませて区民参加の区政運営を進めていかなければなりません。そのために、広報紙やホームページはもとより、ケーブルテレビをはじめとして、今後機能の拡充が期待される情報媒体を駆使し、様々な機会を通じて、区民にとって身近な区政を推進します。

また、情報化が高度に進んだ時代だからこそ、区民との直接のふれあいを大切にして、温かさを実感できる区政を推進します。

### 3. 信頼される職員の育成

区政への区民の信頼は、職員への信頼にかかっています。このため、公務員としての高い倫理観を持ち、誠実に職務を遂行する職員の育成に全力を挙げます。

また、区民と区政との大切なコミュニケーションである接遇などにおいては、常に区民の声を十分に聴き取り、説明責任を果たすことのできる職員を育成します。

さらに、区民との協働においては、区民の意欲を真摯に受け止め、行政の専門性を活かして、必要な支援を行うことのできる職員を育成します。

## 第5章 長期基本計画と総合実施計画による基本構想の推進

「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現までには、多くの環境の変化があるものと思われます。したがって、5つの都市像を実現するための具体的な施策の推進は、そのときどきの局面に応じたものでなければなりません。

このため品川区は、新たに長期基本計画と総合実施計画を策定し、この基本構想を堅持しつつ、柔軟な施策展開を図ります。

## 品川区長期基本計画策定委員会審議経過

回	日程	主な審議内容
第1回	平成20年(2008年) 4月3日(木)	品川区基本構想と長期基本計画の策定について 基本構想、「区政を取り巻く環境の変化と長期基本計画策定の課題」、 「都市像別実施事業一覧」について
第2回	4月23日(水)	長期基本計画の骨子について 骨子、第三次長期基本計画の総括、アンケート調査結果について検討
第3回	5月20日(火)	都市像3(みんなで築く健康・福祉都市)について 「たたき台」に基づき検討
第4回	6月4日(水)	都市像2(未来を創る子育て・教育都市)について 「たたき台」に基づき検討
第5回	7月10日(木)	都市像1(だれもが輝くにぎわい都市)について 「たたき台」に基づき検討
第6回	8月7日(木)	都市像4(次代につなぐ環境都市)について 都市像5(暮らしを守る安全・安心都市)について 品川区の基本姿勢 「たたき台」に基づき検討
	8月7日(木)	学識会議 「たたき台」の修正についての検討
第7回	9月12日(金)	長期基本計画素案について討議 意見のまとめと「たたき台」の修正案に対する検討
	9月17日(水)	学識会議 パブリックコメント原稿の検討

(10月11日～11月10日)長期基本計画素案(案)パブリックコメント実施  
☆意見の数 211人(団体) 340件

第8回	12月2日(火)	長期基本計画素案について討議 パブリックコメントとその修正について検討
	12月12日(金)	学識会議 答申案のとりまとめ
第9回	12月25日(木)	長期基本計画素案 答申

## 品川区長期基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

### 1. 学識経験者(3名)

委員長	青山 侑	明治大学大学院教授
副委員長	小笠原祐次	(前)中部学院大学人間福祉学部教授
委員	早川 誠	立正大学法学部教授

### 2. 区内団体関係者(14名) 50音順

委員	芦澤美佐子	品川区工場協会連合会会長
委員	石井傳一郎	社会福祉法人 品川区社会福祉協議会会長
委員	市川信之助	品川区青少年対策地区委員会連合会会長(8/6まで)
委員	上竹将夫	品川区民健康づくり推進協議会会長
委員	浦山嗣雄	品川区商店街連合会会長
委員	大山忠一	東京商工会議所品川支部会長
委員	国分直人	(社)東京青年会議所品川地区委員会委員長
委員	小林順子	品川区行動計画推進会議会長(男女共同参画)
委員	坪井久美子	特定非営利活動法人パルレ理事長
委員	土橋弘幸	しながわシニアネット代表
委員	中尾根剛	(株)南東京ケーブルテレビ代表取締役専務
委員	本間由莉	青少年代表(成人式実行委員)
委員	三橋義一	品川区町会連合会会長(6/4から)
委員	村田清重	品川区町会連合会会長(6/3まで)
委員	諸橋浩一	品川区青少年対策地区委員会連合会副会長(8/7から)
委員	吉村信一	連合品川地区協議会事務局長

### 3. 公募区民(5名) 50音順

委員	大杉祥八
委員	木村篤史
委員	久保田久仁子
委員	志賀 勝
委員	吉仲理恵

### 4. 区議会議員(5名)

委員	石田秀男	品川自民党区議団
委員	林 宏	品川自民党区議団(6/3まで)
委員	鈴木真澄	品川自民党区議団(6/4から)
委員	若林広毅	品川区議会公明党
委員	宮崎克俊	日本共産党品川区議団
委員	阿部祐美子	民主品川

### 5. 品川区(3名)

委員	本間敏明	副区長
委員	山田恵美子	副区長
委員	若月秀夫	教育長

---

## 品川区長期基本計画

---

発行日：平成21年4月 1,000円

発行：品川区

編集：企画部

表紙イラスト：城谷斉彦



## 非核平和都市品川宣言

今、この地球に、  
人類は自らを滅ぼして余りある  
核兵器を蓄えた。  
いまだかつて、開発された兵器で  
使われなかつたものはない。  
これは、歴史の恐るべき証明である。

一刻も早く、核兵器をなくさなければならない。  
頭上に核の閃光がひらめく前に。  
遅すぎたとき、それを悔やむだけの未来すら、  
我われには残されていない。

品川区は、  
核兵器廃絶と恒久平和確立の悲願を込めて、  
ここに非核平和都市を宣言し、  
全世界に訴える。  
我われは、いかなる国であれ、  
いかなる理由であれ、  
核兵器の製造、配備、持込みを認めない。  
持てる国は、即時に核兵器を捨てよと。

このかけがえのない美しい地球と、  
そこに住む生きとし生けるものを、  
守り伝えるために。

制定 昭和60年3月26日

品川区

## 人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして  
自由であり、平等である  
いかなる国や個人も、いかなる理由であれ  
絶対にこれを侵すことはできない

幾多の試練と犠牲のもとに  
日本国憲法と世界人権宣言は  
この人類普遍の原理をあらわし  
人権の尊重が  
国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は  
いまだに差別意識と偏見が  
人々の暮らしの中に深く根づき  
部落差別をはじめ  
障害者、女性、先住民族、外国人への差別など  
どれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間がつくりあげた差別は  
人間の理性と良心によって  
必ずや解消できることを  
我々は確信する

平和で心ゆたかな  
人間尊重の社会の実現をめざす品川区は  
『人権尊重都市品川』を宣言し  
差別の実態の解消に努め  
人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを  
ここに誓う

制定 平成5年4月28日

品川区